

環境白書

[平成23年版]



長崎県



環 境 方 針

I 基本理念

県は、「長崎県環境基本計画」に基づき各種環境関連施策を積極的に推進しています。

これら県の取り組みをより具体的かつ実効性のあるものとするため、国際環境規格ISO14001の考え方を踏まえた長崎県庁独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した諸施策を率先して実施します。

さらに、県民の皆様や事業者、市町との相互連携をすすめるとともに、環境関連産業の育成・振興を図り、健全で恵み豊かな環境を創造し、その保全に努め、快適で美しい21世紀の長崎県づくりに向けた行動をすすめます。

II 基本方針

長崎県は、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県をめざすため、以下の方針に基づき行動します。」

- ① 長崎県環境基本計画に掲げた4つの基本目標の達成に向けた環境保全施策の推進に努めます。
 - 1) 地球環境保全をめざす社会の実現
 - 2) 環境への負荷の削減と循環型社会づくり
 - 3) 人と自然とが共生する快適な環境づくり
 - 4) 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり
- ② 環境保全に関する目標を定め、定期的な見直しを行います。
- ③ 環境関連法規等を順守し、継続的改善及び環境汚染の予防に努めます。

平成23年4月1日

長崎県知事 中村 法道

平成23年版 環境白書 目次

第1部 環境行政の展望	1
-------------	---

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成22年度）

第1章 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

第1節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進	9
2 自動車排出ガス抑制対策の推進	25

第2節 水環境の保全

1 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	29
2 生活排水対策の推進	36
3 工場・事業場等排水対策の推進	39
4 水の循環利用	40

第3節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全	42
2 地盤環境の保全	44

第4節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 廃棄物の発生抑制	45
2 リサイクルの推進	50
3 廃棄物の適正処理の推進	54

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進	62
-----------------	----

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理	79
2 ダイオキシン類削減対策の推進	81

第2章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 優れた自然と多様な生物が生息・生育する地域の保全

1 豊かな自然環境の保全	85
2 希少な生物の継続的監視と保全対策の実施	102
3 自然公園制度等の運用	107

第2節 身近な自然の保全と創造

1 河川・沿岸環境の保全・復元・創造	113
2 地域ぐるみでの裏山・里山・水辺地等の保全	116
3 都市環境の保全と創造	123
4 自然災害防止対策の推進	128

第3節 人と自然とのふれあい促進

1 自然環境教育のフィールドの提供	130
-------------------	-----

2	自然公園等の利用施設の整備促進	133
第4節	歴史的環境の保全と創造	
1	歴史的環境の保全と創造	137

第3章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節	環境教育・環境学習等の推進	
1	学校等における環境教育・環境学習等の推進	138
2	社会における環境教育・環境学習等の推進	140
第2節	自主的な環境保全行動の促進	
1	県・市町の環境保全に向けた取組の推進	141
2	県民の環境保全に向けた取組の推進	142
3	事業者の環境保全に向けた取組の推進	145

第4章 地球環境保全を目指す地域的取組と国際的取組

第1節	地球温暖化の防止	
1	温室効果ガスの排出・吸収源対策	146
2	省エネルギーの推進・エネルギーの有効利用	151
第2節	オゾン層の保護・酸性雨対策等の推進	
1	オゾン層の保護対策の推進	153
2	酸性雨対策の推進	154
第3節	海洋汚染の防止	
1	漂着油、漂流・漂着ごみ対策の推進	156
第4節	国際的取組の推進	
1	環境保全のための国際協力の推進	158

第5章 環境保全のための共通基盤的施策の推進

1	適正な土地利用の推進	159
2	調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実	160
3	環境配慮の推進	163
4	環境情報の整備と交流	165
5	公害苦情と公害紛争の適正処理	166
6	環境管理システムの促進	168
7	誘導的措置の活用等	169
8	規制措置の活用	173

第3部 平成23年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

第1節	地球温暖化対策の推進	175
第2節	広域的な環境汚染対策の推進	179

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

第1節	廃棄物対策の推進	182
第2節	大気環境の保全	188
第3節	水環境の保全	191
第4節	土壌・地盤環境の保全	196
第5節	騒音・振動・悪臭対策の推進	197
第6節	化学物質の環境リスク対策の推進	198

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節	生物多様性の保全	199
第2節	自然とのつながりの回復	203
第3節	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	209

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節	環境教育・環境学習等の推進	214
第2節	自主的な環境保全行動の促進	217
第3節	環境情報の収集、発信の強化	219

第5章 環境保全のための共通の基盤的施策

(別冊)

第4部 環境基本計画の進行管理

第1章	長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章	長崎県環境基本計画の進捗管理	3
1.	はじめに	3
2.	数値目標の進捗結果	3
3.	重点施策の進捗結果	7
4.	環境基本計画の達成状況に基づく評価	8
資料	数値目標（指標）一覧・個表	
	重点プロジェクト進捗一覧・個表	

資料編

第 1 部

環 境 行 政 の 展 望

第1部 環境行政の展望

本県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県環境基本条例に基づき、平成12年1月に「長崎県環境基本計画」を策定し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現、人と自然が共生する快適な環境づくりといった環境行政の方向性を示しながら「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を将来に引き継いでいくため、様々な施策に取り組んでまいりました。

例えば、環境基本計画を着実に推進するため、県庁内に「21長崎県環境づくり推進本部」を設置し、「環境影響評価条例」の制定、「温暖化対策実行計画」や「廃棄物処理計画」、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」の策定、「環境物品等調達方針（グリーン購入）」の制定、「県レッドデータブック」の作成などを実施してまいりました。

また、本県における大気汚染や水質汚濁等の公害問題、自然環境の破壊やごみ問題等に対処すべく、関係法令の運用と併せ、地球温暖化対策、生物多様性の保全、快適な生活環境の確保等の新たな環境問題に対応するため「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（略称：未来環境条例）」を平成20年3月に制定し、必要な措置を講じてまいりました。

このように、当初計画から10年が経過し、環境行政を取り巻く状況も変化してきていることから、平成23年3月に「長崎県環境基本計画」の見直しを行ないました。

今後、新たな「長崎県環境基本計画」の4つの基本目標である「地球環境保全をめざす社会の実現」、「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」、「人と自然とが共生する快適な環境づくり」、「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」に沿って、地球温暖化対策や生物多様性の保全、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりなど、実効ある取組を推進してまいります。

Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

- 地球温暖化を防止するために、我が国においては、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。また、平成9年に採択された京都議定書的主旨を踏まえ、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されました。その後、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全面改定）が策定されました。

県では、地球温暖化対策を推進するため、平成8年に「長崎県地球環境保全行動計画」を策定しました。また、平成12年に策定した長崎県環境基本計画において地球温暖化対策を重点施策と位置付け、その推進を図ってきました。

平成14年には地域に密着した対策を推進するため「長崎県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するとともに、平成16年12月に温暖化防止の普及啓発事業や地域の活動団体の支援を行うため「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。

さらに、県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を検討、推進するため、平成16年12月に「地球温暖化対策協議会」を設立しました。協議会は、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者

及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等で構成されており、温室効果ガスの排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための各種対策等について協議しています。

平成１７年度には、協議会において、県民主導の温暖化対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」が策定され、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開をめざしています。

平成１９年度からは増加する民生家庭部門の二酸化炭素排出量を削減するため、家庭における節電等の取組が評価できるエコシートを配布するなど、住民参加型の普及啓発事業を展開しています。

平成２０年度からは未来環境条例に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけており、一定規模以上の駐車場設置者に対しては、利用者へのアイドリング・ストップの周知を義務づけています。

平成２１年度からは、実効ある地球温暖化対策として、一般住宅用の太陽光発電設備設置に対する補助を行い、平成２２年度からは、太陽光発電設備と高効率給湯器などの省エネ設備とを複合的に設置する場合の助成を行います。

さらに、二酸化炭素の吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進します。

- 県自らの地球温暖化防止対策としては、平成１２年に「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、県の事務・事業に係る二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

平成２３年度には第３次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を策定し、引き続き二酸化炭素排出量の削減を推進していきます。

また、平成１３年度からは毎年度「環境物品等調達方針」を策定しており、環境にやさしい物品の調達に努めています。

- オゾン層の保護対策については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び平成１７年１月に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、業務用冷凍・空調機器やカーエアコンからのフロン回収・処理を推進しています。

また、平成１９年１０月には、行程管理制度の導入や整備時のフロン回収義務の明確化などについて定めた改正フロン回収破壊法が施行されており、より一層、フロン回収の徹底に努めています。

- 県内の酸性雨の状況は、１降雨の年平均値のｐＨ（水素イオン濃度）は例年全国レベルの範囲内にありますが、将来、森林への影響や湖沼の酸性化など生態系への影響が危惧されています。

このような状況に対応するため、工場・事業場に対するばい煙の排出抑制対策や自動車排出ガス対策の一層の推進に努めます。

- 本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約４，２００kmと北海道に次ぐ全国第２位の長さを有する地形的な特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

このため、本県では、平成１４年１０月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、各種対策や市町あてに回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできたところですが、平成２１年７

月に制定されたいわゆる「海岸漂着物処理推進法」に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成２２年１０月）しており、今後も漂着ごみ対策の推進に努めてまいります。

- 平成４年８月に開催された九州北部３県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸１市３道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）による「日韓海峡沿岸県・市・道知事交流会議」での協議事項を踏まえ、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同研究事業を実施しています。平成１２年度より山口県が同事業に参加しました。

これまで、酸性雨共同調査、河川水生生物検定共同調査、陸水及びその集水域における窒素流動（flux）調査、日韓都市間大気汚染度比較評価、集水域の地質・植生が異なる河川水調査、オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査及び黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査を実施してきました。

また、漂流・漂着ごみ対策に取り組むこととし、「日韓海の環境美化キャンペーン」（Ｈ１５～Ｈ１７）、「日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」（Ｈ１８～Ｈ２０）、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」（Ｈ２２～）を実施するなど、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取り組みと両国の友好・交流に努めています。

平成２２年１０月には、日韓の研究者等が、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表を行う「２０１０日韓８県市道環境シンポジウム」を長崎市において開催しました。

Ⅱ 環境への負担の削減と循環型社会づくり

- 本県の大気環境はおおむね良好な状況で推移していますが、光化学オキシダントについて、平成１８年５月に本県で初めての光化学オキシダント注意報を発令しました。平成２１年度は、５月８日に１０市８町に、翌９日に４市４町に本県観測史上初めて２日に渡る連続発令で、しかも広範囲に注意報を発令することとなり、福岡県、佐賀県、熊本県でも同様に連続発令されました。

平成２２年度においては、５月８日に３市１町に注意報を発令しました。発生要因については、人為的な汚染源が少ない五島、壱岐などでも高濃度オキシダントが出現していることから、「大陸からの移流」などの影響も推測されており、原因究明を急ぐとともに測定体制の充実を進めていきます。

引き続き、工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図り、ばい煙中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

- 海域、河川のそれぞれの水域において水質に係る環境基準を達成維持するため、工場・事業場排水対策や生活排水対策など各種の対策を推進します。

特に大村湾や有明海等閉鎖性海域を多く有する本県では、流域の市町と連携し、下水道や浄化槽等の整備促進に努めます。

また、地下水質についても継続的に汚染状況を把握し、より良い水環境の保全に努めます。

- 大村湾、諫早湾及び有明海については、「第２期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第２期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・

事業を展開します。

- 土壤環境については、現在、特に大規模な土壤汚染の発生はみられませんが、島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成 23 年 2 月に具体的な対策と数値目標を掲げた「第 2 期島原半島窒素負荷低減計画」（平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年）を策定し、窒素負荷低減に向けた取り組みを進めています。

- 本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の維持等に取り組んでまいりました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減や不法投棄を始めとする不適正処理の改善については効果があったものの、今なお廃棄物の再生利用量は低い水準で推移していることなど様々な問題を抱えています。加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このため、「長崎県廃棄物処理計画」の見直しを行い、平成 23 年度を始期とする新たな計画を平成 23 年 3 月に策定し、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ゴミゼロながさき推進会議」において「ゴミゼロながさき実践計画」の見直しが行われ、平成 19 年 3 月に新たな実践計画が策定されました。今後とも同会議において、実践計画の進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化・リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らの事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

- 平成 17 年度からは、九州 7 県が足並みをそろえて導入した産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

- 近年、化学物質を使った製品が数多く生産され、その多くが様々な形で廃棄されることで、多種多様な化学物質が環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されます。

また、一部の化学物質については内分泌攪乱作用（環境ホルモン）が指摘されており、さらに廃棄物焼却施設等から非意図的に排出されるダイオキシン類について、その毒性の強さから人への健康影響が懸念されています。

本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気、水質、土壌等の汚染実態の把握や発生源からの削減対策を推進し、P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めます。

III 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずのうちに荒廃してしまったものが目立ってきています。
さらに、近年、海外あるいは国内の他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって数が増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、昔から本県に生息・生育していた野生動植物が影響を受けている例もみられます。
- 様々な生物は個々に独立して生存しているのではなく、食物連鎖や共生関係などにより環境に適応した生態系を構成し、相互に関係をもって生存しています。ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種をも保護することができるのです。
このように、希少種だけでなく多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。
県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全しその恵みを活用していくために必要な施策や、社会経済活動における取組、多様な主体との連携・協働事業などをとりまとめ、平成21年3月に「長崎県生物多様性保全戦略」を策定しました。
- 地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成12年度に「長崎県レッドデータブック」を作成しましたが、この後10年を経た平成22年度には、「改訂版長崎県レッドリスト」をとりまとめ公表しました。
平成23年度からは、レッドリスト掲載種を中心にモニタリング調査を実施して、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めています。
- 最初のレッドデータブック作成の後、平成14年に「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定し、ここで示された緊急に保護が必要な地区のうち、西海市の久良木湿原については平成19年に自然環境保全地域及び同野生動植物保護地区に指定しました。
平成20年度には、未来環境条例に基づきナナツガママンネングサ、ヒレフリカラムツなど32種を「希少野生動植物種」として指定するとともに、これらの種の捕獲・採取等が禁止される「希少野生動植物種保存地域」に西海市を指定しました。その後、毎年度指定を拡大し、平成23年度までに54種を希少野生動植物種に、9市町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町）を希少野生動植物種保存地域に指定する予定です。
- 平成23年度には、改訂版レッドリストに基づき、希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針を検討しています。今後は、この基本方針に基づいて、緊急性の高い種や地

域の保護・保全策の実践を進めて行きます。

- 公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めます。
- 自然公園においては、県民の自然とのふれあいや、自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図るとともに、観光利用により地域振興に貢献することを目的とし、自然環境を活かした野外レクリエーション施設の整備を進めています。
これらの自然公園の利用については、従来の自然景観を楽しむだけの利用から、自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりを踏まえ、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。
また、県有の自然公園施設の老朽化等に対応するとともに、施設のバリアフリー化や景観の向上及び利用しやすい施設への改善などに重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。
- 平成21年8月、島原半島が国内初の世界ジオパークに認定されましたが、県内他地域においても、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めており、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進します。

IV 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 地球の温暖化、オゾン層の破壊、化学物質による汚染や生態系の破壊、生物の多様性の減少など、環境への負荷は知らず知らずに増加しています。
私たちが、このような現状を理解し、地球の環境保全とともに自然豊かな長崎県を未来につなげるよう環境保全のための行動を実践するためには、環境に関する情報の授受と、環境学習が基本となります。
このため、県では「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣しています。
- 環境問題への関心の高まりとともに、環境教育・学習を通じて環境保全の必要性は理解できていても、環境保全のための具体的な行動に結びつきにくい面があります。身近な環境から地球規模の環境まで、問題解決へ向けて自ら実践することができる様々な対策があります。
環境保全についての自主的な行動への取組は、ISO14001やE A 21など環境マネジメントシステムの認証取得や植栽活動、環境美化活動、民間活動団体の活動支援などをはじめ、各種団体などが行う講演会・研修会や実践活動、あるいはテレビなどを通じた啓発により、実践されているところです。団体の中には、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき「特定非営利活動法人（NPO法人）」の認証を受けてさらなる活動の展開を推進しているところもあります。
今後は、これらの活動団体や事業者、行政が連携できる社会的仕組みの整備なども含めて、地域の環境から地球規模の環境に至るまでを考えた自主的な環

境保全行動の推進に努めていく必要があります。

- 未来環境条例の基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、県民及び事業者と連携して地域の環境美化を推進しています。
- 環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。
特に次代を担う子どもたちが、環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。このため県では「こどもエコクラブ」活動の支援に努めており、顕微鏡などの資材の貸し出しを行っています。
- 平成15年10月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を平成17年3月に策定しました。計画では、学校・地域社会・職場といった様々な場における環境についての情報や体験機会の提供、環境教育を推進する際の県民、事業者、団体及び行政の役割や連携、施策の方向性について整理しました。
この計画を推進することにより、環境保全の意欲の増進と環境教育を総合的、体系的に進めていきます。

第 2 部

環境の現状及び環境の保全に関し講じた施策

(平成22年度)

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成22年度）

第1章 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

第1節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進〔環境政策課〕

現状・施策

（1）大気常時測定結果

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場等から排出されるばい煙が主な汚染源である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの4項目について、42局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で継続的に測定を行っています。

平成22年度は、浮遊粒子状物質が短期的評価においては42測定局の全ての測定局で、また長期的評価では42測定局のうち27測定局において環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、全測定局（30測定局）で環境基準を達成できず、5月に注意報を発令しました。

なお、ほかの項目については、すべての測定局で環境基準を達成しており、全般的に見て本県の一般大気環境は概ね良好な状態で推移しています。

有害大気汚染物質について3市8地点19項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど）について調査したところ、環境基準が設定されている4物質については、全て環境基準を達成しました。

ア．環境基準対象項目

A．二酸化硫黄（ SO_2 ）

41測定局（自動車排出ガス測定局1局含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a．環境基準達成状況

環境基準達成状況を表1-1-1-1に、濃度上位測定局を表1-1-1-2に示しました。

・短期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

・長期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

なお、過去10年間の測定結果でもすべての有効測定局が環境基準を達成しています。

表 1－1－1－1 二酸化硫黄の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年 度 (平成)	測定 局数	短 期 的 評 価			長 期 的 評 価			
		達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)	有効測 定局数	達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)
1 3	4 6	4 6	0	100	4 6	4 6	0	100
1 4	4 6	4 6	0	100	4 6	4 6	0	100
1 5	4 6	4 6	0	100	4 6	4 6	0	100
1 6	4 6	4 6	0	100	4 6	4 6	0	100
1 7	4 6	4 6	0	100	4 6	4 6	0	100
1 8	4 3	4 3	0	100	4 3	4 3	0	100
1 9	4 0	4 0	0	100	4 0	4 0	0	100
2 0	4 1	4 1	0	100	4 1	4 1	0	100
2 1	4 1	4 1	0	100	4 1	4 1	0	100
2 2	4 1	4 1	0	100	4 1	4 1	0	100

表 1－1－1－2 二酸化硫黄濃度の上位測定局(平成 22 年度)

1 時間の最高値 (ppm)			日平均値の 2 %除外値 (ppm)		年 平 均 値 (ppm)			
順位			順位		順位			
1	稲佐小学校	0.061	1	島原市役所	0.009	1	口之津	0.004
2	島原市役所	0.042		口之津	0.008	2	島原市役所	0.003
3	遠見岳	0.038	3	石 岳	0.007		川 棚	0.003
4	口之津	0.033	5	稲佐小学校・遠見岳・ 対馬・神浦・壱岐・ 木場・川棚・平戸・ 俵ヶ浦・小浜・福石 0.005	小 浜		0.003	
5	黒崎中学校	0.031			福 石		0.003	

b. 経年変化

県下各地域を代表する測定局を 6 局選定し、各測定局の過去 10 年間における経年変化を図 1－1－1－3 に示しました。

また、長期暴露の観点から平均的な動きをみるために年平均値についても図 1－1－1－4 に示しました。

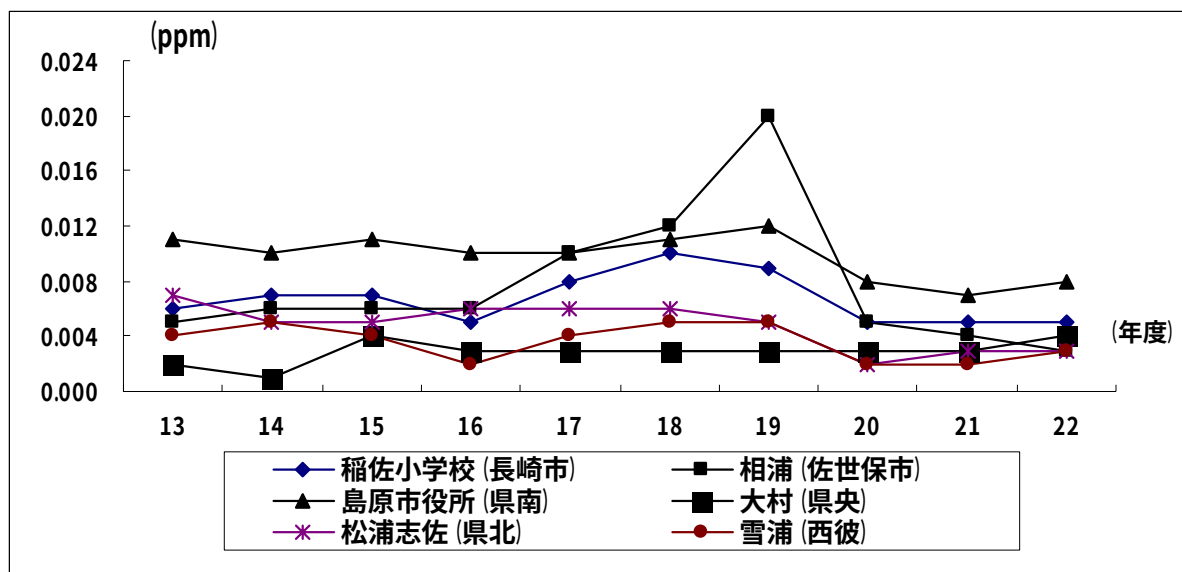


図 1－1－1－3 二酸化硫黄の 2 %除外値の経年変化

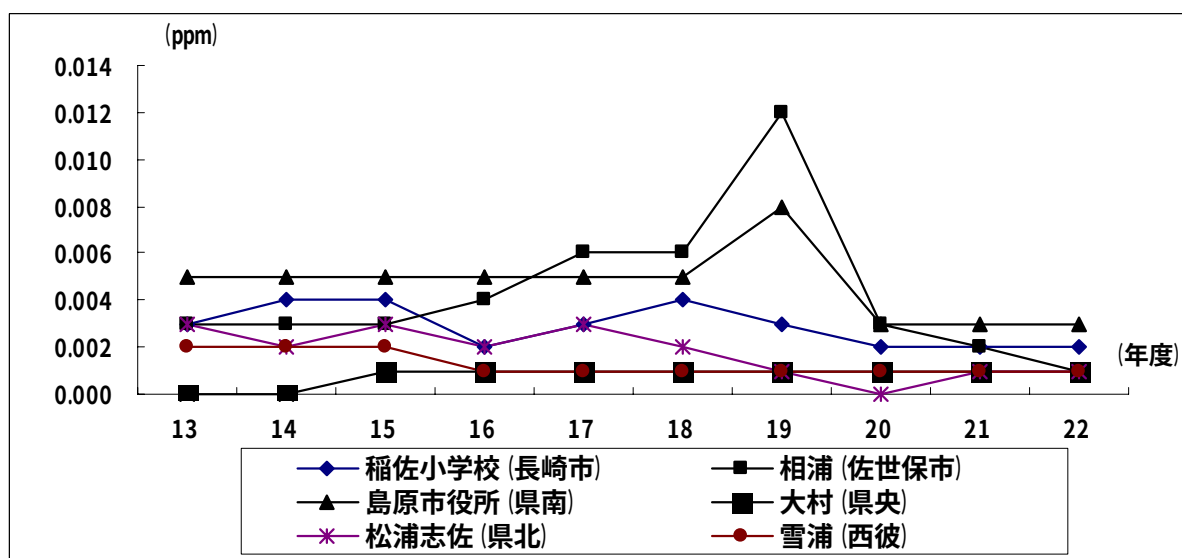


図 1－1－1－4 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

B. 浮遊粒子状物質 (S P M)

45 測定局（自動車排出ガス測定局 3 局含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間 6, 0 0 0 時間以上の有効測定局でした。

a. 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表 1－1－1－5 に、濃度上位測定局を表 1－1－1－6 に示しました。

・短期的評価

45 測定局（一般環境大気測定局 42 局、自動車排出ガス測定局 3 局）全てにおいて、環境基準を達成できませんでした。

基準を連続して超えた時期には、黄砂や気象現象である煙霧が

観測されており、超過の原因は自然的なものと考えられます。

・長期的評価

45測定局のうち、30局（一般環境大気測定局27局、自動車排出ガス測定局3局）において、環境基準を達成できませんでした。

環境基準を達成できなかった理由としては、これまで春や秋に観測される黄砂等の気象現象の影響が考えられていますが、平成22年度において環境基準を達成できなかった測定局が多かった理由としても、黄砂や大陸を含む国内地域外からの越境汚染等による影響が考えられます。

表1-1-1-5 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年 度 (平成)	測 定 局 数	短 期 的 評 価			長 期 的 評 価			
		達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)	有効測 定局数	達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)
13	48	2	46	4.2	48	2	46	4.2
14	49	0	49	0	49	1	48	2.0
15	49	33	16	67.3	49	46	3	93.9
16	49	36	13	73.5	49	48	1	98.0
17	49	9	40	18.4	49	45	4	91.8
18	47	18	29	38.3	47	45	2	95.7
19	44	0	44	0	44	8	36	18.2
20	45	20	25	44.4	45	45	0	100.0
21	45	2	43	4.4	45	16	29	35.6
22	45	0	45	0	45	15	30	33.3

表1-1-1-6 浮遊粒子状物質濃度の上位測定局（平成22年度）

1時間値が0.2mg/ m ³ を超えた時間数		日平均値が0.1mg/ m ³ を超えた日数		年間2% 除 外 値		年 平 均 値	
順位	(時間)	順位	(日)	順位	(mg/m ³)	順位	(mg/m ³)
1	面 高 17	1	長崎駅前 5	1	面 高 0.077	1	長崎駅前 0.032
	松浦志佐 14		早 岐 5	2	平 戸 0.075		鷹 島 0.032
2	鷹 島 14	2	時津小学校 4	3	中央橋 0.073	3	中央橋 0.031
	平 戸 14		松浦志佐 4		鷹 島 0.073		紐 差 0.031
	紐 差 14		鹿 町 他8局 4	5	長崎駅前・鹿 町・紐差 0.072	5	大村・平戸 0.030

b. 経年変化

県下各地域の代表測定局の2%除外値及び年平均値による過去10年間の経年変化を図1-1-1-7及び図1-1-1-8に示しました。

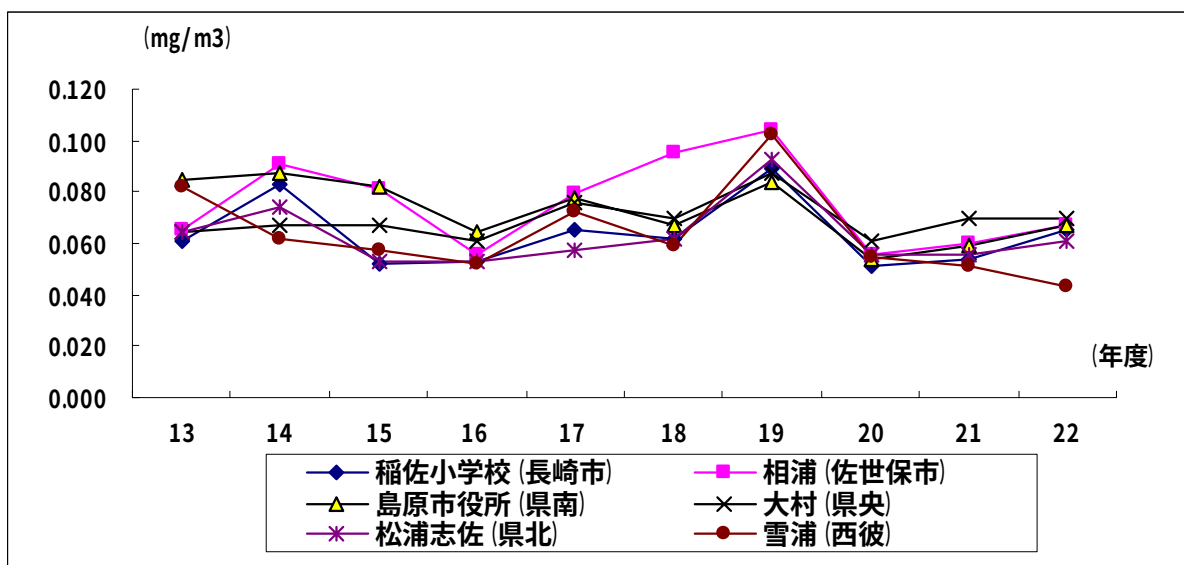


図1-1-1-7 浮遊粒子状物質の2%除外値の経年変化

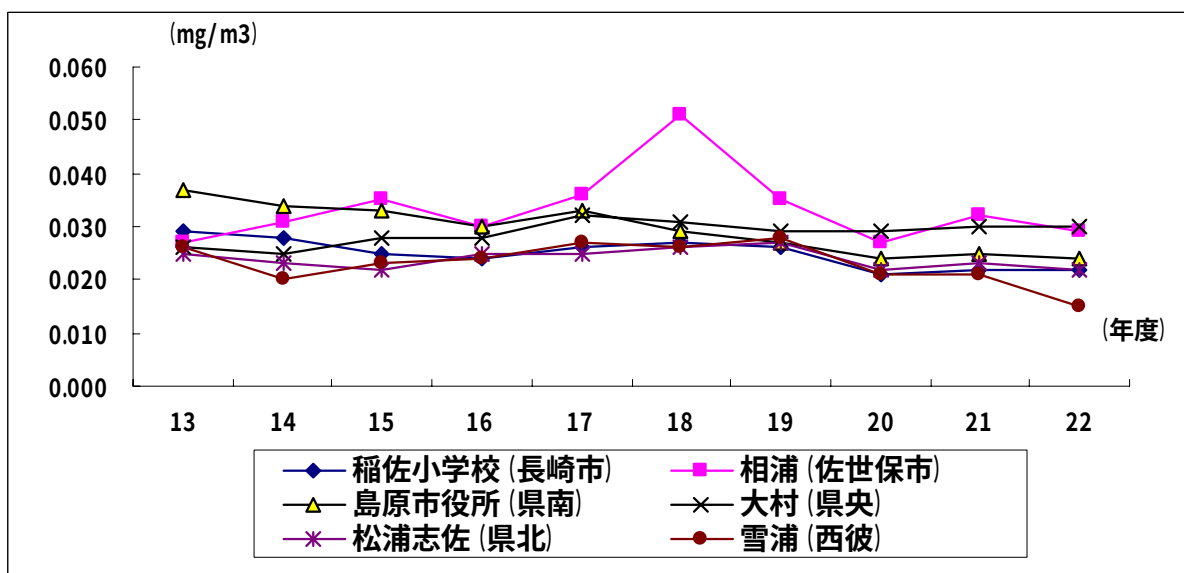


図1-1-1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

C. 二酸化窒素（NO₂）

44 測定局（自動車排出ガス測定局 4 局含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間 6,000 時間以上の有効測定局でした。

a. 環境基準達成状況

44 局全ての測定局において環境基準を達成しました。（表 1-1-1-9）

日平均値の年間 98% 値（以下「98% 値」という。）及び年平均値が高い上位測定局について表 1-1-1-10 に示しました。

また、県下各地域の代表的な測定局の 98% 値と年平均値の推移を図 1-1-1-11、図 1-1-1-12 に示しました。

表 1-1-1-9 二酸化窒素の環境基準達成状況

年 度 (平成)	測 定 局 数		有効測定局数		達 成 局 数		非 達 成 局		達成率 (%)	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
13	43	5	43	5	43	4	0	1	100	80
14	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
15	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
16	43	5	43	5	43	4	0	1	100	80
17	43	5	43	5	43	5	0	0	100	100
18	42	4	42	4	42	4	0	0	100	100
19	39	4	39	4	39	4	0	0	100	100
20	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
21	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
22	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100

表 1-1-1-10 二酸化窒素濃度の上位測定局（平成 22 年度）

一 般 環 境 大 気 測 定 局				自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局			
「98% 値」 (ppm)		年 平 均 値 (ppm)		「98% 値」 (ppm)		年 平 均 値 (ppm)	
順位	基準：0.06ppm	順位		順位	基準：0.06ppm	順位	
1	大 塔 0.022	1	大 塔 0.023	1	長 崎 駅 前 0.048	1	長 崎 駅 前 0.027
2	相 浦 0.019 他 4 局	2	小ヶ倉 0.022	2	中央橋 0.037	2	中央橋 0.024
		3	相 浦 0.019 他 3 局		日 宇 0.037		日 宇 0.024
				4	福 石 0.033	4	福 石 0.022

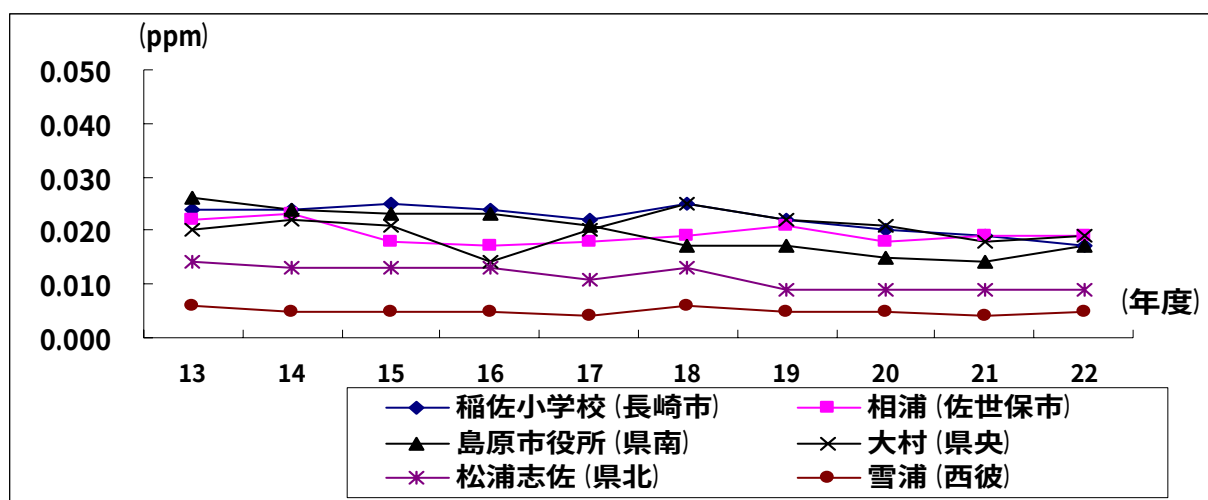


図 1－1－1－1 1 二酸化窒素の98%値の経年変化

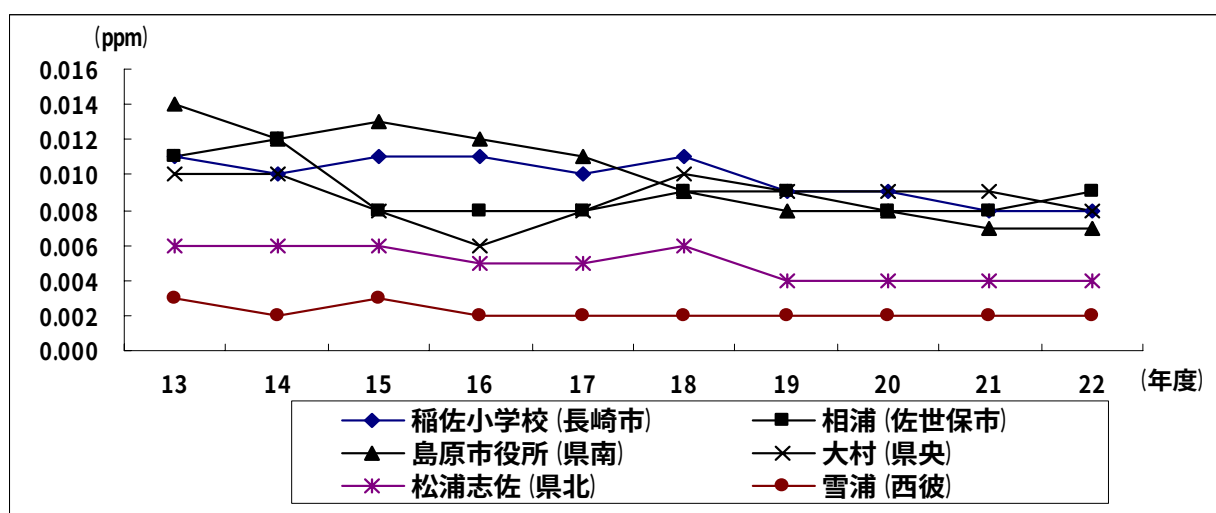


図 1－1－1－1 2 二酸化窒素の年平均値の経年変化

D. 光化学オキシダント (Ox)

a. 環境基準達成状況

過去10年間における光化学オキシダントの環境基準達成状況を表1-1-1-1-3に、県下各地域を代表する測定局の月別の環境基準超過時間数を表1-1-1-1-4及び図1-1-1-1-5、濃度上位測定局を表1-1-1-1-6に示しました。

表１－１－１－１３ 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年 度 (平成)	測定局数	達成局数	非 達 成 局		達 成 率 (%)
			局 数	環境基準を100時間 以上超過した局数	
13	30	0	30	26	0.0
14	30	0	30	26	0.0
15	30	0	30	28	0.0
16	30	0	30	27	0.0
17	30	0	30	26	0.0
18	29	0	29	27	0.0
19	26	0	26	24	0.0
20	28	0	28	25	0.0
21	30	0	30	30	0.0
22	30	0	30	30	0.0

表１－１－１－１４ 光化学オキシダントの環境基準の月別超過状況（平成22年度）
(単位：時間)

測 定 局 名	地域区分	環 境 基 準 超 過 時 間 数												
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年 計
稲佐小学校	長 崎 市	103	144	53	3	0	6	39	0	0	0	10	42	400
黒崎中学校	西彼地域	137	209	81	4	25	54	67	67	1	0	87	116	848
相 浦	佐世保市	78	133	58	0	5	21	1	16	0	0	15	34	361
大 村	県央地域	100	164	86	14	12	58	84	46	0	0	13	36	613
鹿 町	県北地域	164	225	113	6	35	61	117	102	10	0	91	151	1075
伊 佐 浦	西彼地域	124	196	81	0	16	40	44	57	0	0	71	91	720
対 馬	離島地域	182	209	156	17	19	37	130	49	1	0	45	92	937

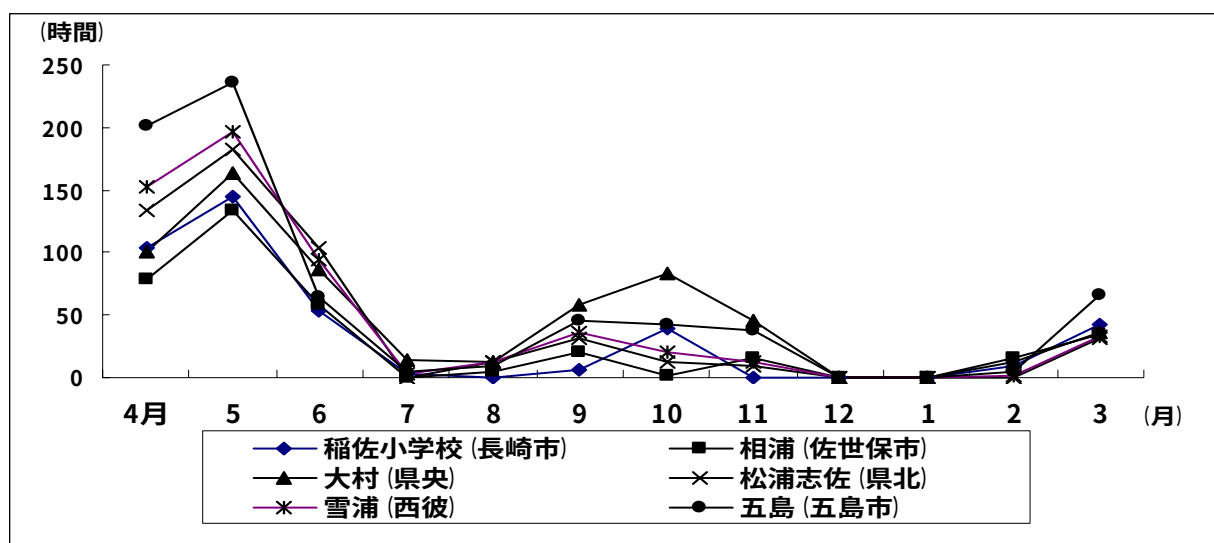


図 1－1－1－15 光化学オキシダントの環境基準月別超過状況（平成22年度）

表 1－1－1－16 光化学オキシダント濃度の上位測定局（平成22年度）

昼間の1時間値の最高値 (ppm)			昼間の1時間値が0.06ppm を超えた時間数（日数）			昼間の1時間値の 年平均値（ppm）		
順位			順位			順位		
1	壱岐	0.137	1	鹿町	1075(145)	1	鹿町	0.048
2	諫早	0.126	2	紐差	984(143)	2	黒崎中学校	0.045
3	紐差	0.121	3	対馬	937(129)		紐差	0.045
4	石岳	0.118	4	五島	926(128)	4	対馬・伊佐浦・上志佐	
5	俵ヶ浦	0.117	5	上志佐	905(142)		壱岐・小浜	

光化学オキシダントは、例年すべての測定局が環境基準を達成していませんが、平成22年度においても30局で測定した結果、全ての測定局が環境基準を達成しませんでした。また、光化学オキシダント注意報（発令基準0.12ppm以上の濃度）は平成18年5月に本県観測史上初めて発令し、翌19年度は4月と5月に離島地区を含め延べ14測定局で発令基準以上となる濃度を観測し、延べ12市に注意報を発令しました。平成20年度は、他県では注意報が発令されましたが、本県では5月の連休ごろに度々高い濃度を観測したものの注意報発令基準以上には至りませんでした。平成21年度は、5月8日に10市8町に、翌9日に4市4町に本県観測史上初めて2日連続で、しかも広範囲に注意報を発令しました。平成22年度は、5月8日に3市1町に注意報を発令しました。なお、平成22年度の注意報発令状況について表1－1－1－17に示しました。

季節別、地域別にみると、3～6月の春期、9～10月の秋期の2期に濃度が高くなる傾向にあり、超過時間数の多い測定局は、県北地区及び離島地区に多くみられました。

表1－1－1－17 平成22年度の注意報発令状況（発令基準0.120ppm以上）

発令月日	発 令 市 町	該当測定局	測定時刻	測定濃度 (ppm)
5月8日 (土)	平 戸 市	紐 差 局	16:00	0.121
	佐世保市宇久町	紐 差 局	16:00	0.121
	北松浦郡小値賀町	紐 差 局	16:00	0.121
	壱 岐 市	壱 岐 局	16:00	0.137

イ．環境基準対象外項目

A．非メタン炭化水素

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、窒素酸化物が共存すると光化学反応により光化学オキシダント発生の原因となるために、本県では例年一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で測定を実施しています。

光化学オキシダントの環境基準である0.06ppm（昼間の1時間値）に対応する非メタン炭化水素の濃度は0.20～0.031ppmC（6～9時の3時間平均値）のゾーンに相当するとして、この濃度を光化学オキシダント生成防止の指針値としています。

年間の状況を表1－1－1－18に示しました。6～9時における年平均値は一般環境大気測定局 0.09～0.10 ppmC、自動車排出ガス測定局 0.26～0.32 ppmC でした。6～9時の3時間平均値が指針値の上限を超えた日については全測定局でみられ、自動車排出ガス測定局において特に多くみられました。年平均値による経年変化を図1－1－1－19に示しました。

表1－1－1－18 非メタン炭化水素の年間の状況（平成22年度）

測 定 局 の 区 分	6～9時の3時間 平均値が0.31ppmC を超えた日数	6～9時における 年平均値 (ppmC)	年 平 均 値 (ppmC)
一般環境大気測定局	2～4日/年	0.09～0.11	0.09～0.10
自動車排出ガス測定局	68～103日/年	0.23～0.27	0.18～0.19

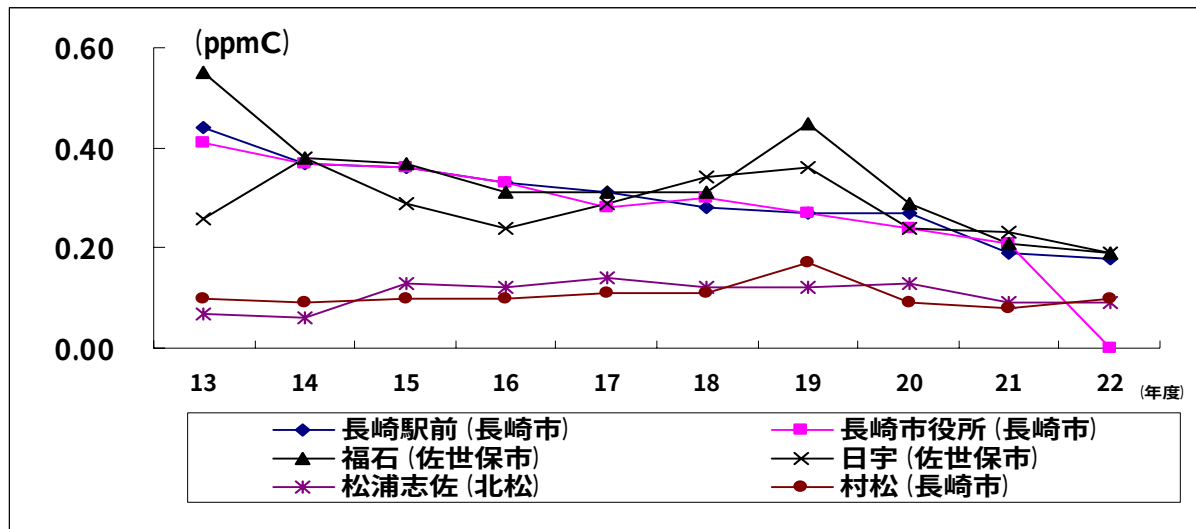


図 1－1－1－19 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

(2) 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法第18条の23の規定に基づき、平成22年度は環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）等測定方法が確立している19物質について8地点で調査を実施しました。

ア. 環境基準が定められている4物質

表1－1－1－20に示すように環境基準が定められている4物質に係る県内の調査結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表 1－1－1－20 環境基準が設定されている4物質の調査結果（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	長崎県の調査結果 (平成22年度)			全国の調査結果 (平成21年度)			環境基準 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
ベンゼン	7	1.2	0.66～2.0	436	1.3	0.52～3.5	3.0
トリクロロエチレン	6	1.5	0.027～8.7	404	0.53	0.0052～14	200
テトラクロロエチレン	6	0.07	0.023～0.17	388	0.22	0.0075～2.2	200
ジクロロメタン	6	0.71	0.34～1.4	406	1.7	0.24～15	150

イ. その他の物質について

健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている7物質については、全ての物質において、大きく指針値を下回りました。

環境基準等が定められていない８物質については、平成２１年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルでした。

（３）発生源の現況〔環境政策課〕

ア．固定発生源

本県には大気汚染防止法に關与する固定発生源として、工場や事業場に設置されているボイラー・加熱炉・廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と、土石・鉱物を対象とした堆積場・ベルトコンベア・破碎機等の粉じん（一般粉じん）を発生する施設があります。大気汚染防止法ではこれらの施設のうち、ばい煙や粉じんを多く発生し、大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置やその構造の変更等に際し届出を義務付けるとともに、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。

A．ばい煙発生施設

本県に設置されているばい煙発生施設は、平成２２年度末現在で表１－１－１－２１のとおり、１,８２６施設であり、長崎市・佐世保市・諫早市及び大村市に多く集中しています。

ここ数年の傾向として小型ボイラー（伝熱面積が小さい反面、燃焼能力が大きい）と電気工作物（非常用自家発電装置）が増加しており、この傾向は今後も続くと予想されます。

表１－１－１－２１ ばい煙発生施設設置状況（平成２３年３月３１日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 (事業場のみ)	その他 (県所管)	合計
ボイラー	２６６	１４２	６４８	１,０５６
焙焼炉	０	０	０	０
金属溶解炉	８	０	３	１１
金属鍛造・加熱炉	２２	０	２５	４７
焼成炉・溶解炉	０	１	１１６	１１７
反応炉・直火炉	０	０	１	１
乾燥炉	３	０	４５	４８
廃棄物焼却炉	７	１１	７５	９３
ディーゼル機関	０	０	２５	２５
電気工作物	１２３	５０	２１６	３８９
ガス工作物	０	０	３９	３９
合計	４２９	２０４	１,１９３	１,８２６

B. 一般粉じん発生施設

本県に設置されている一般粉じん発生施設は平成２２年度末現在で表１－１－１－２２のとおり、９８８施設です。施設の種類の種類は堆積場、ベルト（バケット）コンベア、破碎機及び摩砕機が多く全体の約７割を占めており、その大半は採石場・アスファルトプラント及び県下３箇所の火力発電所（松島・松浦・相浦）に設置されて」います。

表１－１－１－２２ 一般粉じん発生施設の設置状況（平成２３年３月３１日現在）

施設の種類の種類	長崎市	佐世保市 (事業場のみのみ)	その他 (県所管)	合計
堆積場	１７	５	１４３	１６５
ベルトコンベア	７８	１	２７２	３５１
破碎機・摩砕機	２９	０	１５８	１８７
ふるい	２８	０	９９	１２７
電気工作物	０	０	１５８	１５８
合計	１５２	６	８３０	９８８

（４）大気環境保全対策〔環境政策課〕

ア. 固定発生源対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設に対する規制として硫黄酸化物・ばいじん・有害物質（窒素酸化物・塩化水素等）について排出基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については、土石や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造・使用に対して基準が定められています。本県では、工場や事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設を対象に立入検査を実施し、ばい煙発生施設にあっては、必要に応じてばい煙濃度の測定を実施しています。さらに、ばい煙排出者が自ら排出ばい煙をチェックし、管理することにより大気環境の保全に努めるよう指導しています。

平成２２年度の立入検査状況は、表１－１－１－２３のとおりであり、各種届出事項をチェックし、変更事項の届出・ばい煙濃度の自主測定の励行・施設の適正運用、一般粉じん発生施設からの粉じん飛散防止等について検査しました。

表 1－1－1－23 立入検査実施状況（平成 22 年度：長崎県実施分）

区 分	立入検査工場 及び事業場数	立入検査 施設数	ばい煙濃度 の測定件数
ばい煙発生施設	168	355	13
一般粉じん発生施設	84	519	—
合計	252	874	13

また、本県には、大型固定発生源である火力発電所が 4 か所に立地していますが、排煙脱硫装置や電気集じん機等種々の大気汚染防止施設を設置し、周辺大気環境の保全を図っています。更に、事業者・地元市町及び県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの各物質について現行の排出基準よりも更に厳しい協定値を設定しています。各発電所の発生源には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され、本県テレメータシステムにより常時監視していますが、平成 22 年度も協定値を超えることはありませんでした。

イ．大気汚染緊急時対策

本県では、昭和 54 年 4 月にテレメータシステムによる大気環境 濃度の常時測定を開始したのを契機に、それまで制定されていた大気汚染緊急時対策実施要綱を全面改正しました。（同年 6 月 4 日付け）

本県における二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化炭素及び二酸化窒素の 4 物質の環境濃度は、緊急時の濃度よりかなり低いレベルにあります。光化学オキシダントは、近年上昇傾向にあり、たびたび注意報を発令する状況にあります。このため、日頃から気象状況を把握しておくとともに、関係機関・住民等への周知連絡体制を整えているところです。

また、松浦市では、ほぼ同時に立地した 2 電力企業の国内最大級の出力（各 2 号機完成時 370 万 kw）を有する石炭火力発電所が稼働しており、このため北松地域においては、前記要綱をふまえて環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更にきめ細かい緊急時の対応を図っています。

ウ．監視測定体制の整備

本県では、大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条の規定に基づき、昭和 45 年から自動測定による大気環境の常時監視を開始し、その後、測定局を逐次増設し監視体制を強化してきました。さらに監視業務の効率化及び大気汚染緊急時に対処するため、昭和 54 年度にはテレメータシステムを導入しました。また、昭和 61 年度には、松浦火力発電所（石炭専焼）の立地に伴い県北地域における監視体制を強化するため、測定局の増設及びテレメータシステムの中核である中央監視センター機能の拡充整備を図りました。

さらに、松浦火力発電所の増設に伴い、最新の情報処理技術を導入したシステムを平成７～８年度にかけて更新整備し、現在、長崎県設置の１１測定局をはじめ、長崎市（中核市）、佐世保市（政令市）及び企業所管測定局を併せた計４７測定局でテレメータシステムによるオンライン収集を実施しています。（表１－１－１－２４）

なお、平成１７年６月に国から大気汚染状況の常時監視に関する新しい事務処理基準が示されたので、県環境審議会での検討を踏まえ、県設置の測定局の見直しを行い、県内全域の大気環境状況を把握するため、離島３カ所（五島、壱岐、対馬）を含む１１カ所に測定局を配置しています。

また、旧衛生公害研究所（現：環境保健研究センター）の大村市移転に併せてテレメータシステムの全面更新を行いました。

表１－１－１－２４ 大気常時測定局の設置状況（平成２３年３月現在）

測定機関	測 定 局 区 分	測 定 局 数		大 気 汚 染 物 質								気 象		
				環境基準対象項目					その他の項目					
		小 計	合 計	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	二 酸 化 窒 素	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	一 酸 化 窒 素	メ タ ン	非 メ タ ン 炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	日 射 量	放 射 収 支 量
長 崎 県	一般環境大気測定局	11	11	11	11	11	11	—	11	1	1	11	2	2
長 崎 市	一般環境大気測定局	4	6	2	4	4	4	—	4	1	1	4	—	—
	自動車排出ガス測定局	2		—	2	2	—	1	2	2	2	—	—	—
佐世保市	一般環境大気測定局	5	7	5	5	5	5	—	5	—	—	5	—	—
	自動車排出ガス測定局	2		1	1	2	—	2	2	2	2	1	—	—
企 業 電源開発 九州電力	一般環境大気測定局	22	23	22	22	20	10	—	20	—	—	22	—	—
	気 象 局	1		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
合 計		47		41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2

エ．有害大気汚染物質調査の推進

大気汚染防止法の一部改正（Ｈ９．４．１施行）により、継続的に摂取さ

れる場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質のうち、健康リスクが高い２２物質を優先取組物質と指定し、地方公共団体がモニタリングを実施する対象物質として指定されました。

本県では、平成９年度からベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等測定方法が確立している１６物質についてのモニタリングを開始しました。

なお、平成１０年度に有害大気汚染物質モニタリング指針が改正され、ダイオキシン類、水銀、ベンゾ〔a〕ピレンの３物質がモニタリング対象物質に追加されたことにより、平成１０年度からこの３物質を追加した計１９物質のモニタリングを実施しています。

さらに、平成１２年度には、新たに測定法が追加された酸化エチレンを加え、現在はダイオキシン類を除く計１９物質を測定しています。

課題

- 大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制対策や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等の指導の推進が必要です。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

現状・施策

(1) 自動車排出ガス測定結果〔環境政策課〕

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4 か所（一酸化炭素は 3 か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。

平成 22 年度は、二酸化窒素、一酸化炭素とも全ての測定局で環境基準を達成しています。

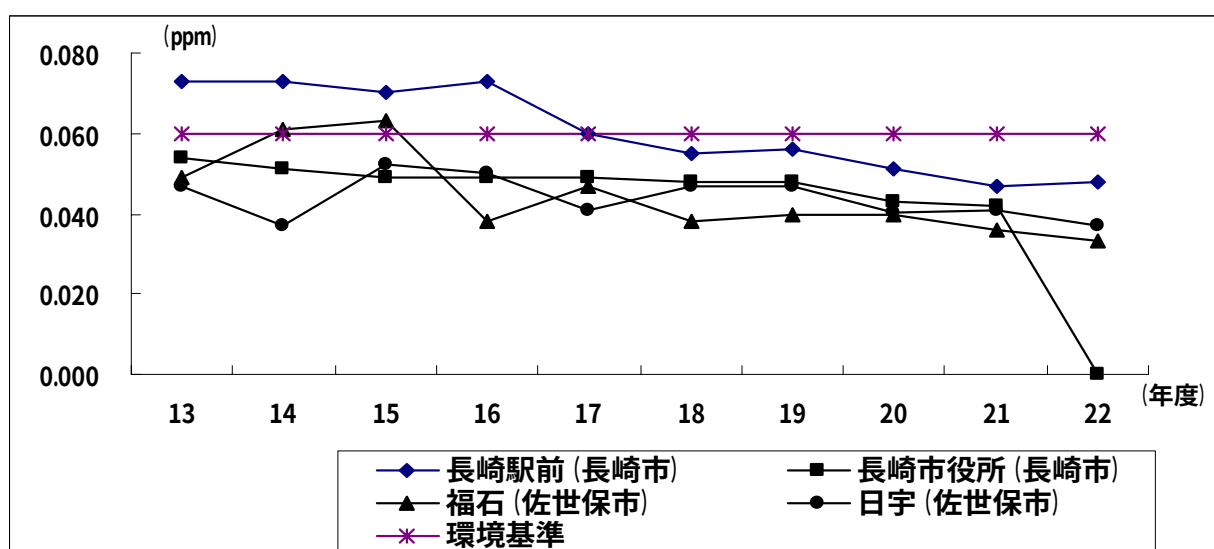


図 1－1－2－1 二酸化窒素の 98% 値の経年変化

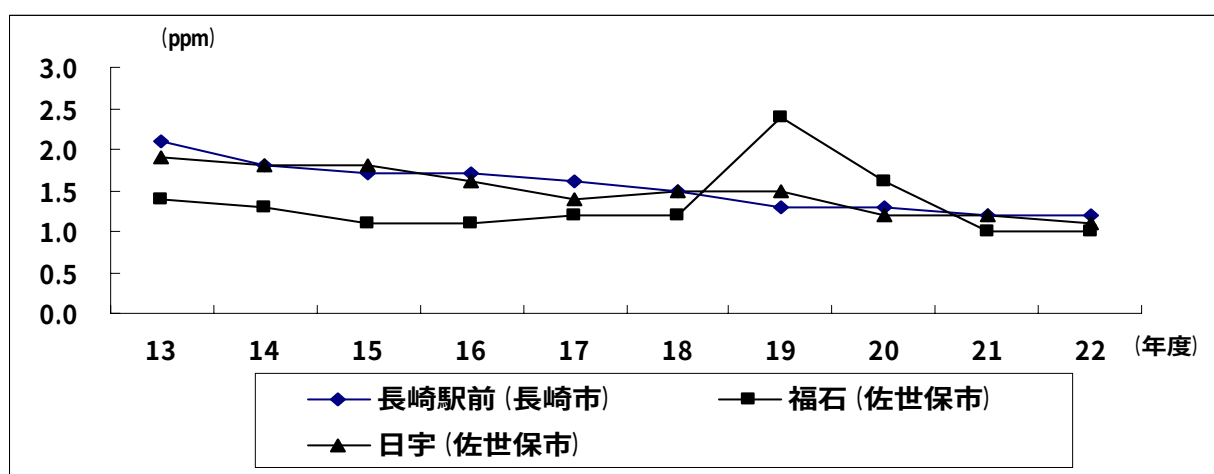


図 1－1－2－2 一酸化炭素の 2% 除外値の経年変化

(2) 環境運転宣言の実施〔環境政策課〕

平成10年3月に「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」が採択した環境運転宣言<不要なアイドリングはやめます><空ぶかし、急発進はやめます><むだな荷物は積みません>を広く県民にアピールしています。

(3) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進〔新幹線・総合交通対策課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィーク等の交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、高齢者や身体障害者など誰もが安全にかつ便利に利用できるよう、低床バスの導入に対する支援を行いました。

(4) 物流の効率化〔新幹線・総合交通対策課〕

トラック輸送による環境対策の一環として、低公害車導入の普及促進やアイドリングストップへの蓄熱マット等の普及促進への支援を行っています。

(5) 鉄道貨物輸送の利用促進〔新幹線・総合交通対策課〕

鉄道貨物輸送の利用促進に関しては、現在、JR貨物長崎駅がオフルールステーションとして位置づけられ、長崎駅と拠点駅(佐賀県鍋島駅)間の輸送はトラックで行われています。

(6) 交通網の充実〔道路建設課〕

ア. 都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいます。

具体的には、バイパス、環状道路、現道拡幅等による交通容量拡大策を県土117ヵ所で展開しています。

イ. 都市部を中心に一部の地域では、道路沿線に植樹帯を設け、良好な生活環境の創造を行っています。

(7) エコドライブ(省燃費運転)の推進〔交通局(県営バス)〕

環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進し、営業所別・車両別の燃費結果の確認、それを踏まえた乗務員への研修、個別指導等に取り組みました。

(8) 交通公害対策の推進〔長崎県警察本部〕

ア. 交通規制〔警察本部交通規制課〕

自動車の排気ガス、騒音等の交通公害を防止する観点から交通が輻

轉する交差点や国道等の交通量の多い道路については、交通規制の見直しを行いました。

表 1－1－2－3 交通規制の状況

規制種別	平成 2 1 年度中の実施状況		平成 2 1 年度末の累計	
	区間	延長 (m)	区間	延長 (m)
歩行者用道路	5	270	226	55,123
車両通行禁止	5	2,140	332	175,757
駐 車 禁 止	18	20,053	2,257	1,600,415
一 方 通 行	22	4,013	744	201,084
最 高 速 度	34	62,420	1,837	3,043,646

イ．信号機の高度化 〔警察本部交通規制課〕

交通渋滞を解消し、自動車等からの排気ガス及び騒音等を減少させるため、信号機の表示調整、制御機能の高度化を図りました。

表 1－1－2－4 信号機の設置状況

区 分	設 置 数
平成 2 1 年度末の信号機数	2,275
平成 2 1 年度中の新設数	38
平成 2 1 年度信号機の高度化	改 良 52

ウ．交通管制センターの効果的な運用 〔警察本部交通規制課〕

信号機を管制エリアに取り込み、交通管制センターのコンピューターで効果的に制御して、排気ガスによる大気汚染、騒音等の交通公害の防止に努めました。

表 1－1－2－5 交通管制センターの状況

年度区分	平成 2 1 年度中の実施数					平成 2 1 年度末累計				
	長崎	佐世保	諫早	大村	島原	長崎	佐世保	諫早	大村	島原
制御範囲 (路線延長)	0	1km (1,294)m	－	－	－	106 km	81 km	43 km	22 km	10 km
集中制御信号機	7	9	0	0	11	399	199	110	93	49
フリーパターン 式情報板	1	2	1	－	－	15	9	2	2	－

エ．交通指導取締り〔警察本部交通指導課〕

大気汚染、騒音及び振動など交通公害の原因となる整備不良車両運転違反・積載重量制限超過違反等の取締りを強化するとともに、暴走族等に対する指導取締りを強化しました。

課題

- 自動車排出ガス対策を推進するためには、自動車単体の構造・技術的課題や都市計画、運輸計画を含めた総合的な道路交通体系の整備面からの課題、さらには運転者一人ひとりの意識の問題等多岐に渡って施策を展開する必要があります。
- マイカー自粛、公共交通機関の利用促進についての啓発を引き続き行うとともに、都市部においては、自家用車から公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などを検討する必要があります。
- 市街地における車の走行速度は低いままであり、今後ますます公共事業費が減少することが予想され、財源確保が課題となっています。
- 都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、植樹帯設置のための拡幅計画が理解されにくい傾向があります。
- 概ねエコドライブは実施されていますが、県営バス乗務員へ趣旨を徹底して更に実施率を向上させる必要があります。

第2節 水環境の保全

1 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進

現状・施策

(1) 公共用水域の水質監視状況〔環境政策課〕

都市化・産業化の進展により、清流の枯渇、水質の悪化、地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

そこで、水質汚濁防止法に基づき、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視することとされており、毎年作成される測定計画に従って、県、長崎市及び佐世保市等関係機関が公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域の171地点で調査を実施しました。

県下の公共用水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点(「環境基準点」)数は135地点で、河川が55水域57地点、湖沼が1水域2地点、海域が14水域76地点です。

ア. 河川

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)のうち、河川の水質汚濁の状況をBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準達成率で見ると、表1-2-1-1のとおりで、平成22年度は55水域中全て達成しています。主要河川のBOD75%値は図1-2-1-2のとおりです。

また、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)についても全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表1-2-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率

年度	類型指定水域数	環境基準 達成水域数	達成率 (%)
17	57	49	86.0
18	57	55	96.5
19	55	53	96.4
20	55	55	100.0
21	55	55	100.0
22	55	55	100.0

注) 達成率＝環境基準達成水域数／類型指定水域数×100

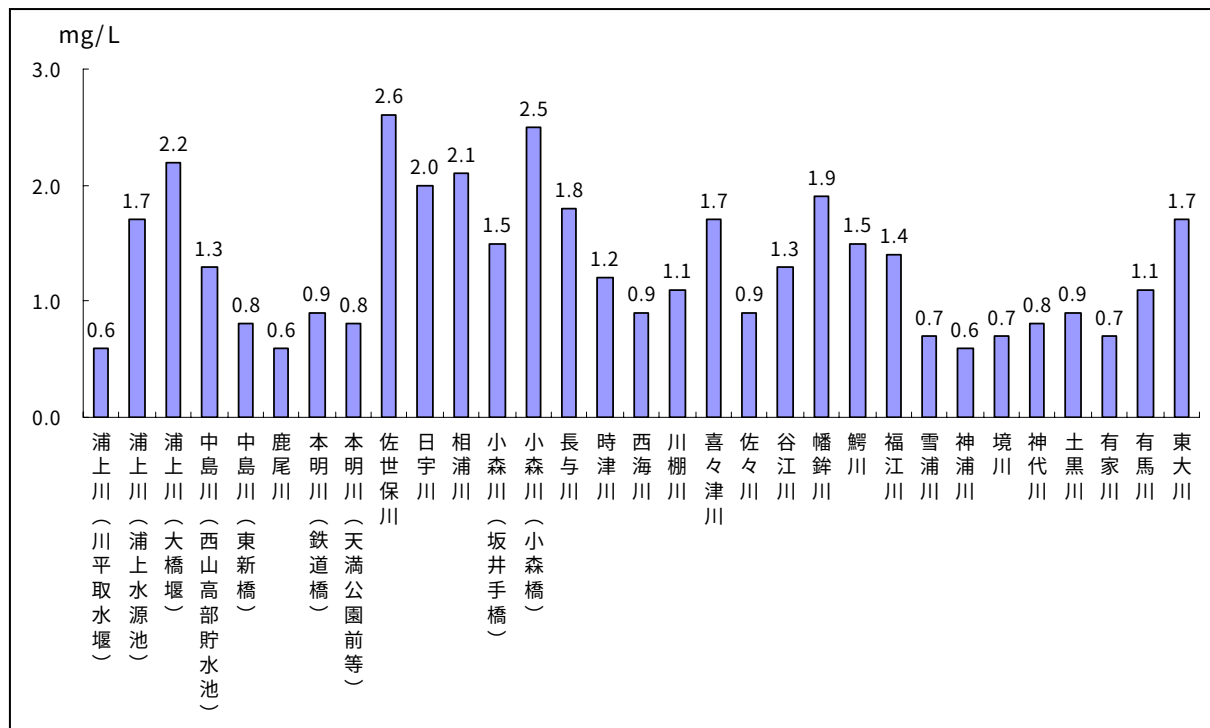


図 1-2-1-2 平成22年度 主要河川のBOD 75%値

イ．湖沼

湖沼について、平成21年度から本明川（調整池）で水質監視を行っている。水質汚濁の状況を COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると、1水域2地点が未達成で、環境基準達成率は0%でした。（COD の75%値は B-1 で7.8 mg/L、B-2 で8.1 mg/L（環境基準は5 mg/L））

また、閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている全窒素及び全磷についても1水域中1水域が未達成で、環境基準達成率は0%でした。

ウ．海域

海域の水質汚濁の状況を COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると、表1-2-1-3のとおりで、76地点中22地点が未達成で達成率は71.1%でした。特に東大川河口水域、大村湾で汚濁がみられています（図1-2-1-4）。特に閉鎖性の強い大村湾では、昭和51年以降毎年環境基準を超過しています。

なお、閉鎖性の強い大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾及び有明海の5海域について、赤潮の発生や魚介類への被害を招く富栄養化の防止を図るため、全窒素・全磷の環境基準の類型指定を行い、平成12年度よりその類型指定に基づく測定を開始しています。海域の全窒素及び全磷は11水域中、全磷が6水域で環境基準を達成できませんでした。

なお、人の健康の保護に関する環境基準については、全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表 1－2－1－3 海域におけるCODの環境基準達成率

年度 (平成)	類型指定 水域数	環境基準 達成水域数	達成率 a (%)	環境基準 点数	環境基準 達成地点数	達成率 b (%)
17	14	10	71.4	76	57	75.0
18	14	10	71.4	76	56	73.7
19	14	11	78.6	76	60	78.9
20	14	9	64.2	76	57	75.0
21	14	9	64.2	76	58	76.3
22	14	9	64.2	76	54	71.1

注) 達成率 a＝環境基準達成水域数／類型指定水域数×100

達成率 b＝環境基準達成地点数／環境基準点数×100

注2) 海域の水質の状況については、国は水域数を基本とした達成率で評価しているが、本県では対馬海域、壱岐海域、五島海域、松浦海域、北松海域、西彼海域及び橘湾を含む広い水域が「長崎県沿岸海域」という1水域となり、各水域ごとの水質の状況が把握しにくいので、環境基準点数を基本とした「達成率b」でも評価している。

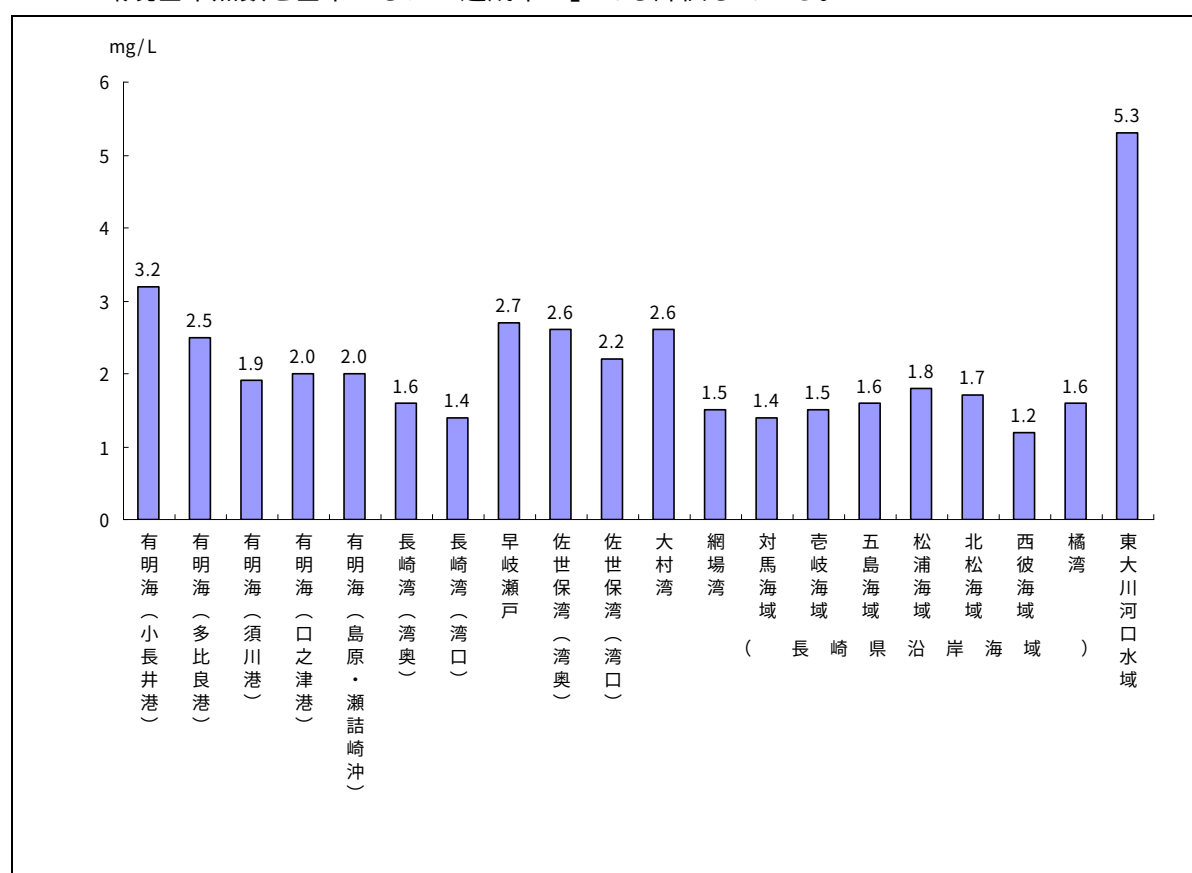


図 1－2－1－4 平成22年度 海域のCOD75%値

(2) 地下水 (環境政策課)

地下水については、トリクロロエチレン等の人の健康の保護に関する項目について、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する「概況調査」、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚

染範囲を確認するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」、及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の状態を継続して監視するために実施する「継続監視調査」に分けて実施しました。

ア．概況調査

長崎市及び佐世保市の２市の計３２地点で調査を実施しました。

- ① 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が佐世保市の１地点で超過しました。

イ．汚染井戸周辺地区調査

長崎市及び佐世保市の２８地点で調査を実施しました。

- ① 総水銀が長崎市の２地点で超過しました。
 ② トリクロロエチレンが長崎市の１地点で超過しました。
 ③ ほう素が長崎市の２地点で超過しました。

ウ継続監視調査

７市１町の計３７地点で調査を実施しました。

- ① 砒素が、長崎市の１地点で超過しました。
 ② 総水銀が、長崎市の１地点で超過しました。
 ③ トリクロロエチレンが、長崎市の３地点で超過しました。
 ④ １,２－ジクロロエチレンが、長崎市の１地点、佐世保市の１地点で超過しました。
 ⑤ テトラクロロエチレンが、大村市の１地点で超過しました。
 ⑥ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、佐世保市の３地点、島原市の７地点、大村市の１地点、雲仙市の２地点及び南島原市の１地点の計１４地点で超過しました。

(３) 海水浴場の調査〔環境政策課〕

海水浴場の水質調査は、県下の主要な２５海水浴場で、開設前と開設中の２回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、ＣＯＤ、透明度の４項目について実施し、調査結果は表１－２－１－５のとおりで、不適な海水浴場はなく、全体として概ね良好な水質を維持していました。

表１－２－１－５ 平成２３年度海水浴場の水質調査結果

水質の区分		平成２３年度	
		開設中	開設前
適	水質ＡＡ	２０（８０．０％）	１７（６８．０％）
	水質Ａ	５（２０．０％）	８（３２．０％）
可	水質Ｂ	０	０
	水質Ｃ	０	０
不 適		０	０
計		２５（１００％）	２５（１００％）

(4) 大村湾水質保全対策〔環境政策課〕

大村湾は、南北に約2.6km、東西に約1.1km、面積約3.20km²、容積約4.7億m³の閉鎖性内湾であり、県本土の中央部に位置し古くから多くの人々に親しまれています。

大村湾の水質を化学的酸素要求量(COD)で見ると、平成22年度は全湾の平均値が2.6mg/ℓでした。大村湾の水質(COD75%値)は、近年、改善の傾向が見られますが、依然として環境基準(COD2.0mg/ℓ)を超過した状態が続いており、継続した水質保全対策が求められます。

大村湾の水質汚濁対策としては、水質汚濁防止法及び長崎県公害防止条例による工場・事業場排水規制のほか、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全と再生を推進するため次の取組を実施しました。

1) 下水道の整備等による污水处理人口普及率の向上

大村湾流域生活排水処理率 88.7% (平成22年度)

2) 環境学習・啓発事業

- ・ジャスコ大村店等での環境パネル展
- ・いさはやエコフェスタ
- ・小中学校教員を対象とした環境学習会の開催

3) スナメリ瓦版の発行

4) 大村湾貧酸素水塊観測情報システムの構築

5) 大村湾環境ネットワークによる地域連携の拡大

6) 関係機関との連携による対策

- ・人工海浜造成に向けた基礎調査 等

また、水質の環境基準達成を図るため、水質汚濁防止法第3条に基づく横出し排水規制(県条例改正：平成21年3月31日公布、平成21年10月1日施行)により産業廃棄物最終処分場の排水規制の強化を図っています。さらに「大村湾をきれいにする会(長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、波佐見町、長崎県)」では、毎年、湾内に浮遊するゴミを除去するとともに、住民に対し水質保全の啓発活動を行っています。

(5) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策〔環境政策課〕

諫早湾干拓調整池の水質を化学的酸素要求量(COD)で見ると、平成22年度は平均値が8.0mg/ℓでした。

諫早湾干拓調整池の水質保全対策として、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」(以下「第2期行動計画」という。)に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進しました。

なお、第２期行動計画に基づき取り組んだ施策は、次のとおりです。

- １）下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
諫早干拓調整池生活排水処理率 ８３．０％（平成２２年度）
- ２）二枚貝による調整池水質浄化の研究
- ３）関係機関との連携による対策実施
 - ・水生植物等植生による浄化試験
 - ・アオコ除去装置の実証確認試験 等

また、調整池における水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水規制について、本明川(旧)流域において、「上乗せ排水基準」を昭和５８年８月に設定していましたが、平成２０年４月２５日の同河川区域の拡大(本明川は調整池まで延伸した)により、上乗せ排水規制の対象を調整池流域の工場・事業場に拡大させ(平成２０年７月２８日条例改正(猶予期間３年間))、さらに平成２１年３月に調整池に直接排水する排水規制項目として新たに化学的酸素要求量(COD)の項目を設定する条例改正(平成２１年３月２４日公布、平成２３年７月２９日施行)を行いました。

なお、その際、環境基本法に基づく環境基準類型指定(平成２１年１月１６日)を実施しました。

このことにより、調整池流域の工場・事業場は一律排水基準より厳しい規制を設けています。

(６) 島原半島地域地下水汚染対策

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（ 10mg/L ）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成２３年２月に「第２期島原半島窒素負荷低減計画」を策定し、関係行政機関と事業者団体が連携して、計画に掲げた対策を実施しています。

課題

- 河川は近年改善の傾向は見られますが、下水道等の生活排水処理施設の整備の遅れにより、市街地を流れる都市河川や都市周辺で開発が進む地域を流域に持つ河川等で水質の改善が進まないのが課題です。
- 湖沼（諫早湾干拓調整池）は、流域からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その改善が大きな課題です。
- 海域は、本県の場合、地形的に閉鎖性の強い海域を多く抱えていますが、この閉鎖性海域は海水の交換が悪いことに加え、生活排水等の流入が水質に大きな影響を与えておりその改善が課題です。
- 地下水については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が広域的に検出され、

一部の地域で環境基準を超過しており、今後の対策が課題となります。

- 陸域からの汚濁対策に加えて、今後、藻場の育成など自然が持っている水質浄化能力を活用した湾の直接浄化対策の研究、技術開発が必要です。
- 最近大村湾では、夏場の貧酸素水塊の発生により魚介類が大量に死滅し、水産業へ大きな被害をもたらしています。大村湾の水質・底質改善を急ぐとともに、貧酸素水塊発生をいち早く把握し、漁業関係者へ情報提供するシステムの構築が緊急の課題です。
- 諫早湾干拓工事が平成20年3月に終了して以降、調整池や干陸地には渡り鳥の飛来や葦の繁茂など新たな生態系が生じつつあり、これらを住民と守り育む活動を推進し、かつ、調整池の恒久的な水質保全を図るための施策が必要です。

2 生活排水対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進〔環境政策課・水環境対策課〕

近年における公共用水域の水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が大きな要因となっています。

生活排水対策を推進するために、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため住民意識の啓発、住民による実践活動の推進等の対策を実施しています。

表1-2-2-1 平成22年度末生活排水処理施設整備状況

処理施設名	処理施設別人口内訳（万人）	
	長 崎 県	全 国
下 水 道	83 (78.0%)	9,304 (86.4%)
農 業 ・ 漁 業 集 落 排 水 等	5 (4.9%)	344 (3.3%)
浄 化 槽	18 (16.5%)	1,059 (10.1%)
コミュニティ・プラント	1 (0.6%)	25 (0.2%)
計	107	10,531
総 人 口	144	12,123
汚 水 処 理 人 口 普 及 率	74.2%	86.9%

注①：（ ）内は、整備人口の総計に対する各施設の整備人口の割合。

なお、処理施設別人口は四捨五入のため、集計が合わないところもあります。

②：全国の状況は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値。

(2) 下水道〔水環境対策課〕

ア．現状（平成22年度末現在）

A．普及率 57.8%

B．事業実施市町 9市6町

C．供用開始済み市町 9市7町

イ．施策

平成20年度の下水道普及率60%を目標とした「水澄むふるさとづくり構想」に基づき、市町事業に対する支援を行っています。

A．促進交付金

財政力の弱い市町に対し、事業費に応じた一定割合の支援を行っています。（平成22年度実績：2市）

(3) 浄化槽の普及促進〔水環境対策課〕

本県では、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、浄化槽の設置及び整備の推進を図っています。

浄化槽の設置状況は、表 1－2－2－2 のとおり、その設置基数は年々増加しており、平成 22 年度は、前年度より 1,665 基増加し、総数で 47,573 基（前年比 1.4% 増）となりました。

ア．浄化槽設置整備事業（個人設置型）

浄化槽設置に対する補助制度は、昭和 60 年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成 3 年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。平成 22 年度は、国庫補助と県費補助をうけて 18 市町が整備事業を実施し、1,842 基が整備されました。

イ．浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

平成 6 年度に市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業が国において創設され、本県では、平成 14 年度から事業が実施されています。平成 22 年度は県内 3 市町において、26 基の浄化槽が整備されました。

また、平成 17 年度からは、生活排水処理対策等を緊急に促進する必要がある地域の当該事業に県費補助を行っています。

表 1－2－2－2 各年度別浄化槽設置基数（基、%）

		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
みなし 浄化槽	基数	21,986	21,733	21,276	20,489	19,773	18,895	17,365
	構成比	(37.2)	(35.2)	(33.8)	(32.0)	(30.4)	(28.7)	(26.7)
浄化槽	基数	37,162	39,991	41,664	43,612	45,200	46,908	47,573
	構成比	(62.8)	(64.8)	(66.2)	(68.0)	(69.6)	(71.3)	(73.3)
合 計		59,148	61,724	62,940	64,101	64,973	65,803	64,938

※みなし浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽で平成 13 年 4 月 1 日以降の新設は禁止されている。

(4) 漁業集落排水施設の整備〔漁場漁港課〕

漁業集落は、漁業者を含めた住民の生活の場であり、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁業地域の中核をなしていますが、その立地条件等から下水道等生活基盤の整備が立ち後れており、漁港及び周辺水域の水質の悪化が進んでいる状況です。よって、漁業集落の生活環境の改善を図るとともに、漁港及び周辺水域の水質浄化を図るため、污水处理施設の整備を進めることとし、平成 22 年度は、壱岐市芦辺地区において漁業集落排水施設の整備を実施しました。

(5) 農業集落排水事業の整備〔水環境対策課〕

県では平成9年3月に策定した「長崎県下水道等整備構想」を平成17年12月に見直し、農業集落地域の約6万人を対象として、農業集落排水事業を実施することとしています。

平成22年度は、諫早市の小野島川内・宗方地区、伊木力・元釜地区の2地区において、農業集落排水施設の整備を実施しました。

(6) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓課〕

諫早湾干拓調整池の水質保全対策のひとつとして、流域における農業集落排水施設への接続に伴う宅内配管工事費用等の負担軽減を図りました。

ア. 平成22年度実績

A. 諫早市（旧諫早市） 34,490円

課題

- 生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
- 污水处理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。
- 浄化槽の設置を計画的に進めていくためには、市町が設置・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進する必要があります。
- 漁村については、依然、都市部との格差は大きく、今後、さらなる整備促進が必要です。
- 本県の農業集落排水事業は、水質保全を図る必要がある大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に進めています。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。

3 工場・事業場等排水対策の推進

現状・施策

(1) 工場・事業場の監視状況〔環境政策課〕

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反する恐れのある事業場については、改善の指導及び勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。

平成22年度においては、法に規定する特定事業場において、82件の改善指導を行い、改善勧告が1件、改善命令が1件ありました。

また、環境基準を達成できず、水質が悪化している閉鎖性海域である大村湾流域等の工場・事業場については、条例に基づき法令よりも厳しい上乗せ排水基準や横出し排水基準を適用する指定施設に指定して、水質汚濁防止の強化を図っています。

さらに、有害物質については、県下の取扱い事業場の立入検査を実施し、排水処理や地下水汚染の未然防止等について監視指導を行っています。

平成21年度における特定事業場及び指定施設に係る監視指導状況は表1-2-3-1のとおりです。

表1-2-3-1 特定事業場等の立入検査実施状況(平成22年度)

ア．特定事業場（長崎市・佐世保市を含む）

特定事業場数	排水基準適用 事業場数	立入検査 件数	改善指導 件数	改善勧告 件数	改善命令 件数
6,182	595	1,346	82	1	1

イ．指定施設設置事業場（長崎市・佐世保市を含む）

指定事業場数	排水基準適用 事業場数	立入検査 件数	改善指導 件数	改善勧告 件数	改善命令 件数
671	61	186	0	0	0

課題

- 年々増加している対象事業場において、法で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、効率的で効果的な事業場監視の実施が課題です。

4 水の循環利用

現状・施策

(1) 雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用とは、雨水や再生水を利用して、工場、ビル、住宅やこれら施設が集まった一定の地域において、飲用に供する水までの水質を要しない雑用水として、トイレ洗浄水、樹木への散水、洗車等に利用することをいいます。

県では、雨水、再生水の利用施設について、公用または公共用の建築物には積極的に導入を図るとともに、市町や民間施設、個人住宅等においても導入を進めるよう、「雨水利用のすすめ」、「再生水利用のすすめ」、「節水機器利用のすすめ」の啓発用冊子を作成し、市町等への啓発に努めています。

また、安定した水道事業を継続するため、経営基盤がぜい弱な簡易水道事業については、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法により、事業統合を推進しています。

表 1－2－4－1 水道水の目的別内訳

使用目的別	1日平均使用量 (トン／日)	構成比 (%)	備考
洗濯	75,526	25.6	
風呂	99,127	33.6	
炊事	59,004	20.0	
トイレ	25,962	8.8	
洗面、その他	35,403	12.0	
生活用水計	295,022	100.0	63.4
その他業務用等	170,656		36.6
合計	465,678		100.0

(平成21年度長崎県水道事業概要からの推計値)

(2) 水源地域整備事業、防災の森林づくり事業〔森林整備室〕

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林が増加しており、水資源確保上重要な水源森林の整備を図り、森林の持つ水源かん養機能の高度化、及び良好な森林水環境の形成を図ります。

ア．平成 22 年度実施状況

- A．水源地域整備事業 10 箇所 事業費 571,751 千円
 治山ダム 9 基、森林整備 84.0 ha
- B．防災の森林づくり事業 6 箇所 事業費 17,147 千円
 森林整備 61.7 ha

課題

- 新たに建設される公共用建築物には、雨水利用設備等の導入が図られていますが、民間施設、家庭への導入については、今後市町と連携し促進していきます。
- 荒廃した森林の整備を図るとともに、林業不振の中で木材を積極的に利用することで、森林所有者の林業に対する意欲の向上を図り、併せて、上流域の森林の重要性について広く理解を得る必要があります。

第3節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

現状・施策

(1) 土壌汚染の現状〔環境政策課〕

土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し、地下水を生活用水や飲用水として利用している地域では、生活環境や健康被害に直結した大きな問題となります。

本県では、次の(2)のとおり、対馬の佐須地区で農用地汚染が確認され、土地改良が行われました。

一方、健康被害対策については、昭和41年から佐須地区住民に対して住民健康調査を実施し、昭和43年以降からは国が示した健康調査方式に基づき住民健康調査を実施してきました。長崎県では、平成11年度までに延べ8,023名(要観察地域6,892名、対照地域1,131名)の住民健康調査を実施しました。

なお、昭和52年から要経過観察者に対する健康調査を県の事業として実施してきましたが、この事業は、平成11年度で終了しました。

現在は、特に大規模な土壌汚染は発生していません。

(2) 対馬における農用地のカドミウム汚染の現状と対策〔農業経営課〕

昭和40年代後半に対馬市厳原町の佐須地区では、長年の鉱業活動に伴う重金属による農用地の汚染が確認され、55.05haが「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定されました。鉱害防止工事は昭和48年から継続して実施され、昭和55年にすべて完了しました。また汚染が確認された農用地においては、昭和59年から62年にかけて、県営の公害防除特別土地改良事業が実施されました。事業完了に伴い昭和59年から昭和62年にかけて4回に分けて全地域が指定解除され、解除後も土壌汚染防止のために現在に至るまで、定点を設け継続的に調査を行っています。

また、近年、気候等環境の変化に伴う大雨災害の頻発により、山林や河川からの土砂流入の被害が起こっている農地について、再汚染防止の為の調査も実施しています。

H22	定 点 調 査	2地点	基準値を上回る玄米の検出なし
-----	---------	-----	----------------

(3) 土壌汚染対策法施行への対応〔環境政策課〕

平成15年に、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行されて以来、土壌汚染に対する関心は高まり、①法律に基づ

かない土壤汚染の発見の増加、②汚染土壤を掘り出す掘削除去に偏重、③汚染土壤の不適正処理、といった課題が明らかになりました。

そこで、これらの課題の解決を目的として、平成22年4月から、改正された土壤汚染対策法が施行されました。

一定規模以上の形質変更（切土や盛土）を行う土地に土壤汚染のおそれがある場合や、有害物質使用特定施設を廃止する場合、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には、当該土地所有者は土壤調査を実施し、県知事へ報告することになっています。土壤調査で指定基準を超える有害物質が判明した場合、県知事はその土地に関して区域を指定し、汚染土壤の除去等の措置を講じることを指示することになっています。

本県（長崎市、佐世保市を含む）においては、土地の形質変更を行う際に届出が必要な、形質変更時要届出区域が3ヶ所指定されています。今後、同法に基づき土壤汚染対策に取り組んでいく方針です。

（４）農業生産と環境対策　〔農業経営課〕

ア．環境保全型農業の推進

農業は食糧の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。平成11年7月「食料・農業・農村基本法」が制定され、その理念及び施策の中で、農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要とされました。関連法律として「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」(以下「持続農業法」)が制定されました。

また、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが示されました。

本県では、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」(平成6年3月)及び長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針（平成12年4月）を策定し、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壌、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

課題

- 現在、県内で特に大規模な土壤汚染は発生していませんが、一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
- 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式(土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う)の導入

をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。

- 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、改正土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知が課題です。

2 地盤環境の保全 [環境政策課・水環境対策課]

現状・施策

諫早市の沖積層からなる地域では、地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。

現在、地盤沈下の進行は確認されていませんが、当該地域では、水道用水、農業用水、工業用水等地下水の利用が継続されており、今後も地下水位の動向には注意が必要です。

第4節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 廃棄物の発生抑制

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課・未来環境推進課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

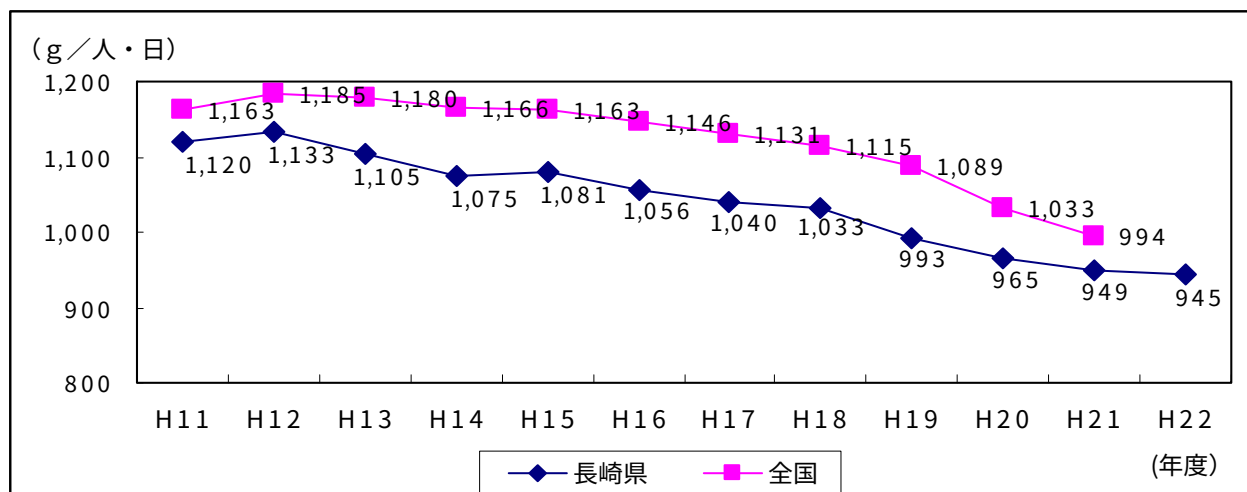
市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取り組みとして「マイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参運動）」や生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ア．ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成21年度の各都道府県民一人一日あたりの排出量（949グラム）についてみても少ない方から16番目で、全国平均値よりも45グラム少ない結果となっています。

図1－4－1－1 一人一日あたりのごみ排出量の推移



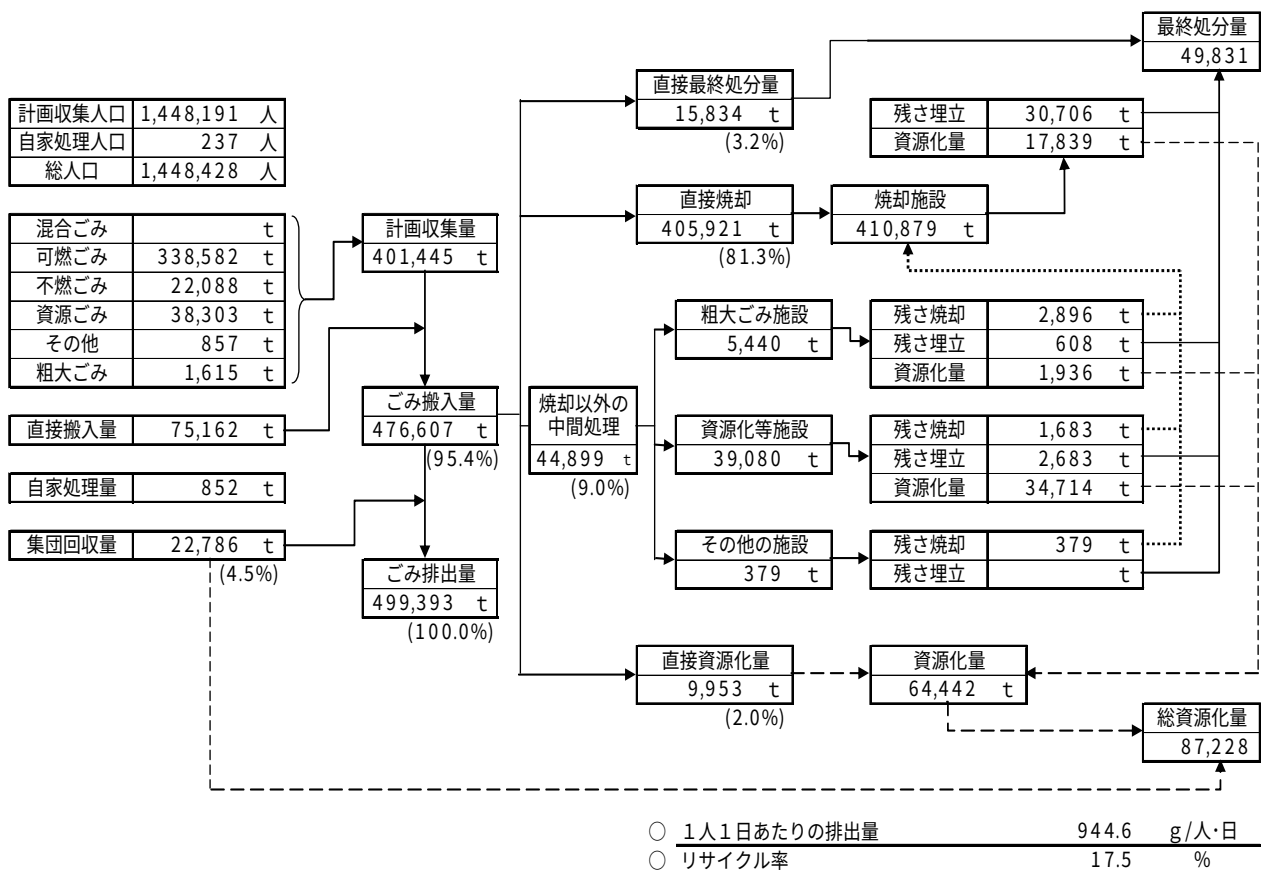
ごみ処理の体系を図1－4－1－2に示します。平成22年度（速報値）におけるごみの排出量は約499千トンであり、前年度に比べて約6千トン（1.1%）減少しています。

平成22年度のごみ処理については、全排出量の95.4%が市町

等で計画的に処理されており、その内訳を全排出量に対する比率で見ると直接焼却 81.3%、焼却以外の中間処理 9.0%、直接埋立処分 3.2%、直接資源化 2.0%となっています。また、全排出量の 4.5%は集団回収により資源化されています。

平成 21 年度のごみ処理事業費は、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は 1 トン当たり 42 千円、年間一人当たり 14 千円となっています。

図 1-4-1-2 ごみの処理系統（平成 22 年度）



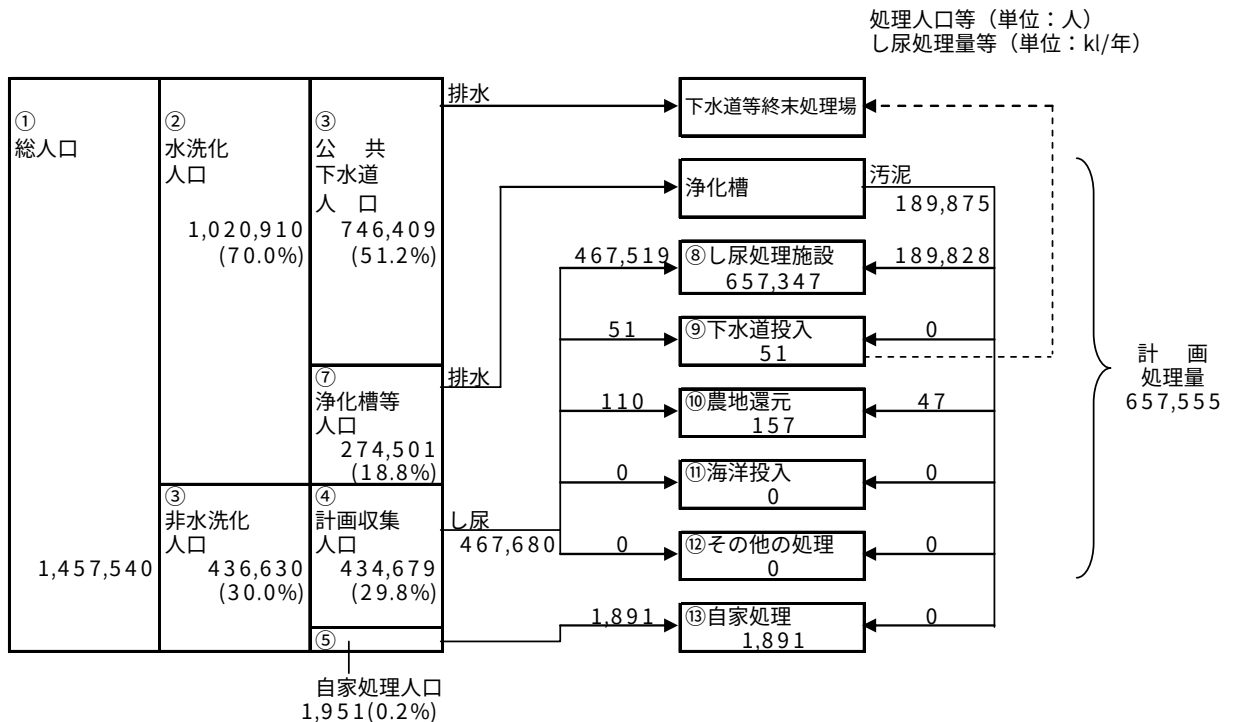
ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
計画収集量：市町等によって収集されたごみ量
直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量
集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量
1人1日あたりの排出量＝ごみ排出量÷ごみ収集を行っている区域の人口÷年間日数
リサイクル率＝総資源化量÷ごみ排出量×100

イ. し尿処理

平成 21 年度における処理人口と処理系統を図 1-4-1-3 に示します。水洗化人口の割合は、70.0%で、そのうち、公共下水道が 51.2%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが 18.8%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より 1.2%増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（９９．８％）、農地還元（０．０２％）、下水道投入（０．０１％）で処理されています。

図１－４－１－３ し尿処理の状況（平成２２年度）



[計画処理量（含む浄化槽汚泥）] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ = 657,555kl a
 [総処理量（計画処理量＋自家処理量）] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 659,446kl b
 [し尿処理施設及び下水道投入による処理率] = (⑧ + ⑨) ÷ a = 99.98%
 [1人1日当たりし尿計画処理量] = (a - 浄化槽汚泥189,875) ÷ ④ ÷ 365日 = 2.95 $\frac{\text{kl}}{\text{人} \cdot \text{日}}$
 [1人1日当たりし尿排出量] = (b - 浄化槽汚泥189,875) ÷ ③ ÷ 365日 = 2.95 $\frac{\text{kl}}{\text{人} \cdot \text{日}}$
 [1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量] = (浄化槽汚泥189,875) ÷ ⑦ ÷ 365日 = 1.90 $\frac{\text{kl}}{\text{人} \cdot \text{日}}$
 [1人1日当たり浄化槽汚泥排出量] = (浄化槽汚泥189,875) ÷ ⑦ ÷ 365日 = 1.90 $\frac{\text{kl}}{\text{人} \cdot \text{日}}$

（２）産業廃棄物〔廃棄物対策課〕

ア．排出状況

平成２２年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成２０年度の産業廃棄物の総排出量は、約４５０万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約１７３万トン（３８．４％）、電気・ガス・水道業（ばいじん、汚泥等）約１７２万トン（３８．１％）、建設業（がれき類等）約７０万トン（１５．５％）、製造業（汚泥等）約３１万トン（６．９％）となっています。

このうち約１５６万トン（３４．６％）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。

図 1 - 4 - 1 - 4 産業廃棄物の業種別排出量（平成 20 年度）

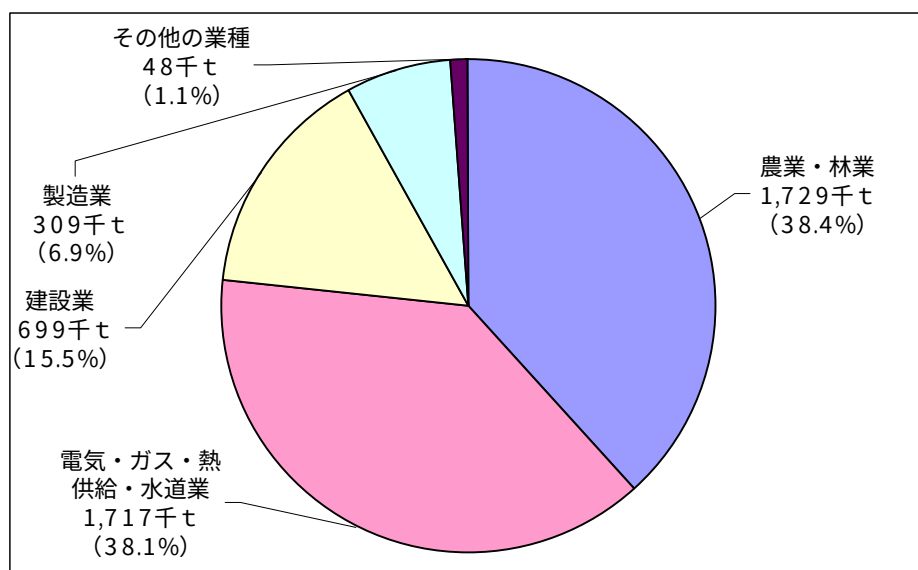
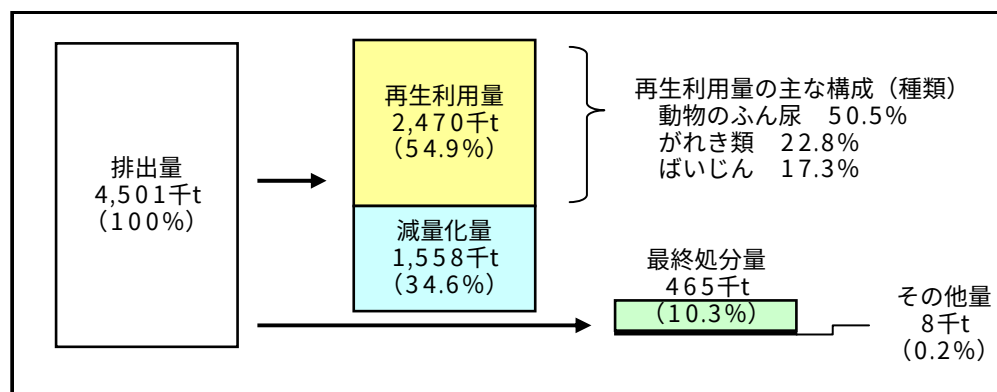


図 1 - 4 - 1 - 5 産業廃棄物の処理の状況（平成 20 年度）



（３）産業廃棄物（園芸用廃プラスチック）〔農産園芸課〕

産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」を 5 地区で開催し、適正処理の啓発活動に取り組みました。また、関係者による「適正処理研修会」を実施し、回収処理体制の整備、回収率向上を図り、平成 22 年度において、回収量は 4,580 t、回収率は 93%と向上しました。

(4) 県庁エコオフィスパランによる実施〔未来環境推進課〕

平成12年度からの「第1次長崎県温暖化対策実行計画」に引き続き、平成22年度に策定した「第3次県庁エコオフィスパラン」に基づき、県の事務事業に伴って発生する廃棄物の発生量の抑制と再資源化のため、数値目標を掲げ取り組んでいます。平成22年度の廃棄物発生量は1,960トンで基準年度(平成21年度)に対して7.9%増加しました。

増加した理由としては、一部機関において、執務室等の閉鎖や場所の変更等に伴い、粗大ゴミをまとめて廃棄処分したことなどが考えられますが、今後とも県庁エコオフィスパランに基づく取り組みの徹底に努めます。

課題

- 廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
- 県の事務事業に伴って発生する廃棄物の発生量をさらに抑制するため、両面コピーの徹底や裏紙の再利用など、県庁エコオフィスパランに基づく取り組みを徹底する必要があります。

2 リサイクルの推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課・未来環境推進課〕

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取り組まれています。

平成22年度（速報値）のリサイクル率は17.5%で、前年度から増加していますが、21年度の全国平均（20.5%）と比較すると、3.0ポイント低い値となっています。

ア．リサイクル目標の設定

平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

（平成11年度実績）再生利用量	6 万トン
排出量に占める割合	9 %
（平成22年度目標）再生利用量	13.5 万トン
排出量に占める割合	24 %

イ．資源ごみの分別収集

平成9年に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき一般家庭のごみから資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラスチック及び紙製容器包装・段ボール・飲料用紙パックなど）を分別収集することにより資源の再生利用を推進しています。

平成22年度（速報値）は、容器包装廃棄物（10品目）を含めた一般廃棄物全体の分別数には、22分別から6分別までと幅があるものの、全市町において分別収集が実施されており、空き缶やペットボトルなどの容器包装廃棄物は、約30,036トン（H22年度（速報値））が容器包装リサイクル法に基づき収集されました。

ウ．資源化施設による資源回収

市町は、収集したごみの中から、リサイクルセンターやストックヤードなどの資源化施設等において資源化物の回収（民間業者への委託を含む）を行っています。

平成22年度（速報値）の資源化量は64,442トンとなっており、内訳は紙類12,324トン、金属8,008トン、ガラス類10,190トン、ペットボトル3,144トン、プラスチック類8,119トン、布類767トン、その他が6,239トンです。

また、焼却施設などで熔融スラグ14,576トン、固形燃料554トン、肥料521トンが製造されています。

エ．集団回収

集団回収は、以前から町内会や子ども会などによって行われており、その売却収入は団体の活動資金等に利用されています。大半の市町では、地域の自主活動の促進とごみ減量化・リサイクルの促進が図られることから、これらの団体による集団回収活動に対し助成金を交付して集団回収の促進を図っています。

平成２２年度（速報値）の回収量は、２２,７８６トンとなっており、内訳は、紙類２１,０７７トン、金属８２４トン、ガラス類５３８トン、ペットボトル１トン、プラスチック類７トン、布類１７１トン、その他が１６８トンとなっています。

オ．民間団体等との協働による生ごみのリサイクルの推進

生ごみの減量化を推進するため、県が「ＮＰＯ法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地で保育園・幼稚園、小・中学校や公民館等で、生ごみの堆肥化とそれを活用した野菜づくりの実践指導を、延べ６７９回実施しました。

（２）産業廃棄物　〔廃棄物対策課〕

ア．資源化

資源化量は、発生する不要物等のうち有償物として回収される量と産業廃棄物として排出された後再生利用される量との合計です。

平成２２年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成２０年度の有償物量は約２９万トン、再生利用量は約２４７万トンであり、合計約２７６万トンが資源化されています。

（３）家畜排せつ物の利用の現状と施策　〔畜産課〕

家畜ふん尿を適正に管理し、堆肥として有効利用することは、資源の有効活用の観点から重要であり、環境への負荷の少ない資源循環型農業に資するものです。

平成１１年１１月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の畜産経営者に対して、国が定める基準に基づく家畜ふん尿の適正管理が義務づけられることとなったため、県では実態調査等を踏まえ、「長崎県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し、施設整備を推進した結果、法律に対応する体制が整いました。今後については良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

ア．ハード事業

A．県単独事業による施設・機械整備 7箇所

事業名	市町名	事業実施主体名	事業内容
ながさき養豚振興計画推進事業	西海市	長崎西海養豚生産組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	吾妻土作り堆肥利用組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	奥広野堆肥生産組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	五島市	有限会社草野ファーム	家畜排せつ物処理利用施設・機械
島原半島良質堆肥広域流通促進事業	雲仙市	橘堆肥組合	堆肥流通用施設・機械
	雲仙市	上本飼料生産組合	堆肥流通用施設・機械
	南島原市	鍛冶屋敷堆肥組合	堆肥流通用施設・機械

イ．ソフト事業

- ・長崎県資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催 2回
- ・畜産経営環境保全実態調査 1回

種類	水質汚濁	悪臭	害虫	水質汚濁と悪臭と害虫	悪臭と害虫	その他	計
件数	10	9	0	6	3	10	38

(4) 資源のリサイクルに関する調査研究〔科学技術振興課〕

平成20年度から雲仙市で温泉熱を利用した余熱利用型BDF（バイオディーゼル燃料）製造装置の開発研究を実施し、平成21年3月に同市小浜町に製造装置を設置しました。

平成21年度からは、本装置により、市内で発生する廃食用油から燃料を試験製造し、燃料の品質分析、燃焼試験を実施しています。また、雲仙市内外の関係者からなる研究会を設け、廃食用油の回収方法や製造した燃料の利用方法を含めた本装置の利活用システムの構築に向け取り組んでいます。

課題

- ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。
そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。
- 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取り組みが必要です。

- 産業廃棄物の減量化やリサイクルに取り組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
- 家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化处理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地下水への影響が心配されています。このため、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
- 農業分野のリサイクルを推進する上では、未利用資源の有効活用法について試験研究を継続する必要があります。また、地域リサイクルを推進するために有機性未利用資源の発生状況を調査し、地域内においてのリサイクルの確立を図る必要があります。
- 資源化される廃棄物の利用を促進するため、公共工事における資材調達が再生資源により行われるよう取組を進めていく必要があります。
- グリーン購入法（通称）による環境物品の購入拡大が必要です。
- 地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取り組める技術開発や仕組みづくりが必要です。

3 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課、水環境対策課〕

ア．一般廃棄物処理計画

市町は、ごみ及び生活排水の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっています。

ごみ処理施設や最終処分場の計画的整備とともにごみの排出抑制や再資源化の推進がより一層必要となっています。加えて、台所、風呂等から排出される生活排水に対する処理の重要性が高まっている中で、生活排水対策をさらに計画的、総合的に推進することが必要になっています。

県は、平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」の見直しを行い、平成23年度を始期とする新たな計画を策定し、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

イ．一般廃棄物処理施設の整備

A．施設整備状況

一般廃棄物処理施設の整備状況は、表1-4-3-1のとおりです。一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づいて、今後も処理施設の計画的な整備を推進します。

表1-4-3-1 一般廃棄物処理施設（平成23年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計	
ごみ焼却施設 (稼動施設のみ)	全連続式	8	1,628	t/日
	准連続式	4	277	t/日
	機械化バッチ式	12	155	t/日
	計	24	2,060	t/日
最終処分場		28	2,431,033	m ³
粗大ごみ処理施設		2	80	t/日
資源化施設		17	216	t/日
し尿処理施設	し尿処理施設	35	1,994	kℓ/日
	コミュニティ・プラント	12	4,618	m ³ /日

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成２２年度は８市町・１組合が、同制度を活用して計画・設計や施設整備を行いました。

このほかの老朽化施設についても、引き続き、計画的に更新していくこととしています。

表１－４－３－２ 廃棄物処理施設整備国庫交付金事業の実績（平成２２年度）
（単位：千円）

事業・施設の区分	設置主体	規 模	事業年度	H22 年度 交付金額
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）	長崎市	300t	H20～24	23,131
エネルギー回収推進施設	壱岐市	26t/日	H20～23	255,269
マテリアルリサイクル推進施設		3.6t/日	H20～23	67,396
有機性廃棄物リサイクル推進施設		96KL/日	H20～23	502,500
最終処分場		6,400m ³	H21～23	70,497
有機性廃棄物リサイクル推進施設		74KL/日	H20～23	200,328
施設整備に関する計画支援事業 （マテリアルリサイクル推進施設） （エネルギー回収推進施設）	西海市	—	H20～22	2,893
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	南島原市	150m ²	H22	19,706
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	新上五島町	400m ² 300m ²	H20～23	114,208
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）		—	H20～22	6,352
マテリアルリサイクル推進施設	長与・時	12t/日	H21～22	147,409
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）	津環境施設組合	—	H22～23	3,500
施設整備に関する計画支援事業 （有機性廃棄物リサイクル推進施設）	対馬市	—	H22～23	2,792
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）	雲仙市	—	H22～24	5,378
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）	平戸市	—	H22～23	6,366
合 計				1,427,725

B. ごみ処理広域化

長崎県では、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、平成１１年３月に「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定し、平

成 2 1 年 7 月に計画の見直しを行いました。

この計画では、ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、資源化の推進、余熱利用の推進、最終処分場の適正化などを主要な目的としており、長崎県内を 7 広域ブロックに分け、平成 1 1 年度で 6 0 施設あるごみ焼却施設を平成 3 0 年度を目標に 1 7 施設以内に集約することとしています。

表 1 - 4 - 3 - 3 ごみ焼却施設の集約化状況

広域ブロック名	構成市町数 (H23.3.31 現在)	計画策定時 平成 1 0 年度末	目標 平成 3 0 年度
長崎・西彼ブロック	2 市 2 町	1 5	4
佐世保・県北ブロック	3 市 4 町	1 3	5 以内
県央・県南ブロック	5 市	1 2	3
下五島ブロック	1 市	6	1
上五島ブロック	2 町	6	2
壱岐ブロック	1 市	4	1
対馬ブロック	1 市	4	1
合 計		6 0	1 7 以内

表 1 - 4 - 3 - 4 広域化計画策定後の各ブロックの状況（平成 2 2 年度）

広域ブロック名	状 況	施設数
長崎・西彼 ブロック	西海市の処理施設が平成 2 5 年 4 月稼動予定。	4
佐世保・県北 ブロック	北松北部環境組合（2 市 3 町※現、平戸市、松浦市）の処理施設が平成 1 6 年 4 月稼動	8
県央・県南 ブロック	県央県南広域環境組合（2 市 1 0 町※現、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市）の処理施設が平成 1 7 年 4 月稼動。	3
下五島 ブロック	福江市の処理施設（1 市 5 町※現、五島市）が平成 1 4 年 1 1 月稼動。	3
上五島 ブロック	上五島地域広域市町村圏組合の処理施設（5 町※現、新上五島町）が平成 1 4 年 9 月稼動。	2
壱岐 ブロック	壱岐市の処理施設（旧 4 町分）が平成 2 4 年 4 月稼動予定。	3
対馬 ブロック	対馬総町村組合の処理施設（6 町※現、対馬市）の平成 1 4 年 1 2 月稼動。	1

ウ．監視、指導

A．ダイオキシン類対策

ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であること、その発生源が主に廃棄物の焼却施設であることから、国は、平成９年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や平成１１年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定により、廃棄物焼却施設の設置者に排ガス中のダイオキシン類の検査等が義務化されるとともに、構造や維持管理に関する基準強化を図っています。

平成２２年度に、法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査結果は、表１－４－３－５のとおりであり、全ての施設が排出基準を満たしています。なお、一般廃棄物焼却施設の広域化等によりダイオキシン類の年間排出量は年々減少しています。

また、施設への立入調査を実施し、構造、維持管理の状況や排ガス中のダイオキシン類濃度の調査等により排出基準の適合状況を検査しており、適合しない恐れのある施設については、施設の改善（場合によっては施設の廃止を含む）について指導を行っています。

表１－４－３－５ 排ガス中のダイオキシン類濃度自主検査結果等
(平成２２年度)

	施設数	ダイオキシン類	
		濃度範囲 (ng-TEQ/m ³)	年間排出量 (g／年)
一般廃棄物焼却施設	２４	0.0000018～6.4	0.51
自主検査実施数	２４	0.0000018～6.4	
適合施設	２４	0.0000018～6.4	
不適合施設	０	－	

B．一般廃棄物最終処分場対策

不燃物や焼却灰を埋め立てる最終処分場を適正に維持管理し、生活環境の保全を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、監視指導を行っています。

(２) 産業廃棄物〔廃棄物対策課〕

ア．産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら行うことが原則ですが、事業者の処理を補完するものとして、県又は政令市（長崎市、佐世保市）の許可を得た業者が処理を行っています。

一定規模以上の施設として許可（届出）を要する産業廃棄物処理施設の設置状況及び産業廃棄物処理業の許可状況は、表１－４－３－６のとおりです。

表１－４－３－６ 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状

（平成２３年３月３１日現在）

区分	処理施設※			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業 合計
	中間処理施設	最終処分場	計	収集運搬業	処分業	小計	収集運搬業	処分業	小計	
県	219	13	232	1,306	150	1,456	155	2	157	1,613
長崎市	70	7	77	714	54	768	103	3	106	874
佐世保市	46	1	47	616	37	653	100	2	102	755
計	335	21	356	2,636	241	2,877	358	7	365	3,242

※設置許可対象施設をいう。

イ．最終処分場の状況

県における最終処分場の状況を型別にみると表１－４－３－７のとおりですが、近年、最終処分場の設置は困難な状況にあります。

残容量は２，５３３千 m^3 ですが、そのうちの３７％は火力発電所の自社処分場です。

残余年数は、安定型処分場が８．５年、管理型処分場が１３．９年となっています。

表１－４－３－７ 最終処分場の設置状況（平成２３年３月３１日現在）

種類		区分	施設数	県	政令市		計
					長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数		10（7）	5（3）	2（0）	17（10）
管理型 処分場	処理業者 所有	施設数			1（1）		1（1）
	事業者 所有	施設数		3（3）	1（1）		4（4）
	小計	施設数		3（3）	2（2）		5（5）
計		施設数		13（10）	7（5）	2（0）	22（15）

※（ ）は実稼働数

ウ．監視、指導の状況

不適正処理事案の未然防止や早期発見を図るため、平成１９年度に立入検査マニュアルを策定し、排出事業者、処理業者等を対象として、計画的かつ実効性のある立入検査を実施しています。

平成２２年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表１－４－３－８のとおりです。

表１－４－３－８ 立入検査等の実施状況

項 目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合 計
立入検査	1,342	3,762	752	5,856
口頭指導	168	215	16	399
文書指導	8	9	1	18
報告徴収	10	17		27
命令・処分※		6		6

※命令・処分の内訳は、以下のとおり。

- ・処理業の取消し：２件（他県・市で取消し処分を受けたもの２件）
- ・措置命令：３件（最終処分関係）
- ・業の停止命令：１件（焼却禁止違反）

（３）その他の廃棄物

ア．環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進〔未来環境推進課〕

本県の豊かで美しい自然環境を守り、快適な生活環境を創造していくことを目的として、平成６年４月に、緑化の推進、ごみの散乱防止、資源リサイクルの推進を３本柱とする長崎県環境美化の推進に関する条例（平成２０年３月、未来環境条例に統合）を施行しました。条例の制定を契機に平成６年８月に長崎県環境美化推進協議会（平成２０年度からゴミゼロながさき推進会議に統合）を設置し、環境美化を継続的かつ効果的に推進するための協議を行うとともに、その後、県下すべての市町で同様の条例が制定されたことから、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が一体となって取り組みを推進してきたところです。

毎年、６月の環境月間には各機関が協力して空きかん回収キャンペーンを実施しており、平成２２年度は約６万９千人が参加して約２５万個の空きかんを回収しました。

また、８月のクリーンながさき推進月間には県下各地で一斉清掃や緑化活動等が展開されました。

表 1 - 4 - 3 - 9 空きかん回収キャンペーンの実施状況

回	年度	実施市町村数	参加人員 (人)	回収個数 (千個)	回収重量 (トン)	備考
20	H 1 2	48	80,858	1,012	41	
21	H 1 3	53	94,978	1,093	48	
22	H 1 4	50	99,585	1,044	43	
23	H 1 5	46	74,425	829	32	
24	H 1 6	44	78,774	830	33	
25	H 1 7	30	73,902	598	25	
26	H 1 8	14	69,175	463	19	
27	H 1 9	14	65,121	391	18	
28	H 2 0	17	68,209	336	18	
29	H 2 1	15	68,674	275	12	
30	H 2 2	14	68,543	254	11	

※ 各年度とも統一行動日実施市町分の集計

イ．廃棄物不法投棄取締パトロール〔廃棄物対策課〕

県内における廃棄物の不法投棄量は、ここ数年横ばい傾向にありますが、全国的には依然として悪質、巧妙化、大量投棄の事例が報告されています。

このような不法投棄を防止するため、平成 2 2 年度には廃棄物適正処理推進指導員を 4 名増員し、2 3 名体制で不法投棄取締パトロールを強化しています。

また、防災ヘリコプターによる空域からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めています。

表 1 - 4 - 3 - 9 廃棄物不法投棄取締パトロール実施結果

年度	発見件数①	撤去件数②	投棄量 (m ³)	撤去率 (%) ※
H 1 4	6 3 1	3 6 1	1 1,7 7 4	5 7.2
H 1 5	5 0 3	2 8 9	1 0,4 8 6	5 7.5
H 1 6	5 2 8	3 6 3	1 3,2 5 0	6 8.8
H 1 7	4 2 8	2 7 0	9,1 4 3	6 3.1
H 1 8	4 3 5	2 6 6	5,6 6 6	6 1.2
H 1 9	4 0 1	2 6 1	6,9 7 3	6 5.1
H 2 0	4 2 4	2 9 3	4,7 1 1	6 9.1
H 2 1	4 8 0	3 8 9	2,9 5 4	8 1.0
H 2 2	5 1 5	4 8 0	4,1 1 9	9 3.2

※撤去率は、撤去件数②÷発見件数①で算出

ウ、クリーンアップ事業〔廃棄物対策課〕

県内において、原因不明のため責任の追及ができず、未撤去のまま放置されている廃棄物について、県有地を優先的に撤去・処分を行いました。

表 1－4－3－10 平成 22 年度クリーンアップ事業実績

作業日数	延べ人数	撤去件数	撤去数量 (m ³)	撤去した廃棄物の主な種類
48 日	43 人	343 件	3,091	がれき類 (534m ³)、金属くず (481m ³)、ビン・缶・ペットボトル (195m ³)、テレビ (291 台)、廃タイヤ (1,968 本)、可燃ごみ (481m ³)

課題

- ごみ処理広域化計画の進展により、一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり、ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため、早期解体に努める必要があります。
- 全国的にみると、最終処分場の浸出水による水源・公共用水域の汚染及び焼却施設からのダイオキシン類の発生の問題などにより、住民の不安・不信を招いています。従って、いかにして産業廃棄物処理施設の安全性を確保し、住民の不安を解消するかが大きな課題になっています。
- 産業廃棄物最終処分場は県下に 22 箇所(平成 23 年 3 月 31 日現在)設置されています。最終処分場の残余容量については、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも近年、横ばいで推移していますが、再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。
- 最終処分場の新規設置については適地不足、周辺住民の反対等により、将来的な建設が懸念されています。
- 環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。
- 不法投棄物の撤去改善は原因者(投棄実行者)が行うことが原則です。よって、不法投棄の未然防止のための取締パトロールの強化及び発見した不法投棄事案についての徹底的な追跡調査を行い、早期改善に努める必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理を防止するために、効率的、かつ効果的な立入検査を実施する必要があります。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

現状・施策

(1) 騒音の現況〔環境政策課〕

ア．騒音苦情

本県における平成22年度の公害苦情件数は994件でした。そのうち大気汚染が212件で最も多く、ほかには水質汚濁（109件）、悪臭（155件）、騒音（114件）、振動（3件）、土壌汚染（1件）などです。

騒音苦情は全体の公害苦情件数の約11.5%を占めており、発生源別にみると工事・建設作業に係るものが最も多く、次いで多いのが産業用機械作動に係る騒音苦情です。

表1-5-1-1 年度別公害苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	1,100	1,001	1,010	1,055	832	946	1083	994

表1-5-1-2 年度別騒音苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	104	103	101	133	128	128	107	114

イ．環境騒音

静かで快適な生活環境を保全し創造していくためには、まず、環境騒音の状況を適切に把握し改善対策の指標とすることが大切です。そのため、騒音に係る環境基準の類型指定を行っている主要な5市2町において、環境監視のための測定点179地点で環境騒音定点調査を実施しました。

環境騒音定点調査の結果は、表1-5-1-3のとおりでした。

表 1－5－1－3 環境騒音定点調査結果（平成 22 年度）

市 町	区分	測 定 地点数	適合地点数			適合率（％）		
			2 時間帯	昼間	夜間	2 時間帯	昼間	夜間
長崎市	A 類型	15	12	15	12	80	100	80
	B 類型	19	14	17	14	74	89	74
	C 類型	16	11	16	11	69	100	69
佐世保市	A 類型	17	16	17	16	94	100	94
	B 類型	9	8	9	8	89	100	89
	C 類型	17	14	14	15	156	82	44
島原市	A 類型	2	2	2	2	100	100	100
	B 類型	7	5	6	6	71	86	86
	C 類型	6	6	6	6	100	100	100
諫早市	A 類型	5	5	5	5	100	100	100
	B 類型	8	8	8	8	100	100	100
	C 類型	2	2	2	2	100	100	100
大村市	A 類型	9	6	7	7	67	78	78
	B 類型	9	5	5	8	56	56	89
	C 類型	10	9	9	9	90	90	90
長与町	A 類型	7	7	7	7	100	100	100
	B 類型	2	1	1	1	50	50	50
	C 類型	3	3	3	3	100	100	100
時津町	A 類型	7	6	6	6	86	86	86
	B 類型	6	3	4	4	50	67	67
	C 類型	3	3	3	3	100	100	100
合計	A 類型	62	54	59	55	87	95	89
	B 類型	60	44	50	49	73	83	82
	C 類型	57	48	53	49	84	93	86
	合計	179	146	162	153	82	91	85

ウ．自動車騒音

従来から本県の道路事情は悪く、特に長崎市及び佐世保市は平坦地に乏しく、市中心部へ向かう幹線道路が少なく狭いため、朝夕のピーク時は相当な交通渋滞を引き起こしています。

本県の自動車保有台数は、平成 22 年度末で 89.0 万台となっています。

A. 自動車騒音（環境基準関係）

県下15区間について面的評価を行った結果、表1-5-1-4に示すように昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は86.7%でした。

表1-5-1-4 自動車騒音面的評価結果（平成22年度）

NO	観測地点名	路線名	環境基準達成率		
			昼間	夜間	昼夜
1	諫早市若葉町	長崎自動車道	98.8	98.8	98.8
2	諫早市中尾町	国道34号	95.6	94.0	94.0
3	大村市桜馬場1丁目	国道34号	68.6	60.5	60.5
4	大村市玖島1丁目	国道34号	100.0	100.0	100.0
5	諫早市森山町田尻名	国道57号	100.0	100.0	100.0
6	諫早市鷺崎町	国道57号	100.0	100.0	100.0
7	島原市高島2丁目	国道251号	82.3	82.3	82.3
8	島原市有明町大三東	国道251号	69.8	81.9	69.8
9	雲仙市国見町神代川東	国道251号	100.0	100.0	100.0
10	松浦市志佐町白浜免	国道204号	100.0	98.4	98.4
11	諫早市小豆崎町	国道207号	100.0	100.0	100.0
12	諫早市城見町	国道207号	99.7	99.3	99.3
13	時津町浜田郷	国道207号	100.0	100.0	100.0
14	長与町嬉里郷	東長崎長与線	100.0	100.0	100.0
15	諫早市幸町	有喜本諫早線	96.6	97.6	96.6

B. 自動車騒音（要請限度関係）

平成22年度の要請限度騒音測定については、表1-5-1-5及び表1-5-1-6に示すとおり、県内の6市2町の主要幹線道路を中心とした74地点について調査を実施しました。

調査結果の評価を行った74地点について、要請限度（騒音規制法第17条第1項の自動車騒音の限度）の超過状況をみると、昼間・夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過している測定地点は、1地点（1.4%）でした。

表 1－5－1－5 自動車騒音市町別地点数

市町名	測定 地点数	要請限度区域区分							
		2時間帯の 全てが以下		昼間のみ 超過		夜間のみ 超過		2時間帯の 全てが超過	
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	22	22	100	0	0	0	0	0	0
佐世保市	16	16	100	0	0	0	0	0	0
島原市	1	1	100	0	0	0	0	0	0
諫早市	19	18	94.7	0	0	0	0	1	5.3
大村市	7	7	100	0	0	0	0	0	0
松浦市	6	6	100	0	0	0	0	0	0
長与町	2	2	100	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100	0	0	0	0	0	0
合計	74	73	98.6	0	0	0	0	1	1.4

表 1－5－1－6 要請限度超過状況

区域区分	地点数	時間帯別		
		時間帯別	地点	%
a 区域	8	2時間帯ともに要請限度以下	8	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
b 区域	25	2時間帯ともに要請限度以下	25	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
c 区域	41	2時間帯ともに要請限度以下	40	97.6
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	2.4
計	74	2時間帯ともに要請限度以下	73	98.6
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	1.4

エ．航空機騒音

長崎空港には、本土側のA滑走路（旧大村空港）、海上のB滑走路の2本の滑走路があります。昭和50年5月のB滑走路供用開始後は、民間の定期航空路としての航空機の離発着はすべてB滑走路において行われています。A滑走路は、海上自衛隊、県警本部、県消防防災課のヘリコプター及び民間の小型機に利用されています。

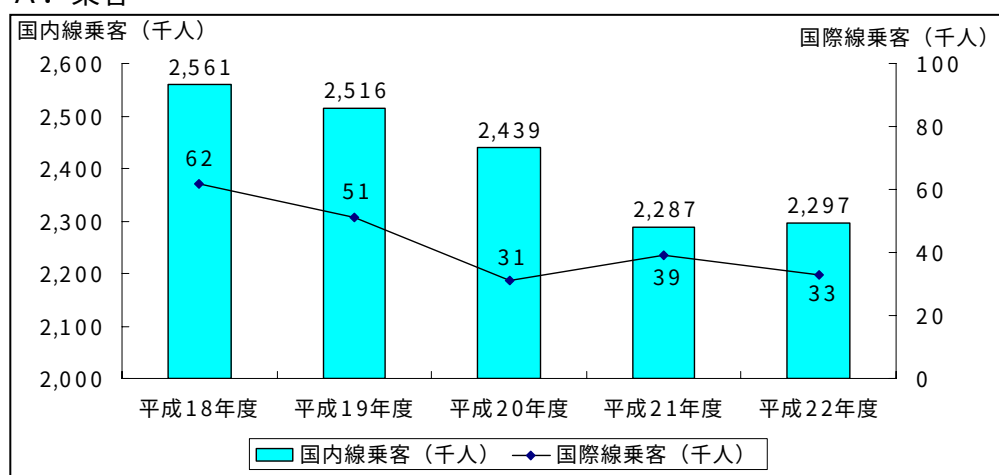
国内路線は、平成23年9月1日現在で9路線37便であり、その他に国際線として上海定期便、ソウル定期便が運航されています。

平成18年度以降の空輸実績は図1-5-1-7に示すとおりであり、平成22年度は、国内線乗客数は約2,297千人、貨物量は約12,485トンと減少傾向を示しています。

一方、チャーター機、経由機を含む国際線乗客数は約3万3千人、貨物量は約98トンとなりました。

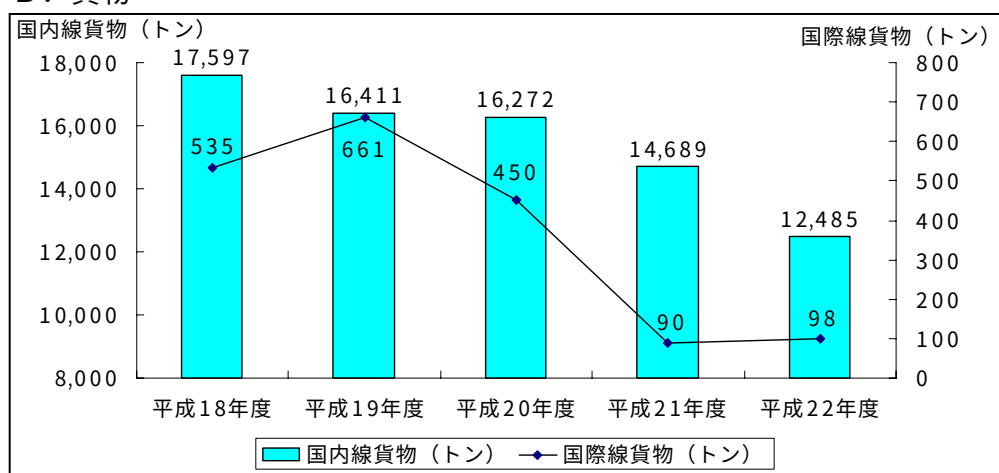
図1-5-1-7 乗客及び貨物空輸実績

A．乗客



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

B．貨物



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

長崎空港のB滑走路は、大村市の陸域部から西方約1 km、また、着陸コースに当たる諫早市の陸域部からは北方約1.1 kmの海で隔てられた大村湾上に位置しており、航空機騒音対策上は他の空港に比較し恵まれた条件下にあります。

B滑走路周辺地域における航空機騒音の測定監視は、諫早市、大村市、と県が共同して、海上空港開設の昭和50年から実施しています。

平成22年度の測定結果は、測定した11測定地点で46～61 WECPNL の範囲にあり、すべての地点において環境基準を満足しています（図1-5-1-8）。

また、昭和59年度から測定を行っているA滑走路周辺地域については、平成22年度は、5地点の測定地点のうち、2地点で環境基準を超過し、今後の動向に注目する必要があります（図1-5-1-9）。

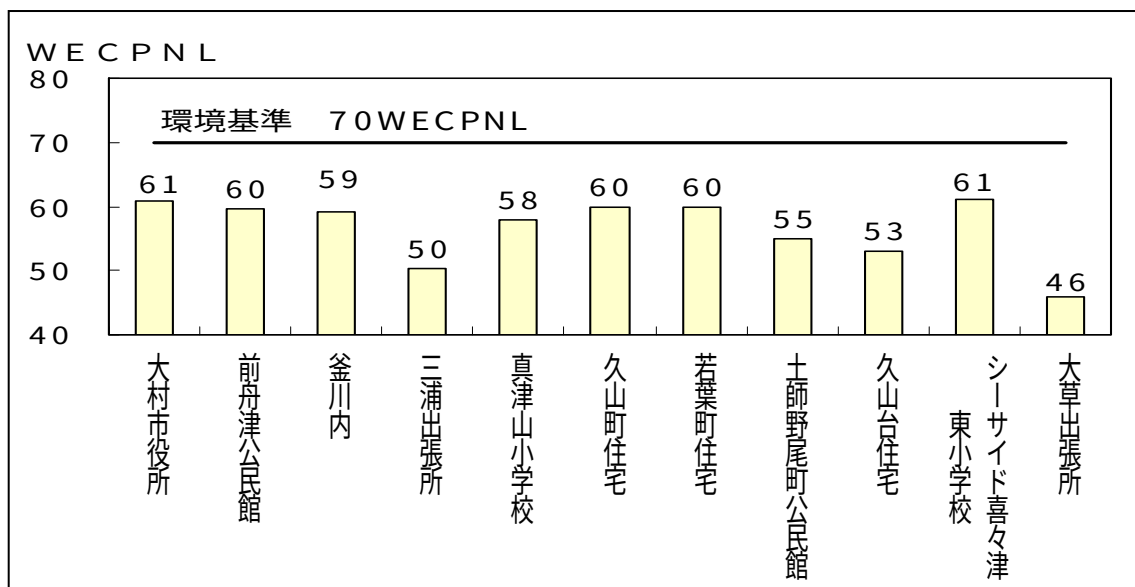


図1-5-1-8 B滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果(平成22年度)

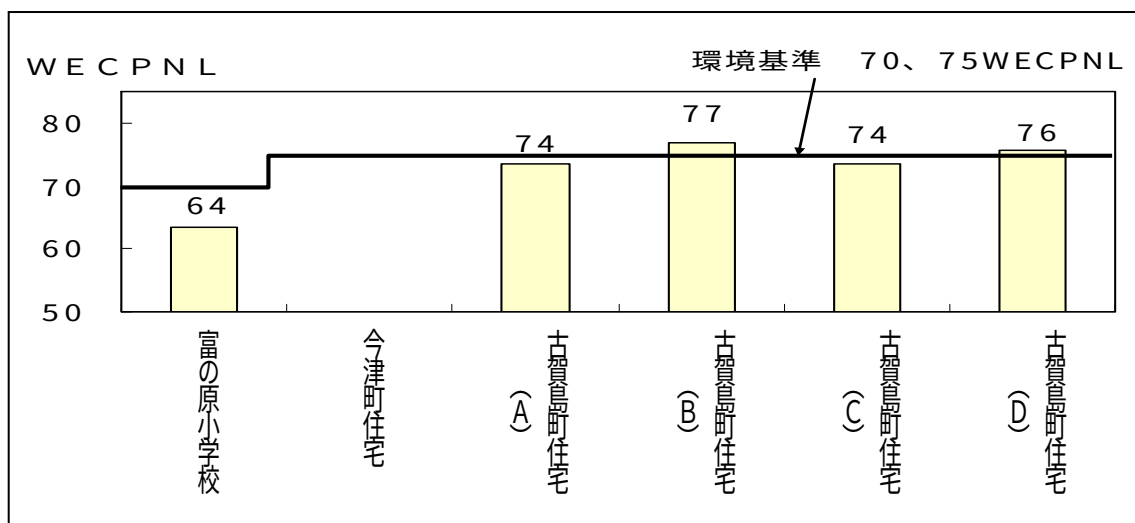


図1-5-1-9 A滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果(平成22年度)

※ 図中の矢印部分が環境基準（富の原小学校は70、その他は75 WECPNL）

(2) 振動の現況〔環境政策課〕

振動は騒音と同時に発生することが多いですが、騒音に比べ距離減衰が大きいために、苦情の発生は少なく、平成22年度は3件でした。

また、道路における交通振動についても、例年要請限度を超えることはなく、比較的良好な状態です。

表1-5-1-10 年度別振動苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	6	1	6	17	2	2	3	3

平成22年度は、県下の主要幹線道路における交通振動の測定を44地点で実施しました。

うち、1か所で振動レベルが昼間に50デシベル(dB)を超えましたが、いずれも法で定める要請限度は超えていません。

(3) 悪臭の現況〔環境政策課〕

悪臭に関する苦情件数は、最近では増加傾向にあります。発生源別にみると、従来は畜産農業や食品工場についての苦情が多かったのですが、最近では一般家庭や商店・飲食店からの悪臭に関する苦情が高率となっています。

表1-5-1-11 年度別悪臭苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	163	184	168	198	150	156	124	155

(4) 騒音防止対策〔環境政策課〕

本県における騒音の規制は、昭和33年7月に施行された長崎県騒音防止条例に始まりますが、昭和43年に騒音規制法が制定されたのに伴って昭和44年に条例の全面改正を行い長崎県公害防止条例となり、その後平成20年3月に未来環境条例として統合され現在に至っています。

県条例では、法の適用を受けない4種類の施設（冷凍機、クーリングタワー、板金・製缶作業場、鉄骨・橋梁作業場）を「指定施設」として届出及び規制の対象としているほか、指定施設以外のもの、深夜騒音及び拡声機放送等についても騒音規制を実施しています。また、「カラオケ」に代表される音響機器等による深夜営業騒音に対しては、昭和57年3月、条例改正を行い規制対象としました。

なお、騒音規制事務は市町村の自治事務とされていますので、市町村長が事業者に対して、特定工場等及び特定建設作業から発生する騒音の規制

基準の遵守及び周辺の生活環境を損なわないよう行政指導を行なうこととなっています。平成２２年度は、法及び条例に基づく改善勧告、改善命令は行われませんでした。

自動車、航空機、鉄道等の交通騒音対策は、発生源対策のみでは難しい面が多く、今後は、道路構造の検討、土地利用の適正化等を含めた総合的な施策の推進が必要です。

また、生活様式の変化、人口の集中化等による近隣騒音問題は多様化し、しかも増加する傾向にあることから、住民の啓発を含めたきめ細かな対応が必要です。

ア．騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準の類型指定は、昭和５８年５月に長崎市他３市を指定し、その後、順次指定市町を拡大し、平成２３年４月１日現在で１３市７町において指定を実施しています（表１－５－１－１２）。

一方、航空機騒音については、長崎空港周辺の大村市、諫早市の２市について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を昭和５８年６月１日に行っています。

表１－５－１－１２ 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成２３年４月１日現在）

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和５８年５月３１日	第４６４号	６月１日	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市
昭和５９年５月１８日	第４２８号	６月１日	諫早市 島原市 長与町 時津町
昭和６０年６月７日	第５０９号	６月７日	長崎市 平戸市 五島市
昭和６１年５月９日	第４０１号	５月９日	長崎市 松浦市 東彼杵町 川棚町 波佐見町
昭和６２年４月２４日	第４５８号	５月１日	対馬市 壱岐市 島原市 雲仙市 南島原市 佐々町
昭和６３年４月２２日	第４５０号	５月１日	長崎市 諫早市 西海市 雲仙市 南島原市
平成元年４月１４日	第４５９号	５月１日	南島原市 平戸市 佐世保市 新上五島町
平成２年４月１３日	第４９７号	５月１日	長崎市 西海市
平成３年４月２３日	第４６３号	５月１日	諫早市 雲仙市 平戸市
平成４年５月６日	第５２３号	５月６日	諫早市 雲仙市
平成１５年３月１４日	第２８１号	３月１４日	大村市 長与町
平成１６年３月１６日	第４３２号	４月１日	新上五島町 (合計 １３市 ７町)

イ．騒音規制地域

騒音規制法に基づく騒音規制地域については、昭和44年3月に長崎市、佐世保市を指定し以後順次指定地域を拡大し、平成23年4月1日現在で13市7町を指定するに至っています（表1-5-1-13）。

地域指定については、都市計画の用途地域を基本とし、市町村長の意見をきき第1種区域から第4種区域までの区分指定を行っていますが、土地利用の変化等により規制地域の見直しの必要性が生じてきた場合には、規制地域の指定変更を行っています。

表1-5-1-13 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定状況
(平成23年4月1日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和44年3月28日	第197号	4月1日	長崎市 佐世保市
昭和46年9月14日	第726号	9月15日	諫早市 大村市 島原市 長与町 時津町 川棚町
昭和47年1月14日	第17号の2	1月15日	諫早市 対馬市 壱岐市 南島原市 平戸市
昭和50年5月16日	第382号	5月17日	長崎市 松浦市 佐々町
昭和51年4月13日	第272号	4月14日	平戸市
昭和57年4月2日	第313号	4月2日	長崎市 佐世保市 諫早市 五島市 西海市 新上五島町 東彼杵町 波佐見 町 平戸市 松浦市
昭和58年1月28日	第94号	1月28日	雲仙市 南島原市
昭和62年4月24日	第459号	5月1日	五島市
平成15年3月14日	第282号	3月14日	大村市 長与町
平成16年3月16日	第433号	4月1日	新上五島町 (合計 13市7町)

ウ．規制対象施設

騒音規制法では、工場・事業場に設置されている施設のうち、特に騒音の発生が著しい施設については11種類を「特定施設」として、建設作業については8種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。また、特定施設以外で規制が必要なものについては、県未来につながる環境を守り育てる条例により4種類を指定施設として規制の対象としています。

本県における特定施設等の平成22年度末の設置状況は、表1-5-1-14、1-5-1-15に示すとおりですが、特定施設としては空気圧縮機等が、指定施設としては冷凍機やクーリングタワーが多く設置されています。また、特定建設作業の届出状況は表1-5-1-16に示すとおりです。

表 1－5－1－1 4 法に基づく騒音に係る特定施設の設置状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

施設の種類	特定工場等総数	特定施設数
1. 金属加工機械	1 6 2	6 4 9
2. 空気圧縮機及び送風機	4 9 2	3, 8 0 2
3. 土石用破砕機等	1 8	1 8 3
4. 織 機	2	3 7
5. 建設用資材製造機械	4 0	5 3
6. 穀物用製粉機	4	5
7. 木材加工機械	6 5	1 9 1
8. 抄 紙 機	2	1 1
9. 印刷機械	7 3	4 1 4
10. 合成樹脂用射出成形機	3	3 8
11. 鋳型造型機	3	9
計	8 6 4	5, 3 9 2

注) 2 種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、
主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表 1－5－1－1 5 県条例に基づく騒音に係る指定施設の設置状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

施設の種類	工場等総数	特定施設数
1. 冷 凍 機	4 7 8	2, 3 3 8
2. クーリングタワー	2 7 2	1, 3 4 2
3. 板金・製缶作業場	2 7 9	2 8 8
4. 鉄骨・橋梁の作業場	3 4	3 7
計	1, 0 6 3	4, 0 0 5

表 1－5－1－1 6 法に基づく騒音に係る特定建設作業の届出状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	5 8
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	4 3 4
4. 空気圧縮機を使用する作業	5 1
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6. バックホウを使用する作業	9 7
7. トラクターショベルを使用する作業	1
8. ブルドーザーを使用する作業	6
計	6 4 8

エ．規制基準等

特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音については、騒音規制法に規制基準（音量基準及び特定建設作業については作業時間等の規制が加わる）が定められており、また、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例で定める指定施設についても規制基準（音量基準）が定められ、さらに拡声機放送・深夜騒音の制限等が定められています。

オ．深夜営業騒音の規制

飲食店等における営業騒音については、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により、騒音規制地域内の主に住居系区域において営業する飲食店等（対象業種指定）を対象に、深夜（23 時～6 時）のカラオケ等の音響機器の使用が制限されています。

規制の主な内容は、図 1－5－1－17 のとおりです。

図 1－5－1－17 深夜営業騒音の規制

騒音規制区域	時 間									
	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7
第 1 種区域										
第 2 種区域										
第 3 種区域										
第 4 種区域										

（規制を受ける区域） 騒音規制区域のうち、第 1 種規制区域、第 2 種規制区域の全域及び第 3 種規制区域で市町村長の意見を聞いて知事が定める一部の区域
（対象となる営業） 食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席等を設けて客に飲食させる営業 ・食堂 ・料理店 ・すし屋 ・旅 館 ・レストラン ・スナック ・バー ・キャバレー ・喫茶店 など
（使用の制限を受ける音響機器） ・カラオケ装置 ・音響再生装置 ・楽器 ・拡声装置 ・有線放送受信装置

カ．道路交通騒音対策

発生源対策として、全ての自動車及び原動機付自転車について、自動車騒音規制が実施されています。

新車に対しては、定常走行騒音、排気騒音、市街地を走行する際に発

生する最大の騒音である加速騒音について規制が行われ、使用過程車に対しても定常走行騒音、近接排気騒音についての規制が行われています。さらに、これらの規制の実効をあげるために、自動車騒音についての新規検査、継続検査等が行われ、また、街頭における整備不良車両に対する検査等が実施されています。

なお、市町村長は、騒音レベルが一定の限度をこえ、生活環境が著しくそこなわれていると認めるときは、公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また、必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善等に関し、道路管理者等に対して意見を述べるすることができます。

キ．総合的施策の推進

住民の生活環境を騒音から保全するためには、以上に掲げた対策のほかに、騒音発生施設と住居との分離等による土地利用の適正化、騒音防止技術等の開発、騒音防止施設の設置や施設改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進、監視測定体制の整備、近隣騒音防止のための住民に対する啓発等、種々の対応が必要です。なお、道路交通騒音対策の体系図を図１－５－１－１８に示します。

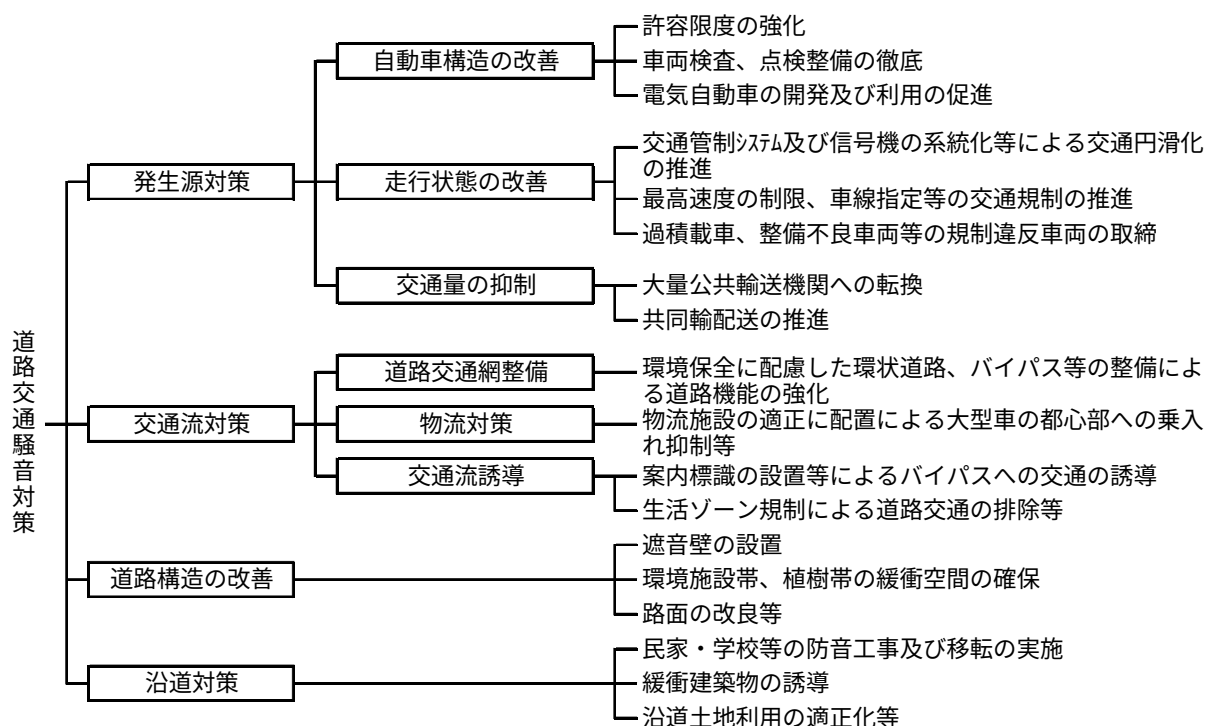


図１－５－１－１８ 道路交通騒音対策の体系図

<備考> その他の対策としては、(1)道路の新設、改造にあたっての環境影響評価の実施、(2)監視測定体制の充実強化、(3)騒音防止技術の開発研究の推進、(4)新交通システム開発、(5)自動車使用適正化のための啓蒙活動等があります。

(5) 低騒音舗装の敷設〔道路維持課〕

ア. 環境基準対象項目

A. 騒音

幹線交通道路において騒音指数の基準値昼間70デシベル夜間65デシベルをこえる地域について県管理の国道・県道において低騒音舗装を施工し、沿道環境の改善を図ります。

(6) 振動防止対策〔環境政策課〕

法に基づく振動規制地域の指定については、昭和53年3月に指定を実施して以来、現在7市4町について地域指定を行っています。振動規制法に基づく規制事務は、騒音規制法と同じく、市町村の自治事務であり、市町村長は特定工場等及び特定建設作業から発生する振動が規制基準等に適合するように行政指導を行うとともに、規制基準を超える場合は、必要に応じて改善勧告、改善命令等の行政措置を行うことができます。なお、平成22年度は改善勧告等を行われませんでした。

ア. 振動規制地域

振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況は、表1-5-1-19のとおりです。規制区域の指定に当たっては、原則として騒音規制区域との整合（騒音規制区域の1種・2種は振動規制区域の1種に、騒音規制区域の3種・4種は振動規制区域の2種に相当）を図っています。なお、振動は騒音に比べ遠くまで伝わりにくいという性質や用途地域の性格上、工業専用地域については指定から除外しています。

表1-5-1-19 振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況

(平成23年4月1日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和53年3月10日	第201号	3月11日	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 長与町 時津町
昭和54年3月23日	第223号	3月24日	諫早市 松浦市
昭和60年6月7日	第511号	6月7日	五島市 東彼杵町 川棚町
平成15年3月14日	第283号	3月14日	大村市 長与町 (合計 7市4町)

イ. 規制対象施設

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、特に振動が著しい10種類を「特定施設」として、また、建設作業についても4種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。

県内の振動規制地域内に、平成２３年３月末現在で設置されている特定施設及び２２年度中の特定建設作業の届出状況は、表１－５－１－２０、表１－５－１－２１に示すとおりです。

ウ．規制基準等

振動規制法で定める「特定施設」を設置している工場・事業場については、振動レベルの規制基準、「特定建設作業」については、振動レベルの規制のほか、作業時間の制限等の基準による規制が行われています。

表１－５－１－２０ 法に基づく振動に係る特定施設の設置状況
(平成２２年３月末現在)

施 設 の 種 類	特定工場等総数	特定施設数
１．金属加工機械	１１８	３５６
２．圧 縮 機	２３１	８３９
３．土石用破碎機等	８	１１７
４．織 機	３	４４
５．コンクリートブロックマシン等	１０	１５
６．木材加工機械	２２	７０
７．印刷機械	３０	１１２
８．練用ロール機	０	０
９．合成樹脂用射出成形機	１	４
１０．鋳型造型機	３	１２
計	４２６	１，５６９

注) ２種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表１－５－１－２１ 法に基づく振動に係る特定建設作業の届出状況
(平成２２年度)

作業の種類	届出件数
１．くい打機等を使用する作業	５５
２．鋼球を使用して破壊する作業	０
３．舗装版破碎機を使用する作業	１
４．ブレーカーを使用する作業	２９６
計	３５２

(７) 悪臭防止対策 〔環境政策課〕

悪臭防止法では、不快なにおいの原因となる２２物質に対して各物質ごとの規制を行うこととなっており、指定地域内に立地する全ての工場、事業場から排出されるこれらの悪臭物質を規制しています。

悪臭を防止する必要があると認められる地域は、規制地域として知事が指定することになっていますが、昭和49年5月10日に指定の告示を行って以来、平成23年4月1日現在、12市6町において地域指定を行っています（表1-5-1-22）。

事業場等に対する規制及び指導、悪臭測定等の事務は、市町村の自治事務となっており、市町村長は、規制地域内の事業場等から発生する悪臭物質が規制基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告等を行うことができますが、平成22年度に改善勧告及び改善命令に至った事例はありませんでした。

本県では、平成8年7月26日に、新たに悪臭物質に追加されたプロピオンアルデヒド等10物質の規制基準を定め、計22物質について規制基準を定めています。

併せて、近年、事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質に起因する悪臭苦情等に対応するため、排出水に係る硫黄系4物質の規制基準を定めました。

一方、悪臭の原因となる特定の物質ごとの排出濃度に着目した従来の規制制度のみでは、ある発生源から複数の悪臭の原因となる物質が排出され、これらが相加、相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられる複合臭の問題に十分対応できないことや、悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への実効性のある対応が困難であることから、これらに適切に対応するため、悪臭防止法が改正され、嗅覚測定法が導入されました。県内では、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で臭気指数による規制が行われています。

なお、本県では、官能試験法（三点比較式臭袋法）を取り入れた「長崎県悪臭防止指導要綱」を昭和59年4月21日に制定し、同年5月1日から適用しています。

この要綱は、適用地域を県下全域として第1種区域（法に基づき知事が定めた規制地域のうちの「A区域」）と第2種区域（第1種区域以外の区域）とに区分し、それぞれの区域に立地する事業場の敷地境界線及び煙突その他の排出口における臭気濃度の基準及び施設基準を定めており、これらを行政指導の指針としています。この官能試験法の採用により、人間の嗅覚による悪臭を総合的に評価すると同時に、法に定める機器測定の対応が困難な市町についても、悪臭評価のより柔軟な対応が可能となっています。

表 1-5-1-22 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況
(平成23年3月31日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地 域 指 定 の 実 施 市 町
昭和49年 5月10日	第1240号	5月11日	(新規指定) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町
*5物質(アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン)の規制基準を併せて告示			
昭和55年 4月3日	第280号	4月3日	(一部変更) 長崎市
昭和56年 4月24日	第416号	4月24日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町 (新規指定) 長崎市 諫早市 西海市 平戸市
*昭和49年第1240号の廃止に伴い、昭和56年第417号により新たに二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの3物質を加えた規制基準を告示			
昭和60年 6月7日	第512号	6月7日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 大村市 平戸市 長与町 時津町 (新規指定) 五島市 佐世保市 東彼杵町
昭和61年 5月9日	第404号	5月9日	(新規指定) 松浦市
平成元年 4月14日	第462号	5月1日	(一部変更) 佐世保市 島原市
平成2年 4月13日	第499号	5月1日	(一部変更) 長崎市
平成4年 5月6日	第521号	5月6日	(新規指定) 雲仙市
*平成4年第522号により昭和56年第417号を改正し、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質を加えた規制基準を併せて告示			
平成6年 4月22日	第519号	4月22日	(一部変更) 佐世保市
平成8年 7月26日	第737号	7月26日	
*昭和56年第417号の廃止に伴い、平成8年第737号により新たにプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの10物質を加えた敷地境界線の地表及び排出口における規制基準(悪臭防止法施行規則第3条により除くこととされる特定悪臭物質を除く)、並びにメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質にかかる排出水中における規制基準を告示			
平成10年 3月3日	第199号	3月3日	(一部変更) 諫早市、松浦市
平成13年 3月6日	第193号	3月6日	(一部変更) 大村市
平成14年 3月15日	第280号	3月15日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町
平成15年 3月14日	第284号	3月14日	(一部変更) 大村市、長与町
平成23年 3月29日	第382号	3月29日	(一部変更) 諫早市、時津町
合 計			12市6町

(8) 調査研究等〔環境政策課〕

悪臭公害に対して適切な対応を図るためには、悪臭成分及び悪臭発生機構の解明、迅速かつ適確な測定方法及び効果的な悪臭防止技術の確立など総合的な検討が必要です。

悪臭物質の機器による測定にあたっては、技術力や機材整備等で対応の困難な市町村もあり、委託できるよう定められていますが、県でも、必要に応じて悪臭の測定等に協力する体制を整えています。さらに、保健所及び市町の公害担当職員を対象とした国の研修会の紹介、各種情報を提供し、法律並びに県指導要綱による悪臭防止指導体制の充実を図っています。

課題

- 発生源と住居との分離等による土地利用の適正化、防止技術の開発と防止施設の整備・改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進と監視体制の整備、近隣騒音等の日常生活に起因する公害防止のための住民意識の高揚が課題です。
- 現在の交通騒音調査箇所以外でも騒音調査を実施し、環境基準値を越える箇所の早期把握が必要です。
- これまで、公共事業予算が削減されてきており、財源確保が課題となっています。
- 都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、騒音防止のための緑地帯設置による大幅な追加買収は理解されにくい現状です。
- 悪臭については、単一物質ではなく複数の物質が混合した複合臭気による苦情に対応するため、従来の物質濃度規制ではなく人の嗅覚測定を用いた臭気指数規制方式の推進が必要です。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移〔環境政策課〕

現在、多数の化学物質が製造・使用されている中で、ダイオキシン類や内分泌攪乱物質（環境ホルモン）による健康影響、トリクロロエチレン等による土壌や地下水汚染、また、製造・使用が禁止された後も難分解性のため環境中に残留しているPCBや農薬のDDT等による野生生物への影響など化学物質による環境影響について、近年、多くの関心が持たれています。

化学物質による環境汚染を防止するために、これまで「大気汚染防止法（昭和43年6月）」、「水質汚濁防止法（昭和45年12月）」による特定の化学物質に対する環境中への排出規制や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月）」による化学物質の製造・使用の規制等が行われ、対策が進められてきました。

さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、この法律に基づき、ダイオキシン類を発生する施設に対して監視を行い、あわせて周辺環境（大気、水質、土壌）の測定を行っています。

また、平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、平成14年度から施行されました。PRTR法では、工場・事業場が取り扱う（製造や廃棄処分を含む）化学物質を自ら適正管理し、その取り扱い状況を県を通じて国に報告することにより、環境への排出を抑制することが主目的となっています。

この法律は、従来の規制排出抑制を骨格とした法律と異なり、事業者が自主的に化学物質の適正管理を行うことを義務付けた特色ある法律です。

(2) PRTR法による適正管理

平成14年度のPRTR法施行以降の届出状況は表1-6-1-1のとおりです。届出事業者の主なものは、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などでした。

表1-6-1-1 PRTR法届出状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
届出事業所数	383	385	368	357	349	344

課題

- 化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。

2 ダイオキシン類削減対策の推進〔環境政策課〕

現状・施策

(1) ダイオキシン類に係る環境の常時監視

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別対策措置法が平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行されました。

本県では、平成10年度から大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査を行ってきましたが、平成12年度からはダイオキシン類対策特別対策措置法に基づき、大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

平成22年度は、表1-6-3-1のとおり、長崎県、長崎市及国土交通省（長崎河川国道事務所）で大気11地点、公共水域47地点（水質27、底質20）、地下水10地点及び土壌25地点の計93地点で調査を行いました。すべての地点で環境基準を満足していました。

なお、大気中のダイオキシン類濃度は、表1-6-3-2に示すとおり、全国的に低下の傾向にあります。これは、廃棄物焼却炉等からの排出量の削減対策が進んできたものと推察されます。

表1-6-3-1 環境調査結果の概要（平成22年度）

調査媒体	調査の種類 又は水域分類	測定 地点数	測定結果			環境基準
			平均値	最小値	最大値	
大気	一般環境	8	0.019	0.011	0.053	0.6 pg-TEQ/m ³
	発生源周辺	2	0.021	0.015	0.026	
	沿道	1	0.016	0.016	0.016	
	計	11	0.019	0.011	0.053	
公共用水域	水質	河川	17	0.15	0.031	1 pg-TEQ/L
		海域	10	0.04	0.025	
		計	27	0.11	0.025	
	底質	河川	10	2.3	0.37	150 pg-TEQ/g
		海域	10	7.1	0.51	
		計	20	4.7	0.37	
地下水	一般環境	3	0.019	0.019	0.02	1 pg-TEQ/L
	発生源周辺	7	0.056	0.025	0.11	
	計	10	0.045	0.019	0.11	
土壌	一般環境	9	0.27	0.002	2.1	1,000 pg-TEQ/g
	発生源周辺	16	1.2	0.013	5.4	
	計	25	0.92	0.002	5.4	
合計		93				

(単位：pg-TEQ/m³)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
長崎県	0.028	0.034	0.037	0.030	0.021	0.013	0.017	0.019
全国	0.068	0.059	0.052	0.050	0.041	0.036	0.032	0.032

表1-6-3-2 大気環境中のダイオキシン類濃度（平均値）の推移

(2) ダイオキシン類の発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。本県に設置されている特定施設は、平成22年度末で表1-6-3-3のとおり、大気基準適用施設141施設及び水質基準適用施設35施設（うち、排出水を排出する施設は5施設）の計176施設です。

平成22年度における特定施設に対する立入検査及び指導状況は表1-6-3-4のとおりです。

表1-6-3-3 特定施設の設置状況（平成22年度末現在）

区分	特定施設の設置場所		長崎市	佐世保市	西彼地区	県央地区	県南地区	県北地区	離島地区	合計
	特定施設の設置場所種別									
大気基準適用施設	アルミ合金製造の溶融炉					1				1
	廃棄物焼却炉	4 t／h以上	4	3		4				12
		2 t～4 t／h		1	1	11 (4)		2		14 (4)
		0. 2 t～2 t／h	3	7 (3)	5 (1)	15 (4)	8 (3)	4 (1)	21 (2)	61 (13)
		0. 0 5～0. 2 t／h以上	11 (4)	4 (1)	5 (2)	10 (3)	4 (2)	4 (3)	9 (1)	49 (16)
		0. 0 5 t／h未満		2	1 (1)				1	4 (1)
		小計	18 (4)	2	12 (4)	40 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	140 (34)
	合計		18 (4)	17 (4)	12 (4)	41 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	141 (34)
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉	排ガス洗浄施設 湿式集じん施設 灰の貯留施設	8	5 (1)	2	6	2	3	3	29 (1)
	P C Bの分解・洗浄施設									
	アセチレンの洗浄施設					1				1
	下水道終末処理施設		1	3		1				5
	汚水の共同処理施設									
	合計		9	8 (1)	2	8	2	3	3	35 (1)

表 1－6－3－4 特定施設の指導等状況（平成 22 年度）

特定施設	特定施設の設置場所	立件数	報告徴収件数	立入測定件数	口頭指導件数	文書指導件数	改善命令件数
大気基準適用施設	長崎市	2	14	1	0	1	0
	長崎市以外	120	0	16	2	2	0
	計	122	14	17	2	3	0
水質基準適用施設	長崎市	0	0	0	0	0	0
	長崎市以外	2	0	1	0	0	0
	計	2	0	1	0	0	0

また、ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却炉からの排出ガス中のダイオキシン類濃度については、平成 10 年度から立入検査を実施して調査を行っています。

平成 22 年度は、大気基準適用施設 15 施設及び水質基準適用施設 1 施設の合計 16 施設を立入検査により、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度を測定した結果、全ての施設で排出基準に適合しておりました。立入検査結果の概要は、表 1－6－3－5 のとおりです。

表 1－6－3－5 特定施設への立入検査結果の概要（平成 22 年度）

(1) 大気基準適用施設

施設種別			立入施設数	排出基準	該当施設	検査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	一般廃棄物焼却炉	10	0.1	1	0.018	0
				1	1	0.066	0
				5	3	0.069～0.11	0
				10	5	0.027～1.3	0
		産業廃棄物焼却炉 (廃棄物処理法許可施設)	2	5	1	0.0071	0
				10	1	3.7	0
		その他の小型焼却炉 (小型焼却炉等)	5	5	2	0.023～0.094	0
				10	3	0.020～0.81	0
		合計	17	0.1	1	0.018	0
				1	1	0.066	0
				5	6	0.023～0.11	0
				10	9	0.020～1.3	0

(2) 水質基準適用施設

施設種別	立入施設数	排出基準 (pg-TEQ/L)	測定結果 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	1	10	0.000071

また、平成１２年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置者による自主測定並びに測定結果の報告が義務づけられており、平成２２年度の自主測定の結果は、以下のとおりでした。

大気基準適用施設は、長崎県及び長崎市の９９施設から排出ガス中等のダイオキシン類濃度の測定結果報告があり、９８施設は排出基準に適合していましたが、１施設で排出基準を超過し、設置者に対して施設の使用停止及び改善を指導しました。なお、当該施設は既に改善済みです。

水質基準適用施設については、排出水の自主測定の報告があった４施設全てが排出基準に適合していました。

その概要は、表１－６－３－６のとおりです。

表１－６－３－６ 設置者による自主測定結果（平成２２年度）

（１）大気基準適用施設

特定施設の種類		対 象 施設数	報告済 施設数	排出濃度 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)	排出基準 超過施設数
アルミニウム合金製造業		1	1	0.059	0
廃棄物焼却炉	一般廃棄物焼却炉	46	46	0.000001～6.4	0
	産業廃棄物焼却炉	16	15	0.0000081～13	1
	その他の廃棄物焼却炉	38	37	0.00000054～4.1	0
計		101	99	0.00000054～13	1

（２）水質基準適用施設

特定施設の種類		対 象 施設数	報告済 施設数	排出濃度 ($\text{pg-TEQ}/\text{L}$)	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設		1	1	0.00022	0
下水道終末処理施設		3	3	0.00012～0.001	0
計		4	4	0.00012～0.001	0

課題

- 環境中におけるダイオキシン類汚染状況の実態把握、平成１４年１２月１日から適用となった排出ガスに係る新しい排出基準に適合するための高度処理施設の整備、工場・事業場や家庭等に設置されている簡易廃棄物焼却炉の使用自粛の推進などが必要です。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定の徹底が必要です。

第2章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 優れた自然と多様な生物が生息・生育する地域の保全

1 豊かな自然環境の保全

現状・施策

(1) 長崎県の自然環境の特色と概況〔自然環境課〕

ア. 地形・地質

長崎県は日本の西端に位置し、多くの半島と五島列島、壱岐島、対馬島など大小約600の島々からなり、島数は全国第1位です。

海岸は、浸食作用の激しい外洋性の海岸から穏やかな内湾性の海岸、大村湾などの閉鎖性海域まで、非常に変化に富んでいるほか、各所にリアス式海岸が見られることから、海岸線の延長は約4,300kmに達しており、全国第2位の長さです。

陸域は平坦地に乏しく、至るところに山地、丘陵が起伏していますが、海拔1,000mを超える山地は県下に7か所だけで、大部分は500m以下の丘陵地となっています。

河川は延長、流域面積が小さいのが特徴で、平野は全般に小規模で、比較的大きなものが諫早市、大村市、波佐見町などの周辺にややまとまってみられるにすぎません。

また、地質は極めて複雑な様相を呈しています。西彼杵半島、野母半島などは、結晶片岩類の変成岩や安山岩等の火成岩から成っており、浸食により山頂は準平原をなしています。壱岐、五島、北松浦、平戸、松浦、佐世保は第三紀層とこれを覆う玄武岩等の台地や小火山からなり、川棚、大村、諫早、島原半島は、新第三紀層及び古第三紀層（特に炭田地域）とこれを覆った豊肥火山活動の輝石安山岩と、山陰系の角閃石安山岩のドームからなっています。河川流域には沖積地帯が形成され、土質はおおむね砂質、ないし粘土質です。

イ. 動植物

長崎県の動物は、地理的及び地形的な要因により、その種類や分布に大きな影響を受けています。

A. 哺乳類

県下全域にイノシシ、五島列島、野母半島にキュウシュウジカ、対馬にツシマジカが生息しています。また、対馬には、対馬固有種で国の天然記念物となっているツシマヤマネコ、ツシマテンが生息していますが、本土で多く見られるノウサギやタヌキは生息していません。

B. 鳥類

雲仙・多良山系は、森林性の野鳥の繁殖地であり、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息しています。諫早湾周辺は水鳥の渡来地で、カモ類の渡来とともに、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリン等の冬鳥が渡来しています。また、対馬は渡り鳥の中継地として、平戸市阿値賀島、五島市男女群島及び小値賀町美良島は、オオミズナギドリの繁殖地として知られています。

C. 魚類

国内で見られる約半分の1,000種類が確認されています。大部分は海水魚で、淡水魚は種類、数とも多くはありません。海水魚は暖海性のイワシ、トビウオ、アジ等の回遊が見られ、特異な分布として有明海の干潟にムツゴロウ、ワラスボ、ハゼ類が分布しています。淡水魚は、コイ、フナ、アブラハヤ、カワムツ等が見られます。

D. 昆虫

県内に3万種程度生息していると推定されますが、長崎県の固有種、固有亜種を含む特産種は少なくとも数百種いるものと思われます。また、稀にタテハモドキ、リュウキュウムラサキ等の迷チョウが確認されています。

E. 植生

長崎県の植生の特徴は、日本列島の夏緑樹林域の西限にあたり、大陸系植物の南下、南方系植物の北上が見られることです。

日本列島の夏緑樹林の西限にあたることは、雲仙岳、多良岳山系の山頂部に発達する太平洋側の夏緑樹林要素からなるコハウチワカエデ・ケクロモジ群落によって示されます。大陸系植物の南下は、対馬北部の二次林コナラーノグルミ群落と島原半島まで南下するイワシデ群落などで示されます。南方系植物の北上は、マルバニッケイ群落、モクタチバナ群落、コウライシバ群落、タブームサシアブミ群落の北上した分布で示されます。しかしながら、自然植生域としてまとまっているのは、雲仙普賢岳の上部と男女群島のみで、他の自然植生域は、比較的大規模に残っている対馬を除いて代償植生域の中に孤島のように、小面積で散在しています。

これは、本県の人口密度（349人／km²）が全国平均よりも高く、しかも海拔の高い山地が少ないことによるものと思われます。平野部分は市街地か居住地か水田であり、丘陵地は畑地、果樹園となっており、丘陵地から山地にかけて二次林と植林地が広がり、二次林域の各所では用材としてのスギ、ヒノキの植林が行われています。

海岸域は、急崖部分に人為的影響を受けていないことと岩斜面のため

ダルマガクホソバワダン群集等が残存し、また砂丘、砂浜、塩湿地の自然群落も小規模ながら各所に発達しています。

ウ．自然景観

長崎県の自然景観の特徴は、約 600 もの島々と入り組んだ海岸線、細長い半島及び多くの火山によってできた、海岸景観と山岳景観にあります。

海岸景観としては、西海国立公園九十九島の松の緑と海の青さのコントラストが美しい多島海景観、壱岐対馬国定公園の中核部となっている浅茅湾の溺れ谷景観が上げられます。

山岳景観としては、四季折々に美しい姿を見せる雲仙岳、広大な有明海の干潟へ至るなだらかな裾野を持つ多良岳の火山景観があげられます。

また、五島列島では、大小様々な島々と火山による特異な景観を見ることができます。

昭和 61 年度に実施された第 3 回自然環境保全基礎調査の自然景観資源調査結果では、県内の自然景観資源の箇所数について陸系・水系別の上位 5 位は表 2-1-1-1 のようになっています。

表 2-1-1-1 自然景観資源ランク

順位	自然景観資源名 (陸系)	箇所数	順位	自然景観資源名 (水系)	箇所数
1	火山	45	1	海食崖	40
2	山脈・山地・高地	14	2	滝	27
3	火山群	11	3	砂浜・礫浜	19
4	火山性高原	10	4	陸けい砂州	9
5	非火山性高原	5	5	溺れ谷	7
5	岩脈	5			

(2) 自然環境の現状把握〔自然環境課〕

ア．目的と概要

自然環境の保全を図るためには、自然環境の現状を的確に把握することが不可欠です。植生、野生動物、地形地質等の変遷状況を継続的に把握するとともに、人間活動と自然との関係や自然のメカニズムの解明、生態系の保全技術の開発等の科学的な調査研究を進める必要があります。

このため、長崎県においては、全国的に実施される自然環境保全基礎調査を経年的に実施するとともに、長崎県の自然環境の特徴に応じた各種の調査を実施しています。

〈全国調査〉

自然環境保全基礎調査は、我が国における全国の自然環境の現状を的確に把握し、自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料とするために、陸域、陸水域及び海域の生物等の現況について調査を行うもので、昭和48年度から実施しているものです。

平成17年度から新たに第7回自然環境保全基礎調査がスタートし、植生調査や従来から行われていた干潟藻場調査・海辺調査等を統合した海域の自然環境調査としての浅海域調査、生物多様性調査が実施されました。平成15年度からは、全国で1,000箇所程度のモニタリングサイトが設置され、長期にわたる基礎的な環境情報の収集が行われており、県内には11箇所の調査サイトが設けられています。（表2-1-1-3）

なお、自然環境保全基礎調査の内容については、環境省HPで公開されています。

〈県内調査〉

- ・平成2～4年度
自然保護、自然観察の場としての活用を図るための基礎資料とするため、県内の無人島の自然環境調査を実施（県単独）（表2-1-1-4）
- ・平成10、11年度
対馬沿岸地域の生態系の解明を行うための調査を実施（環境省の委託）
- ・平成15年度
九十九島海域において生物多様性調査を実施（環境省の委託）
- ・平成16、17年度
大村湾において生物多様性調査を実施（環境省の委託）
- ・平成17年度
湿原性RDB種保全活用事業により、西海市の久良木湿原を調査（県単独）
- ・平成19年度
ふるさとの原風景再生事業により、重要里地里山の調査・選定を実施（県単独）
- ・平成20～22年度
長崎県版レッドデータブックの改訂調査を実施（県単独）

イ．長崎県の植生状況

長崎県の植生については、第2回自然環境保全基礎調査（昭和54年度）及び第3回自然環境保全基礎調査（昭和58年度、59年度、60年度）により全県的な現存植生図として取りまとめられました。これによると、植林地・耕作地植生が全体の45%を占め、次にヤブツバキクラス域代償植生となり、この二つを合わせると全体の約88%を占めます。

第4・5回自然環境保全基礎調査により、その後の植生の改変状況を把握するため、地球観測衛星画像の解析による調査が実施されました。これ

によると平成元年から平成10年までの10年間での10a以上の広面積にわたる改変の頻度は、シイ・カシ萌芽林において最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林、水田雑草の順です。この順序は改変面積についてもいえることです。改変の原因として森林伐採、造成地化、人工草地化が主なものです。詳しくみるとこの10年間に於いて、宅地造成、工業団地造成、道路工事、ゴルフ場化が主要な原因としてあげられます。海岸域の埋め立てもこの10年間に盛んに行われ、本土側ばかりでなく、離島においても各地で行われ、面積的にはわずかではありますがハマビワ・オニヤブソテツ群集をはじめ、海岸植生が消失しています。

人為による改変以外に、1991年以降には雲仙普賢岳噴火による大規模な植生改変がおきています。雲仙岳の東斜面においては、火砕流によって島原市のほぼ海岸部まで影響を受け、ヤマボウシ群落、ヤマグルマーヒカゲツツジ群落、アカガシ・ミヤマシキミ群集、アカマツ・ヤマツツジ群集、スギ・ヒノキ植林、シイ・カシ萌芽林、畑地雑草群落などが消失しました。それ以外の斜面においても普賢岳周辺地域は、火山性ガスの影響で樹林が枯死し、植生破壊が引き起こされました。

なお、第6回調査以降は、第2回から第5回調査で作成された1/5万現存植生図やその他の既存資料等を参考に現地調査を行い、1/2万5千現存植生図の作成が順次進められています。

ウ．長崎県の自然海浜

本県の大きな特徴の一つは、入り組んだ海岸線と大小約600もの多数の島しょをかかえていることです。

平成10年度に実施された第5回自然環境保全基礎調査結果では、自然海岸線の延長距離 2962.32kmは、全国1位（北海道からは北方4島を除く。）です。

長崎県は、全国有数の水産県であり、港湾・漁港も数多く整備されています。本土側では、自然海岸が海岸線総延長の41.3%を占めますが、埋め立て等による人工海岸化が進みました。島しょ部は、自然海岸が78.1%を占め、表2-1-1-2に示すとおり自然海岸が多く残っています。

表 2-1-1-2 海岸線の延長（第 5 回自然環境保全基礎調査）

区分	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
長崎県	2,962.32	544.71	777.93	14.75	4,299.71
	68.90	12.67	18.09	0.34	
	443.78	49.74	370.75	10.63	1,074.90
	41.29	23.23	34.49	0.99	
	2,518.54	294.97	407.18	4.12	3,224.81
	78.10	9.15	12.63	0.13	
全 国	17,413.94	,252.79	10,821.58	310.71	32,799.02
	53.09	12.97	32.99	0.95	
	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
	42.27	15.22	41.40	1.47	
	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
	68.57	9.74	21.49	0.21	

(上段：延長距離 k m、下段：合計に対する%)

エ．ふるさとの原風景再生事業

社会経済状況の変化や農林業等産業様式の変化により、身近な自然である里地里山が放置され、荒廃が進んでいます。その結果、このような環境に特有な生物が絶滅の危機に瀕しており、また同時にこれまで親しんできた懐かしいふるさとの景観も変貌しています。

そこで、平成 19 年度に、専門家による現地調査や県民からの情報収集を行い、「重要里地里山」として 31カ所を選定しました。このうち平戸市の川内峠や宇久の草原など 6カ所については「原風景再生モデル地区」として再生プログラムを策定しました。

表 2-1-1-3 モニタリングサイト 1000（県内の調査サイト一覧）

調査サイト名	地 名	生態系タイプ	調査名称
土器田 放棄耕作地	佐世保市江上町	里地	里地調査
鬼岳	五島市上大津	里地	里地調査
対馬龍良山照葉樹林	対馬市厳原町	森林	森林調査
雲仙あざみ谷コース	雲仙市小浜町	森林	陸生鳥類調査
国見山	佐世保市世知原町	森林	陸生鳥類調査
島原	島原市礪石原町	森林	陸生鳥類調査
七ヶ岳（五島列島）	五島市	森林	陸生鳥類調査
県民の森	長崎市	森林	陸生鳥類調査
轟峡	諫早市高来町	森林	陸生鳥類調査
壱岐周辺	壱岐市郷之浦町	サンゴ礁	サンゴ礁調査
男女群島	五島市	小島嶼	海鳥調査

表 2 - 1 - 1 - 4 無人島調査

調査 1 (市町への聞き取り調査)	
調 査 箇 所 数 特記事項	5 1 3 島 (土地利用現況) ○過去に居住の経緯があった島：3 3 島 ○過去に耕作の経緯があった島：4 9 島 ○放牧を過去にしていた無人島：1 2 島 (自然現況) ○島の外観が主に裸岩からなる岩石島：1 2 7 島 ○島の外観が大部分草地からなる島：2 4 島 ○島の外観が樹林からなる島：2 8 9 島 ○島の外観が複合してなる島：2 0 島 (人文現況) ○島の由来をもつ無人島：4 1 島 ○遺跡・古墳のある島：2 6 島 ○宗教的にかかわる島：1 9 島
調査 2 (現地調査)	
調 査 箇 所 数 特記事項	1 1 0 島 (地形・地質) 無人島の地質と地形が明らかとなった。特に海浜の特殊地形地質であるビーチロックが、新たに 6 箇所を確認されました。 (植物) 南方系植物の西廻り分布や大陸系植物の南下分布、日韓海峡地域を分布の中心とする植物の新産地が確認されました。 (哺乳類) タヌキ、シカ、キクガシラコウモリ等を目撃しましたが、帰化状態のヤギやイヌの野生化が認められました。 (鳥類) カラスバト、ウチヤマセンニュウ、オオミズナギドリの新しい生息地が確認されました。 (爬虫類・両生類) ニシヤモリの新たな山地が確認され、海流分布が一層明らかとなりました。 (海生生物) ホリカワタマキビガイが五島、壱岐、対馬と広く分布していることが確認されました。

(3) 自然環境保全のための地域指定 (自然環境課)

我々の生活を取り巻く自然環境は、様々な物質的及び精神的恩恵を与えてくれます。この豊かな自然環境を将来にわたって保全し、持続的にその恵みを楽しんでいくには、自然環境保全思想の普及啓発や人々の経済活動と自然

環境保全とのバランスのとれた発展を図っていく必要があります。そのための手立てとして、自然環境の要素となる地形・地質、動植物、自然景観等の自然環境が優れたところを地域指定という形で保護し、あわせて適正な利用を図っています。

また、自然環境保全制度の体系は、図2-1-1-5のように多岐にわたっています。



図2-1-1-5 自然環境保全制度の体系

ア．県自然環境保全地域

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、優れた自然環境の特質を備えた地域を自然環境保全地域に指定しています。

県自然環境保全地域は、①優れた天然林が相当部分を占める森林区域、②特異な地形地質を有する区域等、③自然環境が優れた状態を維持している海岸等、④植物の自生地、野生動物の生息地などで、自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要な地域を対象としています。現在、対馬市上対馬町の茂木海岸など 15 地域（表 2－1－1－6 及び図 2－1－1－7）が指定されています。

県自然環境保全地域には、地域区分の制度が設けられており、当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき特別地区と、それ以外の普通地区に区分されます。また、特別地区において特定の野生動植物の保護を図るため、野生動植物保護地区を指定することができます。

平成 19 年 6 月 29 日には、西海市大瀬戸町の久良木湿原とその周辺を自然環境保全地域に指定しました。久良木湿原には、世界でここだけに確認されているヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）をはじめ、サギソウ、ハッチョウトンボなどの貴重な動植物が多く生息・生育しているため、県内で初めての野生動植物保護地区を同時に指定しました。これにより、湿原部分においては、開発行為等が規制されるとともに、野生動植物の捕獲や採取等も禁止されています。

表 2－1－1－6 県自然環境保全地域

（ア）自然環境保全地域

位置番号	地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	茂木海岸	対馬市上対馬町茂木	41.4	S51.12.17
2	合歓ノ木	対馬市上対馬町琴	57.8	〃
3	青海海岸	対馬市津和崎町青海	42.0	〃
4	妙見	対馬市豊玉町唐州	39.5	〃
5	子ソ崎	対馬市美津町伊豫和	12.5	〃
6	津和崎海岸	南松浦郡新上五島町竹下	13.7	〃
7	高峰西海岸	南松浦郡新上五島町高峰 人ヶ浦 鷗音山	77.5	〃
8	大瀬良東海岸	南松浦郡新上五島町深島 藤ノ首 大中音	121.2	〃
9	矢堅崎西海岸	南松浦郡新上五島町高崎 白水 熊高 小高崎	86.3	〃
10	舅ヶ島・奈木崎海岸	五島市奈留町舅ヶ島、奈木	29.9	〃
11	未津島・前島	五島市奈留町泊	23.9	〃
12	田ノ浦海岸	五島市田ノ浦町	26.5	〃
13	鐙瀬海岸	五島市上崎山町上崎山	39.7	〃
14	虚空蔵山	東彼杵郡川棚町木場	114.8	〃
15	久良山湿原	西海市大瀬戸町雪浦久良木郷 雪浦町通郷	6.4	H19.6.29
合計			733.1	

(イ) 上記のうち特別地区

位置番号 (所在地)	特別地区名	面積 (ha)	指定年月日	特質の概略
7 (新上五島町)	高峰西海岸 特別地区	28.3	S59.4.6	五島を代表する典型的な沈殿海岸として卓越し、植生的にも重要な地域です。
8 (新上五島町)	大瀬良海岸 特別地区	48.0	〃	同上
9 (新上五島町)	矢堅崎西海岸 特別地区	22.0	〃	大規模なリアス式海岸の典型が連続し、植生についても自然度が高い海岸植生が発達しています。
10 (五島市)	舅ヶ島 特別地区	21.7	〃	海触崖と板状節理が露頭する特異な海岸地形です。
11 (五島市)	未津島 特別地区	10.0	〃	延長300mにおよぶ岩礫で形成された大規模な沿岸砂洲で地形的に貴重です。
15 (西海市)	久良木湿原 特別地区	0.7	H19.6.29	西彼杵半島に点在する中間湿原の典型を示しており、学術上貴重な動植物種が多い。
	合計	130.7		

(ウ) 上記のうち野生動植物保護地区

位置番号 (所在地)	野生動植物 保護地区名	面積 (ha)	指定年月日	保護すべき野生動植物種
15 (西海市)	久良木湿原 野生動植物 保護地区	0.7	H19.6.29	(植物)ヒゼンコウガイゼキショウ、サギソウ、カキラン、ムラサキミミカキグサ、ミズトンボ、シロシャクジョウ、ヒナザサ、モウセンゴケ、ヤマドリゼンマイ、オオミズゴケ、ミズオトギリ (動物)カスミサンショウウオ、ニホンアカガエル、ハッチョウトンボ、ヒメアカネ
	合計	0.7		

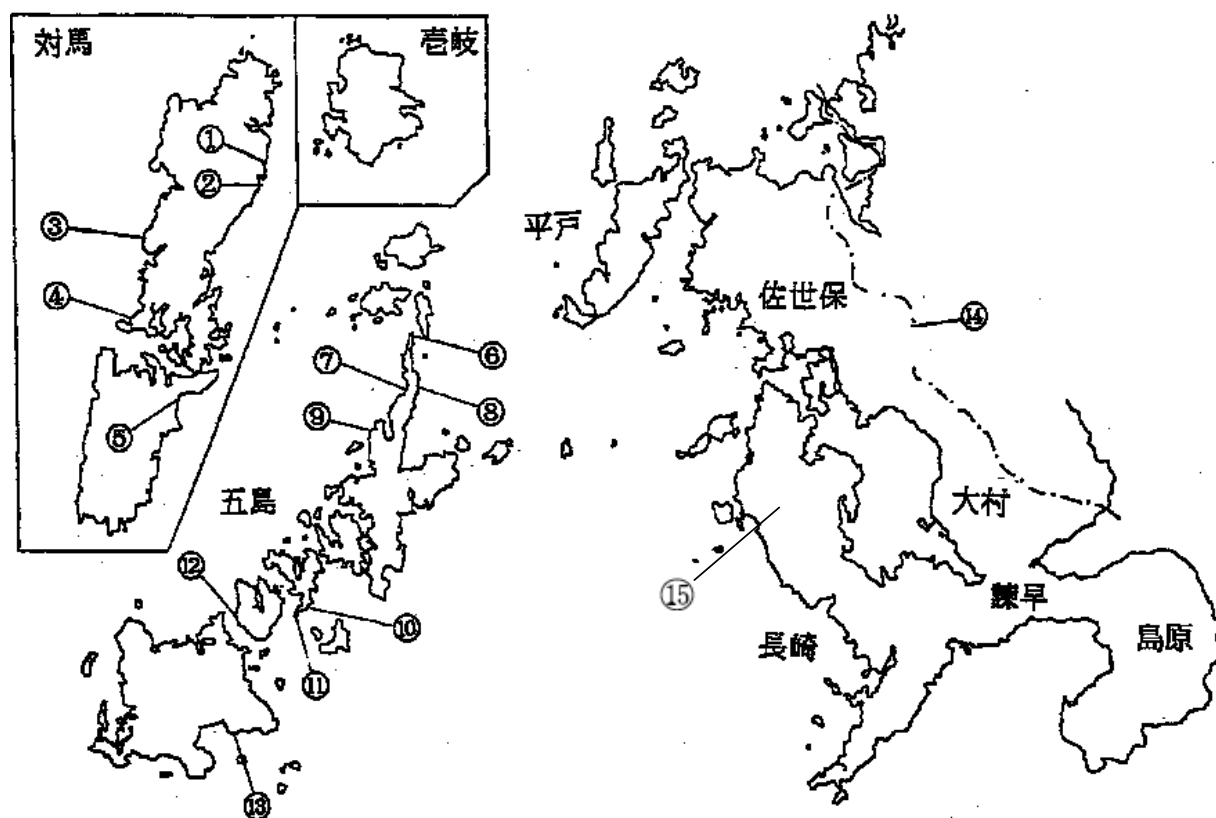


図 2-1-1-7 県自然環境保全地域位置図

(注：図中の番号は、表 2-1-1-6 自然環境保全地域の位置番号)

イ．自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、表 2-1-1-8 のとおり、国立公園、国定公園及び県立自然公園を指定しています。

表 2-1-1-8 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

(4) 大規模開発等における自然保護への配慮〔自然環境課〕

大規模開発行為が実施される場合、自然公園区域、県自然環境保全地域及び鳥獣保護区特別保護地区であれば、それぞれの個別法により自然環境への影響を審査することになりますが、指定地域以外については、次の制度により総合的な調整を行います。

ア．県土地利用指導要綱

A．開発行為の事前協議

1 ha 以上の一団の土地において開発行為を行う場合、事前協議が必要です。

イ．県環境影響評価条例

A．環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境アセスメントを実施すべき事業の要件、環境アセスメントの一連の手続き、住民の参加、知事や市町長の関与、調査・予測及び評価の方法を定めています。

(5) 温泉の保護と利用〔自然環境課〕

ア．温泉の利用

我が国は世界でも有数の温泉国であり、本県においては、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があります。加えて各温泉地をとりまく自然景観の特性と相まって、古くから国民の保健休養地として幅広く親しまれ行楽の中心地を構成してきました。また、特に近年は、再生可能エネルギーの一つとして、地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。

また、平成20年10月1日に施行された改正温泉法で、法の目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」が追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者には義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。ちなみに温泉の定義は表2-1-1-9に示すとおりです。

県内温泉の利用状況及び掘削許可等の処理件数は、表2-1-1-10及び表2-1-1-11のとおりです。温泉の医効用は、温度その他の

物理的因子、含まれている化学成分、温泉地の地勢や気候、利用者の生活状態の変化等の総合作用に対する生体反応によるものであり、温泉の成分のみによって各温泉の効用を決めることはできません。温泉の一般的禁忌症及び適応症は表 2-1-1-12 のとおりです。

また、温泉水には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉水が最も効用があるといわれており、それぞれの泉質に適した利用をしなければ、逆に症状を悪化させる場合があります。特に飲用には新鮮な温泉水を用いるとともに、源泉及び飲泉施設については、公衆衛生上の十分な配慮が必要です。

今後、温泉はこれまでの健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーとして注目を集めており、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

表 2-1-1-9 温泉の定義

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度とする）摂氏 25 度以上	
2. 物質（下に掲げるもののうち、いずれかに該当）	
物質名	含有量（1 kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000 mg 以上
遊離炭酸（ CO_2 ）	250 mg 以上
リチウムイオン（ Li^+ ）	1 mg 以上
ストロンチウムイオン（ Sr^{2+} ）	10 mg 以上
バリウムイオン（ Ba^{2+} ）	5 mg 以上
フェロ又はフェリイオン（ Fe^{2+} , Fe^{3+} ）	10 mg 以上
第 1 マンガンイオン（ Mn^{2+} ）	10 mg 以上
水素イオン（ H^+ ）	1 mg 以上
臭素イオン（ Br^- ）	5 mg 以上
沃素イオン（ I^- ）	1 mg 以上
ふっ素イオン（ F^- ）	2 mg 以上
ヒドロヒ酸イオン（ HAsO_4^{2-} ）	1.3 mg 以上
メタ亜ヒ酸（ HAsO_2 ）	1 mg 以上
総硫黄（S）〔 $\text{HS}^- + \text{S}_2\text{O}_3^{2-} + \text{H}_2\text{S}$ に対応するもの〕	1 mg 以上
メタほう酸（ HBO_2 ）	5 mg 以上
メタけい酸（ H_2SiO_3 ）	50 mg 以上
重炭酸そうだ（ NaHCO_3 ）	340 mg 以上
ラドン（Rn）	20（100 億分の 1 キュリー単位）mg 以上
ラジウム塩（Ra として）	1 億分の 1 mg 以上

注）温泉とは 1 又は 2 のいずれかの基準を満たすこと。

表 2 - 1 - 1 - 1 0 温泉利用状況（平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在）

所轄市町村	市町村名	温泉地名	源泉数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数			湧出量 L / 分		宿泊施設数	収容定員	年度延泊利用人員	温泉利用の公衆浴場施設	国民保養温泉地年度延泊人員	主たる泉質名	
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上42℃未満	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴							動力
西彼	長与	道ノ尾	1	1					1		75					1		単純温泉	
	〃	岡	1	1					1		300					1		炭酸水素塩泉	
	〃	高田	1	1					1		236					1		単純温泉	
	時津	日並	1			1			1		55					0		単純温泉	
	西海	西彼	2	1	1				1		300					1		塩化物泉	
	〃	西海	2	1	1		1	1		60	300					1		塩化物泉	
	計		7	0	5	1	1	1	5	1	0	60	1,266	0	0	0	5	0	
県央	謙早	松里	2				2	1	1		342							塩化物泉	
	〃	唐比	1	1				1			170	1	48	705		1		塩化物泉	
	〃	飯盛	2		2				2		350					2		塩化物泉	
	〃	本野	1	1					1		170					2		炭酸水素塩泉	
	〃	幸	1				1		1		150					1		単純温泉	
	大村	大村	11	3	6	2	4	6	1	455	452	1	15	0	2			塩化物泉	
	東彼杵	東彼杵	2		2			1	1		260					1		単純温泉	
	川棚	川棚	3	2	1		2		1	168	488	1	149	13,506	2			塩化物泉	
	波佐見	波佐見	7	3		4	6	1			583	2	32	978	2			炭酸水素塩泉	
	計		30	0	14	7	9	14	11	5	0	623	2,965	5	244	15,189	13	0	
	県南	島原	島原	7	3	2	2			7		164	280	5	1,038	126,985	6		炭酸水素塩泉
〃		有明	2		2				2		670					2		炭酸水素塩泉	
雲仙		瑞穂	1	1					1		90					2		Na-塩化物・炭酸水素塩泉	
〃		〃	1				1		1		169							単純温泉	
〃		小浜	31	13	11	7			31		6,002	4,167	26	2,199	186,495	21	186,495	塩化物泉	
〃		雲仙	46	45		1			46		算定不能	算定不能	20	4,324	405,726	21	405,726	硫黄泉	
南島原		〃	1				1	1			337							塩化物泉	
〃		口之津	1	1				1			136	1	107	5,142		1		塩化物泉	
〃		南有馬	3		3				3		480	2	69	11,439		2		単純温泉	
〃		須川	1	1					1		124	1	36	1,540		1		単純温泉	
〃		布津	1	1					1		142					1		塩化物泉	
〃		島原・深江	2		1		1	1	1		173	1	497	29,544		1		炭酸水素塩泉	
計			97	61	23	10	3	3	15	79	0	6,166	6,768	56	8,270	766,871	58	592,221	
県北		平戸	田の浦	1	1				1			6			1	29	970		
	〃	田助	1	1				1			17			1	11	13	1		単純温泉
	〃	千里ヶ浜	1	1					1		78	1	516	67,466		1		炭酸水素塩泉	
	〃	平戸	1	1					1		200	7	1,174	186,284		7		炭酸水素塩泉	
	〃	大島	1					1			2	1	53	1,297		1		炭酸水素塩泉	
	〃	生月	1	1					1		64					1		炭酸水素塩泉	
	〃	田平	1	1				1			154	1	118	12,179		1		含鉄・ナトリウム炭酸水素塩泉	
	松浦	喜内瀬	1		0		1		1		200							塩化物泉	
	〃	阿蘇免	1				1		1		390	1	114	2,699		1		塩化物泉	
	計		9	2	6	0	1	2	5	2	0	23	1,088	13	2,015	270,908	13	0	
	五島	五島	福江	1	1		0		1			100	1	448	13,438		1		含鉄泉・ナトリウム塩化物泉
〃		富江	1	1				1			209			0		1		塩化物泉	
〃		荒川	5	5					5		350		5	84	1,282		2		塩化物泉
〃		岐宿	1	1					1			350			0		1		塩化物泉
計			8	5	3	0	0	0	3	5	0	350	659	6	532	14,720	5	0	
上五島	新上五島	奈良尾	2		2				1	1						3		塩化物泉	
	〃	新魚目	1		1				1		130.0	1	82	784		2		単純温泉	
計		3	0	3	0	0	0	2	1	0	0	209.6	1	82	784		5	0	
嵯峨	嵯峨	郷ノ浦	2		1		1		1	1	272					1		塩化物泉	
	〃	湯本	17	1	13	2	1		17	不明	310	8	401	17,253		13	17,253	塩化物泉	
	〃	江角	1				1		1		0							塩化物泉	
	計		20	1	14	2	3	0	1	19	0	0	582	8	401	17,253	14	17,253	
対馬	対馬	厳原	1	1					1		188							単純温泉	
	〃	美津島	1	1					1		90	1	76	8,547		2		単純温泉	
	〃	〃	1	1					1		170					1		塩化物泉	
	〃	峰	1	1					1		108					1		単純温泉	
	〃	上対馬	1	1					1		152					1		単純温泉	
	計		5	0	5	0	0	0	5	0	0	708	1	76	8,547		5	0	
長崎市	長崎	矢上	1				1	1			60							塩化物泉	
	〃	中里	1		1			1			算定不能							炭酸水素塩泉	
	〃	江の浦	1	1				1			算定不能	1	50	11,477		1		メタけい酸の項により鉱泉	
	〃	五島	1	1					1		200					1		塩化物泉	
	〃	岩見町	1	1					1		135					1		アルカリ性単純温泉	
	〃	伊王島	1						1		400	1	410	94,780		1		塩化物泉	
	〃	高浜	1	1				1			40	1	42	8				塩化物泉	
	〃	〃	1				1	1			40							塩化物泉	
	〃	野母	1	1					1		79	1	95	9,408		1		含鉄泉	
	〃	三和	1					1			104							単純温泉	
	計		10	0	7	0	3	5	4	1	0	0	1,058	4	597	115,673	5	0	
	佐世保市	佐世保	針尾	1	1					1		200	1	294	39,522		1		塩化物泉
		〃	広田	1	1				1			187.5					1		炭酸水素塩泉
〃		三川内	1				1	1			15					1		炭酸水素塩泉	
〃		木原	1	1					1		206							単純温泉	
〃		崎岡	1	1					1		600	1	91	11,465		1		炭酸水素塩泉	
〃		ハリスノガハ	1	1					1		506	1	655	149,354		1		塩化物泉	
〃		南風崎	1	1					1		300	1	270	39,107		1		塩化物泉	
〃		上原	1	1					1		38							炭酸水素塩泉	
〃		大塔	1	1					1		600					0		炭酸水素塩泉	
〃		谷郷	1	1					1		400	1	301	24,065		2		炭酸水素塩泉	
〃		鹿子前	1	1				1			277	1	74	5,221		1		含鉄泉	
〃		相浦	1	1					1		160							炭酸水素塩泉	
〃		大塔	1	1					1		416					1		炭酸水素塩泉	
〃		世知原	1	1					1		207	1	72	11,994		1		炭酸水素塩泉	
〃		心野町	1	1					1		200					1		アルカリ性単純温泉	
〃		鹿町町	1	1					1		280					1		炭酸水素塩泉	
計			16	0	15	0	1	3	12	1	0	0	4,592.5	7	1,757	280,728	13	0	
合	計	205	69	95	20	21	28	63	114	0	7,222	19,896	101	13,974	1,490,673	136	609,474		

表 2－1－1－1 掘削許可等の処理件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掘削許可	11	5	7	9	8	8	4	5	5	3	1
増掘許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力装置許可	4	2	6	10	4	17	0	2	7	3	2
温泉採取許可									22	1	1
可燃性天然ガス 濃度確認申請									96	11	10
温泉利用許可	51	66	19	24	40	28	27	11	10	13	24
合 計	66	73	32	43	52	53	31	18	140	31	38

表 2－1－1－1 2 一般的禁忌症及び適応症

一 般 的 禁 忌 症	一 般 的 適 応 症
急性疾患（特に熱がある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、完治済消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

イ．国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉地のうち、温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場所を「温泉法」に基づいて環境大臣が指定した地域です。

長崎県では、表 2－1－1－1 3 に示すとおり雲仙・小浜温泉、壱岐湯本温泉が指定されています。

なお、壱岐湯本温泉が平成 3 年度に、国民保健温泉地（国民保養温泉地のうち、医師の協力を得て温泉の保健的利用を促進することが期待できる条件を備えた温泉地）の指定を受け、平成 3 年度から 5 年度にかけて国庫補助事業により整備が行われました。

表 2－1－1－1 3 国民保養温泉地・国民保健温泉地整備状況一覧表

温泉地名	指定年	指定面積	整備年度	整備内容
小浜・雲仙	(雲仙) 昭和31年 (小浜) 昭和37年	141.6ha	(小浜) 昭和37年度 昭和40年度 昭和41年度 昭和44年度 〃 昭和51年度	温泉保養地大浴場(鉄筋コンクリート建531㎡、国庫補助事業)(昭和40年より国民宿舎建設) 駐車場建設(面積2,021㎡、国庫補助事業) 園地(面積2,660㎡、国庫補助事業) 温泉プール(本体、付帯施設、国庫補助事業) 温泉プール(上家、町単独事業) 温泉プール(子供プール本体、付帯施設、国庫補助事業)
壱岐湯本	昭和46年 (平成3年度変更) ↓ 国民保健温泉地	11.4ha (46.0ha)	昭和46, 48年度 平成3年度 平成4年度 〃 平成5年度 〃 〃	温泉館簡策(町単独事業) 園地(面積1,150㎡、街路灯、国庫補助事業) 園地(遊具設置、町単独事業) ゲートボール場(面積2,934㎡、休憩所、国庫補助事業) 温泉掘削(深さ600m、揚湯機、町単独事業) ゲートボール場(便所53㎡、歩道154m、国庫補助事業) 温泉センター基本設計(町単独事業) 多目的保養温泉センター(町単独事業)

(7) 森林〔林政課〕

本県の森林面積は、242,278ha(平成22年度末)で、県土の約60%を占めており、林産物の供給のほか、地球温暖化防止、県土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、保健文化等の公益的機能を通じて私たちの生活と密接に関わっています。

森林の公益的機能の維持増進のため、森林整備事業、治山事業等による森林の管理を推進しています。

課題

- 自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然林の減少に起因しているものが多く見られることから、できるだけ広い面積の自然林を保全することが必要です。
- 民有林面積の約40%がスギ、ヒノキの人工林で、人工林においては特に森林が有する公益的機能の発揮に重要な間伐の一層の推進が必要です。
- 近年河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代わりの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取り組みが必要です。

- 中山間地域における過疎化の進行や生活・生産様式の変化等により、これまで人為の働きかけによって成立してきた里地里山の荒廃が進み、そこに生息・生育していた希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。このような人の関与によって成立してきた自然環境を保全するための新たな仕組づくりが必要です。

2 希少な生物の継続的監視と保全対策の実施

現状・施策

(1) 生物の多様性〔自然環境課〕

地球上には様々な環境の中でその環境の特性に応じて多様な生物が生息・生育しています。これらの生物の多様性については、種、その遺伝子、そしてそれらが構成する生態系の3つのレベルでとらえています。私たち人間は昔から生物の多様性に多くを依存して生きてきました。例えば生態系のレベルでは、森林は、燃料・医薬品・建築資材・動物の生息地などを提供し、湿地や水辺は、水質を保全し、水生生物を保護し、海洋は水産資源を供給し、気候調節にも大きな役割を果たしています。さらにこれらの生態系は、レクリエーションや観光的活用の対象ともなっています。しかし、自然が失われ、生物が絶滅していくと、生物の多様性も失われ、私たちの生存基盤そのものが揺らぐことになります。

特に平成22年は国際生物多様性年であったことから、幅広い層の県民に「生物多様性」をわかりやすく啓発するためのイベント「いきものつながりアート展in長崎」を開催しました。6名の作家（動物ぬいぐるみ、絵画、フィギュア等）と日本野鳥の会との協働イベントで、会場の長崎県美術館2階ホールには、11月27日～12月6日の10日間で1,622人が来場しました。

(2) 長崎県レッドデータブック（レッドリスト）〔自然環境課〕

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

本県では平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックをとりまとめました。10年目となる平成22年度には、3ヵ年間の調査の結果を踏まえて、改訂版長崎県レッドリストをとりまとめ公表しました。表2-1-2-1に示すとおり、蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定しました。

表 2-1-2-1 改訂版長崎県レッドリスト掲載種

分野	カテゴリー								総計
	絶 滅 [EX]	野生絶滅 [EW]	絶滅危惧 ⅠA類 [CR]	絶滅危惧 ⅠB類 [EN]	絶滅危惧 Ⅱ類 [VU]	準絶滅 危惧 [NT]	情報不足 [DD]	地域固有 群 [LP]	
維管束植物	12		103	189	108	130	24		566
蘚 苔 類					2	21	6		29
藻 類			1	1		7	3		12
哺 乳 類			3	1	5	8	3	1	21
鳥 類	1		43	24	7	51	10	4	140
爬 虫 類				3	1	7	2		13
両 生 類			1	2	3	5			11
魚類(淡水魚 類・浅海魚類)	1		13	5	13	19	9	4	64
海産哺乳類				1					1
甲殻類・ 剣尾類等			8	6	7	21	7		49
貝 類			37	40	27	67	27		198
ク モ 類						8	2		10
昆 虫 類	1		46	81	84	56	1	9	278
総 計	15	0	255	353	257	400	94	18	1,392

(3) 希少な野生動植物の保護 〔自然環境課〕

希少種を保護するためには、①生息・生育地の保護（開発からの保護）
②乱獲からの保護③外来種の問題など解決すべき問題が多くあります。

長崎県では、平成13年度にレッドデータブック委員会の会長、各部会長からなる希少野生動植物保全検討委員会を設置し、「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定しました。

平成17年度からは2カ年をかけて、世界で西海市大瀬戸町にしか生息しないヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）の保全を図るため、生息地である久良木湿原を県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定するための調査及び指定の手続きを進め、平成19年6月には当該地域を自然環境保全地域特別地区（野生動植物保護地区）に指定しました。

また、平成20年度からは、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定作業を開始し、平成22年度までに次のとおり保存地域と捕獲禁止の対象種を指定しました。

平成21年9月 8日 対象種(32種)と地域(西海市)の指定

平成22年3月16日 対象種(22種)と地域(佐世保市)の指定

平成23年4月 1日 地域(大村市・東彼杵町・川棚町)の指定

この指定により、表２－１－２－２の左欄の希少野生動植物種は、右欄の地域においては捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されています。

表２－１－２－２ 希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域

植物 ２５種	禁止されている地域
ハマボウ、コモウセンゴケ	諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町
マツバラシ、カノコユリ、エビネ、シラン、ヒナラン	佐世保市、西海市
ヒロハマツナ、コアマモ、ドロイ、ウラギク、トゲウミヒルモ、ヤマトウミヒルモ、リュウノヒゲモ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）
カミガモソウ	佐世保市
ハクチョウゲ、タチデンド、ナナツガママンネングサ、キキョウ、シロバナハンショウヅル、ヒレフリカラマツ、ドウダンツツジ、イワギボウシ、キキョウラン、キバナノセッコク	西海市
貝類 １４種	禁止されている地域
ウスコミミガイ、オカミミガイ、オキヒラシイノミガイ、クリイロコミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、シイノミミミガイ、ナラビオカミミガイ、コゲツノブエガイ、カニノテムシロ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）
マキシジコミミガイ	大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）
センベシアワモチ、ドロアワモチ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）
ナナツガマホラアナミジンナ、ナナツガマミジンツボ	西海市
甲殻類 ４種	禁止されている地域
カブトガニ、カネココブシガニ、ハクセンシオマネキ、カワスナガニ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）
魚類 ４種	禁止されている地域
ニッポンバラタナゴ	佐世保市
トビハゼ、イドミミズハゼ、チクゼンハゼ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合１００ｍの海域を含む）

爬虫類 1 種	禁止されている地域
ニシヤモリ	佐世保市、西海市
両生類 1 種	禁止されている地域
アカハライモリ	佐世保市、西海市
昆虫類 5 種	禁止されている地域
シオアメンボ、シロヘリハンミョウ、 ツツイキバナガミズギワゴミムシ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
シロウミアメンボ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
ヨドシロヘリハンミョウ	西海市（海岸線より沖合100mの海域を含む）

（４）ツシマヤマネコ保護増殖事業の推進〔自然環境課〕

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。このため、国（環境省）が対馬市上県町棹崎に整備した「対馬野生生物保護センター」を拠点に、「保護増殖事業」の一環としてツシマヤマネコの生息状況のモニタリング調査、痕跡調査、生息情報の収集及び交通事故防止などの保護思想の普及啓発等を実施しています。

また、県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。
- 個体の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、食物条件の改善、飼育・栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進についての検討が必要です。
- 生物の多様性を確保するためにも、野生動植物の生息・生育空間の復元・創造に努めることが必要です。
- 希少な野生動植物の種の保護施策は、生物学的知見などにに基づき適切に実施される必要があるために、レッドリスト掲載種のモニタリング調査による現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ、施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。

- 本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進する必要があります。
- ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）を目指し、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取り組みが必要です。
- 地域住民やNPO等の協働により、荒廃が進む里地里山を保全管理し、そこに生息・生育する希少野生動植物の保護を図る必要があります。

(2) 公園計画の見直し〔自然環境課〕

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。

国定公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。

表 2-1-3-2 保護計画一覧表 (単位：ha)

区 分		指定年月日	面 積 (海域を除く)				海域公園地区
			計	特別保護地区	特別地域	普通地域	
国立公園	雲仙天草国立公園雲仙地域	S9.3.16	12,858.0	588.0	4,360.0	7,910.0	—
	西海国立公園	S30.3.16	24,646.0	80.0	23,571.0	995.0	30.4
	小 計		37,504.0	668.0	27,931.0	8,905.0	30.4
国定公園	壱岐対馬国定公園	S43.7.22	11,946.0	289.0	11,454.0	203.0	47.5
	玄海国定公園北松浦地域	S31.6.1 北松浦地域編入 S43.7.22	358.0	—	358.0	—	—
	小 計		12,304.0	289.0	11,812.0	203.0	47.5
県立自然公園	多良岳県立公園	S26.4.6	6,543.0	—	—	6,543.0	—
	野母半島 //	S30.10.13	7,090.0	—	—	7,090.0	—
	北 松 //	S37.1.10	3,514.0	—	34.0	3,480.0	—
	大村湾 //	S41.1.11	2,235.0	—	45.0	2,190.0	—
	西彼杵半島 //	S41.1.11	3,066.0	—	—	3,066.0	—
	島原半島 //	S45.1.20	1,835.0	—	—	1,835.0	—
	小 計		24,283.0	—	79.0	24,204.0	—
自然公園合計			74,091.0	957.0	39,822.0	33,312.0	77.9

(注) 西海国立公園の海域公園地区の指定は、昭和47年10月16日、壱岐対馬国定公園の海域公園地区の指定は、昭和53年6月16日です。

(3) 自然公園における風致景観の保護〔自然環境課〕

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区、及び海域公園地区が指定されています。(表2-1-3-2)これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であ

り、その際には、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準により判断することにより、風致景観の保護を図っています。

また、普通地域においても、一定の行為について環境大臣又は県知事への届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。平成 22 年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表 2-1-3-3 のとおりです。

表 2-1-3-3 平成 22 年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	処理※	工作物の新改増築	木竹の伐採	土石の採取	広告物の設置	土地の形状変更	指定動物の捕獲	色彩の変更	普通地域行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草国立公園	環境省	7		2						3	12
	知事	30			2				3		35
	島原	10			3			1			14
	小計	47		2	5			1	3	3	61
西海国立公園	環境省	12	1	2						2	17
	知事	26			4		1		1		32
	県北	10			5						15
	五島	3	1								4
	小計	51	2	2	9		1		1	2	68
壱岐対馬国定公園	知事	20	2	1	2	2		1		3	31
	壱岐	3									3
	対馬	9	6								15
	小計	32	8	1	2	2		1		3	49
玄海国定公園	知事				2						2
	県北										
	小計				2						2
多良岳県立公園									2		
西彼杵半島県立公園									1		
大村湾県立公園		1									
合 計		131	10	5	18	2	1	2	7	8	180

※申請等の内容・規模によって、許可等の処理の権限が、国立公園の場合環境省・県知事・振興局長、国定公園の場合県知事・振興局長に、それぞれ分かれています。

（４）西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業（自然環境課）

西海国立公園九十九島地区のすぐれた自然景観や自然環境などの資源を活かし、新たな公園利用の提供、既存の公園施設の改善、情報の積極的な

発信などを通じ、交流人口の増加や地域の活性化を目指します。

自然に親しむ新たな利用の促進、既存公園施設の魅力アップなどを行うとともに、これからの時代に対応した、海の自然と直接ふれあう滞在型利用の推進、バリアフリー施設への転換、アクセスの改善、新たな展望地の提供などの総合的な整備を実施します。

計画の策定に際しては、地元自治体や地元関係者からのヒアリングや意見交換などを行って計画に反映させ、計画の素案を平成15年3月末にまとめました。

平成15年度に入り、県議会や関係市町などへの説明を経て、9月に県計画として決定しました。その計画に基づく事業が、国立公園利用拠点新活性化事業として位置付けられるよう国（環境省）に要望し、採択されたことから、平成16年度より事業に着手しました。

なお、三位一体改革により、平成17年度から補助事業制度が廃止されたことから、表2-1-3-4に示すとおり「海のダイヤモンド事業」の実施主体（国・県・市）の役割分担等について、見直しを行い、事業を進めています。

表2-1-3-4 平成22年度 海のダイヤモンド事業

区分	事業名	市町村	規模及び構造	事業費（千円）
国直轄事業	鹿子前園地	佐世保市	園地、用地測量	19,000
県単独事業	利用ポイント標識	佐世保市	標識	8,609

○西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業の概要

- ・事業期間（予定） 平成16～24年度（9年間）※県事業は平成22年度で終了
- ・総事業費（予定） 約39億7千万円

（5）自然保護のための用地取得 〔自然環境課〕

自然保護基金は県内の優れた自然を保護するとともに、その利用の増進に必要な不動産を取得するため、金額1億円で昭和47年に設置されました。これまで、9カ所16件、845,165.67㎡を基金で購入しています。

平成7年度に購入して以来、活用実績がないことなどにより、基金のあり方を検討し、用地基金と統合することで、事務の一層の効率化を図ることとなりました。このため、平成17年3月31日をもって長崎県自然保護基金条例を廃止し、平成17年4月1日付で用地基金と統合し、今後は、自然保護のために必要な用地取得は用地基金で行うこととなりました。

これまでの、基金による取得状況は、表2-1-3-5に示すとおりです。

表 2-1-3-5 自然保護のための基金による取得用地一覧

年度	地区名	面積 (㎡)	備 考
48	島原市杉谷原名字肥賀太郎	78,720.12	国立公園特別保護地区内であり、私権との調整上買収。
49	壱岐市石田町筒城浜	52,225.00	筒城浜園地整備事業地として買収。
49	東彼杵郡川棚町大崎半島	123,713.00	くじゃく園入口車道両側の民有地で、特に自然景観維持のため買収。
51	五島市平蔵町字竹ノ子島	90,643.43	地先海中を海中公園に指定しており、このため陸地の保護が重要なため買収。
52	//		(上記 51 年度分竹ノ子島に同じ)
52	北松浦郡鹿町町九十九島免字大島	157,006.00	西海国立公園区域の大島に民間企業の観光開発計画がなされたが、地元住民の反対で私権との調整上買収。
53	五島市平蔵町字竹ノ子島	6,851.55	(上記 51 年度分竹ノ子島に同じ)
54	対馬市美津島町大字島山字四十八谷	42,473.00	壱岐対馬国定公園第 1 種特別地域で浅茅湾の中心部で自然景観の優れた地域であり、土地所有者から立木の伐採申請があり、これによる損傷が著しいことが予想されたため買収。
56	北松浦郡鹿町町九十九島免字戌島	12,495.00	(上記 52 年度分大島に同じ)
56	壱岐市石田町筒城浜	3,988.00	(上記 49 年度分に同じ)
57	雲仙市小浜町雲仙字矢岳 118 番地 1	128,822.70	雲仙の景観を構成する重要な位置を占め、かつ県有地、国有地に囲まれた土地であり、特に保護する必要があるため買収。
59	対馬市美津島町大字島山字御所ノ浦及び狭瀬戸	103,994.00	(上記 54 年度分四十八谷に同じ)
63	東彼杵郡川棚町三越郷字大崎東平 490 番地他 2 筆	3,916.00	大村湾県立公園大崎半島国民休養地内の県有地の隣接地であり、風致の維持及び利用の増進のため買収。
3	東彼杵郡川棚町三越郷字大崎東平 486-1、2	15,401.00	くじゃく園入口車道に隣接する民有地で、特に、自然景観維持のために買収。
7	雲仙市小浜町字絹笠 380-33,46	278.33	白雲の池園地の入口として借りていた民有地を所有者の申し出により買収。
7	雲仙市小浜町字宝原 543-5	19,614.11	宝原園地の利用増進のため買収。
合計	国立公園 9 件 5 ヲ所 国定公園 4 3 県立公園 3 1	845,165.67	
	計 16 件 9 ヲ所		

(6) 自然公園における環境保全対策〔自然環境課〕

ア. 自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用によりもたらすゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えたりします。そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第 19 条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等美化思想の普及啓発を行っています。

表 2－1－3－6 美化清掃活動事業実施状況（平成 22 年度）

国立公園名	地域名	事業費	実施団体
西 海	鹿子前	750,000円	長崎県自然公園協議会 佐世保支部
西 海	弓張岳	750,000円	〃 〃
西 海	平 戸	1,700,000円	〃 平戸支部
西 海	福 江	1,550,000円	〃 福江支部
雲仙天草	雲 仙	3,714,000円	(財)自然公園財団 雲仙支部
計	5ヶ所	8,464,000円	

イ．環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な高層湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいました。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

なお、環境省では、羊、ヤギの放牧によるミヤマキリシマ群落の再生と管理の省力化等を目的に、平成 22 年度から実証実験を行っています。

ウ．管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

課題

- 自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし、地域の実情を把握し、よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。

第２節 身近な自然の保全と創造

１ 河川・沿岸環境の保全・復元・創造

現状・施策

（１）漁港の環境整備〔漁港漁場課〕

ア．漁港環境整備事業

漁港の周辺は美しい自然に恵まれている反面、陰狭な場所に立地し、民家も密集している場合も多く、土地に余裕がないこともあり都市部と比べ緑地、広場等住民の憩いの場が不足している状況です。よって、漁港とその周辺の景観を保持し、環境美化を進めて快適で潤いのある漁港環境を形づくるとともに、漁港における作業効率と安全性の向上を図るため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を進めることとし、平成２２年度は長崎漁港、南有馬漁港、惣津漁港において緑地等の整備を行いました。

（２）海岸環境の整備〔港湾課〕

ア．海岸環境整備事業

A．エコ・コースト事業

国土保全及び人命財産の保護と併せて、生物や景観に配慮した自然に優しい海岸づくりを推進するため、平成２２年度は県内１港の海岸において整備（事業費６，０００万円）を行いました。

（３）良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

ア．多自然川づくりの推進

A．河川改修事業

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行いました。（県内３５河川）

イ．河川愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の河川愛護活動を支援した。

（４）良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

ア．県民の利用しやすい親水空間の確保

A．海岸環境整備事業

地域の特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行いました。

イ. 海岸愛護運動の支援

A. 県民参加の地域づくり事業

海岸愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の海岸愛護活動を支援した。

(5) 漁場環境の保全と創造〔資源管理課・漁港漁場課〕

沿岸環境の保全と創造を推進するため、海底耕うんや藻場の造成を行いました。

ア. 藻場の造成：

・実施地区

石田（壱岐市）、五島、壱岐、対馬、県北

イ. 底質の改善（海底耕うん）

・実施地区

大村湾、有明海

(6) 磯焼け対策〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア. 着定基質設置・母藻投入・設置、食害生物防除・駆除等による藻場の維持・回復・拡大：佐世保市小佐々町等12か所

イ. 母藻供給を目的とした藻場造成：対馬、壱岐、五島、県北

(7) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的調査を行いました。また、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行いました。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

ア. 海砂採取にかかる許認可事務

海砂採取の許認可にあたっては、水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長は知事に対し意見を述べるすることができます。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行い、採取量についても県内の需要量に見合う量まで制限しています。

・平成22年度 許認可件数 71件

・平成22年度 採取限度量 300万m³

・平成22年度 採取量実績 260万m³

課題

- 事業の実施にあたり、高潮等の自然災害から海岸を防護することとあわせ、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸の形成に努めるとともに、海域環境の改善に向けた取組も必要です。
- 本県の地形的条件から洪水時の流速が早いため、自然環境を保全した河岸等の整備が難しい面もありますが、工法等の工夫により多自然型川づくりに取り組んでいきます。
- 漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負荷の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

2 地域ぐるみでの裏山・里山・水辺地等の保全

現状・施策

(1) 野生鳥獣の保護管理〔自然環境課・農政課〕

ア．野生鳥獣の生息状況

長崎県は位置的にはアジア大陸に近く、また、かつて大陸と陸続きの時代には野生鳥獣の移動ルートであったという地理的、歴史的特異性により、日本在来の野生鳥獣のほか、大陸系の鳥獣や海洋性の鳥類などを数多く見ることができます。

A．鳥類

これまで 380 種を超える鳥類が記録されており、これは我が国で知られている鳥類の約 6 割にも相当します。対馬や男女群島は、大陸性の渡り鳥の飛来地として知られ、コウライウグイス、オウチュウ、イナバヒタキ、ヤマショウビン、カンムリカッコウといった本土部では観察例が極めて少ない野鳥が旅鳥として記録されています。また、水鳥類の渡来地である本土部の諫早湾周辺ではカモ類が群れをなして越冬します。さらに、国内希少野生動植物種に指定されているアカヒゲをはじめ、カラスバトや海洋性鳥類のカンムリウミスズメ、オオミズナギドリなどの男女群島での繁殖、ミヤマホオジロやマミチャジナイ、シロハラなどの対馬での繁殖も特筆すべき事項です。春、秋の渡りの季節には、ナベヅル、マナヅル等のツル類、アカハラダカ等のタカ類が大群で本県上空を縦断して通過していくのを観察できます。

B．獣類

県内に生息する獣類は 7 目 14 科 38 種 6 亜種が知られています。本土部にはキュウシュウジカ、イノシシ、ホンドタヌキをはじめノウサギ、ホンドキツネ、ホンドイタチ等が生息し、多良山系の一部にはヤマネも生息します。島嶼では五島列島にキュウシュウジカ、イノシシなどが生息し、対馬には国内希少野生動植物種に指定されているツシマヤマネコをはじめ、ツシマテン、チョウセンイタチ、ツシマジカ、イノシシが生息します。

なお、狩猟鳥獣の種類などは、資料編のとおりです。

イ．野生鳥獣の保護管理の推進

野生鳥獣は、生態系を構成する重要な要素であるとともに、学術、生物資源、あるいは自然とのふれあいの観点からも、県民にとって必要不可欠な存在です。このような野生鳥獣のもつ様々な価値は今日広く認識されるところとなっており、県内外を問わず野生鳥獣の保護に対する要請はますます高まっています。

こうした近年の野生鳥獣保護の要請に対応するために各種の施策を講じ、野生鳥獣保護の一層の充実を図っています。

ウ．鳥獣の保護管理対策の強化

A．第10次鳥獣保護事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成18年度に策定した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～平成23年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画やキジの放鳥計画を定めるとともに、野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。本計画が終了する平成23年度末には本県内の鳥獣保護区指定数は107箇所、面積は43,784haとなる予定です。

B．鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので、国が指定管理する国指定鳥獣保護区と県が指定管理する県指定鳥獣保護区があります。これらの鳥獣保護区は、その性格により森林性鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区及び身近な鳥獣生息地の保護区に区分されます。県下の鳥獣保護区の指定状況は表2-2-2-1、資料14のとおりです

表2-2-2-1 鳥獣保護区指定状況（総括表）（平成23年3月31日）

	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
① 森林鳥獣生息地			43	29,571	43	29,571
② 集団渡来地			4	2,564	4	564
③ 集団繁殖地	1	416	1	2	2	418
④ 希少鳥獣生息地	1	1,173	5	1,300	6	2,473
⑤ 身近な鳥獣生息地			52	8,758	52	8,758
計	2	1,589	105	42,195	107	43,784

C．鳥獣保護のための調査・事業

県は、野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査、事業を実施しています。

a．ツシマヤマネコ生息状況調査

対馬にのみ生息し、絶滅の危機に瀕しているツシマヤマネコの生息状況や生態を把握し、今後の保護増殖事業の資料とするため、生息状況調査を実施しています。

b．ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45箇所を実施しています。

D. 鳥獣保護及び被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。また、駆除のための捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。近年農作物被害を増大させている、イノシシ及び対馬のシカ、八郎岳のシカ、五島列島のシカについては、特定鳥獣保護管理計画を策定し数の調整を図るための捕獲を行うこととしています。なお、近年市街地及び倉庫において、糞、羽毛等による被害をもたらしているドバトについても、捕獲箱等による捕獲を行っています。

平成２２年度の捕獲状況は表２－２－２－２のとおりです。

表２－２－２－２ 有害鳥獣捕獲実績（平成２２年度）

鳥 類（羽）						
カラス類	スズメ	ヒヨドリ	ドバト	カモ類	その他	計
12,221	105	873	607	72	750	14,628

獣 類（頭）							
イノシシ	シカ	タヌキ	ノウサギ	タイワリス	アライグマ	その他	計
28,976	1,979	235	18	8,983	793	391	41,375

E. 負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市亜熱帯動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成２２年度の保護状況は表２－２－２－３のとおりです。

表２－２－２－３ 負傷疾病鳥獣保護状況（平成２２年度）

負傷鳥獣救護施設（委託先）	取扱件数（頭羽数）
レスキューセンター （佐世保市亜熱帯動植物園）	98
野生動物救護センター （長崎県獣医師会）	200
そ の 他（職員）	83
計	381

F. 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する業務に従事するとして、知事が法律に基づき委嘱しています。

表 2 - 2 - 2 - 4

自然環境課管内		県北振興局管内		島原振興局管内		壱岐振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
長崎市	4	佐世保市	6	島原市	2	壱岐市	1
諫早市	3	平戸市	4	雲仙市	3	小 計	1
大村市	1	松浦市	3	南島原市	3		
西海市	3	東彼杵町	1	小 計	8	対馬振興局管内	
長与町・ 時津町	1	川棚町・ 波佐見町	1			市町名	人数
小 計	1 2	小値賀町	1	五島振興局管内		対馬市	9
		小 計	1 6	市町名	人数	小 計	9
				五島市	4		
				新上五島町	3		
				小 計	7	合 計	5 3

エ. 適正な狩猟の推進

A. 狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として、昭和 5 4 年から狩猟免許試験制度が導入されています。

また、狩猟と鳥獣保護との調整、狩猟事故による被害者救済（ハンター賠償責任保険最低限加入の義務化）を徹底するため、昭和 5 4 年から狩猟者登録制度が実施されました。したがって狩猟免許を受けたのち、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成 2 2 年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表 2 - 2 - 2 - 5 のとおりです。

表 2-2-2-5 狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）

（狩猟免許 平成 22 年度）

網・わな猟	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	計
1,997	843	20	2,860

（狩猟者登録証 平成 22 年度）

	網猟	わな猟	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	計
県内者	7	1,127	640	20	1,794
県外者	0	6	113	0	119
計	7	1,133	753	20	1,913

B. 休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3 年以内の期間を定めて設定することとしており、平成 23 年 3 月 31 日現在 7 箇所、13,697 ha です。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるイノシシ、シカが狩猟可能である特例休猟区としています。

捕獲禁止区域については、特定の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、区域や期間又は猟法を定めて捕獲を禁止しています。

休猟区及び捕獲禁止区域の設定状況は資料 13 及び表 2-2-2-6 のとおりです。

表 2-2-2-6 捕獲禁止区域一覧表

名 称	期 間	面積(ha)
壱岐市コウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1～H24.10.31	13,837
対馬メスコウライキジ捕獲禁止区域	H18.11.1～H28.10.31	70,459
平戸市大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1～H24.10.31	1,552
計 3 箇所		85,848
※メスヤマドリ、メスキジは全国一円で捕獲禁止。ただし、メスヤマドリ、メスキジの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区を除く。	H19.9.15～H24.9.14	全国一円

C. キジの放鳥

休猟区のうち、キジの増殖を図る必要が認められる箇所については、1 箇所当たり 80 羽程度のキジを放鳥しており、例年県下で 320 羽を放鳥しています。

D. 狩猟事故、違反の防止

a. 特定猟具使用禁止区域(銃)の設定

銃猟による危険を防止するため、農林業上の利用が恒久的に行われている地域、野外レクリエーションの場として利用者の多い地域及び銃猟による事故発生のおそれのある区域については、通常 20

年間の期間を特定猟具使用禁止区域(銃)として設定することにしており、平成23年3月31日現在で84箇所、16,710haです。

特定猟具使用禁止区域(銃)の設定状況は、資料14のとおりです。

b. 狩猟者講習会の実施

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

c. 安全狩猟のための講習委託

狩猟事故の未然防止、法律の遵守について徹底した研修を行うため、また、狩猟免許試験、適性検査に係る技能試験補助員及び講習講師の応援等、県猟友会へ事業の一部を委託しています。

d. 狩猟期間中の取締りパトロール

事故や違反の防止を目的として、日の出前、日中、日没後の指導取締りを、県警本部とともに実施しています。

オ. 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3ヶ所で探鳥会（バードウォッチング）や自然観察会を開催したほか、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しています。

(2) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農村整備課〕

平成22年度は、19市町の農業生産条件の不利地域において、約7,153haの農用地を対象に、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等が行われました。これらにより、水源のかん養、洪水防止や景観維持など農山村地域の持つ多面的な機能の維持・保全が図られています。

(3) 農地・水・環境保全向上対策〔農村整備課、農業経営課〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

また、これら資源を基盤として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、農業者ぐるみでの先進的な「営農活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

平成２２年度は、１５，９２１ｈａの協定面積を締結し共同活動に取り組むとともに、１，１３７ｈａの営農活動に取り組んでおります。

(４) 森林の維持・保全　〔森林整備室〕

ア．絆の森整備事業

人が自然とふれあう場の提供や野生動物との共存のために森林整備を実施した方に対し助成を行いました。

・森林整備　　５４ha

イ．流域育成林整備事業

森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に助成を行いました。

・森林整備　　２,７６３ha　　・路網整備　　１７８,４７７m

ウ．ながさき森林環境保全事業

森林が有する公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、ながさき水源の森の整備や間伐のための道路整備に対する助成を行いました。

・ながさき水源の森の整備　　５４２.５h a

・路網整備　　１２１,７０４m

(５) 中山間ふるさと水と土保全対策　〔農村整備課〕

農村のため池や用排水路などの農業用施設や、棚田などの農地は、農業生産活動を通じて、水源のかん養や地域の自然、文化などを育ててきました。

過疎化・高齢化がすすむ中山間地域では、このような施設や農地の保全が難しくなっており、県では「長崎県中山間ふるさと活性化基金」を創設し、都市住民も含めた地域ぐるみの保全活動を支援しています。

平成２２年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの研修会や、都市と農村の交流を促進するため、子供たちの農作業体験に関する助成、都市住民へのキャンペーン活動などを実施しました。

課題

- 近年、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣の駆除に従事できる狩猟者の確保と育成、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。
- 多面的な機能強化と併せて、自然景観形成のための「彼岸花」、「水仙」など草花等の植栽を推進します。
- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

3 都市環境の保全と創造

現状・施策

(1) 長崎県の屋外広告物行政〔都市計画課〕

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあり、社会への情報発信源として、また、市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。

しかし、一方においては、はり紙、はり札等、立看板等や広告旗といった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。

本県では、広告物に対して様々な規制・誘導を行うとともに、佐世保市においては、住民の協力を得て、違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観を形成するため、「広告景観モデル地区制度」を設け、島原市森岳地区、大村市上小路周辺地区、平戸市平戸城下旧町地区をモデル地区に指定しています。

(2) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

(3) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア．都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は12.30㎡/人（H22年度末現在）で全国平均（9.8㎡/人）を上回っています。

平成22年度は、都市公園等国庫補助事業で県立都市公園3公園のほか、長崎・佐世保・諫早・大村・島原の5市6公園ほかにおいて整備を行いました。（事業費）2,112百万円 国費1,036百万円）

表 2-2-3-1 一人あたりの都市公園面積（単位：㎡／人）

年度	全国	県
H 1 4	8 . 4 8	1 1 . 0 3
H 1 5	8 . 7 0	1 1 . 3 6
H 1 6	8 . 8 9	1 1 . 8 9
H 1 7	8 . 9 0	1 1 . 9 3
H 1 8	9 . 3 0	1 1 . 8 4
H 1 9	9 . 4	1 1 . 9 2
H 2 0	9 . 6	1 2 . 0 7
H 2 1	9 . 7	1 2 . 1 6
H 2 2	9 . 8	1 2 . 3 0

イ．緑の基本計画

都市緑地法第 4 条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成 2 1 年度末現在で全国で 6 4 1 市区町村が策定しています。

県内においては、平成 2 2 年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市の 4 市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

ウ．県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

エ．風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、現在、県内には 7 市において、4 3 か所約 5 , 5 8 0 h a (平成 2 2 年度末現在) が指定されています。

条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

(4) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

都市災害防止・バリアフリー推進・都市景観の向上を図るため、電柱・電線を取り除く無電柱化事業を推進しています。

(5) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

美しい長崎県づくりを推進するために、県都長崎市及び県北部の中心都市佐世保市の玄関口にあたる道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- ・長崎市赤迫 緑地面積：1,634㎡
- ・佐世保市大塔町 緑地面積：3,606㎡

(6) 緑といきもの賑わい事業〔自然環境課〕

平成20年度に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、新たに保全地域等の保全事業、希少野生植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。

平成22年度の実施状況は表2-2-3-2～表2-2-3-4のとおりです。

表2-2-3-2 平成22年度緑といきもの賑わい事業（県事業）

施設名	所在地	事業内容	事業費 (千円)
長崎こども女性障害者支援センター	長崎市浜口町	壁面緑化、花壇造成	2,205
長崎東高等学校	長崎市立山町	ヒラドツツジ、シダレウメ、張芝他	2,541
虹の原特別支援学校	大村市宮小路	ケヤキ、ハナミズキ、ヤマボウシ他	2,876
北松西高等学校	小値賀町笛吹郷	ヒラドツツジ、ソメイヨシノ他	2,742
久良木湿原 ※	西海市雪浦久良木郷	進入防止柵、銘板	1,897
雲仙岳災害記念館	島原市平成町	シバザクラ、案内板、ベンチ他	7,738
田結港緑地	諫早市飯盛町	クロマツ	2,722
計	7施設		22,721

表2-2-3-3 平成22年度緑といきもの賑わい事業（市町事業）

申請者	対象施設	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
西海市長	老人ホーム緑風園	花壇造成	1,384	691
島原市長	市道中安德線他	高木植栽	3,523	1,000
計	2市町		4,637	1,691

表 2-2-3-4 平成 22 年度緑といきもの賑わい事業（民間団体事業）

申請者	対象施設 (所在地)	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
(社福)福翠会	いちご保育園	張り芝	1,247	300
(学)谷川学園	皆瀬幼稚園	花壇造成、苗木植栽	392	150
(社福)愛隣会	特養老人ホームはさみ荘	屋上緑化	2,100	700
(社福)慈愛会	特養老人ホーム田平ホーム	花壇造成	991	230
(社福)秀峯会	特養老人ホームきじの里	中高木、低木、張芝	2,730	800
(社福)常盤会※	ときわ学童クラブ	ビオトープ整備	1,439	750
長崎自然共生フ ォーラム ※	大村市中岳町南川内	セイタカアワダチソウ 等外来種除去	300	150
ふるさと自然の 会 ※	佐世保市世知原町開作	ミヤマアカネ生息地保 全	333	170
ツシマヤマネコ を守る会 ※	対馬市上県町飼所	木庭作によるツシマヤ マネコ保護増殖	450	250
計（9 団体）			9,982	3,500

（※ 印は野生動植物等の保全事業）

（８）美しいまちづくりの推進（都市計画課）

県内では、豊かな自然と複雑な地形、地域固有の歴史や文化を背景として、特徴的なまちなみが数多く形成され、魅力ある景観をいたるところで目にすることができました。しかし、利便性や経済性を優先した高度成長期以降のまちづくりによって、次第に個性と秩序の欠けたまちなみへと変わりつつあり、県土の魅力低下にもつながっていると考えられます。

このため、各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を積極的に進めることとし、平成 15 年 4 月に「長崎県美しいまちづくり推進条例」を施行するとともに、市町や県民の活動に対する支援制度を立ち上げ、その運用を開始しました。

この取組みによって、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成22年度の成果
美しいまちづくり 重点支援地区制度	観光地周辺の市街地や歴史資産の残る集落などにおいて、公共施設と民間建築物の修景整備が一体的に行われる場合に、計画づくりから整備まで重点的かつ継続的に支援する。	■整備事業費の補助／3地区 ○壱岐市・五島市・南島原市
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を登録し、その内容を広く周知するほか、登録建造物の所有者による保存・修景行為を、市町と共同で支援する。	■景観資産の登録／建造物5件 ■保全事業費の補助／6件
美しいまちづくり アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	■アドバイザーの登録／32名 ■アドバイザーの派遣／延べ30回

課題

- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。
- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。
- 美しいまちづくりの推進に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取り組みが必要である。

4 自然災害防止対策の推進

現状・施策

(1) 「ながさき水源の森」の認定〔森林整備室〕

水資源に乏しい本県にとって、県土の60%を占める森林は、豊かで良質な水の供給源であり、中長期の水資源対策を考えると、緑のダムとして大きな役割を果たしています。

そこで、各地の水源地・溜地・河川の取水場の上流の森林を「ながさき水源の森」として選定し、公表することにより、県民に緑のダムとしての森林の重要性をPRするとともに、県民の理解と協力のもとに森林を守り育て、重要な水資源を次代に引き継ぎます。

また、手入不足の人工林については、平成19年度からながさき森林環境税による緊急整備を実施しています。

・平成22年度までの認定状況：136箇所、28,276ha

(2) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農村整備課〕

平成22年度は、19市町の農業生産条件の不利地域におきまして、7,153haの農用地を対象に、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体としました農業生産活動等が行われました。これらにより、水源のかん養、洪水防止と景観維持など農山村地域の持つ多面的な機能の維持・保全が図られています。

(3) 土砂の流出抑制〔砂防課、森林整備室〕

ア．砂防事業等〔砂防課〕

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが土砂災害です。これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

平成21年度実施状況

- | | |
|-------------|------|
| ・砂防事業 | 35箇所 |
| ・地すべり対策事業 | 20箇所 |
| ・急傾斜地崩壊対策事業 | 50箇所 |

イ．民有林治山事業等〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から生命・財産を守るために、山地災害対策として山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施しています。

平成22年度実施状況

- | | |
|-----------|------|
| ・山地治山事業 | 19箇所 |
| ・水土保持治山事業 | 5箇所 |
| ・防災林整備事業 | 1箇所 |

- ・ 交付金事業 7 箇所
- ・ 地すべり防止事業 11 箇所
- ・ 水源地域整備事業 10 箇所
- ・ 自然災害防止事業 14 箇所
- ・ 漁場環境保全事業 10 箇所

※民有林における山地災害危険地区着手率 30.5%

(4) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課・港湾課〕

ア. 河川・ダム・海岸整備の推進

A. 河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

河川改修事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進しました。

(県内35河川・3ダム・14海岸)

課題

- 多面的機能強化のための遊休農地の保全管理を推進します。
- 本県は人家5戸以上の土砂災害危険箇所数が全国第3位であり、その整備率は、砂防6.9%、地すべり46.6%、急傾斜24.9%となっているため、今後とも事業を積極的に推進していく必要があります。
- 本県は平地に乏しく、山からすぐ海に至る地形で、県の北部には地すべり地帯があり、多くの離島・半島を有し、台風の常襲地帯に位置しています。そのため、民有林における山地災害危険地区が3,383箇所と多数あり、整備率は30.5%と九州平均43.2%と比べて低いものとなっているため、今後とも事業を積極的に推進し、山地災害危険地の整備を図っていく必要があります。
- 本県の治水施設の整備はいまだ立ち後れており、今後一層事業の進捗を図る必要があります。

第3節 人と自然とのふれあい促進

1 自然環境教育のフィールドの提供

現状・施策

(1) グリーン・ツーリズムの推進〔農政課〕

ア. グリーン・ツーリズム推進事業の実施

都市農村交流促進のための受入体制づくり等を実施しています。

[県事業]

- ・市町活動に対する指導
- ・グリーン・ツーリズムの普及啓発アドバイザー派遣
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトに係る指導等

[市町等事業]

- ・長崎県グリーン・ツーリズム促進事業費補助金
(県 2／5、市町 1／10)
- ・地域の連携（直売所、体験交流施設等との連携会議の開催等）
- ・受入組織の質の向上（体験プログラムの開発、インストラクターの育成等）
- ・情報発信の強化（パンフレットの作成、ホームページの開設等）
- ・誘客活動（素材集の作成、旅行業者等への営業活動等）

イ. 長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会事業の実施

県では平成8年に県グリーン・ツーリズム推進協議会を設立し、市町や農業団体の支援・協力を受けながら本県グリーン・ツーリズムの啓発普及や県内外への誘客活動に努めています。

平成22年度は主に以下の事業を実施しました。

- ・旅行代理店等への誘客活動
- ・バスツアーの実施
- ・安全管理研修会

(2) ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

島や漁村に滞在し海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動を受け入れ、漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、観光等他産業と連携した地域の取組を支援しています。

(3) 自然に親しむ各種の行事の実施〔自然環境課〕

人々が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心とモラルを育成するため、自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地、

ビジターセンター、自然歩道等の施設を活用し、以下の自然に親しむ活動等を通じ、自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図っていきます。実績は表２－３－１－１の通りです。

表２－３－１－１ 自然に親しむ運動実績（平成２２年度）

公園名	期日	行 事 名	内 容	開催地	方法
西海 国立公園	①新上五島町 9月12日 1月23日 ②五島市 9月26日 12月5日	西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」	地元ガイド養成（H22～23年度の2ヵ年、4回の講座）	①新上五島町 ②五島市	直営
雲仙天草 国立公園	11月3日	ジオパークガイドによる実践「島原半島ジオパークへの旅」	ジオパークガイドによるジオサイト学習ツアー	島原半島	直営

（４）自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。県は長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、自然環境保全地域や自然公園等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員を委嘱し、県下各地域に配置しています。また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員５１名が環境省自然環境局長から委嘱されています。

（５）森林 とのふれあい〔林政課〕

ア．県民の森

森林 とのふれあいを求める県民のニーズが高まっています。

県民の多様化するニーズに対応するため、県民ボランティアからなるインタープリター（森の案内人）を平成１２年度から養成し、現在５８名が登録し、自然観察、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星空観察など得意な分野を重点的にきめ細かく解説指導しています。

なお、平成２２年度の活動延べ回数は４７回で、県民の森利用者数は、年間１３万７千人となっています。

課題

- 平成20年度から、小学生を対象に農山漁村での宿泊体験「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施されており、受け入れに対応できる地域の育成が必要です。
- グリーン・ツーリズム実践者組織の自立を視野に入れた誘客活動や効果的な情報発信が課題です。
- 設立当初の実践組織については、人材育成や体験プログラムの開発など受入体制の充実が必要です。
- ブルー・ツーリズムは海上での活動が多いため、気象条件に左右されやすいこと、船舶からの転落など危険性が高いこと、漁業に関するさまざまな制約があることなどに十分な配慮が必要です。
- 今後、重点的に自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を行う必要があります。
- 魅力あふれる県民の森づくりに取り組んでいますが、交通の便、施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり、更なる改善が必要です。

2 自然公園等の利用施設の整備促進

現状・施策

(1) 自然公園の利用状況〔自然環境課〕

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであり毎年調査を実施しています。平成22年の利用者数は、13,205千人で対前年比微増となっています。

表2-3-2-1 公園別利用者数調

区分	公園名		利用者数（千人）		対前年比 （％）
			平成２１年	平成２２年	
国立公園	雲仙天草（雲仙のみ）		2,785	2,536	91
	西海	平戸・九十九島	2,912	3,078	106
		五島列島	1,542	1,482	96
		小計	4,454	4,559	102
	計		7,239	7,095	98
国定公園	壱岐対馬		1,255	1,367	109
	玄海（北松浦のみ）		104	72	69
	計		1,359	1,439	106
県立 自然公園	野母半島		1,841	1,814	99
	多良岳		703	811	115
	大村湾		926	931	101
	島原半島		517	504	98
	西彼杵半島		448	424	95
	北松		169	187	111
	計		4,604	4,671	102
合 計			13,202	13,205	100

(2) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設〔自然環境課〕

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっており、地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき国直轄、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施しています。

なお、平成２２年度における自然公園の整備状況は、表２－３－２－２のとおりです。

表２－３－２－２ 国立・国定・県立公園の整備状況（平成２２年度）

○国直轄事業（国費１００％）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	佐世保市	鹿子前園地	園地、用地測量	19,000
西海国立公園	五島市	九州自然歩道	歩道、トイレ	52,000
雲仙天草国立公園	雲仙市	エントランス整備	測量設計、標識	22,000
計				93,000

○自然環境整備交付金事業（国費４５％）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
長距離自然歩道	五島市	九州自然歩道	設計、歩道、標識等	155,740

○県単独事業（県費１００％）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	佐世保市	利用ポイント標識	標識	8,609
野母半島県立公園	長崎市	こしき岩公園	測量・設計	2,320
多良岳県立公園	諫早市、 大村市	五家原岳園地	標識、園路改修他	7,116
大村湾県立公園	川棚町	大崎自然公園	照明施設、防護柵改修	12,902
計				30,947

（３）九州自然歩道の整備〔自然環境課〕

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識等の補修等を実施しています。

また、世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を実施しており、平成２２年度は福江島において、歩道、標識類、休憩施設等を整備しています。

図 2 - 3 - 2 - 3 九州自然歩道ルート



(4) 雲仙公園 〔自然環境課〕

ア．雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等が急峻な山岳地形を形成していますが、平成2年にはじまった火山活動により新たに平成新山（1,486m）が加わりました。中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースとして雲仙ゴルフ場が開設されました。昭和9年、国立公園制度の発足とともに、雲仙はわが国第1号の国立公園に指定されました。戦前は外国人保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきましたが、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。

イ．雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。雲仙温泉地区の国有地においては、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道を整備し、その他に国庫補助事業として県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。これらの施設の管理は、直轄事業分については、（財）自然公園財団などで、国庫補助事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

A．仁田峠循環自動車道路（平成21年4月1日から雲仙市道小浜仁田峠循環線）

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となり、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増、平成22年度も116,369台、20年度比18%増となっています。

表2-3-2-4 仁田峠循環自動車道路利用状況（台数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平成22年度	7,564	23,993	5,278	5,126	10,847	7,796	
平成20年度	6,665	18,864	2,939	5,228	8,179	5,411	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成22年度	11,529	32,815	3,373	950	2,930	4,168	116,369
平成20年度	8,856	27,116	3,710	2,836	3,859	5,311	98,974

課題

- 今後とも老朽化した既存施設についてバリアフリー対策も含めた再整備や、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等、自然学習の場としての施設整備を進める必要があります。また、「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応できるよう、より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。

第4節 歴史的環境の保全と創造

1 歴史的環境の保全と創造

現状・施策

(1) 文化財の保護 [学芸文化課]

本県には他県に見られない個性豊かな歴史や文化があります。文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎となす国民の貴重な財産です。

こうした文化財を保存・継承することは重要なことであり、「文化財保護法」や県・市町の「文化財保護条例」で保護の必要性、方法が定められています。

文化財には、有形文化財、無形文化財等いくつかの種類があります。

その中で国においては、歴史上、学術上価値の高い有形の文化的所産を総称して有形文化財と呼び、その中で特に重要なものを「重要文化財」、さらに価値が高いものを「国宝」としています。また、貝塚、古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものを「史跡」に、庭園、海浜、山岳、その他の名勝地で学術上又は鑑賞上価値の高いものを「名勝」に、動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを「天然記念物」としています。さらに、県、市町においても同様に価値の高いものを指定しています。

それ以外にも、日本の伝統的な集落や町並みの景観を保存すると同時に、現代の生活の場としても整備し、次代に伝えていくため、市町が「伝統的建造物群保存地区」を定め、国はそこから価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定しています。

さらに、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「重要文化的景観」として選定しています。

これらの指定文化財等については、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど、保護に努めています。

なお、平成23年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）の件数は表のとおりです。

表2-4-1-1 指定文化財の指定状況（平成23年4月1日）

	有形文化財 (建造物)	史 跡	名 勝	天然記念物	重要伝統的建造 物群保存地区	重要文化的 景観
国	32件 (国宝・重要文 化財)	28件 (特別史跡 を含む)	4件 (特別名勝を 含む)	36件	4件	2件
県	31件	89件	1件	103件	—	—
合計	63件	117件	5件	139件	4件	2件

第3章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習等の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進 〔義務教育課・高校教育課〕

ア. 年間指導計画に位置づけた取組

県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育、特別活動）で環境教育に取り組んでいます。

また、「総合的な学習の時間」でも取り組んでいる学校が、小学校315校、中学校102校、高等学校14校ありました。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高校教育課〕

ア. 県教育センター研修への参加

○環境教育入門講座

小、中、高、特別支援学校教員15名が参加し、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

イ. 全国的な研修への参加

○全国環境学習フェア・環境教育リーダー研修基礎講座・環境教育指導者養成研修

環境教育に意欲的に取り組んでいる小・中・高等学校の教員等7名が参加しました。

(3) 環境教育・環境学習等の推進状況 〔未来環境推進課〕

ア. こどもエコクラブの結成支援

環境学習・環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を支援し、平成22年度は73クラブ（3,588人）が登録されました。
このうち、学校において登録しているクラブ数は17校ありました。

イ. 環境副読本の作成、配布

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を20,000部作成し、県内の中学1年生全員に配布しました。

課題

- 環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
- こどもエコクラブ事業では、学校を中心とした結成の拡大を図る必要があります。

2 社会における環境教育・環境学習等の推進

現状・施策

(1) 環境アドバイザー派遣事業〔未来環境推進課〕

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。平成22年度は、地球温暖化、生ゴミリサイクル、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に52回の講師派遣（受講者数：2,538人）を行いました。

(2) こどもエコクラブ〔未来環境推進課〕

環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生ならだれでも参加できる環境活動のクラブです。平成22度は県内で73クラブ、3,588人が活動しました。

(3) 人と自然の関係を認識できる体験学習の場の提供〔生涯学習課〕

県内の各青少年教育施設の主催事業や各種のプログラムの中で、自然体験活動・生活体験活動を通し自然の偉大さ・厳しさ・素晴らしさや環境保全の大切さに気づくことのできる学習の場を提供しています。

(4) 環境学習のリーダー育成〔生涯学習課〕

「子ども体験活動指導者講座」（参加者51名）を実施し、環境教育・環境学習についての高い意識をもった体験活動の指導者を育成しています。

課題

- 学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) 県の取組 〔未来環境推進課〕

県は、事業者であり消費者であるという立場に立ち、「環境保全のための率先実行行動計画大綱」（平成8年3月制定）を作成し、省資源や省エネルギーなどの率先的な取組を行ってきました。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成12年3月に地球温暖化防止を目的とした「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を作成し、省資源・省エネルギーやリサイクルの推進、廃棄物の減量、グリーン購入などの目標を掲げて環境保全に向けた行動に取り組んできました。

平成22年度には、同計画の見直しを行い、「第3次県庁エコオフィspran」を策定し、更なる取り組みの推進を図っています。

(2) 市町の取組 〔未来環境推進課〕

市町においても、県と同様な地球温暖化防止のための実行計画を策定し、率先的な環境保全行動を行っています。

課題

- 事業者として環境保全のための行動をさらに推進していくとともに、行政として事業者・県民と一体となった取組やそのための体制づくり、情報提供を進めていくことが重要です。

2 県民の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議」において、「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取り組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取り組み内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定め、公募により選考した標語等を活用し、広く啓発しています。

シンボルマーク：



平成22年度最優秀作品

標語	響かせよう	長崎の鐘	エコの鐘
川柳	ゴミゼロの	長崎さるく	気持ち良さ

なお、本計画は平成18年度に見直しを行い、平成22年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成11年度の値に比べて120g削減すること、再生利用率を24%に向上させることを目標とし合計221の具体的な実践行動を掲げています。

また、新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として①買い物袋持参運動（マイ・バッグ・キャンペーン）、②生ごみの発生抑制に関する活動、③事業系古紙リサイクルの推進を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

(2) 長崎県保健環境連合会〔未来環境推進課〕

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

同連合会では、昭和 61 年度から「保健環境推進委員制度」を設け、地域環境保全活動のリーダーを育成するとともに、県と共催して「美しいふるさと推進大会」（11月、西海市）を開催するなど県民参加による環境保全活動を積極的に展開しました。

また、地域における環境美化活動の輪を広げ、活性化し、定着させることを目的に循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金交付を行ったほか、6月の空きかん回収キャンペーンや8月のクリーンながさき推進月間を中心として、各市町保健環境連合会と各種民間団体等が協力し、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する活動をはじめ、清掃活動や緑化活動等の実践活動を展開しました。

（3）マイ・バッグ・キャンペーン〔未来環境推進課〕

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイ・バッグ・キャンペーンを展開しています。

また、九州知事会の政策連合事業として九州7県が「九州統一マイ・バッグ・キャンペーン」を展開し、標語の募集、ポスターの作成・配布等を行い、県内における一斉行動参加店におけるマイ・バッグの持参率は約23%でした。

（4）生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援〔未来環境推進課〕

県内57名の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、延べ679回の活動実績がありました。

（5）事業系古紙リサイクルの推進〔未来環境推進課〕

長崎市中心部の約150事業所で構成する「ながさきオフィスエコクラブ」で、シュレッダー済古紙等のリサイクルが実施され、約270トンの事業系古紙が回収、リサイクルされました。

（6）NPO・ボランティア活動の支援〔男女参画・県民協働課〕

県民ボランティア活動支援センターにおいて、環境の分野をはじめとしたボランティアやNPO活動の支援を行いました。

ア．平成22年度利用人数：35,151人

イ．環境保全に取り組むNPO法人数：108法人

(7) 環境アドバイザー派遣事業（再掲）〔未来環境推進課〕

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に、有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。平成22年度には、地球温暖化、生ゴミリサイクル、水生生物調査、星空観測など多岐にわたるテーマの研修会等に52回の講師派遣（受講者数：2,538人）を行いました

(8) エコシートの作成、配布〔未来環境推進課〕

二酸化炭素の排出量が増加の傾向にある民生（家庭）部門における排出抑制のため、家庭における節電やエコドライブ、省エネ家電への買い換えによる効果が確認できるエコシートを、県内の各世帯に配布し、日常生活における省エネ・エコライフを呼びかけました。

(9) ポスター展の開催〔未来環境推進課〕

「地球環境保全」をテーマに、小・中学生による環境保全ポスターを募集（応募数：1,556点）し、入賞作品（52点）について公表するとともに、美術館2ヶ所で展示会を開催しました。

また、優秀作品は実用的なカレンダー型ポスターとして印刷し、各学校等へ配布し、さらに作品は、環境副読本や環境白書の表紙として使用しました。

(10) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取り組みを呼びかけています。

課題

- 豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促していくことが必要です。
- 廃棄物の減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、行政が役割分担に応じて、より強力連携しながら確実に取組を実施していくことが重要です。

そのため、「県民のゴミゼロ意識の確立」等を柱に、自主的実践行動として、家庭でできるごみの減量化やマイ・バッグ運動（買い物袋持参運動）の推進等が必要です。

3 事業者の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) エコショップの認定〔未来環境推進課〕

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、トレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売など、環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。平成22年度は、新たに41店舗を認定し、平成10年度からの認定店舗は、2,728店舗（平成22年度末現在）になります。

また、これらの店舗には、エコショップを示す認定書を配布しています。

(2) 優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみの減量化や環境美化を推進しています。

課題

- 事業者の取組状況の把握と環境保全活動の拡大を図る必要があります。

第4章 地球環境保全を目指す地域的取組と国際的取組

第1節 地球温暖化の防止

1 温室効果ガスの排出・吸収源対策

現状・施策

(1) 温室効果ガスの排出量〔未来環境推進課〕

我が国における平成20年度（確定値）の温室効果ガスの総排出量は12億8,200万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年（平成2年）の排出量（12億6,100万トン）と比較して約1.6%の増加となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は、12億1,400万トンで基準年と比較して6.1%の増加となっています。

本県の平成20年度の温室効果ガス総排出量は897万トンであり、二酸化炭素がその91.6%を占めています。

また、基準年の排出量931.7万トンと比較すると3.7%減少しており、前年の平成19年度の排出量974万トンとの比較では7.9%の減少となっています。（表4-1-1-1）

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5.70トンとなっています。

表4-1-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量

	京都議定書の基準年	H19年度	H20年度	構成比 H20年度	基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	835.2	896.9	822.1	91.6%	-1.6%	-8.3%
二酸化炭素(CO ₂)を除く5ガス	96.5	77.2	75.1	8.4%	-22.2%	-2.7%
メタン(CH ₄)	24.1	22.3	22.1	2.5%	-8.3%	0.9%
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.2	28.2	28.5	3.2%	-11.5%	1.1%
代替フロン等3ガス	40.2	26.7	24.5	2.7%	-39.1%	-8.2%
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	24.9	15.0	17.3	1.9%	-30.5%	15.3%
パーフルオロカーボン類(PFC)	7.0	7.0	3.9	0.4%	-44.3%	-44.3%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	8.3	4.7	3.3	0.4%	-60.2%	-29.8%
合 計	931.7	974.1	897.2	100.0%	-3.7%	-7.9%

表 4－1－1－2 本県の二酸化炭素排出量の推移 (単位：万t-CO₂)

	基準年 (H2)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	構成比 (H20)	増減率 基準年比	増減率 基準年
産業部門	140.5	111.7	118.9	118.8	128.4	133.1	113.1	13.8%	-19.5%	-15.1%
民生業務 部門	177.9	170.8	179.2	190.7	185.5	201.0	180.6	22.0%	1.5%	-10.1%
民生家庭 部門	126.7	120.1	133.8	139.4	133.0	137.1	126.7	15.4%	0.0%	-7.6%
運輸部門	234.2	307.2	288.7	268.0	268.7	260.7	249.6	30.4%	6.6%	-4.2%
エネルギー 転換部門	131.8	137.9	127.4	138.7	129.3	131.2	119.3	14.5%	-9.5%	-9.1%
廃棄物 部門	18.8	31.6	29.7	29.5	29.2	28.8	28.2	3.4%	49.8%	-2.2%
水道部門	5.3	3.8	4.1	4.6	4.7	5.0	4.6	0.6%	-12.4%	-7.2%
合 計	835.2	883.2	881.9	889.7	878.8	896.9	822.1	100.0%	-1.6%	-8.3%

(2) 地球温暖化対策協議会の設置 (未来環境推進課)

ア. 長崎県地球温暖化対策協議会 (H16.12.22設立)

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイディアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

その後、二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しました。

計画策定年月日：平成18年3月

計画の性格：県内の多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化に対して実施しようとする行動を宣言したものであり、また、県民の自主的で主体的な行動提案と行政の施策との連携を図ることにより、県民全体の運動として進めていくことを目指したものです。

計画の柱：

- ・二酸化炭素の排出抑制対策
節電や省エネに取り組む「自発的もったいない運動」の展開など
- ・吸収源の確保対策
県民総参加による森林整備、県産材の利用促進など
- ・共通基盤的対策
環境教育の推進、研究開発の支援など

また、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に掲げる取組の柱である「自発的もったいない運動」の県民への普及・啓発と、取組の推進を目的とした、長崎県もったいない運動推進大会を開催しています。

イ．市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しており、平成21年度末時点で全市町で設置されています。県としても地域での活動が重要と考えているため、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

(3) 未来環境条例に基づく温室効果ガス排出抑制対策〔未来環境推進課〕

ア．特定事業者による対策

県内に所在する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量を合算した量が年間1,500KL以上である事業者に対し、自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成20年度は105事業者から削減計画書が提出され、計画による削減量は今後3年間で推計約11万トンとなっています。

イ．駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

(4) 地方公共団体の事務・事業に係る温室効果ガス排出抑制計画

〔未来環境推進課〕

ア．県の計画

県は、「第1次長崎県温暖化対策実行計画」の第3次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成22年度の実績は表4-1-1-3のとおりです。

二酸化炭素排出量は、平成21年度比で3.1%削減できました。今後とも目標達成に向け、取り組むこととしています。

イ．環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成22年度は、19分野226品目について実施し、19分野の単純平均で98%の調達率を達成しました。

表 4－1－1－3 県庁エコオフィスプランの平成 22 年度実績

項 目			21 年度	22 年度	増減率	27 年度（目標年度）	
			（基準年度）	（実績）	（％）	目標値	増減率（％）
二酸化炭素排出量 トン			56,697	54,945	△3.1	51,027	△ 10
内 訳	燃料関係	トン	30,149	29,320	△2.7	27,134	△ 10
	電気使用関係	トン	26,548	25,625	△3.5	23,893	△ 10
燃 料	ガソリン	kl	2,463	2,377	△3.5	—	—
	軽油	kl	7,248	7,144	△1.4	—	—
	灯油	kl	460	517	12.4	—	—
	ジェット燃料	kl	49	28	△42.	—	—
	A重油	kl	940	714	△24.	—	—
	潤滑油	kl	15	12	△21.	—	—
	LPG・LNG	t	104	103	△1.3	—	—
	都市ガス	千m ³	652	727	11.5	—	—
	電気使用量	千kWh	70,983	67,808	△4.5	—	—
コピー用紙使用量 千枚			124,404	128,518	3.3	124,404	±0
廃棄物発生量 トン			1,816	1,960	7.9	1,326	△ 27
廃棄物資源化率 ％			47.8	44.9	—	60	—

（５）長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働〔未来環境推進課〕

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。平成 22 年度は、12 月の地球温暖化防止月間に長崎市で長崎県エコフェスタ 2010 を開催したほか、7 月～12 月の計 26 回にわたり、地球温暖化防止ラジオキャラバンを実施しました。また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

（６）公共交通機関の利用促進〔新幹線・総合交通対策課・未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、12 月に県下一斉ノーマイカーデー運動を実施しました。

平成 22 年度は、約 370 社（者）、約 11,500 人が参加し、約 57 トンの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

（７）ＥＶ（電気自動車）導入によるＣＯ２削減

〔ＥＶプロジェクト推進室〕

電気自動車（ＥＶ）、プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ）の普及のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県ＥＶ・ＰＨＶタウン」構想を推進するため、五島地域において、次世代Ｅ

V社会モデルの構築を目指す「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進するとともに、EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施しました。

平成22年度は、185台のEV・PHVが普及し、約89トンの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

課題

- 温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。
- 交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。

2 省エネルギーの推進・エネルギーの有効利用

現状・施策

(1) エネルギー使用量の現状 〔未来環境推進課〕

本県における近年の燃料等エネルギー消費は、電力使用量が増加していますが、重油やガソリンの消費量などは減少傾向が見られます。

(2) エコシートの作成、配布（再掲） 〔未来環境推進課〕

二酸化炭素の排出量が増加の傾向にある民生（家庭）部門における排出抑制のため、家庭における節電やエコドライブ・省エネ家電の買い換えによる効果が確認できるエコシートを県内の各世帯に配布し、日常生活における省エネ・エコライフを呼びかけました。

(3) 新エネルギーに対する取り組み 〔産業技術課〕

平成12年2月に、新エネルギー利用の促進と、それに伴う県内産業の活性化を目的に「長崎県地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーへの取組について、県民等に対する普及、広報活動を行っています。

併せて、新エネルギー導入に対する支援について、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）等が実施している補助制度の普及啓発を図っています。

(4) 風力発電 〔産業技術課〕

本県は地勢的に風況がよく風力発電に適しているといわれ、特に市町において直営・第三セクターにより発電所が建設され公共施設の電源、あるいは売電がなされています。また近年は売電を目的として民間事業者の参入も相次いでおり、九州でも有数の風力発電地域となっています。

(5) 太陽光発電 〔産業技術課〕

民間事業者用の太陽光発電システムの設置を補助します。

(6) 住宅用太陽光発電設備及び省エネ設備の設置促進事業

〔未来環境推進課〕

住宅用の太陽光発電システム及び省エネ設備の設置に対する補助を実施しました。

(7) 市町施設省エネ設備等整備促進事業〔未来環境推進課〕

市町施設への太陽光発電設備や省エネ設備整備に対して設置費用を補助しました。

課題

- 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
- 風力発電・太陽光発電は環境負荷が少なくクリーンな発電方式ですが、風況・日射量など自然条件に左右され供給が不安定です。また、原子力・化石燃料による大規模発電と比較すると発電コストが割高なことから、今後は普及促進を図ることにより、生産コストの低廉化、技術革新による供給安定化が必要です。
- 大規模な風力発電施設については、自然景観に大きな影響を与え、バードストライク等による野生生物への影響も懸念されることから、立地選定にあたっては十分な配慮が必要です。

第2節 オゾン層の保護・酸性雨対策等の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

現状・施策

(1) フロン対策の推進 〔未来環境推進課〕

平成14年4月に施行された「フロン回収・破壊法」により、業務用冷凍空調機、カーエアコンからのフロン回収が義務付けされました。
(現在カーエアコン内のフロン類については自動車リサイクル法により規制されている)

これに伴い、法の確実な施行を促すため、フロン回収業者に対する監視・指導を行いました。

表4-2-1-1 業務用冷凍空調機器からのフロン回収実績
(平成22年度)

フロンの種類	回収台数(台)		回収量(kg)	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等
C F C	41	344	59.2	4486.5
H C F C	891	2,499	10,307.2	14,799.4
H F C	860	633	3,880.5	1,258.1

課題

- CFC等のオゾン層破壊物質は既に生産が規制されていますが、過去に生産され、家庭用冷蔵庫、冷凍空調機器、カーエアコン等の機器に充填された形で存在しているCFCについて、機器が廃棄される際に回収・処理を進める必要があります。
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法が施行され、製品中からのフロン回収が義務づけられるとともに回収にかかる制度が設けられました。また、平成19年10月にはフロン回収・破壊法は改正されており、今後は、法の内容やユーザーの費用負担等について、事業者・ユーザーへ周知し、より円滑な回収・処理を進める必要があります。

2 酸性雨対策の推進

現状・施策

(1) 酸性雨調査〔環境政策課〕

雨水自動採取装置による1降雨の調査を3市3地点で実施しました。pHの年平均値及び1降雨の酸性雨出現率を表4-2-2-1に示します。この3地点での1降雨のpHの年平均値は4.60～4.78の範囲にあり、この値は、環境省が全国31地点で実施した酸性雨対策調査結果（平成21年度の年平均値）の範囲内（4.50～5.18）でした。また、4地点での1降雨時の酸性雨出現率及びpH年平均値の経年変化を表4-2-2-2に示します。

3地点以外にも、県では環境省が設置している酸性雨測定所（対馬）の管理及び運営を行うとともに、検体の採取・成分分析も行っています。

表4-2-2-1 酸性雨の出現状況及びpHの年平均値（平成22年度）

調 査 地 点	降雨数	pHの平均値	酸性雨出現率(%)	強酸性雨出現率
		1降雨	1降雨	1降雨
長崎市クリーンセンタ	85	4.72	96.5	8.2
佐世保市保健所	61	4.60	95.1	8.2
県央保健所	84	4.78	95.2	7.1

① 1降雨：雨の降り始めから降り終わりまでの一連の雨をいいます。

② 酸性雨：pH値が5.6以下の雨をいいます。

③ 強酸性雨：pH値が4.0未満の雨をいいます。

pHについて

酸 性 中 性 アルカリ性

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

強酸性雨

酸性雨

表 4 - 2 - 2 - 2 1 降雨の酸性雨出現状況及びpHの年平均値の経年変化

調査地点		年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
式見 ダム	酸性雨出現率 (%) (pH ≤ 5.6)		94.3	95.9	97.8	92.5	95.8	97.3			
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		8.0	6.1	9.9	1.5	9.5	1.4	(廃止)	(廃止)	(廃止)
	pHの年平均値		4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6			
長崎市 クリーン センター	酸性雨出現率 (%) (pH ≤ 5.6)		97.7	97.1	95.7	97.3	98.3	93.2	95.0	94.8	96.5
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		11.5	4.4	7.1	4.0	6.8	5.4	4.0	3.1	8.2
	pHの年平均値		4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.6	4.8	4.7
佐世保市 保健所	酸性雨出現率 (%) (pH ≤ 5.6)		96.1	92.6	96.3	94.5	97.4	97.4	100.0	97.0	95.1
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		5.3	2.9	13.4	8.2	13.0	18.2	7.5	12.1	8.2
	pHの年平均値		4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.6	4.6
県央保健所	酸性雨出現率 (%) (pH ≤ 5.6)		93.5	98.6	100.0	93.0	94.3	97.4	95.1	96.0	95.2
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		1.6	1.4	6.3	4.2	5.7	1.3	3.7	5.3	7.1
	pHの年平均値		4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8

課題

- 酸性雨の原因物質は、自動車、家庭から出るゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーのむだ使いをなくすことが重要です。

第3節 海洋汚染の防止

1 漂着油、漂流・漂着ごみ対策の推進

現状・施策

(1) 漂着油による汚染対策

〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

例年、離島をはじめとした県内各地の海岸で、船舶事故や原因者不明の漂着油事故が発生しています。

このため県は、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、関係部課と連携して、油流出事故発生時における情報の収集や関係漁協等への情報提供及び指導を行いました。

(2) 漁場油濁被害救済基金への負担金拠出 〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁場被害について救済金の支給と油の防除に要した費用の支払い等を行うために設立された（財）漁場油濁被害救済基金に対し、負担金を支出しました。

(3) 漂着ごみ対策

〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着しています。

このため国に対して漂着ごみ対策に係る政府施策要望等を行うとともに、平成21年7月に制定された海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成22年度は、市町あてに漂着ごみの回収処理費用、発生抑制対策費用を補助するとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施しました。

(4) 海浜の環境美化対策 〔資源管理課〕

「自分たちの海は自分たちで守ろう。」という漁業者の自発的な活動から始まった浜そうじを全県的な運動に発展させるため、平成6年から長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県下一斉浜そうじを実施しました。

また有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸４県で組織する「有明海沿岸４県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動、並びに夏季を中心に漁船による漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

課題

- 「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、本県沿岸に漂流もしくは漂着した油等により、沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は防除するなど、総合的な汚染対策を実施する必要があります。
- 本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。

漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、国に対しての要望等、更に漂着ごみの発生抑制対策に取り組む必要があります。

第4節 国際的取組の推進

1 環境保全のための国際協力の推進

現状・施策

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流事業〔未来環境推進課〕

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意事項に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。

平成22年度から23年度にかけては、日韓8県市道の行政、研究機関等により、日韓2都市（22年度：長崎市、23年度：済州特別自治道）において環境シンポジウムを開催し、地球温暖化や廃棄物等の環境分野に係る行政施策や調査・研究等について発表を行いました。

(2) 「2010 NAWPAP 国際海岸クリーンアップ（ICC）と海洋ゴミ管理ワークショップ」の開催（主催：北西太平洋地域海行動計画（NAWPAP）等）〔廃棄物対策課〕

平成22年3月に平戸市において漂着ごみに係る国際会議が開催されました。関係国に対して長崎県の実情や取り組みを紹介するなど各国の対策等が議論され、また、平戸市田の浦海岸を地域住民と協力して清掃を行いました。

課題

- これまでの共同調査研究の成果を行政施策に十分反映させる必要があります。

第5章 環境保全のための共通の基盤的施策の推進

1 適正な土地利用の推進

現状・施策

(1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

・変更内容

森 林 地 域 2 h a 縮小

(2) 市町国土利用計画策定への支援〔土地対策室〕

市町が行う国土利用計画策定支援のため取組事例の情報提供等を行いました。

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

(1) 調査研究・技術開発の推進〔科学技術振興課〕

本県では科学技術振興局の環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターが連携し、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を進めています。

県研究機関が平成22年度に実施した環境関連の研究テーマは次のとおりです。

①戦略プロジェクト研究

- ・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

②環境保健研究センター

- ・底生水産生物を利用したメンテナンスフリー型内湾環境修復技術の開発
- ・余熱利用型BDF製造装置の開発
- ・諫早湾干拓調整池に係る水質浄化研究

③工業技術センター

- ・アコヤ貝真珠層タンパク質を配合したスキンケア商品の開発
- ・植物バイオマスを活用した熱硬化性樹脂の開発

④窯業技術センター

- ・新規なリン吸着材を活用した排水高度処理システムの構築
- ・低温反応プロセスを用いた無機系廃棄物からの機能性材料の開発
- ・溶融スラグ・廃ガラス等を活用した水熱反応による吸着材の開発

⑤総合水産試験場

- ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発

⑥農林技術開発センター

- ・環境保全・省力・低コストのための水稻疎植栽培技術の確立
- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- ・施肥合理化技術の確立
- ・温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネルギー施設栽培の開発
- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成
- ・乳牛のバレイショ給与技術の確立
- ・菌根菌を活用した海岸材の造成・更新技術の開発

- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発

（２）放射能調査研究〔未来環境推進課〕

本県では、昭和３６年度以降、文部科学省（従前は科学技術庁）の委託として環境放射能水準調査を毎年実施しています。

この調査では、全ベータ線放射能調査（降雨ごとの測定）、核種分析調査（γ線の存在核種ごとの放射能濃度の測定）、空間線量率調査（月１回のサーベメータによる測定と併せて、環境モニタリングポストによる毎時自動連続の測定）を行いました。

この調査結果（資料編参照）から異常な環境放射能は検出されませんでした。

また、原子力艦の寄港に伴う放射能調査についても、昭和３９年度以降、文部科学省、佐世保市等により毎回実施しています。更に、文部科学省により入港時以外に、３か月に１回、定期的な海水、海底土及び海生生物等調査も行われています。

平成２１年は原子力潜水艦等が８回寄港しましたが、「原子力軍艦放射能調査専門家会議」等において検討、評価が行われ、従来の佐世保港における放射能水準に比して、有意な差は認められないという結果が出されました。

（３）自然公園指導員等の資質の向上と確保〔自然環境課〕

県内には自然環境行政を推進するために自然公園指導員、自然環境監視員、鳥獣保護員を配置しています。

自然公園指導員は地域からの推薦を受けて環境省自然環境局長が２年の任期で委嘱するもので、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を実施しており、県下で５１名が活動されています。

自然環境監視員は長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき知事が２年の任期で委嘱しており、自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視・指導と情報収集等を実施しており、県下で８３名が活動されています。

鳥獣保護員についても知事が１年の任期で委嘱しており、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等で野生鳥獣の生息状況の調査、狩猟者等の指導及び野生鳥獣保護に関する普及啓発活動を実施しており、県下で５３名が活動されています。委嘱に際しては説明会を開催し、知識の向上を図っています。

課題

- 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病害虫部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取り組めます。
- 産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及を目指すことが今後の重要な課題となります。
また、地道ではありますが、従来の監視観測体制の充実強化も必要です。
- 文部科学省の委託による環境放射能水準調査や原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査についても今後、県民の生活環境の保全上の観点からも必要です。
- 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富で、自然に対する造詣が深い人物が委嘱されていますが、自然環境を取り巻く社会状況の変化も激しいので、各人の資質向上を図ることが課題です。
- 自然公園指導員等には委嘱に際して定期的な業務報告が義務付けられており、報告書等を通じた情報交換により、よりよい自然公園利用や野生生物保護思想の普及啓発を進める必要があります。

3 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして、その事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度です。

ア．環境影響評価の審査

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業の環境影響評価の審査を行いました。

○審査件数

	審 査 終 了				審査中 H21年度末
	S55～H18	H19	H20	H21	
道路	15				1
ダム	2				1
鉄道	2				
飛行場	1				
発電所	12				1
廃棄物・下水道	14				1
工場・事業場	0				
埋立・干拓	65		1		1
工業団地等	8				
ゴルフ場等	13				
その他	2				
港湾計画	19				
合 計	153	0	1	0	5

イ．環境影響評価制度の推進

昭和55年制定以来19年が経過していた長崎県環境影響評価事務指導要綱を全面的に見直しを行い、長崎県環境影響評価条例を制定（平成11年10月19日公布、平成12年4月18日全面施行）しました。

平成17年12月27日に風力発電施設を条例対象事業に追加するため、条例施行規則の改正を行いました。

改正後の制度啓発のため、説明会を実施するとともにリーフレット改訂版を作成し、配布しました。

平成23年4月22日に公布された環境影響評価法の改正（平成

25年4月完全施行予定)に伴い、改正法の趣旨に則り長崎県環境影響評価条例を改正することとしています。

また、平成23年11月16日に公布された環境影響評価法施行令の改正(平成24年10月1日施行)により、風力発電が環境影響評価法の対象事業に追加されたことから、長崎県環境影響評価条例の規模要件について改正することとしています。

課題

- 環境アセスメントに関する情報を「ながさきの環境ホームページ」で公開しており、制度に関する情報提供を継続する必要があります。

4 環境情報の整備と交流

現状・施策

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

環境関連情報を発信するため、平成14年度に「ながさきの環境ホームページ」を開設しました。

県民・事業者のニーズにこたえるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容への工夫、迅速な情報提供及び各種意見交換を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めました。

「ながさきの環境ホームページ」アクセス数

平成18年度：34,514件

平成19年度：52,236件

平成20年度：57,419件

平成21年度：51,017件

平成22年度：55,725件

(2) 環境保健総合情報システム〔科学技術振興課〕

本県で観測され、保管されている環境保健情報を広く活用してもらうために、大気汚染速報値提供システム、オキシダント高濃度予報システム及び大村湾水質予測体験学習システムを整備し、ホームページにおいて公開しています。

課題

- 環境の情報・環境施策情報・環境イベント情報などの環境関連情報の幅広い収集と迅速な発信が必要です。

5 公害苦情と公害紛争の適正処理

現状・施策

(1) 公害苦情受付〔環境政策課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、その受付、処理にあたっています。

表5-5-1 公害苦情受付件数

			平成20年	平成21年	平成22年
公 害 の 種 類	合 計		9 4 6	1, 0 8 3	9 9 4
	典型7公害	小計	6 1 4	6 4 0	5 9 4
		大気汚染	1 9 5	2 7 0	2 1 2
		水質汚濁	1 1 7	1 3 5	1 0 9
		土壌汚染	1 5	1	1
		騒音	1 2 8	1 0 7	1 1 4
		振動	2	3	3
		地盤沈下	1	0	0
		悪臭	1 5 6	1 2 4	1 5 5
	典型7公害以外	その他	3 3 2	4 4 3	4 0 0

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成22年度は、土壌汚染に係る調停事件を1件受け付け、平成23年度に繰り越して手続きを進めています。

(3) 公害事犯〔警察本部生活環境課〕

警察では、県民の健康を害し、日常生活に直接被害を与え、環境を破壊する産業廃棄物の不法投棄など環境破壊行為を「環境犯罪」と位置づけ、その対策を推進中です。

特に、組織的、計画的に行われる産業廃棄物や有害廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を重点に取締りを実施しました。

平成21年中の検挙事例としては、大村市内に所在する産業廃棄物処理会社の代表者等が、平成17年12月ころから平成18年4月ころまでの間、同社の産業廃棄物最終処分場に隣接する他人所有の山林

等に、廃プラスチック等を不法投棄した事案で被疑者３人を逮捕しています。

また、南島原市有家町所在の解体業者が、家屋解体工事に伴い排出された畳等の産業廃棄物等不法に焼却した事案で、経営者等を廃棄物処理法違反で検挙しています。

表５－５－２ 過去５年間の廃棄物事犯検挙状況

	平成１７年	平成１８年	平成１９年	平成２０年	平成２１年
検挙件数（件）	５３	２５	３６	４３	４１
検挙人員（人）	７５	３１	４３	６３	５６

課題

- 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、繰り返し発生する事例が多く当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。

6 環境管理システムの促進

現状・施策

(1) 環境マネジメントシステムの取組〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月にISO14001を認証取得（平成18年3月更新）し、継続的な環境負荷の低減に努めています。

平成21年度からは、これまでのISO運用の実績をもとに、より効率的、効果的な環境マネジメントシステムとするため、地方機関まで適用範囲を広げた独自の環境マネジメントシステムを構築しました。

(2) ISO14001等の認証取得促進

ISO14001等の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、認証取得のための研修会を開催しました。

①研修会開催等〔産業振興課〕

・平成22年度ISO認証取得のための研修会の開催実績

内部監査員養成講座：5回（内 ISO14001：1回）

課題

- 循環型社会の形成を図るため、環境マネジメントシステムの手法を用いて、継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも、システムを活用したエコ・オフィス活動に、組織全体で継続的に取り組む必要があります。

7 誘導的措置の活用等

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制・減量化に対する誘導的措置

ア. 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

(現 状)	平成11年度の排出量	63 万トン
	県民一人一日当たりの排出量	1,120 g/人日
(目 標)	平成22年度の排出量	56.3万トン
	県民一人一日当たりの排出量	1,053 g/人日

イ. ごみ処理の有料化 〔廃棄物対策課〕

最終処分場が逼迫している中、家庭のごみの減量化を進めるためには、ごみ処理の有料化が効果的な手法の一つです。また、受益者負担の原則を周知することで、地域住民への啓発効果もあり、本県でもほとんどの市町において導入されています。

ウ. 産業廃棄物税の導入 〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から「産業廃棄物税」を九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入しており、税務部局と連携し、その円滑な運営を行っています。

なお、その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において、具体的事業の検討・調整を行い、平成22年度は以下の事業を実施しました。

〈長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成２２年度）〉

○決算額計・・・・・・・・・・ ９０，８７４千円

①ゴミゼロながさき環境産業支援事業

- ・平成２２年度予算額（決算：１３，７０３千円）
- ・県内排出事業者等による産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進に資する施設設備整備に対し補助する。（継続）
- ・補助実績 １事業

②リサイクル製品活用促進事業

- ・平成２２年度予算額（決算：８５１千円）
- ・リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。（継続）

③堆肥広域流通モデル事業

- ・平成２２年度予算額（決算：２６，８８１千円）
- ・畜産地帯において、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産や運搬・散布サービスを行う堆肥ヘルパー組織をモデル的に育成することにより、堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。（継続）

④余熱利用型ＢＤＦ製造装置の開発

- ・平成２２年度予算額（決算：４，７８２千円）
- ・温泉熱を利用し、旅館ホテル業から排出される廃食用油のＢＤＦ製造利用システムを構築する。（継続）

⑤エコフィード利活用促進事業

- ・平成２２年度予算（決算：６，００３千円）
- ・食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。（継続）

⑥溶融スラグを用いた多孔質材料の開発

- ・平成２２年度予算（決算：１，５００千円）
- ・都市ゴミや下水汚沈由来の溶融スラグを原料とした軽量多孔質材料を開発し、スラグの有効利用を促進する。（継続）

⑦ＢＤＦ普及促進事業

- ・平成２２年度予算額（決算：６，１０５千円）
- ・県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適性化と普及促進を目

的とする研究会を組織とともに、長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。（継続）

⑧産業廃棄物排出事業者研修会

- ・平成22年度予算額（決算：721千円）
- ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。（継続）

⑨廃棄物不適正処理監視事業

- ・平成22年度予算額（決算：30,328千円）
- ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に産業廃棄物適正処理推進指導員を10名配置する。

長崎県産業廃棄物税条例の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 目的 | 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する経費に充てる。 |
| 2. 納税義務者 | 焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者 |
| 3. 課税客体 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 |
| 4. 課税標準 | 焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 |
| 5. 税率 | 焼却施設への搬入 800円／トン
最終処分場への搬入 1,000円／トン |
| 6. 税収の使途 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理を図る施策に要する費用に充てる。 |

エ. 長崎県リサイクル製品等認定制度の創設〔未来環境推進課〕

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、平成20年3月に長崎県リサイクル製品等認定制度を創設しました。

認定製品等は、県の環境物品等調達方針において優先使用を明記するとともに、県の公共工事等における利用促進を図っていきます。

また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指します。

平成22年度の認定件数は、21件でした。

(2) 誘導的措置の実施状況〔環境政策課、未来環境推進課〕

経済的措置として、生活排水対策重点地域において市町が行う啓発事業に対する補助事業を諫早湾流域及び有明海流域において実施しました。

非経済的措置として、エコショップの認定制度があり、「エコショップ」であることを証明する「エコショップ認定証」を各認定店舗に配布し、消費者に環境にやさしい小売店への誘導を図りました。

(3) エコファーマーの認定〔農業経営課〕

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。

(平成23年3月末)

地域	エコファーマー認定者数	割合(%)
長崎	660名	9
県央	1,976名	27
島原	2,412名	33
県北	957名	13
五島	594名	8
壱岐	592名	8
対馬	57名	1
合計	7,248名	100

課題

- 再生資源を用いたリサイクル製品はバージン資材を用いた製品と比べてコスト高になるため、公共工事等での優先使用や技術開発に対する支援制度の整備等をはかる必要があります。
- また、リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。
- さらに、中小企業には、リサイクル等の分野の技術やノウハウに長けた人材が少ないので、この面での公的試験研究機関の支援が必要です。
- 廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
- 近年、風力発電・太陽光発電に対する事業者・住民の関心が高く、NEDO・NEF共に助成条件が厳しくなっています。また、風力発電については、九州各地で九州電力に接続し売電することが各風力発電間での競争になっています。
- エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

8 規制的措施の活用

現状・施策

(1) 環境基準の類型指定〔環境政策課〕

大村湾においては、昭和49年度に公害対策基本法（現在、環境基本法）に基づき、大村湾の水質環境基準を海域A類型（化学的酸素要求量：COD 2.0mg/L以下）に指定し、以降CODの汚濁負荷量削減を主目的に、工場・事業場排水対策、生活排水対策等各種の対策を推進していますが、閉鎖性水域は窒素、磷による水質の富栄養化が懸念されるため、平成12年4月に全窒素・全磷に係る環境基準の水域類型の指定をおこないました。

その他、平成12年度に長崎湾、佐世保湾、伊万里湾を全窒素・全磷に係る環境基準の類型指定を行いました。

また、諫早湾干拓調整池については、平成20年4月に一級河川である本明川の一部となったことから、同水域を平成21年1月16日付けで、湖沼としての環境基準の類型指定（B類型）を行いました。

(2) 排水基準の見直し〔環境政策課〕

平成20年度に諫早湾干拓調整池の湖沼としての環境基準の類型指定に伴い、環境基準の基準の達成を図るため、本明川流域における事業場等からの排水基準を強化するため、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準（いわゆる上乗せ規制）を適用し、新たにCOD（化学的酸素要求量）規制を追加しました。

なお、排水基準の適用は、施行後3年間の猶予期間が設けられています。

また、同じく平成20年度には大村湾の水質汚濁対策を強化するため、水質汚濁防止法の規定に基づき、環境基準が適用される事業場として産業廃棄物最終処分場を指定施設として追加（いわゆる横だし規制）しました。

課題

- 規制的な措置の効果を高めるために、その周知や指導を強化していくことが必要です。
- これらの規制的な措置に加えて、私たちの生活様式を見直し、環境と調和した持続可能な経済活動を促す誘導的措置の活用が必要です。

第 3 部

平成 23 年度の施策

第3部 平成23年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制

(1) 住宅用太陽光発電設備及び省エネ設備の導入支援事業

〔未来環境推進課〕

住宅用の太陽光発電システムや県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助します。

(2) 長崎県ごみ処理広域化計画の推進 〔廃棄物対策課〕

長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進します。

(3) 市町施設省エネ設備等整備促進事業 〔未来環境推進課〕

市町施設への太陽光発電設備や省エネ設備整備に対して、設置費用を補助します。

(4) 新エネルギーに対する取り組み 〔産業振興課〕

平成12年2月に策定した「長崎県地域新エネルギービジョン」をもとに県内における新エネルギー利用の促進と、それに伴う県内産業の活性化等に取り組んでいます。

(5) 太陽光発電 〔産業振興課〕

民間事業者の太陽光発電システムと県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助します。

(6) 木質バイオマスエネルギーの利用 〔林政課〕

循環型社会を形成し、地球温暖化防止に寄与するため、これまで未利用となっている林地残材等をバイオマスエネルギーとしての利用を推進するとともに、木質ボイラー等の利用施設の導入を推進します。

(7) 温暖化対策「見える化」推進事業 〔未来環境推進課〕

家庭、事業所及び県有施設における省エネ診断により省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を促進します。

(8) エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校校舎緑化事業について、平成20年度から校舎の屋上緑化や壁面緑化を実施している。

平成23年度・・・大崎高校（屋上緑化）、鳴滝高校（屋上緑化）

(9) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策〔未来環境推進課〕

ア．一定規模以上の駐車場（※）設置者等に対して、利用者に駐車時のアイドリングストップの実施を呼びかけることを徹底します。

※駐車面積500㎡以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

イ．一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（※）に対して、温室効果ガス排出削減計画書、報告書の作成及び提出を求め、その結果を公表します。

※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500キロリットル／年以上の事業者

(10) フロン対策の推進〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収処理については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

(11) 「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って発生する二酸化炭素や廃棄物の発生量の抑制と再資源化をめざします。

(12) 地球温暖化防止の啓発〔未来環境推進課〕

ア．地球温暖化防止対策等普及啓発事業を推進するために、「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働し、学習会などの普及啓発活動を行います。

イ．地域における普及啓発を推進するため、約100名の長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化防止のために、自ら省資源や省エネルギーを実践し、地域の方に情報を提供したり、研修会の開催などの活動をしていただきます。

ウ．増加する民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量を削減するため、テレビスポットや新聞広告等による普及啓発事業を展開します。

(13) イベントによる普及啓発〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、県の地球温暖化対策協議会が掲げる「自発的もったいない運動」の普及・啓発を行う「もったいない運動推進大会」や、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

(14) ノーマイカーデー運動の実施〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、毎月第2水曜日、及び12月14日～20日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(15) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

(16) エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。

(17) 環境実践モデル都市推進事業

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定(平成22～24年度に各1市町(地域))し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します。

平成22年度に選定した対馬市と、平成23年度に新たに選定する市町(地域に)に対する支援のために、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決を図っていきます。

(18) JR長崎本線連続立体交差事業〔都市計画課〕

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。

・解消する踏切の数 4箇所

長崎市松山町～尾上町

(19) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

(1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕

地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、平成20年度から24年度までの5ヵ年間で18,500haの間伐を推進します。

・平成23年度間伐予定面積 3,870ha

(2) 漁場環境の浄化〔漁港漁場課〕

ア. 漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

3 地球温暖化への適応策

(1) 地球温暖化対策農業技術支援事業〔農産園芸課〕

地球温暖化により生じる恐れがある農作物被害を抑制し、また農業によって発生する温暖化ガスを低減するため、温暖化対策プロジェクトチームで実証試験圃を設置して、現地に適応する技術の開発や改良・応用を行い、その普及活動を実施する。

(2) 病虫害発生予察費〔農業経営課〕

主要作目の病虫害発生状況等を定期的に調査し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、農業関係指導機関や農業者に病虫害発生予察情報を提供します。

第2節 広域的な環境汚染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

(1) フロン対策の推進（再掲）〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収処理については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

2 酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨モニタリング調査〔環境政策課〕

県下の酸性雨の状況をモニタリング（監視）するとともに、都道府県とも情報交換を行い、地球環境問題の一つとして取り組んでいる国の施策に協力します。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

(1) 漂着ごみ対策

〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

長崎県海岸漂着物対策推計画に基づき、県及び市町が連携して漂着ごみの円滑な回収処理、発生抑制対策事業を実施するとともに、国に対して中・長期的な取り組みを継続して行うために必要となる財政支援措置や外国由来のごみ対策などについて要望を行います。

また、市町に対して回収処理費用、発生抑制対策費用の補助を実施します。

(2) 漂流油による汚染対策

〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

漂流油による汚染の恐れがある場合、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、情報の収集や伝達を行うとともに、海上保安部や関係市町、関係漁協などと連携して油の回収除去、被害状況・環境影響の調査を行います。

(3) 漁場油濁被害救済基金への負担金拠出〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁場被害について、救済金の支給と油の防除に要する費用及び汚染漁場の清掃に要する費用の支払い等を行うために設立された(財)漁場油濁被害救済基金に対し、負担金を支出します。

(4) 海浜の環境美化対策〔資源管理課〕

長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するための組織された「長崎県海と渚環境美化推進委員会」において、推進期間を設定し、ポスター、新聞等による環境美化キャンペーンを全県的に進めるとともに、県下一斉浜そうじを実施します。

さらに、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸4県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」により、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動を行うとともに、夏季を中心に漁船による漂流ゴミの回収や海浜清掃を行います。

4 環境保全のための国際協力の推進

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県、山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政・研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催し、両地域間における環境に関する共同事業を展開します。

平成23年度は、日韓の研究者が、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表を行う「2011日韓8県市道環境シンポジウム」を韓国：済州特別自治道において開催します。

(2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成22年度に引き続き「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施します。

【統一スローガン】

「みんなで守ろう 日韓海峡の未来へつなぐ 美しい海」

- ・日韓海峡県市道：(日本側) 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県
(韓国側) 釜山特別市、金羅南道、慶尚南道、
済州特別自治道

- ・期 間：平成23年5月31日(火)「韓国・海の日」
～7月18日(月)「日本・海の日」

- ・実 施 内 容：8県市道内の日韓海峡の海岸の一斉清掃、啓発活動の実施

- ・長崎県の取組：2011日韓市民ビーチクリーンアップ(対馬市)他

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第1段階として、本県と友好関係にある福建省と環境技術交流協定を締結し、環境政策や技術にかかる交流を推進します。

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生・排出抑制

(1) 長崎県廃棄物処理計画の推進〔廃棄物対策課〕

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成23年3月に策定した新たな「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成に向けた取組を推進します。

(2) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(3) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物

A．一般廃棄物の発生・排出抑制〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物(し尿、ごみ等)の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、監督、助言を行います。

a．市町が行う一般廃棄物処理計画等の策定について助言を行います。

b．市町が行う一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルセンター等)の整備について助言を行います。

c．一般廃棄物処理施設の維持管理、適正処理について助言を行います。

d．処理困難廃棄物の適正処理対策について助言を行います。

e. 市町の廃棄物担当職員等を対象に研修を行います。

f. 平成23年度循環型社会形成推進交付金事業

(継続事業を含む。)

- ・施設整備に関する計画支援事業等 9件
- ・マテリアルリサイクル推進施設 5施設
- ・エネルギー回収推進施設 1施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 2施設
- ・最終処分場 1施設

B. ごみ減量化・資源リサイクルの促進〔未来環境推進課〕

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a. 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b. 減量化とリサイクルを推進するために、市町等へ支援、助言を行います。
- c. 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を行います。
- d. 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ 産業廃棄物〔廃棄物対策課、未来環境推進課〕

A. 産業廃棄物の発生・排出抑制

- a. 排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制に資する研修会を開催します。
- b. 多量排出事業所に対する処理計画の作成指導

産業廃棄物の年間排出量が1,000t(特別管理産業廃棄物については50t)以上の多量排出事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた、「産業廃棄物処理計画」作成の指導を行い、計画的な発生・排出抑制を指導します。

B. リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下記のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を進めます。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- C．グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要なため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。
- D．家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

2 廃棄物の再資源化の推進

（１）ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成２３年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

（２）廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物

A．ごみ減量化・資源リサイクルの促進

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a．生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b．ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市町等へ支援、助言を行います。
- c．容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を図ります。
- d．今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成１

5年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ．産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

A．リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下記のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を推進します。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

B．グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要のため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

C．家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

（3）リサイクルの実施〔未来環境推進課〕

長崎県環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入の推進に努めます。

長崎県リサイクル製品等認定制度に基づき、リサイクル製品等の認定を行うとともに、認定リサイクル製品等の普及促進に努めます。

（4）家畜排泄物の利用の促進に関する施策〔畜産課〕

ア．ハード事業

県単補助事業による家畜ふん尿処理及び堆肥流通施設・機械等の整備を行います。

- ・（県単）施設整備数 7箇所

イ．ソフト事業

県段階で県協議会、地域段階で振興局単位の地域協議会を開催し、県計画策定や堆肥需給情報の提供、堆肥コンクール等の開催等を行い、堆肥の生産技術の向上や利用促進を図ります。

（5）公共工事における建設廃棄物〔建設企画課〕

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（アスファルトコンクリート、コンクリート、木材）を用いた対象建設工事の適正な分別解体や

再資源化に努めます。

また、長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラムに基づき、公共工事における建設廃棄物の縮減と再資源化に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物処理施設に対する指導等

- A．焼却施設への立入検査（排ガス中のダイオキシン測定を含む。）
を行い維持管理基準の順守状況を確認し、必要に応じ指導を行います。
- B．最終処分場への立入検査を行い、不適正な内容が確認された場合、指導を行います。
- C．「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく廃棄物処理施設の整備を市町等と協力しながら推進します。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課、農産園芸課〕

ア．処理施設の整備の促進

産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分業の許可については、住民のコンセンサスの確保が最大の課題となっているため、産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物処理法の規定に基づき設置等に関わる事前協議及び許可を行うことにより、地元との円滑な調整を図ります。

イ．処理施設の安全性の確保

立入検査時における放流水（浸透水）や排ガス等の測定を通じて処理施設の安全性を確保します。

また、ダイオキシン類対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種施策と連携を図りつつ、排出量の削減対策を推進します。

ウ．監視、指導の強化

各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置して処理業者への立入検査を強化し、不適正処理の未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

エ．産業廃棄物情報管理システムの運営

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する各種情報を一元化し、排出・処理の実態を的確に把握するとともに、「長崎県廃棄物処理計画」をはじめとする各種計画の基礎データとして活用することを目的として、産業廃棄物情報管理システムを運営しています。

オ．園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

農業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正

処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」、「適正処理研修会」を開催し、関係者の意識向上と地域への情報提供を行い、回収率のなお一層の改善を図ります。

(3) 不法投棄対策等の推進〔廃棄物対策課〕

ア．廃棄物の不法投棄や違法な焼却（野焼き）に対する監視体制の強化

A．各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置し、不法投棄や野焼きの未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

B．定期的にヘリコプターによる空域パトロールを実施します。

C．県、政令市、県警、海上保安部、(社)長崎県産業廃棄物協会の関係機関が連携して不法投棄や野焼きの防止に努めます。

また、6月の環境月間には県下全市町を含めた関係機関が合同で陸・海・空域での監視パトロールを実施し、不法投棄や野焼き防止の啓発に努めます。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進

(1) 環境監視〔環境政策課〕

ア．事業の目的

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気汚染防止法の規定に基づき、県内の大気汚染状況を監視します。

イ．事業の概要

A．テレメータによる常時監視

環境基本法に基づき、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントの5物質について、環境基準の適合状況等の常時監視を行います。

B．その他の環境監視

a. 大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質のモニタリングをベンゼン、トリクロロエチレン等19物質について、県内8地点で実施します。

(2) 工場監視指導〔環境政策課〕

ア．事業の目的

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から発生するばい煙、粉じん及び有害大気汚染物質等を規制することにより、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全します。

イ．事業の概要

大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン等21種の優先取り組み物質を使用等している事業所を対象に使用状況等の実態調査を実施します。

(3) アスベスト改修事業〔建築課〕

ア．事業目的

飛散の恐れのあるアスベストの飛散を防止し、人の健康を保護します。

イ．事業概要

アスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を補助する市町に対して助成します。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

(1) 自動車排出ガスの抑制〔環境政策課、未来環境推進課〕

「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」を推進母体として、同協議会が採択した「環境運転宣言」＜不要なアイドリングはやめます＞＜空ぶかし、急発信はやめます＞＜むだな荷物は積みません＞を基に、自動車排出ガス対策を推進します。

また、低公害車の導入は、温暖化ガスである二酸化炭素の排出抑制にも繋がるため県庁舎に率先して低公害車を導入し、低公害車導入促進の輪を広めます。

さらに、未来環境条例に基づき、一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者へのアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務づけており、その推進を図ります。

(2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

また、長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、毎月第2水曜日及び12月14日～20日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(3) エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。

(4) エコドライブ（省燃費運転）の推進〔交通局（県営バス）〕

引き続き、環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進します。

(5) 環境に配慮したまちづくり〔都市計画課〕

ア．JR長崎本線連続立体交差事業

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。

・解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(6) 交通網の充実〔道路建設課〕

引き続き、都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいきます。

第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

(1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域や地下水の水質測定を行います。また、水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき工場・事業場排水監視を徹底します。

県本土の中央部に位置し、本県の代表的な閉鎖性海域である大村湾については、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、同計画に定める水質保全目標値の達成に向けて各種施策に取り組んでまいります。また、同じく閉鎖性海域である有明海については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」に基づき、生活排水対策重点地域の指定を行い、生活排水対策を推進することにより水質改善を図ります。

諫早湾においては、干拓事業に伴い営農の開始や自然干陸地の形成など、新たに生まれた環境が根付き、地域住民はその環境を暖かく受け入れています。これからも、調整池周辺については、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、国、県、市、市民団体等が実施する事業を適切に管理し、環境の監視を継続的に実施するとともに、関係機関との連携・協力を図り、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を県民の皆さんと共に守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進します。

また、今年度は第2期行動計画の最終年度にあたるため、5カ年に渡る事業の検証と評価を行うとともに、次年度から推進する次期行動計画の策定について、関係機関と協議を行い、水質保全目標値達成に向け、作業を進めていきます。

また、島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、具体的な対策と数値目標をまとめた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年2月策定）に基づき、計画に掲げた対策の進行管理を行っていきます。

(2) 漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

ア．漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

(3) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業〔諫早湾干拓課〕

諫早湾周辺地域において化学肥料・化学農薬の使用量の削減等による環境保全型農業の現地実証を行うとともに、畑地の表土流出による水質負荷を削減するためカバークロップの導入を図るなど、環境と調和した農業の実践・定着を推進し、諫早湾干拓調整池の水質保全に寄与します。

(4) 島原半島窒素負荷低減対策〔農業経営課〕

島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることを目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や、有機物等を有効活用した施肥技術等の確立を図ります。

(5) 水源地域整備事業〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

・平成23年度水源地域整備事業実施予定 10箇所

2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水対策重点地域〔環境政策課〕

諫早湾流域、及び有明海流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に対し、技術支援や財政支援を行います。

重点地域に指定された地元市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践することとなります。

また、平成23年8月の「有明海及び八代海を再生するための特別措置法に関する法律」の改正により、橘湾が同法に基づく指定地域とされたことから、橘湾流域を「有明海の再生に関する長崎県計画」を根拠とし、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、関係市(長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市の一部)が実施する生活排水対策啓発事業を支援する体制を整備します。

(2) 農業集落排水事業の整備〔水環境対策課〕

諫早市の1地区で農業集落排水施設の整備を実施しています。

県では実施市町に対して、一定の交付金を交付し、事業の推進を支援します。

(3) 漁村の集落排水施設整備(下水道)〔漁港漁場課〕

依然、汚水処理施設の整備は遅れているため、さらに漁業集落の環境整備を促進することとし、平成23年度も引き続き、芦辺漁港において

集落排水施設等の整備を推進するとともに、新たに有喜漁港において平成24年度からの事業実施に先立ち、基本計画の策定に着手します。

(4) 下水道〔水環境対策課〕

「平成20年度に普及率60%」等を目標とした「水澄むふるさとづくり構想」に基づき、市町事業に対する支援を行いました。

ア. 促進交付金（平成21年度から新規着手する市町に対し、長崎県汚水処理施設整備促進交付金による支援）

財政力の弱い市町村に対し、事業費に応じた一定割合の支援を行います。

イ. 普及啓発活動

(5) 浄化槽の整備〔水環境対策課〕

ア. 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、(財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めます。

イ. 浄化槽の設置の推進

公共用水域等の水質環境の保全に寄与するために、市町と連携しながら浄化槽設置補助事業を適切に運用し、生活雑排水を併せて処理する浄化槽の計画的な整備を図ります。

(6) 長崎県汚水処理施設整備促進交付金〔水環境対策課〕

ア. 事業目的

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

イ. 対象事業

公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽（市町村設置型）であって、平成25年度までに新規着工する地区（処理区）です。

ウ. 対象市町

- ①財政力指数が0.42未満の市町
- ②生活排水対策重点地域を有する市町
- ③離島を有する市町

エ. 費用負担

要件により、国庫補助金等対象事業費の5～15%を交付します。

オ. 交付期間

交付対象事業に着手した年度から6年間交付します。

(7) 污水处理施設整備の推進〔水環境対策課〕

污水处理施設の効率的な整備を進めるための指針として、各市町が策定した構想をもとに、次期「長崎県污水处理構想」を策定します。

また、実施工程表の提出を受けた3市町に対し、平成25年度の事業着手に向けて事業認可申請書などの作成を支援すると共に、市町村設置型浄化槽の普及促進を図るため、PFIを活用した研究会を開催します。

(8) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓室〕

ア. 事業目的

諫早湾干拓調整池流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図ります。

イ. 事業対象地域

諫早湾干拓調整池流域で、農業集落排水事業が供用開始される地域です。

ウ. 対象事業

農業集落排水事業にかかる加入者の接続費用等の借入資金に対する利子助成事業です。

エ. 貸付対象経費

農林漁業金融公庫資金：分担金、屋内外配管工事、トイレ等の改造費

オ. 費用負担

市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成します。

3 工場・事業場等排水対策の推進〔環境政策課〕

水質汚濁防止法や未来環境条例に基づく排水基準が適用されない工場・事業場等の排水監視等の指導を強化し、公害防止体制の整備の促進や自主管理の徹底に努めます。

4 水の循環利用

(1) 雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用、有効利用を推進するため、市町に対し雨水・再生水利用の公共用施設等への積極的な導入を依頼するとともに、水資源のホームページを活用し、雨水・再生水利用の啓発や節水啓発等を行います。

また、安全で良質な水を安定的に供給するため、水資源の長期需給計画を明らかにし、本県の水道事業が進むべき方向性を示す「ながさき21水ビジョン」を策定するとともに、経営基盤がぜい弱な簡易水

道事業について、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法による統合の推進、国庫補助事業等による水道施設の耐震化の促進、市町の地震対応マニュアルの策定の支援等水資源政策を推進します。

(2) 水源地域整備事業〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

- ・平成23年度水源地域整備事業実施予定 10箇所

(3) ながさき水源の森緊急整備事業〔森林整備室〕

県内136箇所の「ながさき水源の森」のうち手入れが遅れ荒廃している人工林を「ながさき森林環境税」を活用し、間伐等の森林整備を推進します。

- ・平成23年度ながさき水源の森緊急整備事業実施予定 780ha

第4節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施します。

(2) 土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成15年2月15日から土壌汚染対策法が実施されましたが、全国的には、法に基づかない土壌汚染の発見の増加や、掘削除法に係る土地所有者等の過剰な負担、さらには汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散などの問題もあります。

これらを解決するため、平成21年4月24日に改正土壌汚染対策法（以下、「改正法」という。）が公布され、平成22年4月1日より施行されました。

改正法においては、一定規模以上の土地の形質変更時の事前届出等、土壌汚染状況把握のための制度拡充、規制対象区域の分類（要措置区域及び形質変更時要届出区域）等による講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壌の適正な処理を推進するための汚染土壌処理業の創設等が盛り込まれています。

今後は、県内において汚染土壌が判明した場合、改正法に基づく適正な対応を図り、汚染土壌の除去等を推進します。

(3) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

(4) 島原半島窒素負荷低減対策〔農業経営課〕

島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることを目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や、有機物等を有効活用した施肥技術等の確立を図ります。

2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替用水の確保を推進します。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 環境調査等〔環境政策課〕

ア．事業の目的

環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域又は規制基準を定め、また、市町が行う騒音等の監視測定業務の調整等を行うことにより、地域住民の生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。

イ．事業の概要

- A．騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域の新規指定及び見直しを市町の意向もふまえて実施します。
- B．騒音、振動、悪臭の規制等に係る事務及び測定等の調整等を実施します。

(2) 自動車騒音常時監視〔環境政策課〕

ア．事業の目的

県内の騒音に係る環境基準類型指定地域内の国、県道及び一部市町道の交通騒音、交通量等の常時監視を行い、騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行います。

イ．事業の概要

- A．評価を行うために次の基礎資料を作成します。
 - ・ 定点10地点（毎年実施）
 - ・ 準定点25地点（毎年5地点ずつ実施）
- B．上記の基礎資料を使って、環境基準超過戸数及び割合を計算し、道路に面する地域の評価を行います。

(3) 公害監視設備整備〔環境政策課〕

ア．事業の目的

公害監視及び公共用水域等の汚濁状況を調査するために必要な測定機器の整備を図ります。

イ．事業の概要

保健所で実施する水質測定に必要な機器のうち、老朽化した機器の更新等を図ります。

(4) 道路における騒音〔道路建設課、道路維持課〕

交通量の多い地点や、渋滞発生箇所などの騒音の原因となる箇所の状況把握に努めていきます。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理〔環境政策課〕

平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づく届出について、今後とも届出漏れがないよう事業者に対する啓発・指導に努めます。

また、大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物を使用する施設については、届出義務及び排出基準等が定められたことから、未届出施設の指導及び自主測定の徹底指導などに努めます。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

環境省はこれまで、環境ホルモン戦略計画「S P E E D '98」に基づいて対応を行ってきましたが、これまでの調査結果を踏まえて、今後 野生生物の観察、環境中濃度の実態把握及び暴露測定、基盤的研究の推進、影響評価、リスク評価、リスク管理、情報提供とリスクコミュニケーションの推進を柱とした「E x T E N D 2 0 0 5」を平成17年3月に策定し、新しい視点から環境ホルモン問題へ対応していくこととしました。本県も環境省と連携を図りつつ環境ホルモン問題に取り組んでいきます。

3 ダイオキシン類削減対策の推進〔環境政策課〕

（1）ダイオキシン類の常時監視

関係機関と協力して大気、水質、底質、土壌等の調査を継続し、県内におけるダイオキシン類による環境汚染状況を監視します。

（2）ダイオキシン類の排出削減対策

廃棄物焼却炉等の特定施設からの排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度を測定し、排出基準の順守状況を確認するとともに、施設の管理等必要な指導を行います。

（3）事業者による自主測定及び測定結果報告の徹底

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者による自主測定及び測定結果の報告を徹底し、事業者自らダイオキシン類の排出状況を確認するよう指導します。

（4）ダイオキシン類に関する情報の提供

県内で実施された常時監視結果、立入検査結果及び特定施設設置者による自主測定結果等について公表し、県民に情報の提供を行います。

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視・調査研究の推進

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕

ア. 希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行います。

イ. 県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補となっている地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討します。

ウ. 長崎県レッドデータブックの発行

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種について、一般県民の関心と理解を深めるため、代表的な種について写真入りで解説した「長崎県レッドデータブック 2011（普及版）」を発行します。

エ. ガン・カモ類の調査

環境省の呼びかけにより全国の都道府県で継続実施されているガン・カモ類の生息調査については、県内45の調査地点において1月15日を中心とした時期に調査を行います。

オ. ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し絶滅が心配されているツシマヤマネコの保護増殖事業については、環境省から委託を受けて生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発、フンのDNA分析等を行います。

また、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内に県が設置している展示施設を管理するとともに、利用者に対してツシマヤマネコと対馬の自然についての解説を行います。

カ. 長崎県危険な外来生物対策協議会による情報共有

関係行政機関により構成された協議会において最新の情報を共有することにより、ゴケグモ類など危険な外来生物の県内への侵入の早期発見と迅速な対策実施に努めます。

(2) 担当職員や既存制度の強化による自然環境の監視〔自然環境課〕

職員や自然公園指導員等による自然公園等の巡視により、違反行為の防止や自然環境の現状把握に努めます。

2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

(1) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

各種法令により定められた指定地域について、当該法令に基づき適正な運用を図ります。また、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア．県自然環境保全地域

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ．自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第10次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区の再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。また、平成24年度からの5ヵ年間の計画期間とする第11次鳥獣保護事業計画を策定します。

エ．希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

(1) 野生鳥獣の保護管理〔農政課〕

ア．鳥獣保護費

A．事業の目的

野生鳥獣の保護と適正な管理を図るため、平成18年度に樹立した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～23年度）に基づき、鳥獣保護事業を推進します。

B．事業の概要

a．休猟区等の指定管理

休猟区、捕獲禁止区域等の指定と管理を行います。

b．狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥（320羽）を行います。

イ．狩猟取締費

A．事業の目的

狩猟と鳥獣保護との調整及び狩猟の適正化を推進する観点から、

狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を目的とします。

B. 事業の概要

狩猟の適正化を推進するため次の事業を実施します。

- a. 狩猟免許試験・更新による免状交付及び登録
- b. 鳥獣の捕獲及び飼養に関する許認可
- c. 狩猟者の指導取締り
 - ・ 狩猟者の講習の実施
 - ・ 狩猟期間中の取締りパトロール
- d. 生息数の調整

野生鳥獣については、益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては、地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うよう指導します。

ウ. 野生鳥獣保護管理事業

A. 事業の目的

深刻化しつつある野生鳥獣による農林被害に対処するため、被害防止対策として被害対策に取り組む狩猟者を量的、質的に確保するとともに、捕獲技術向上に取り組み、野生鳥獣の管理（捕獲）体制強化のための事業を実施します。

B. 事業の概要

a. 特定鳥獣保護管理計画の策定

シカによる農林被害が著しい対馬及び八郎岳地区について、適正な個体数の保護管理計画のための特定計画を平成18年度に策定し、一部地域で狩猟におけるメスジカの捕獲制限を緩和しています。19年度以降、個体数の推移を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

また、農作物被害の増大を受け、イノシシの特定鳥獣保護管理計画を平成17年度に策定し、被害の減少を図るため、イノシシの捕獲を進めることとしています。

b. 野生鳥獣保護管理体制の強化

農林被害対策（有害鳥獣捕獲）に従事する狩猟者を量、質の面から確保します。

(2) 保護・保全のための事業〔自然環境課〕

ア. 緑といきもの賑わい事業

A. 事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

B. 事業の概要

(事業主体)

県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）

(補助率)

- ・市 町：2／3以内～1／3以内
- ・民間団体：2／3以内

(主な対象事業)

- ・条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等）
- ・希少野生動植物の保護増殖事業（ミヤマアカネの生息地保護等）
- ・生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等）
- ・公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

イ. 傷病鳥獣の救護事業

県民により保護された傷病鳥獣については、西海国立公園九十九島動植物園（レスキューセンター）及び（社）長崎県獣医師会（野生動物救護センター）にて保護・治療を行い、回復後野生復帰させます。

(3) 保安林の指定〔林政課〕

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために、重要な森林について保安林の指定を推進します。

- ・平成23年度末指定予定面積 48,830ha

(4) 藻場等の環境改善のための取組支援〔漁政課〕

離島の漁業集落において、藻場、干潟の管理・改善を行う取組に対して、かかる経費の助成を行います。

(5) 生物多様性の啓発〔自然環境課〕

ア. 生物多様性保全戦略推進事業

平成22年度に長崎県美術館を会場に開催した「いきものつながりアート展 in 長崎」の出展作家（動物リアルぬいぐるみと動物生態写真）の作品により構成された展示セットにより、「いきものつながり巡回展」を離島4地区で開催します。

イ. 改訂版長崎県レッドリスト説明会

平成22年度末に改定した長崎県レッドリストについて、公共事業部局等行政担当者（県・市町）への説明会を、県内7地区で開催します。

第2節 自然とのつながりの回復

1 自然とのふれあいの場の保全・整備

(1) 自然公園制度等の運用

ア．九州自然歩道整備事業〔自然環境課〕

九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業（国、県）

A．事業の目的

世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を行います。

B．事業の概要

平成23年度は、県事業で五島市久賀島、新上五島町、小値賀町、平戸市、佐世保市において標識等の整備を行います。

イ．自然公園清掃活動補助事業〔自然環境課〕

A．事業の目的

国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃活動を行う必要がある地区において、国、県、市町及び地元清掃活動団体が協力して公園の美化清掃を行います。

B．事業の概要

清掃活動実施団体が行う清掃活動事業に必要な経費について県が補助します。この場合、実施団体は市町からさらに補助金または負担金を受け入れることが必要です。

a．清掃地区

雲仙地区、鹿子前地区、弓張岳地区、平戸地区、福江地区

b．実施団体

- ・雲仙天草国立公園：（財）自然公園財団雲仙支部
- ・西海国立公園：長崎県自然公園協議会佐世保支部、平戸支部、福江支部

C．事業の経過

昭和47年度・48年度に前記イ．A．の清掃地区において清掃施設を整備し、昭和49年度から清掃事業を実施しています。

ウ．自然公園標識設置事業〔自然環境課〕

A．事業の目的

自然公園の保護と適正な利用の増進を図るため、公園の各主要箇所標識を設置します。

B．事業の概要

主として木製の案内板・解説板・指導標を作成し設置します。

- ・平成23年度事業：標識の新設・建て替え

九州自然歩道（長崎市、佐世保市）

C. 今後の方針

県立自然公園、九州自然歩道、県自然環境保全地域において標識を新設するとともに、老朽化した標識の建て替え等を実施します。

（２）自然公園等利用施設の整備促進

ア. 地域自主戦略交付金〔自然環境課〕

A. 事業の目的

自然公園の利用の増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道（国立公園及び国定公園区域外）において公園施設の整備拡充を図ります。

B. 事業の概要

交付金対象事業について、県又は市町が事業主体となり実施します。

C. 事業の経過

平成１７年度から、国の三位一体改革により環境省の補助制度が廃止されたことを受け、地域自主戦略交付金制度を活用して県又は市町が整備を行います。

イ. 県単独事業〔自然環境課〕

A. 自然公園総合整備事業

国の制度の変更を踏まえ、従来の国庫補助事業と自然公園等施設整備県費補助事業を一本化した「自然公園総合整備事業」により、施設のユニバーサルデザイン化、景観の改善・向上、誰もが利用しやすい施設への改修等に重点をおいた施設整備に取り組みます。

B. 雲仙公園保全管理費

昭和９年、日本で最初の国立公園として指定された国立公園「雲仙」は、普賢岳や平成新山などの諸峰を中心に我が国屈指の火山景観を誇り、年間約２８０万人の人々が美しい自然景観を求めて訪れます。

国立公園内の施設については、定期的な点検により維持管理を行うとともに、宝原道路における改良工事の実施やその他公園施設の維持補修を行います。

（３）森林とのふれあい（長崎県民の森）〔林政課〕

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努めます。

また、森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組についても推進していきます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進〔農政課〕

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や自然体験、新鮮で豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成22年度に引き続きグリーン・ツーリズム推進事業並びに県グリーン・ツーリズム推進協議会事業を実施します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入体制整備の支援を実施します。

(2) ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

島や漁村に滞在し海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動を受け入れ、漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、平成21年度に引き続き、市町等が実施する都市漁村交流を行うための受け入れ体制づくりなどに対して支援します。

2 自然とのふれあいの機会の提供

(1) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア. 西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催します。

イ. 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(2) 探鳥会、自然観察会〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、西海里山ツアーを開催します。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図ります。

3 社会経済活動における適切な活用

(1) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農政課〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活

動等を行います。また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

平成２３年度は、制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組んでいます。

(２) 農地・水保全管理支払〔農政課〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきました。

また、これら資源を基盤として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

平成２３年度は、１６，２００ｈａの協定面積を目標に取り組んでいます。

(３) 中山間ふるさと水と土保全対策〔農政課〕

平成２３年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためのＰＲ活動を行います。

(４) 森林整備事業等〔森林整備室〕

森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進します。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みます。

(５) 漁場環境の改善〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア．漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

- ・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

閉鎖的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図ります。

- ・底質の改善：大村湾（耕うん）、有明海（耕うん）

イ．環境・生態系保全活動支援事業

魚類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場の維持回復・拡大を図るため、地域自らがその状況に応じた効果的な対策を検討し、活動する組織づくりに取り組むとともに、保全活動の支援を行います。

(6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行います。

(7) 漁港の環境整備〔漁港漁場課〕

漁港の環境向上を図るため、環境施設の整備を行います。

平成23年度は、南有馬漁港、惣津漁港、早福漁港において緑地・広場等の整備を行います。

また、長崎漁港においては、災害発生時の防災広場としての機能を確保するための緑地の計画に着手します。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重することとします。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行います。

さらに、採取量については県内の需要量に見合う量を限度とするとの方針のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5カ年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

○平成21～23年度 300万 m^3

○平成24～25年度 270万 m^3

(9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

ア．多自然川づくりの推進

A．河川改修事業

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行います。(県内34河川)

イ．河川愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の

河川愛護活動を支援します。

(10) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

ア．県民の利用しやすい親水空間の確保

A．海岸環境整備事業

地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行います。

イ．海岸愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

愛護団体（海岸・港湾・漁港）の登録制度の推進により、県民主体の海岸、港湾、漁港での愛護活動を支援します。

(11) 海岸環境の整備〔港湾課〕

ア．海岸環境整備事業

A．エコ・コースト事業

国土保全及び人命財産の保護と併せて、生物や景観に配慮した自然に優しい海岸づくりを推進するため、平成22年度に県内1港の海岸において、整備の完了を図りました。

(12) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア．西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催します。

(13) エコツアー・コーディネーター育成事業〔自然環境課〕

平成21年度からの3カ年にわたり、地域でエコツーリズムに取り組む団体（小値賀、平戸、島原）に対して、エコツアーをコーディネートできる人材の育成を支援しています。（ふるさと雇用再生特別基金事業）

第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

(1) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課・港湾課〕

ア. 河川・ダム・海岸整備の推進

A. 河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進します。(県内34河川・3ダム・11海岸)

(2) 土砂の流出抑制

ア. 砂防事業等〔砂防課〕

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが災害です。当課では、これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

(平成22年度実施予定)

・砂防事業	36箇所
・地すべり対策事業	20箇所
・急傾斜地崩壊対策事業	46箇所

(2) 民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施します。

(平成23年度実施予定)

・山地治山事業	30箇所
・水土保持治山事業	6箇所
・防災林整備事業	1箇所
・地すべり防止事業	8箇所
・水源地域整備事業	10箇所
・環境保全保安林整備事業	1箇所
・保安林整備事業	11箇所

(3) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

無電柱化協議会にて電線管理者の合意を得た区間について整備・施工中です。

(4) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア. 都市公園の整備

社会資本整備総合交付金事業で都市公園の整備を進めます。

イ．緑の基本計画

昨年同様、市町における「緑の基本計画」の策定を指導します。

ウ．県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めます。

エ．風致地区

これまで同様、風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づき、良好な都市景観を維持する観点から適正な指導・監督を行うとともに、より一層の適切な風致地区の保全を図っていくため、区域の見直し及び段階規制の導入の検討を行います。

(5) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

ア．事業の目的

J R用地の緑地維持管理により、「花のある街かどづくり」事業を実施します。

イ．事業の概要

「美しいふるさとづくり」を目指し、過去に植栽した緑地の適切な維持管理を行います。

- ・ J R用地（借上）緑地維持管理

長崎市赤迫町地内、佐世保市大塔町地内

(6) 緑といきもの賑わい事業（再掲）〔自然環境課〕

ア．事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

イ．事業の概要

（事業主体）

県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、N P O等）

（補助率）

- ・ 市 町：2／3以内～1／3以内
- ・ 民間団体：2／3以内

（主な対象事業）

- ・ 条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等）
- ・ 希少野生動植物の保護増殖事業（ミヤマアカネの生息地保護等）
- ・ 生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等）
- ・ 公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

(7) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めます。

(8) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

未来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」において、市町や地域住民とともに連携した環境美化の取り組みを行います。

(9) 屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市計画課〕

これまで同様、違反広告物に対しては、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「美観風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から、適正な指導・監督を行っていきます。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観形成を推進するため、広告景観モデル地区の指定を行います。

(10) 県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用し支援します。

・平成23年度公募事業応募予定団体数 60団体

(5) 森林の維持・保全〔森林整備室〕

ア. 絆の森整備事業

人が自然とふれあう場の提供や野生動物との共存のために、森林整備を実施した方に対し助成します。

・森林整備 25ha

イ. 育成林整備事業

森林の機能区分に着目した事業体系が見直され、水土保持林整備事業と資源循環林整備事業が統合され、育成林整備事業となりました。これらの森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に対し助成を行います。

・森林整備 3,511ha

ウ. 森林居住環境整備事業

居住地周辺の森林の機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に対し助成を行います。

- ・森林整備

- エ．ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行います。

- ・ながさき水源の森の整備 7 1 0 h a
- ・路網整備 1 0 0 , 0 0 0 m

2 歴史的環境の保全と創造

(1) 美しい景観形成の推進〔都市計画課〕

平成15年施行の「美しいまちづくり推進計画」の終了にともない、これまでの課題を踏まえ、一部に景観法も活用した「美しい景観形成推進計画」を新たに策定しています。

これまでに取り組んできたまちづくり景観資産の登録や専門家の派遣に加え、県内市町が行う景観形成の取組を積極的に支援するとともに、複数の市町に跨る広域的な景観形成の推進や、景観法に基づく大規模建築物の規制を行うことで、より効果的な景観形成を県土全域において推進します。

- ア．活動サポート事業

住民と市町が協働して取り組む景観まちづくり活動等を支援します。(景観行政団体である市町に限ります。)

- イ．景観資産登録制度

個性的で魅力あるまちなみや建造物、樹木等を登録し、その内容を広く周知し、その保全活用を支援します。

- ウ．アドバイザー派遣制度

住民や市町、県の機関が美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した専門家を派遣し技術的な助言を行います。

- エ．大規模建築物等の規制・誘導

地域の景観形成に係る建築行為等への規制がない景観行政団体以外の市町の区域について、県が景観法を活用し、特に影響の大きい大規模なものに限り予防的な行為の規制・誘導を行います。

- オ．広域景観形成推進事業

本県を代表する広域的な景観について、関係者と連携し総合的な景観形成を行います。

(2) 文化財調査管理〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費の補助や長崎県

文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を行い、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。

(3) 「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習の推進

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進 〔義務教育課・高等教育課〕

各学校が創意工夫した特色ある教育活動としての「総合的な学習の時間」の中で、環境教育を教科との関連を図りながら総合的な取組としての充実・推進を図ります。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高等教育課〕 ア．県教育センター研修講座の開催

A．自然に親しむ環境教育入門研修講座

小・中・高・特別支援学校教員が、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる自然観察の手法や環境教育の在り方を探ります。

イ．全国的な研修への参加

A．全国環境学習フェア（文部科学省主催）

循環型社会の形成を目指し、児童生徒、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について共に考える場を設け、環境教育・環境学習の在り方等について研究協議、各種活動の成果発表や展示会等を開催し、学校教育における環境教育の一層の改善・充実に生かします。

本県からも、小・中・高等学校の教員等が参加します。

B．環境教育指導者養成研修（文部科学省主催）

環境教育を担当する指導主事等に対し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関連する環境教育を推進する際に留意すべき事項について、必要な知識等の習得をはじめとする資質・能力の向上を図ります。また、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるようにします。県内における環境教育の指導的立場に立つことが期待できる教員が参加します。

C．環境教育リーダー研修基礎講座（環境省・文部科学省主催）

環境教育・環境学習を推進する人材を育成するために、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校教育における指導者としての能力を養成します。県内における環境教育リーダーとなることが期待される教員が参加します。

(3) 地域に根ざした環境教育の推進

〔未来環境推進課、義務教育課、高校教育課〕

地域人材や専門家など外部講師の活用及び関係機関との連携による学校内外での環境教育に努めます。

(4) 愛鳥モデル校 〔自然環境課〕

愛鳥モデル校として指定している小中学校3校に対して、図鑑の配布等の活動支援を行います。

(5) こどもエコクラブ 〔未来環境推進課〕

環境学習、環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を促進し、活動を支持します。また、こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習機材を整備し貸し出します。

(6) ポスター展の開催 〔未来環境推進課〕

「みんなで止めよう温暖化」等環境問題をテーマに、小中学生による環境保全ポスターを募集し、県内2ヶ所で展示します。

2 社会における環境教育・環境学習の推進

(1) 環境アドバイザーの派遣 〔未来環境推進課〕

公民館や学校などが自主的に開催する研修会等を支援するため、「くらしと環境」、「自然環境」、「環境教育」などの5分野に環境アドバイザーとして登録されている有識者・実践活動家などを講師として派遣します。

なお、派遣に係る費用は、県が負担します。

(2) 森林づくり活動の普及・啓発 〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図ります。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。

(3) ガイド養成講座 〔自然環境課〕

ア. 西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催します。

イ. 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(4) 探鳥会、自然観察会（再掲）〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、西海里山ツアーを開催します。

(5) イベントによる普及啓発（再掲）〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、県の地球温暖化対策協議会が掲げる「自発的もったいない運動」の普及・啓発を行う「もったいない運動推進大会」や、環境月間の 6 月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム（県庁EMS）を継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) 「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って排出される二酸化炭素の削減に取り組めます。

2 県民の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(2) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営

〔男女参画・県民協働課〕

ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動に関する相談への助言、活動場所の提供を行います。

また、情報発信として、県民ボランティア活動支援センターの情報誌を発行（年4回）し、メールマガジンを配信（月2回）します。

3 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) エコショップの認定〔未来環境推進課〕

環境に優しい事業活動の推進・拡大を図るため、エコショップ認定制度により、環境に優しい商品の販売や買い物袋持参の奨励、簡易包装の実施やトレイの回収などを行う小売り店舗の普及を図ります。

(2) 優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

(3) レジ袋有料化一斉行動に向けた取組〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等で協議を行います。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組の定着を図ります。

第3節 環境情報の収集、発信の強化

1 情報提供機会の拡大

(1) 環境保健総合情報システムの整備〔環境政策課〕

環境保健総合情報システムを平成17、18年度で整備し、平成19年5月からインターネットで公開しています。今後、定期的にデータを更新し、環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。

(2) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

2 情報共有化の推進

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

平成22年度に引き続き、県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めます。

(2) 各種団体への支援・連携の強化（再掲）〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

第5章 環境保全のための共通基盤的施策

1 適正な土地利用の推進〔土地対策室〕

引き続き長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進及び市町が行う国土利用計画策定の支援を行っていきます。

なお、これらの基本となる国土利用計画・長崎県計画（第四次）については、平成20年7月に決定し公表いたしました。

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

（1）調査研究・技術開発の推進

〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携によるプロジェクト研究等を推進します。

5つの県研究機関が平成23年度に実施する環境関連のプロジェクト、経常研究のテーマは次のとおりです。

①戦略プロジェクト研究

- ・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

②環境保健研究センター

- ・閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究
- ・長崎県バイオディーゼル燃料普及促進事業
- ・諫早湾干拓調整池内でのシジミの増殖促進による水質浄化の研究

③工業技術センター

- ・精密機械加工における環境に優しい冷却システムの開発

④窯業技術センター

- ・無機廃棄物を活用した機能性材料の製品開発に関する研究
- ・廃石膏型のリサイクル技術と適正処理技術の開発
- ・セラミックス産業グリーン化プロジェクトFS

⑤総合水産試験場

- ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発

⑥農林技術開発センター

- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- ・施肥合理化技術の確立
- ・菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発
- ・温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネルギー施設栽培の

開発

- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- ・乳牛のバレイショ給与技術の確立
- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・森林吸収源イベントリ情報整備強化事業

(2) 新エネルギー・環境関連産業への支援〔産業技術課〕

資源循環・廃棄物問題、化学物質問題、地球の温暖化などの環境問題に対応するため、新エネルギー・環境関連分野の産業技術の担う役割は大きいものがあります。

このため、23年度において、新エネルギー・環境関連産業における県内中小企業者に対して、市場性事業化農政等の調査による技術開発や企業化、商品の販路拡大及び設備投資などの支援を実施します。

(3) 放射能調査研究〔環境政策課〕

環境放射能水準調査（文部科学省の委託事業）を行います。

また、原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査等についても、文部科学省、佐世保市等で寄港の都度、毎回実施します。

玄海原子力発電所の原子力災害に備えるため、長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、佐賀県や松浦市と共同で、原子力防災訓練を実施します。

3 環境産業の育成

(1) 環境実践モデル都市推進事業

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定（平成22～24年度に各1市町（地域））し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します。

平成22年度に選定した対馬市と、平成23年度に新たに選定する市町（地域に）に対する支援のために、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決を図っていきます。

4 環境配慮の推進

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価法、長崎県環境影響評価条例で規定された対象事業について、事業者が実施する環境影響評価を審査、指導するとともに、事業実施後に事業者が行う環境保全措置にかかる事後調査についても指導を行います。

す。

平成23年4月1日現在の審査・事前相談中の事業は、5件あります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

(1) 公害苦情処理〔環境政策課〕

公害苦情の第一次的な処理は市町が行いますが、県立保健所からの技術的な助言・指導などにより、県と市町が連携して円滑な事務処理に努めます。

また、公害の規模・内容から見て市町で処理することが困難な事案、2以上の市町にまたがる事案、統一的な処理を必要とする事案などについては、県が中心となって処理を行うこととしています。

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づき委嘱している公害審査委員候補者による「あっせん」、「調停」等により、迅速かつ適正な解決に努めます。

6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム（県庁EMS）を継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) ISO14001の認証取得促進〔産業振興課〕

ISO14001の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、コンサルタント斡旋、認証取得のための研修会等の開催を実施します。

7 環境保全効果を促進させるための手立て

(1) ごみ処理の有料化、デポジット制度の導入等の検討

〔未来環境推進課〕

各市町等における、ごみ処理の有料化、各地域の実情に応じたデポジット制度の導入等経済的手法の導入について引き続き検討していきます。

(2) 産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入した「産業廃棄物税」については、税務部局と連携し、その円滑な運営を行うとともに、税収使途についても庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において具体的な税収活用事業の調整を図っていきます。

なお、プロジェクトチームでの検討・調整の結果、平成23年度は以下のような事業を実施しています。

〈長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成23年度）〉

○予算額計・・・84,226千円

①リサイクル製品活用促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：1,040千円）
- ・リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。（継続）

②エコフィールド利活用促進事業

- ・平成23年予算額（当初：9,000千円）
- ・食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。（継続）

③BDF普及促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：3,002千円）
- ・県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適性化と普及促進を目的とする研究会を組織とともに、長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。（継続）

④廃石膏型のリサイクル技術・適正処理技術開発

- ・平成23年度予算額（当初：14,255千円）
- ・陶磁器製造業から排出される廃石膏型について、セメント凝結調整剤として有効利用するための粉碎・粒度調整等の適正処理技術を確立する。
- ・セメント会社と協同でリサイクル技術・適正処理技術の研究・開発を行なう。（新規）

⑤下水汚泥有効利用研究開発事業

- ・平成23年度予算額（当初：7,575千円）
- ・大村湾南部流域下水道において汚泥の消化によって発生しているメタンガスを主成分（50～60%）とする消化ガスの活用方法として、消化

ガス発電の実施についての研究を行う。（新規）

⑥島原半島良質堆肥広域流通促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：15,000千円）
- ・島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。

⑦産業廃棄物排出事業者研修会

- ・平成23年度予算額（当初：1,042千円）
- ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。（継続）

⑧廃棄物不適正処理対策事業

- ・平成23年度予算額（当初：27,312千円）
- ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員を10名増員配置する。（継続）

⑨政令市適正処理支援事業

- ・平成23年度予算額（当初：6,000千円）
- ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業について、専任職員1名（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。（新規）

（3）太陽光発電〔産業振興課〕

太陽光発電を広く普及させるためには、経済的負担の軽減が課題となっており、国等による全量買取制度などの導入支援策や県独自の助成制度の活用により、普及啓発を進めていきます。

（4）人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

8 規制措置の活用

（1）環境基準達成に向けた施策〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施しており、COD（化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）に

加え、全窒素、全燐の水質常時監視を行っております。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定されている諫早湾干拓調整池についても、本明川流域における上乘せ排水規制を活用しながら、CODなどの環境基準の達成に努めます。

(2) 規制基準の見直し〔環境政策課〕

本明川流域における事業場への上乗せ排水基準が、3年間の猶予期間を終え平成23年7月より適用されています。今後は、事業場からの排水が基準を超過することがないように指導を継続していきます。

また、大村湾流域における横だし規制について、指定施設とする業態の追加などを、引き続き検討していきます。

(3) 法令に基づく保全（再掲）〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア．県自然環境保全地域

未来環境条例に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ．自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第10次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定・更新・再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。また、平成24年度からの5カ年を計画期間とする第11次鳥獣保護事業計画を策定します。

エ．希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

第 4 部

長崎県環境基本計画の進行管理

第4部 長崎県環境基本計画の進行管理

目次

第1章 長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章 長崎県環境基本計画の進捗管理	3
1. はじめに	3
2. 数値目標の進捗結果	3
（1）数値目標の達成状況	3
（2）達成指標の状況	4
（3）未達成指標の状況	5
3. 重点施策の進捗結果	7
（1）重点施策「循環型社会づくり」の達成状況	7
（2）重点施策「良好な流域環境と豊かな海づくり」の達成状況	7
（3）重点施策「地域から地球へ環境にやさしい人づくり」の達成状況	7
4. 環境基本計画の達成状況に基づく評価	8

資料

数値目標（指標）一覧・個表	9
重点プロジェクト進捗一覧・個表	45

●長崎県環境基本計画施策体系図

環境像

海・山・人、 未来につながる環境にやさしい長崎県

基本目標

基本目標Ⅰ

環境への負荷が少ない
循環型社会の実現

基本目標Ⅱ

人と自然とが共生する
快適な環境づくり

大項目

大気環境の保全

水環境の保全

土壌・地盤環境の保全

廃棄物・リサイクル対策の推進

騒音・振動・悪臭対策の推進

化学物質の環境リスク対策の推進

優れた自然と多様な生物が生息する地域の保全

身近な自然の保全と創造

人と自然とのふれあい促進

歴史的環境の保全と創造

中項目

① 大気汚染防止対策の推進

② 自動車排出ガス抑制対策の推進

① 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進

② 生活排水対策の推進

③ 工場・事業場等排水対策の推進

④ 水の循環利用

① 土壌環境の保全

② 地盤環境の保全

① 廃棄物の発生抑制

② リサイクルの推進

③ 廃棄物の適正処理の推進

① 騒音・振動・悪臭対策の推進

① 化学物質の適正管理

② 環境ホルモン対策の推進

③ ダイオキシン類削減対策の推進

① 豊かな自然環境の保全

② 希少な生物の継続的監視と保全対策の実施

③ 自然公園制度等の運用

① 河川・沿岸環境の保全・復元・創造

② 地域ぐるみでの裏山・里山・水辺地等の保全

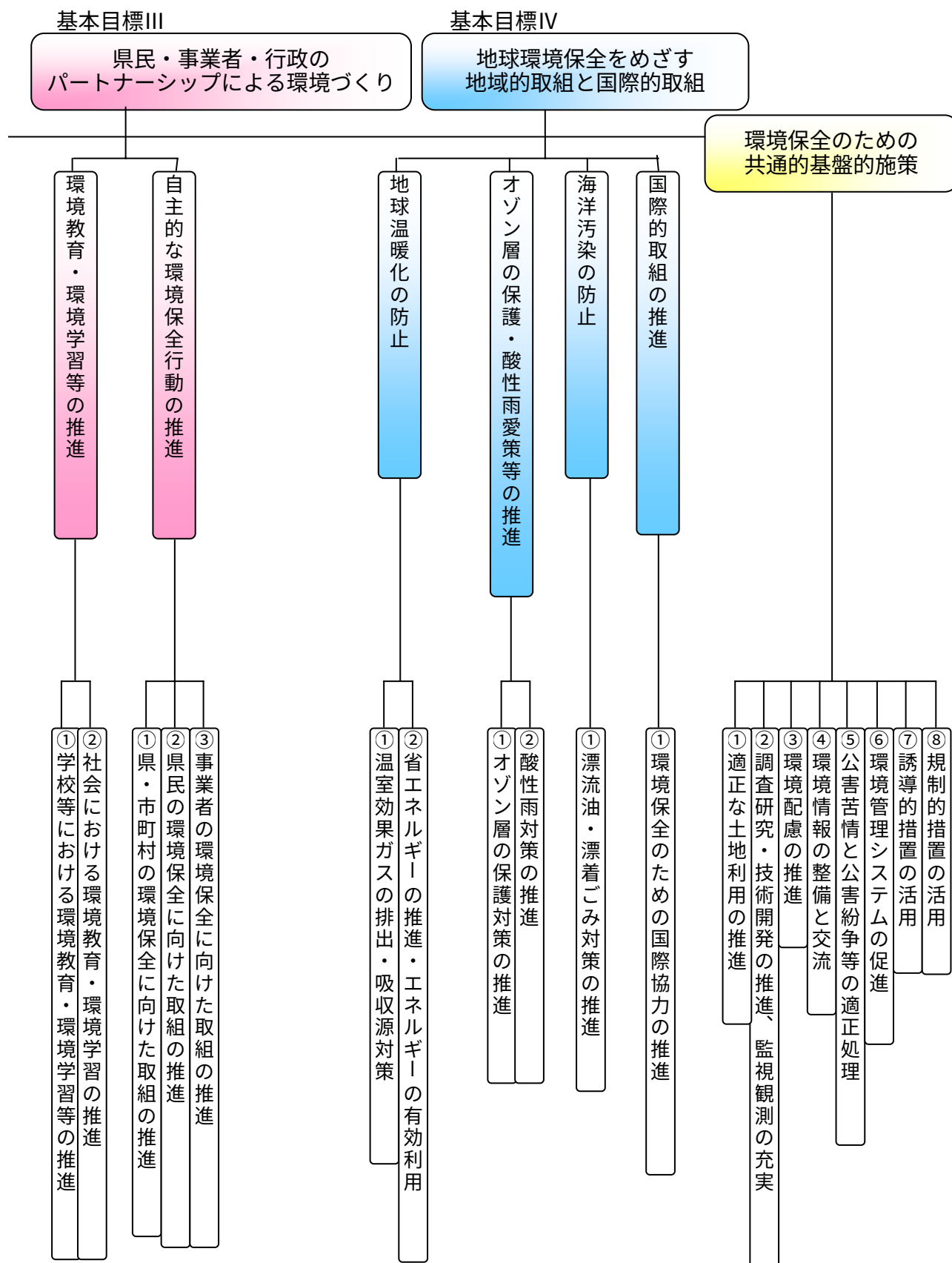
③ 都市環境の保全と創造

④ 自然災害防止対策の推進

① 自然環境教育のフィールドの提供

② 自然公園等利用施設の整備促進

① 歴史的環境の保全と創造



第2章 長崎県環境基本計画の進捗管理

1. はじめに

長崎県環境基本計画は、4つの基本目標を設け、施策を体系化し、めざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現を図ったもの。

今回は、平成16年12月に見直しを行った「長崎県環境基本計画」が平成22年度をもって終了したことに伴い、策定後6ヵ年（平成17年度から平成22年度）の計画の進捗を検証し、平成23年3月に策定した新たな「長崎県環境基本計画」との関連性と今後の環境行政の推進に当たっての方向性を確認しようとするもの。

検証は、55の数値目標と重点プロジェクトの進捗状況の分析によった。

2. 数値目標の進捗結果

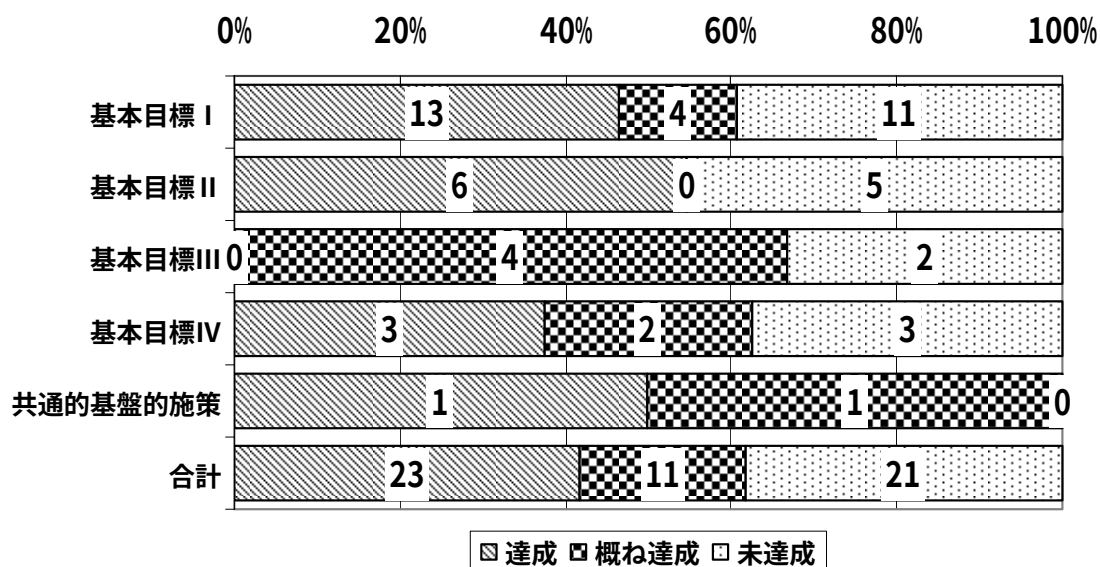
(1) 数値目標の達成状況

本計画については、数値目標を「達成」もしくは「概ね達成」した指標が全体の62%を占める結果となっている。このうち、「達成」した指標は、全体の42%となっている。

基本目標III「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」においては、構成する数値目標を「達成」したものが無く、「達成」した数値目標が40～50%の割合を占めている他の基本目標と異なった傾向を示している。

なお、基本目標ごとに「達成」及び「概ね達成」を合わせた指標の総数割合を見た場合、その割合において、基本目標間に著しい差異は、認められない。

図1 数値目標の達成状況 (単位: 指標数)



(2) 達成指標の状況

「基本目標Ⅱ 人と自然とが共生する快適な環境づくり」の大項目「身近な自然の保全と創造」、「基本目標Ⅳ 地球環境保全をめざす地域的取組と国際的取組」の大項目「オゾン層の保護・酸性雨対策の推進」に係る数値目標については、ほぼ全ての指標が達成しており、順調に計画が進んだと考える。

また、今回達成した23指標のうち、13指標は、主に「法規制に係る遵守率」「環境基準の遵守率」などの基本的事項であることから、引き続き新計画へ反映している。

図2 達成指標の新計画への反映状況 (単位: 指標数)

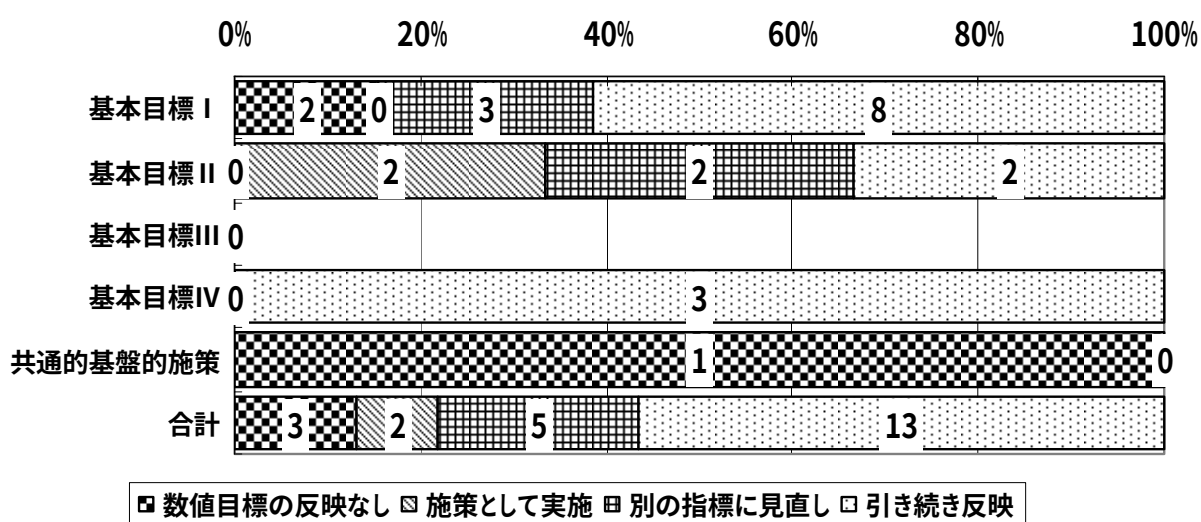


表1 引き続き新計画へ反映を図る指標一覧

基本目標	大項目	指標番号	指標内容
基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない 循環型社会の実現	1大気環境の 保全	2	ばい煙発生施設の排出基準
	2水環境の保 全	4	水質汚濁に係る環境基準 達成率 (河川:BOD)
		13	長崎県未来環境条例に基づく指定施設の排水基 準の遵守率
	3土壌・地盤 環境の保全	14	有害物質使用特定事業場の排水基準の遵守率
	4廃棄物・リサ イクル対策の 推進	20	ごみ焼却施設
		21	市町が設置する一般廃棄物施設のダイオキシン 類排出量
	6化学物質の 環境リスク対 策の推進	26	ダイオキシンシン類に係る環境基準達成率
		27	ダイオキシンシン類に係る排出基準遵守率
基本目標Ⅱ 人と自然とが共生する 快適な環境づくり	1優れた自然 と多様な生物 が生息する地 域の保全	30	保安林面積
	2身近な自然 の保全と創造	35	海砂の採取量
基本目標Ⅳ 地球環境保全をめざす 地域的取組と国際的取組	2オゾン層の 保護・酸性雨 対策の推進	51	フロン立入事業者数
		52	1降雨のpHの平均値
	4国際的取組 の推進	53	日韓海峡沿岸環境技術交流会議の開催

(3) 未達成指標の状況

未達成指標が21指標あり、代表的な理由として、「経済、社会情勢の変動」を理由とするもの(指標9. 10. 36. 38. 39. 49)、「地理的要因」を理由とするもの(指標1. 6)等が挙げられる。

また、21の未達成指標のうち17指標は、継続もしくは別の指標に見直され、新計画に反映されている。なお、指標として反映しない残る4指標については、「重点プロジェクトとして推し進めるもの」、「他の指標で補うもの」、「施策として継続するもの」としており、取組の継続性は確保されている。

図3 未達成指標の新計画への反映状況 (単位: 指標数)

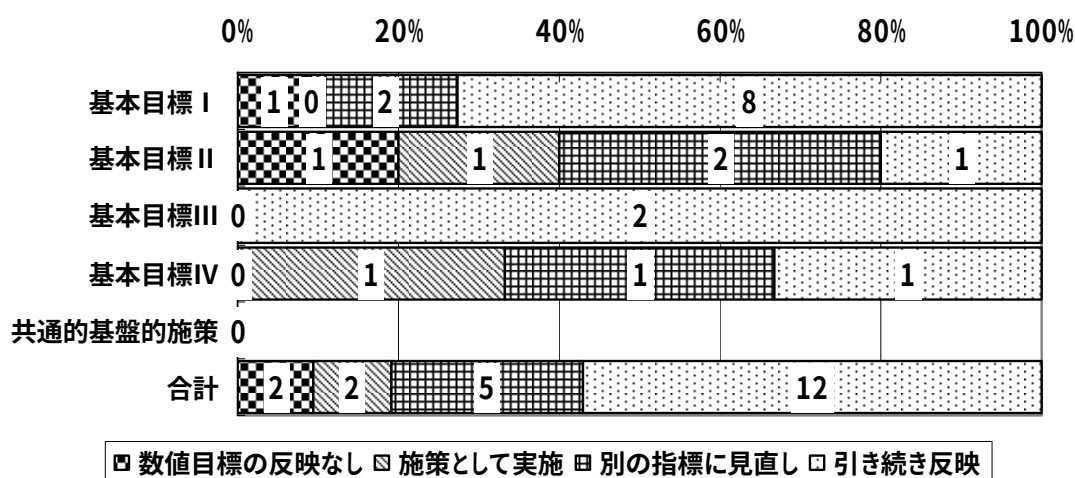


表2 指標として新計画へ反映を図らない指標一覧

指標番号	指標内容	反映しない理由
19	容器包装廃棄物再資源化率	本計画の数値目標を引き継いだ「一般廃棄物再資源化率」において、容器包装リサイクル率の動向を把握する。
29	森林面積(民有林)	公益性の高い森林を保安林に指定し、水源の確保や県土の保全を図ることとしていることから、本計画の数値目標を引き継いだ「保安林面積」で動向を把握する。
36	一人当たりの都市公園面積	本県の都市公園施設の老朽化が進む中、従来国庫補助の対象でなかった公園施設の改修が、バリアフリーを導入すること等を前提に可能となったことから、既存公園の再整備が事業の主流となり、公園面積の増加につながる公園の新規・拡張整備が減少したことから、目標を達成できなかった。本県の現状を見ると全国平均値(9.7㎡/人)を上回る公園面積が確保されており、今後は既存の公園施設機能充実のための改築・更新を図り、スポーツ・レクリエーション活動増進につなげていく。
49	風力発電	平成24年度より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される予定で、事業者にはインセンティブが与えられる見込み。重点プロジェクトである「ナガサキ・グリーンニューディール」の中で、再生可能エネルギーの利活用を引き続き推進する。

3. 重点施策の進捗結果

環境基本計画に掲げる 4 つの基本目標を達成するため、特に重要な事項として 3 つの重点施策を位置づけた。これら重点施策を総合的、計画的に推進するため、個別計画に基づく取組（重点プロジェクト）を実施した。

（1）重点施策「循環型社会づくり」の達成状況

個別計画：○長崎県廃棄物処理計画

○ゴミゼロながさき実践計画

廃棄物の排出量の削減、再資源化率の向上を目指し、事業を展開した。

最終的には、排出量の削減については一定の成果を得たが、再資源化率の向上については、直接資源化量の伸びが低調であったこと、ばいじんの再資源化が進まなかったこと等から目標に達することができなかった。

このことから、中間処理の推進、分別収集率が低い品目対策、直接資源化の取組推進、多量排出事業者に対する働きかけ等を強化し、「ゴミゼロながさきプロジェクト」として引き続き取り組む。

（2）重点施策「良好な流域環境と豊かな海づくり」の達成状況

個別計画：○大村湾環境保全・活性化行動計画

○諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画

○有明海の再生に関する長崎県計画

「海岸・港湾・漁港環境の保全・創造」「海域環境の保全・創造」「水産資源・漁場環境の保全・創造」「海域の水質・生態系等の監視」「陸域等対策の推進」の視点から計画を推進。

水質の保全については、対策の遅れ、汚濁負荷の発生状況から COD 値が目標値に達しない水域が存在するが、生活排水処理施設の整備については、目標値に達している。

なお、水質保全目標値の超過、環境基準の超過が見られる諫早湾干拓調整池、大村湾については、「諫早湾環境対策プロジェクト」「大村湾再生プロジェクト」として引き続き取り組む。また、有明海の環境対策については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、引き続き個別法の中で取り組むこととしている。

（3）重点施策「地域から地球へ環境にやさしい人づくり」の達成状況

個別計画：○環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画

○長崎県ストップ温暖化レインボープラン

長崎県ストップ温暖化レインボープランは、県民、関係団体、行政等によって組織された「長崎地球温暖化対策協議会」として様々な主体が自主的に取り組み、その効果として二酸化炭素の排出削減を目標としているもの。各主体の取り組み結果は毎年検証され、次年度の取組に反映されている。

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画は、「環境保全の意欲の増進」「環境教育の推進」を図ることを目的に、学校、地域社会、職場における取り組みを推進した。

これらの取り組みにより、直近である平成 19 年度の年間二酸化炭素排出削減量が、目標値である 48.2 万 t-CO₂を上回る結果となった。

なお、これら取組については、産業振興と雇用創出と併せ低炭素社会の実現を目指す「ナガサキ・グリーンニューディール」として、新計画に組み込まれるとともに、実践行動が継続的におこなわれ、その効果として、更なる二酸化炭素排出削減を求めていく必要があることから、引き続き個別計画として進捗を管理することとしている。

4. 環境基本計画の達成状況に基づく評価

本計画の数値目標については、「達成」及び「概ね達成」の指標が、全体の 62%にとどまったが、「未達成」指標のうち、引き続き取組む必要があるものについては、適切に新計画に反映されたものとなっている。

重点施策についても、一部が未達成の状況となっているが、引き続き重点プロジェクトとして新計画で取組むこととしており、引き継がない 2 つの重点プロジェクトについても、個別計画として継続して管理することとしている。

以上のことから、計画の評価としては、十分な成果を得るに至らなかったが、未達成の数値目標については、新しい環境基本計画へ反映するなど、取組の継続性が確保されたものと認められる。

数値目標(指標)一覧・個表

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	1 大気環境の保全	1	大気に係る環境基準達成率	64.00%	100%達成維持	58.00%	未達成	引き続き反映	環境基準が設定されている6評価項目66地点での観測の結果38地点で基準達成となったが、28地点では未達成となった。未達成項目は浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの2項目で、県内全域で発生した大規模な黄砂の影響であると考えられる。黄砂発生箇所等直接の要因は特定できないが、中国大陸から飛来した大気汚染物質が原因とも思われる。	
		2	ばい煙発生施設の排出基準	90%	100%	100%	達成	引き続き反映		
		3	長崎県自動車排出ガス対策推進協議会の開催	年1回	年1回	年1回	達成	「数値目標の反映なし」		平成22年度の協議会において、協議会開催目的である自動車排出ガス低減が概ね達成されたとの認識が協議会メンバーにより確認されたため、平成23年度以降の協議会開催が一端保留とされたため。
	2 水環境の保全	4	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川:BOD)	86.8%	100%達成	100%	達成	引き続き反映		
		5	水質汚濁に係る環境基準達成率(海域:COD)	70.7%	100%達成	71.1%	未達成	引き続き反映	大村湾は従来から環境基準を達成しておらず、ほぼ横ばい状況である。大村湾以外については、初めて橘湾や松浦海域で環境基準を超過したが、水質悪化の有無については、今後の推移等をもって判断する必要がある。	
		6	海域における全窒素及び全磷の環境基準達成率	50.0%	100%達成	45.5%	未達成	引き続き反映	窒素・磷の環境基準類型指定されている海域は、すべて閉鎖性海域であり、特に閉鎖性が強く海水が交換されにくい海域である大村湾、佐世保湾、有明海で環境基準を超過している。	
		7	生活排水処理率(諫早湾調整池)	67.80%	68.6%(H19年度)	83.00%	達成	別の指標に見直し		

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	2 水環境の保全	8	生活排水処理率 (大村湾)	83.30%	86.6% (H20年度)	88.70%	達成	別の指標に見直し		
		9	下水道処理人口普及率	52.8%	60.00%	57.8%	未達成	別の指標に見直し	毎年僅かずつであるが伸びを示している。しかしながら、相対的な事業費の伸び悩みに加え、市町の財政状況の影響から、平成22年度末時点での目標値に至らなかった。 達成率 = $(57.8 - 49.3) / (60 - 49.3) = 79.4\%$	
		10	漁業集落排水の整備率	19.90%	50%	28.30%	未達成	別の指標に見直し	地元漁村の漁業生産の低下や高齢化等により設備改良費や配管費用の個人負担額が大きな負担となっている。このことから、加入率が上がらず地元市町は財政状況が厳しいなか整備に消極的なことが整備率低迷の大きな要因となっている。	污水处理施設については、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽等があり、地域の実情に応じた整備を進める必要がある。このことから、指標としては個別の施設の整備状況を把握するのではなく、污水处理施設全体の総合的な整備状況を把握することがより適切であると判断し、指標を「污水处理人口普及率」に変更した。
		11	農業集落排水の整備率	34.2%	40.00%	39.7%	概ね達成	別の指標に見直し		
		12	水質汚濁防止法に基づく特定施設の排水基準の遵守率	90.50%	100%遵守	96.90%	概ね達成	引き続き反映		
		13	長崎県未来環境条例に基づく指定施設の排水基準の遵守率	88.50%	100%遵守	100.00%	達成	引き続き反映		
	3 土壌・地盤環境の保全	14	有害物質使用特定事業場の排水基準の遵守率	100.00%	100%達成	100.00%	達成	引き続き反映		
	4 廃棄物・リサイクル対策の推進	15	一般廃棄物の排出量	571千トン	563千トン	—	達成	別の指標に見直し		
		16	産業廃棄物の排出量	4,561千トン (H16年度)	4,468千トン	—	概ね達成	引き続き反映		

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	4 廃棄物・リサイクル対策の推進	17	一般廃棄物再資源化率	14.8%	24%	—	未達成	引き続き反映	平成21年度における再資源化率は17.3%であり、増加の傾向にあるが目標を達成することができなかった。 集団回収に対する取組支援や分別の徹底により紙類(新聞紙等)の資源化量を増やす必要がある。	
		18	産業廃棄物再資源化率	62% (H16年度)	62%	—	未達成	引き続き反映	平成20年度における再資源化率は55%で全国値(54%)をわずかに上回っているが、目標値については達成することができなかった。再資源化率が高い、がれき類の排出量が大幅に減少していることや、電気業から多く排出されるばいじんの再資源化が進まなかったことが要因と考えられる。	
		19	容器包装廃棄物再資源化率	32.80%	43.60%	—	未達成	「数値目標の反映なし」	容器包装廃棄物再資源化率は平成20年度の27.3%の落ち込みから、平成21年度で29.8%と増加へ持ち直したが目標を達成することはできなかった。 容器包装廃棄物の分別収集率が低い品目(段ボールを除く紙製容器、ペットボトルを除くプラスチック製容器)に改善が見られなかった。	本計画の数値目標を引き継いだ「一般廃棄物再資源化率」において、容器包装リサイクル率の動向を把握する。
		20	ごみ焼却施設	31施設	27施設 (H20年度)	24施設	達成	引き続き反映		
		21	市町が設置する一般廃棄物施設のダイオキシン類排出量	1.64 g-TEQ/年	2.396 g-TEQ/年 以下 (H20年度)	0.51 g-TEQ/年	達成	引き続き反映		
		22	不法投棄物撤去率	63.00%	100%	93.20%	概ね達成	別の指標に見直し		
	5 騒音・振動・悪臭対策の推進	23	騒音に係る環境基準達成率(環境騒音)	78.6%	100%達成	81.6%	未達成	引き続き反映	平成22年度は179測定地点のうち2時間帯(昼間及び夜間の2つの時間帯)のすべてが環境基準に適合したのは146地点で、環境基準を達成しなかった理由としては、主に交通騒音や天候の影響によるものと考えられる。	

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	5 騒音・振動・悪臭 対策の推進	24	騒音に係る環境基準達成率 (自動車交通騒音)	85.8%	100%達成	86.4%	未達成	引き続き反映	平成22年度は4,583戸のうち環境基準を達成したのは、3,960戸。	
	6 化学物質の環境リスク対策の推進	25	評価基準設定項目の基準達成率	100.0%	100%達成	調査なし	達成	「数値目標の反映なし」		平成21年度以降、県による調査を休止しているが、今後はPRTR(化学物質排出移動量)届出制度や化学物質環境実態調査の情報を活用し、いわゆる環境ホルモン等の化学物質の状況について把握していくとともに、国等の動向を注視していくこととする。
		26	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	100%	100%達成	100%	達成	引き続き反映		
		27	ダイオキシン類に係る排出基準遵守率	81.3%	100%遵守	100.0%	達成	引き続き反映		
		28	ダイオキシン類の自主検査及び報告の遵守率	99.2%	100%達成	97.8%	未達成	引き続き反映	H17年度～H22年度の実績で95%を超える達成状況であるが、計画策定時より値が下回ったことから、未達成と評価した。	
基本目標Ⅱ 共生する快適な環境づくりが 人々と自然とが 共生する自然と地域の保全	1 優れた自然と地域生物の保全	29	森林面積(民有林)	218,481	219,000ha	217,854	未達成	「数値目標の反映なし」	森林面積の増加要因としては、耕作放棄地への植林等が考えられ、一方減少要因としては、住宅団地造成、工業団地造成、農用地造成等の林地開発が考えられる。近年は減少要因が多い状況が続いており目標値を下回っている。	公益性の高い森林を保安林に指定し、水源の確保や県土の保全を図ることとしていることから、本計画の数値目標を引き継いだ「保安林面積」で動向を把握する。
		30	保安林面積	44,520	48,400ha	48,794	達成	引き続き反映		

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅱ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	1 優れた自然と多様な生物が生息する地域の保全	31	レッドデータブックの掲載種の種数	1,000種	レベル維持	1,392種	未達成	別の指標に見直し	H12年度レッドデータブックと比較して、絶滅のおそれのある野生動植物の種数(掲載種の種数)は392種増加した。 (H22年度改訂版で新たに対象とした蘚苔類と貝類を除いた掲載種数で比較すると165種の増)	レッドデータブックの改訂は一定期間ごとに行うため毎年度の指標として適さないこと、調査の精度が高まれば新たに判明する種もあることから単純に種数の増減で評価できないことから、具体的な保護のための施策の実施件数としての「希少野生動植物種保存地域の指定地域数」に指標を見直した。 また、施策として「長崎県レッドデータブックの発行」を行い、県民意識の向上を図る。
		32	自然公園面積	74,091ha	現状維持	74,091ha	達成	「施策として実施」		希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国定公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定・計画変更を検討するとともに、特に貴重な自然環境を有する長崎県自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化を検討する等の施策により事業を継続して実施する。
	2 身近な自然の保全と創造	33	県民参加の地域づくり事業活動人員	21,388人	35,000人/年	46,106人	達成	「施策として実施」		「長崎県環境基本計画」の直接の数値目標としては反映していないが、本基本計画に掲げる美しいふるさとづくりの推進については県民ボランティアと協働した「県民参加の地域づくり事業」において今後も取り組んでいく。 参考) 大項目「快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造」の中項目「快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり」掲載事業
		34	藻場の回復と拡大に取り組んだ件数	35	120	254	達成	別の指標に見直し		
		35	海砂の採取量	335万m³	300万m³	260万m³	達成	引き続き反映		

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画初年度(H17年度)	数値目標値	最終年度(H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅱ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	2 身近な自然の保全と創造	36	一人当たりの都市公園面積	11.93㎡/人	14.0㎡/人	—	未達成	「施策として実施」	本県の都市公園施設の老朽化が進む中、従来国庫補助の対象でなかった公園施設の改修が、バリアフリーを導入すること等を前提に可能となったことから、既存公園の再整備が事業の主流となり、公園面積の増加につながる公園の新規・拡張整備が減少したことから、目標を達成できなかった。	本県の都市公園施設の老朽化が進む中、従来国庫補助の対象でなかった公園施設の改修が、バリアフリーを導入すること等を前提に可能となったことから、既存公園の再整備が事業の主流となり、公園面積の増加につながる公園の新規・拡張整備が減少したことから、目標を達成できなかった。本県の現状を見ると全国平均値(9.7㎡/人)を上回る公園面積が確保されており、今後は既存の公園施設機能充実のための改築・更新を図り、スポーツ・レクリエーション活動増進につなげていく。
		37	グリーン・ツーリズムインストラクター数	49	580人	719	達成	別の指標に見直し		
	3 人と自然とのふれあい促進	38	県民の森利用者数	150,754	180,000人	136,911	未達成	別の指標に見直し	入場者数は平成13年度以降14万数千人で横ばい状況であるが、平成22年度は夏場の集客時期に天候不良が続き若干減少している。全国のオートキャンプ場の利用者数の状況を見ても平成9年度以降漸減が続き、近年は約半数まで落ち込んでいる。経済情勢の影響、余暇の過ごし方の多様化、自然公園の増加などが減少要因と思われる。	
		39	自然公園利用者数	13,332千人	17,500千人	13,205千人	未達成	引き続き反映	自然公園の利用については、国内外の長引く不況など経済・社会状況のほか、猛暑や寒波の異常気象などの自然現象により、余暇活動の停滞、野外活動人口の伸び悩みなど大きな影響を受け、目標を達成できなかった。	
基本目標Ⅲ パートナーシップによる環境づくり	1 環境教育・環境学習等の推進	40 41	こどもエコクラブ数・クラブ員数	91クラブ 1,975人	100クラブ 2,000人	73クラブ 3,588人	概ね達成	「施策として実施」		国の事業が廃止となり、民間団体が事業を継承することになったことから、今後は、民間団体の取組をサポートする形で子供エコクラブの普及を図る。このため、本指標は取りやめるが、従来から実施している「環境保全活動推進事業」により継続して環境教育の推進を図る。

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅲ パートナーシップによる環境づくり	2 自主的な環境保全行動の促進	42	市町における温暖化防止対策実行計画の策定率	43.00%	100.00%	95.00%	概ね達成	「数値目標の反映なし」		現時点で全ての市町が計画を策定済みのため。
		43	一般廃棄物再資源化率	14.8%	24%	—	未達成	引き続き反映	平成21年度における再資源化率は17.3%であり、増加の傾向にあるが目標を達成することができなかった。 集団回収に対する取組支援や分別の徹底により紙類(新聞紙等)の資源化量を増やす必要がある。	
		44	産業廃棄物再資源化率	62%	62%	—	未達成	引き続き反映	平成20年度における再資源化率は55%で全国値(54%)をわずかに上回っているが、目標値については達成することができなかった。再資源化率が高い、がれき類の排出量が大幅に減少していることや、電気業から多く排出されるばいじんの再資源化が進まなかったことが要因と考えられる。	
		45	エコショップ認定店舗数	914店舗	3,000店舗	2,728店舗	概ね達成	「施策として実施」		
基本目標Ⅳ さす地域の取組と国際的取組	1 地球温暖化の防止	46	県産材自給率	16.00%	30.00%	12.40%	未達成	別の指標に見直し	・県内で生産された木材のほとんどが県外に出荷されており、国の統計では、素材を入荷する市場等が所在する都道府県を生産県としているため、実態が正確に把握されていない状態となっている。 ・本県では木材生産基盤による作業路網の整備により利用間伐は確実に増加し、木材の生産量も増加しているので、今後、生産量の実績の調査の方法を見直す予定である。(林政課独自の出荷調査に基づく自給率は23%となっている)	

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅳ 地球環境保全をめざす地域的取組と国際的取組	1 地球温暖化の防止	47	二酸化炭素排出量	890万トン	785万トン		未達成	引き続き反映	減少傾向にあるが、平成21年度の実績は集計中であり、現時点での評価は困難。	
		48	太陽光発電	24,159kw	61,500kw	61,588kw (推計値: 複数の公表資料等からの抽出データのため)	概ね達成	「施策として実施」		平成24年度より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される予定で、事業者にはインセンティブが与えられる見込み。重点プロジェクトであるナガサキ・グリーンニューディールの推進方針の中で、再生可能エネルギーの利用拡大、活用推進を掲げ、引き続き実現を目指していく。
		49	風力発電	33,640kw	160,000kw	97,160kw	未達成	「施策として実施」	県内での国内最大級の大型ウインドファーム(10万kw)の計画が中断しているため、目標達成はできなかった。	平成24年度より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される予定で、事業者にはインセンティブが与えられる見込み。重点プロジェクトであるナガサキ・グリーンニューディールの推進方針の中で、再生可能エネルギーの利活用を引き続き推進する。
		50	ごみ発電量	年間 7,433万kwh	年間 15,155万kwh (H30年度) ※H21.7見直し 年間 9,116万kwh	年間 6,689万kwh (H21年度)	概ね達成	引き続き反映		
	2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進	51	フロン立入事業者数	96件	100件/年	102件	達成	引き続き反映		
		52	1降雨のpHの平均値	4.56～4.65	1降雨のpHの平均値の範囲 4.0以上	4.60～4.78	達成	引き続き反映		

基本目標	大項目	指標番号	指標内容	計画 初年度 (H17年度)	数値目標値	最終年度 (H22年度)	達成状況	施策の反映	未達成の理由	反映していない場合の理由
基本目標Ⅳ 地域の取組と国際的取組	4 国際的取組の推進	53	日韓海峡沿岸 環境技術交流 会議の開催	3回	2回	2回	達成	引き続き反 映		
		54	規制基準の達 成率	90.50%	100%達成	97.20%	概ね達成	「数値目標 の反映なし」		「特定施設からの排水基準遵守率」、「指定施設からの排水基準遵守率」の2つの指標をもとに、当該指標を説明していたことから、今後はそれぞれの指標での目標達成を目指して取り組みを行っていく。
環境保全のための 基盤的施策		55	規制規準の達 成率(大気)	90%	100%達成	100%	達成	「数値目標 の反映なし」		事業場の規制と言う視点から設けたもので、「ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率」と同一であることから削除した。「ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率」は、引き続き反映される。

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	1	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
大気に係る環境基準達成率			60.00%	64.00%	82.00%	63.00%	66.70%	65.90%
数値目標値		100%達成維持			平成22年度実績値		58.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容		①アイドリングストップ運動 ②電気自動車、天然ガス車等の低公害車及び排出ガス車の普及促進 ③マイカー自粛、公共交通機関利用の促進 ④環境にやさしい道路・交通対策の提案等を各年で実施。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 環境基準が設定されている6評価項目66地点での観測の結果38地点で基準達成となったが、28地点では未達成となった。未達成項目は浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの2項目で、県内全域で発生した大規模な黄砂の影響であると考えられる。黄砂発生箇所等直接の要因は特定できないが、中国大陸から飛来した大気汚染物質が原因とも思われる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「大気に係る環境基準達成率」として引き続き反映（新たに数値目標80%を設定）						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	2	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ばい煙発生施設の排出基準			100%	90%	100%	100%	100%	100%
数値目標値		100%			平成22年度実績値		100.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容		工場・事業場に設置しているボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設（H17年度：10施設、H18年度：10施設、H19年度：12施設、H20年度：14施設、H21年度：11施設、H22年度：13施設）へ立ち入り、煙道排ガスの測定を実施した。 立入調査の結果は、H17年度の1施設（排出規準超過による改善勧告実施済み）を除き、排出規準を超過した施設無し。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成している。 今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率（ばい煙発生施設から排出される硫酸化物などのばい煙濃度の排出基準適合施設割合）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	3	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
長崎県自動車排出ガス対策推進協議会の開催			年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
数値目標値		年1回		平成22年度実績値		年1回		
平成17年度から22年度までの取組内容		協議会を開催し、メンバーが取り組んでいる事例を紹介するなどの情報交換を実施するとともに、アイドリングストップ運動や低公害車導入の啓蒙に努めた。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 平成17年度から22年度にかけて、年1回の協議会開催を実施。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない場合の理由		平成22年度の協議会において、協議会開催目的である自動車排出ガス低減が概ね達成されたとの認識が協議会メンバーにより確認されたため、平成23年度以降の協議会開催が一端保留とされたため。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	4	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
水質汚濁に係る環境基準 達成率 (河川：BOD)			94.7%	86.8%	96.5%	96.4%	100%	100%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		100%	
平成17年度から22年度までの取組内容		水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質常時監視を実施するとともに、工場・事業場から放流される排水の水質状況を監視した。平成22年度は環境基準の類型が指定されている49河川55水域で水質測定を実施し、55水域すべてにおいて環境基準を達成した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 河川のBODの環境基準達成率は、3年間100%達成となっており、目標を達成しているといえる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「河川BOD評価による環境基準達成率（河川水質調査水域数に対する環境基準達成水域の割合）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	5	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
水質汚濁に係る環境基準 達成率 (海域：COD)			73.8%	70.7%	71.4%	78.6%	75.0%	76.3%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		71.1%	
平成17年度から22年度までの取組内容		水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質常時監視を実施するとともに、工場・事業場から放流される排水の水質状況を監視した。平成22年度は14水域76環境基準点のうち54地点で環境基準を達成した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 大村湾は従来から環境基準を達成しておらず、ほぼ横ばい状況である。大村湾以外については、初めて橘湾や松浦海域で環境基準を超過したが、水質悪化の有無については、今後の推移等をもって判断する必要がある。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「海域COD評価による環境基準達成率（海域水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合）」として引き続き反映。（新たな数値目標として80%を設定）						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	6	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率			63.6%	50.0%	54.5%	54.5%	72.7%	72.7%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		45.5%	
平成17年度から22年度までの取組内容		海域の富栄養化防止のため、水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷削減を指導するとともに、生活排水対策も実施した。平成22年度は環境基準の類型が指定されている11水域で水質測定を実施し、5水域で環境基準を達成した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐達成 ☐概ね達成 ☒未達成 【上記評価とする根拠】 窒素・燐の環境基準類型指定されている海域は、すべて閉鎖性海域であり、特に閉鎖性が強く海水が交換されにくい海域である大村湾、佐世保湾、有明海で環境基準を超過している。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率」として引き続き反映。 (新たな数値目標として75%を設定)						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	7	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
生活排水処理率 (諫早湾調整池)			59.10%	67.80%	68.00%	73.60%	75.60%	80.90%
数値目標値		68.6% (H19年度)			平成22年度実績値		83.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容		生活排水対策活動促進事業により、市町が行う生活排水対策の啓発・実践活動に対し、技術的・財政的支援を行った。 農村漁村生活環境整備事業により、地元市による公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備を支援した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成したことによる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「汚水処理人口普及率」として指標を見直した。 なお、諫早湾干拓調整池流域における汚水処理人口普及率については「諫早湾環境対策プロジェクト」を構成する個別計画「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、別途年度別の目標を設定し、各種施策に取り組むこととしている。						
反映していない場合の理由		プロジェクトを構成する個別計画での取り組みであるため。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	8	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
生活排水処理率 (大村湾)			80.80%	83.30%	84.20%	86.20%	86.60%	87.50%
数値目標値		86.6% (H20年度)			平成22年度実績値		88.70%	
平成17年度から22年度までの取組内容		生活排水対策活動促進事業により市町が行う生活排水対策の啓発・実践活動に対する技術的・財政的支援を実施した。 公共下水道整備促進事業及び農村漁村生活環境整備事業により市町が実施する下水道整備を支援し、その結果、長崎市琴海大平町で下水処理場が完成し供用を開始した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成したことによる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「汚水処理人口普及率」として指標を見直した。 なお、大村湾流域における汚水処理人口普及率については「大村湾再生プロジェクト」を構成する個別計画「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、別途年度別の目標を設定し、各種施策に取り組むこととしている。						
反映していない場合の理由		プロジェクトを構成する個別計画での取り組みであるため						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	9	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
下水道処理人口普及率			49.3%	52.8%	52.7%	54.1%	55.5%	56.7%
数値目標値		60.0% (H22年度)			平成22年度実績値		57.8%	
平成17年度から22年度までの取組内容		下水道事業を、長崎市他15市町において実施している。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 毎年僅かずであるが伸びを示している。しかしながら、相対的な事業費の伸び悩みに加え、市町の財政状況の影響から、平成22年度末時点での目標値に至らなかった。 達成率＝(57.8-49.3) / (60-49.3) = 79.4%						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「污水处理人口普及率」として指標を見直した。 污水处理施設については、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽等があり、地域の実情に応じた整備を進める必要がある。このことから、指標としては個別の施設の整備状況を把握するのではなく、污水处理施設全体の総合的な整備状況を把握することがより適切であると判断し、指標を「污水处理人口普及率」に変更した。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	10	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
漁業集落排水の整備率			18.00%	19.90%	23.10%	23.00%	28.30%	28.30%
数値目標値		50.0% (H22年度)		平成22年度実績値			28.30%	
平成17年度から22年度までの取組内容		漁村総合整備事業として、漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため漁業集落環境整備整備事業（漁業集落排水施設）を県下8地区で実施し、7地区が完了した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐達成 ☐概ね達成 ☒未達成 地元漁村の漁業生産の低下や高齢化等により設備改良費や配管費用の個人負担額が大きな負担となっている。 このことから、加入率が上がらず地元市町は財政状況が厳しいなか整備に消極的なことが整備率低迷の大きな要因となっている。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「污水处理人口普及率」として指標を見直した。 污水处理施設については、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽等があり、地域の実情に応じた整備を進める必要がある。このことから、指標としては個別の施設の整備状況を把握するのではなく、污水处理施設全体の総合的な整備状況を把握することがより適切であると判断し、指標を「污水处理人口普及率」に変更した。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	11	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
農業集落排水の整備率			34%	34.2%	34.4%	37.8%	37.8%	37.8%
数値目標値		40.0% (H22年度)			平成22年度実績値		39.7%	
平成17年度から22年度までの取組内容		農業集落排水事業を、諫早市他1町において実施している。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 ■概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 事業費の伸び悩みに加え、市町の財政状況の影響から、平成22年度末時点での目標値に僅かに至らなかった。 達成率＝(39.7-34) / (40-34)＝95%						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「污水处理人口普及率」として指標を見直した。 污水处理施設については、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽等があり、地域の実情に応じた整備を進める必要がある。このことから、指標としては個別の施設の整備状況を把握するのではなく、污水处理施設全体の総合的な整備状況を把握することがより適切であると判断し、指標を「污水处理人口普及率」に変更した。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	12	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
水質汚濁防止法に基づく特定施設の排水基準の遵守率			89.90%	90.50%	95.70%	95.30%	95.30%	98.10%
数値目標値		100%遵守			平成22年度実績値		96.90%	
平成17年度から22年度までの取組内容		水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査を行い、排水検査を実施した。 排水基準を超過した事業場に対しては、施設の改善について指導を行った。 平成22年度：調査数326件、基準達成数316件						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☒ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 超過した事業場に対しては、施設の改善指導を行い、指導後の年度内の排水基準遵守率は100%であることから、「概ね達成」と評価した。 一部の事業者による排水処理施設の不適正な維持管理に因ることが原因で、その都度指導等を行った。なお、目標値達成のため、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導が必要である。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「特定施設からの排水基準遵守率（水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	13	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
長崎県未来環境 条例に基づく指 定施設の排水基 準の遵守率			92.30%	88.50%	91.90%	100.00%	96.00%	100.00%
数値目標値		100%遵守			平成22年度実績値		100.00%	
平成17年度から 22年度までの 取組内容		長崎県未来環境条例に基づく指定施設からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査を行い排水検査を実施した。 排水基準を超過した事業場に対しては、施設の改善について指導を行った。 平成22年度：調査数32件、基準達成数32件						
数値目標達成状況 未達成のものは その原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成している。 今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「指定施設からの排水基準遵守率（長崎県未来環境条例に基づく指定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	14	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
有害物質使用特定事業場の排水基準の遵守率			99.00%	100.00%	100.00%	98.00%	95.80%	100.00%
数値目標値			100%達成		平成22年度実績値		100.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容			水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査を行い有害物質排水検査を実施した。排水基準を超過した事業場に対しては、施設の改善について指導を行った。 平成22年度：調査数85件、基準達成数85件					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成している。 今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			「有害物質使用特定事業場の排水基準遵守率（重金属等の有害物質を使用している特定事業場について、排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合）」として引き続き反映					
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	15	数値	計画策定時 (H13年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
一般廃棄物の排出量			600千トン	571千トン	563千トン	538千トン	517千トン	505千トン
数値目標値		563千トン (H22年度)			平成22年度実績値		505千トン (H21年度)	
平成17年度から22年度までの取組内容		○第2期長崎県廃棄物処理計画（H18～H22年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・ゴミゼロながさき推進会議の開催とゴミゼロながさき実践計画の推進 ・マイ・バッグ・キャンペーン等、レジ袋削減のための普及・啓発 ・生ごみリサイクルの活動支援 ・長崎県分別収集促進計画の推進 ・ゴミゼロ標語の募集、優良団体等の表彰 ○第3期長崎県廃棄物処理計画（H23～H27年度）の策定						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 一般廃棄物の排出量については、年々減少の傾向にあり、平成22年度の目標については、平成19年度に目標を達成することができた。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○第3期長崎県廃棄物処理計画の数値目標と現計画の数値目標との整合を図るため、「一般廃棄物の排出量」から「1人1日あたりの一般廃棄物排出量」として指標を見直した。 ・基準年（H20年度）：965g ・目標年（H27年度）：850g						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	16	数値	計画策定時 (H10年度)	H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
産業廃棄物の排出量			5,885千トン	4,561千トン			4,501千トン	
数値目標値			4,468千トン (H22年度)	平成22年度実績値			4,501千トン (H20年度)	
平成17年度から22年度までの取組内容		○第2期長崎県廃棄物処理計画（H18～H22年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・産業廃棄物税の活用支援 ・多量排出事業者に対する指導 ・排出事業者研修会の開催 ○第3期長崎県廃棄物処理計画（H23～H27年度）の策定						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 ■概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標削減率（H10年度比24%）は達成することができたが、排出量について33千トン、目標を達成することができなかった。 産業廃棄物の排出量については、平成10年度の排出量（5,885千トン）を基準とし、平成22年度までに4,468千トンまで削減することを目標としていた。 このことから、達成率は97.7%（5,885-4,501） / （5,885-4,468）であり、「概ね達成」と評価した。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○「産業廃棄物の排出量」として引き続き反映。なお、数値については、第3期長崎県廃棄物処理計画の数値目標と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 ・基準年（H20年度）：4,501千トン ・目標年（H27年度）：4,501千トン H27年度の排出量がわずかではあるが増加することが予測されることからH20年度の排出量を維持することを目標とした。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	17 43	数値	計画策定時 (H13年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
一般廃棄物再資源化率			11.2%	14.8%	16.7%	16.8%	15.8%	17.3%
数値目標値		24% (H22年度)			平成22年度実績値		17.3% (H21年度)	
平成17年度から22年度までの取組内容		○第2期長崎県廃棄物処理計画（H18～H22年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・ゴミゼロながさき推進会議の開催とゴミゼロながさき実践計画の推進 ・マイ・バッグ・キャンペーン等、レジ袋削減のための普及・啓発 ・生ごみリサイクルの活動支援 ・長崎県分別収集促進計画の推進 ・ゴミゼロ標語の募集、優良団体等の表彰 ○第3期長崎県廃棄物処理計画（H23～H27年度）の策定						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 平成21年度における再資源化率は17.3%であり、増加の傾向にあるが目標を達成することができなかった。 集団回収に対する取組支援や分別の徹底により紙類（新聞紙等）の資源化量を増やす必要がある。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○「一般廃棄物再資源化率」として引き続き反映。なお、数値については、第3期長崎県廃棄物処理計画の数値目標と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 ・基準年（H20年度）：15.8% ・目標年（H27年度）：25%						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	18 44	数値	計画策定時 (H10年度)	H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
産業廃棄物再資源化率			54%	62%			55%	
数値目標値		62% (H22年度)		平成22年度実績値			55% (H20年度)	
平成17年度から22年度までの取組内容		○第2期長崎県廃棄物処理計画（H18～H22年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・産業廃棄物税の活用支援 ・ゴミゼロながさき環境産業支援事業 ・多量排出事業者に対する指導 ・リサイクル製品等認定制度の創設 ・排出事業者研修会の開催 ○第3期長崎県廃棄物処理計画（H23～H27年度）の策定						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 平成20年度における再資源化率は55%で全国値（54%）をわずかに上回っているが、目標値については達成することができなかった。再資源化率が高い、がれき類の排出量が大幅に減少していることや、電気業から多く排出されるばいじんの再資源化が進まなかったことが要因と考えられる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○「産業廃棄物再資源化率」として引き続き反映。なお、数値については、第3期長崎県廃棄物処理計画の数値目標と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 ・基準年（H20年度）：55% ・目標年（H27年度）：62% 上記については、5年度毎にしか把握しないため、次の項目を現計画の数値目標に追加した。 項目名）産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率 ・基準年（H20年度）：42%						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	19	数値	計画策定時 (H14年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
容器包装廃棄物 再資源化率			22.70%	32.80%	35.00%	29.10%	27.30%	29.80%
数値目標値		43.6% (H22年度)		平成22年度実績値			29.8% (H21年度)	
平成17年度から 22年度までの 取組内容		○第4期長崎県分別収集促進計画（H17～H21年度）の実施 ○第5期長崎県分別収集促進計画（H20～H24年度）の策定・実施 ○第6期長崎県分別収集促進計画（H23～H27年度）の策定 ・各期長崎県分別収集促進計画に基づき、市町への助言や分別収集についての啓発、学校での牛乳パックリサイクル促進のための方策検討等に取り組んだ。						
数値目標達成状況 未達成のものは その原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 容器包装廃棄物再資源化率は平成20年度の27.3%の落ち込みから、平成21年度で29.8%と増加へ持ち直したが目標を達成することはできなかった。 容器包装廃棄物の分別収集率が低い品目（段ボールを除く紙製容器、ペットボトルを除くプラスチック製容器）に改善が見られなかった。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない 場合の理由		本計画の数値目標を引き継いだ「一般廃棄物再資源化率」において、容器包装リサイクル率の動向を把握する。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	20	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ごみ焼却施設			43施設	31施設	28施設	25施設	24施設	24施設
数値目標値		27施設 (H20年度)			平成22年度実績値		24施設	
平成17年度から22年度までの取組内容		○長崎県ごみ処理広域化計画（計画期間：H11～30年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・施設整備等にかかる市町等への助言 ○長崎県ごみ処理広域化計画の見直し（H21.7月改訂） ○廃焼却炉解体支援事業						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 長崎県ごみ処理広域化計画におけるH20年度目標値27施設に対し、目標を達成。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○「ごみ焼却施設数」として引き続き反映。なお、数値については、長崎県ごみ処理広域化計画と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 基準年（H21年度）：24施設 目標年（H27年度）：20施設						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	21	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
市町が設置する一般廃棄物施設のダイオキシン類排出量			2.11 g-TEQ/年	1.64 g-TEQ/年	0.55 g-TEQ/年	0.59 g-TEQ/年	0.35 g-TEQ/年	0.36 g-TEQ/年
数値目標値		2.396 g-TEQ/年 以下 (H20年度)			平成22年度実績値		0.51 g-TEQ/年	
平成17年度から22年度までの取組内容		○長崎県ごみ処理広域化計画（計画期間：H11～30年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・基準超過を防止するための指導、監督 ・施設整備等にかかる市町等への助言 ○長崎県ごみ処理広域化計画の見直し（H21.7月改訂） ○ダイオキシン類対策事業 ○廃焼却炉解体支援事業						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 ・長崎県ごみ処理広域化計画におけるH20年度目標値2.396g-TEQ/年に対し、目標を達成。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		○「市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量」として引き続き反映。なお、数値については、長崎県ごみ処理広域化計画と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 基準年（H21年度）：0.36g-TEQ/年 目標年（H27年度）：0.30g-TEQ/年以下						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	22	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
不法投棄物撤去率			57.50%	63.00%	61.00%	65.10%	69.10%	81.00%
数値目標値			100% (H22年度)	平成22年度実績値			93.20%	
平成17年度から22年度までの取組内容			・廃棄物適正処理推進指導員の増員による監視体制の強化 ・監視パトロール、撤去指導 ・ホットライン等による情報収集 ・ヘリコプターによる定期的な空域パトロール ・(社)長崎県トラック協会との監視協定の締結 ・クリーンアップ事業による未撤去物の撤去					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			□達成 ■概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 不法投棄物撤去率は平成17年度の63.0%から平成22年度は93.2%と大きく向上したが、原因者不明のものや原因者が判明し撤去を指導したが早急な撤去ができなかったこと等のため、達成に至らなかった。 しかしながら、総数515件に対して、年度内撤去が480件、更に平成23年10月末時点で24件の撤去を終え、実績値は97.9%となっており、達成率＝ $(97.9-57.5) / (100-57.5) = 95\%$ であることから、「概ね達成」と評価した。					
現計画(H23.3策定)への施策の反映状況			「産業廃棄物処理業者の基準適合率」として指標を見直した。 不法投棄物撤去率については概ね目標を達成したことから、新たに不法投棄及び不適正処理防止対策の指標として設定するもの。					
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	23	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
騒音に係る環境基準達成率（環境騒音）			77.6%	78.6%	75.5%	68.0%	81.4%	84.6%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		81.6%（速報値）	
平成17年度から22年度までの取組内容		市町が実施する環境騒音測定に対して測定方法や測定結果の評価方法などについて技術的な支援を行った。 地域指定(環境基準類型・規制)及び指定地域見直しのための市町の意向調査の実施及び指定の働きかけを行った。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 平成22年度は179測定地点のうち2時間帯（昼間及び夜間の2つの時間帯）のすべてが環境基準に適合したのは146地点で、環境基準を達成しなかった理由としては、主に交通騒音や天候の影響によるものと考えられる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率（環境騒音）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	24	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
騒音に係る環境基準達成率（自動車交通騒音）			40.0%	85.8%	86.6%	85.6%	87.3%	89.2%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		86.4%(速報値)	
平成17年度から22年度までの取組内容		自動車交通騒音の常時監視を県下15地点で実施した。 また、他部局にて渋滞緩和のための環状道路、バイパス整備、道路構造対策として低騒音舗装の整備が行われている。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 平成22年度は4,583戸のうち環境基準を達成したのは、3,960戸。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率（自動車騒音）」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	25	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
評価基準設定項目の基準達成率			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	調査なし
数値目標値			100%達成		平成22年度実績値		調査なし	
平成17年度から22年度までの取組内容			環境対策の原因物質である洗浄剤を使用していると想定される9事業場の排水調査を実施し、過去に評価基準を超過した3事業場に対して、洗浄剤の削減等について指導した。 また、県内10河川で評価基準に適合していたことを確認した。					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☒ 達成 ☐ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 100%達成のため					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			反映なし					
反映していない場合の理由			平成21年度以降、県による調査を休止しているが、今後はPRTR（化学物質排出移動量）届出制度や化学物質環境実態調査の情報を活用し、いわゆる環境ホルモン等の化学物質の状況について把握していくとともに、国等の動向を注視していくこととする。					

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	26	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ダイオキシン類に係る環境基準達成率			100%	100%	100%	100%	100%	100%
数値目標値			100%達成		平成22年度実績値		100.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容			H17～22年度まで大気9地点、公共用水域29地点（水質18、底質11）、地下水7地点及び土壌16地点の合計61地点で調査を行い、全ての地点で環境基準に適合していたことを確認した。					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☒ 達成 ☐ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 ダイオキシン類に係る環境基準達成率が100%であることから、達成とした。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			「ダイオキシン類に係る環境基準達成率」として引き続き反映					
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	27	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ダイオキシンシン類に係る排出基準遵守率			100%	81.3%	68.8%	93.8%	100%	87.5%
数値目標値		100%遵守			平成22年度実績値		100.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容		ダイオキシンシン類の発生源である産業廃棄物焼却炉等に立ち入り検査を実施し、排出濃度を測定し、排出規準を超過した施設に対しては改善勧告を実施している。 改善勧告を行った施設数は、H17年度は3施設（調査16施設）、H18年度は5施設（調査16施設）、H19年度は1施設（調査16施設）、平成20年度は0施設（調査17施設）、平成21年度は2施設（調査16施設）、平成22年度は0施設（調査17施設）である。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 全ての対象施設において、ダイオキシンシン類に係る排出規準を順守していたことから。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「施設に係るダイオキシン類の排出基準遵守率」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	28	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ダイオキシン類の自主検査及び報告の遵守率			98.1%	99.2%	98.4%	99.2%	100%	96.8%
数値目標値		100%達成			平成22年度実績値		97.80%	
平成17年度から22年度までの取組内容		設置者に対して、自主測定の実施・報告について文書通知するとともに、自主測定結果及び未報告者を公表することで、各事業者の自主的な取り組みを促している。 なお、平成22年度は自主測定が必要な92事業者のうち、90事業者から報告を受けている。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 H17年度～H22年度の実績で95%を超える達成状況であるが、計画策定時より値が下回ったことから、未達成と評価した。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「自主測定及び報告の遵守率」として引き続き反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	29	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
森林面積（民有林）			218,476	218,481	218,589	218,474	218,474	218,433
数値目標値		219,000ha (平成22年度)			平成22年度実績値		217,854ha	
平成17年度から22年度までの取組内容		原野や耕作放棄地については努めて森林化を目指すと共に、林地の開発については、1haを超えるものについては森林法により無秩序な開発を規制し、それ以下の開発についても、秩序ある開発を指導するなどして森林の維持に努めている。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 森林面積の増加要因としては、耕作放棄地への植林等が考えられ、一方減少要因としては、住宅団地造成、工業団地造成、農用地造成等の林地開発が考えられる。近年は減少要因が多い状況が続いており目標値を下回っている。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない場合の理由		公益性の高い森林を保安林に指定し、水源の確保や県土の保全を図ることとしていることから、本計画の数値目標を引き継いだ「保安林面積」で動向を把握する。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	30	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
保安林面積			42,686	44,520	45,823	46,846	47,401	48,134
数値目標値		48,400ha (平成22年度)			平成22年度実績値		48,794ha	
平成17年度から22年度までの取組内容		保安林に指定しようとする森林について、県が取得した指定承諾書を基に、現地で地況、林況、荒廃状況、保安林指定区域、地番地目、隣接所有者等を調査し、最終的に「保安林指定調書（調査図、位置図を含む）」を作成する「ふるさと緑の生活環境基盤整備事業」により保安林指定促進を図った。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 平成22年度目標48,400haに対して、指定実績48,794haであり目標を達成している。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「保安林面積」として引き続き反映 平成23年度以降も公益性の高い森林を保安林に指定し、水源の確保や県土の保全を図ることとし、「ふるさと緑の生活環境整備事業」を継続して取り組むこととしている。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	31	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
レッドデータブックの掲載種の種数			1,000種	1,000種	—	—	—	—
数値目標値		レベル維持			平成22年度実績値		1,392種	
平成17年度から22年度までの取組内容		・緊急に保護・保全が必要な植物種について調査を実施し、その結果を踏まえて自然環境保全地域を指定 ・長崎県生物多様性保全戦略を策定し、普及啓発を実施 ・希少野生動植物種保存地域を指定し、希少野生動植物種の捕獲採取等を禁止 ・レッドデータブック改訂のための調査を実施し、改訂版レッドリストを作成						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 H12年度レッドデータブックと比較して、絶滅のおそれのある野生動植物の種数（掲載種の種数）は392種増加した。 （H22年度改訂版で新たに対象とした藓苔類と貝類を除いた掲載種数で比較すると165種の増）						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		レッドデータブックの改訂は一定期間ごとに行うため毎年度の指標として適さないこと、調査の精度が高まれば新たに判明する種もあることから単純に種数の増減で評価できないことから、具体的な保護のための施策の実施件数としての「希少野生動植物種保存地域の指定地域数」に指標を見直した。 また、施策として「長崎県レッドデータブックの発行」を行い、県民意識の向上を図る。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	32	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
自然公園面積			74,091ha	74,091ha	74,091ha	74,091ha	74,091ha	74,091ha
数値目標値		現状維持			平成22年度実績値		74,091ha	
平成17年度から22年度までの取組内容		既に指定されている自然公園区域について、法・条例に基づく業務を行った。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 自然公園面積を現状維持できた。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない場合の理由		希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国定公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定・計画変更を検討するとともに、特に貴重な自然環境を有する長崎県自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化を検討する等の施策により事業を継続して実施する。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	33	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
県民参加の地域づくり事業活動人員			5,123人	21,388人	24,308人	30,780人	36,986人	39,713人
数値目標値		35,000人/年			平成22年度実績値		46,106人	
平成17年度から22年度までの取組内容		1.登録団体への支援 ①活動に対する支給援助用品の支援拡大、障害保険の保障措置 ②登録団体の要件緩和、事業対象施設の拡大 ③愛護推進協議会の開催や優良団体表彰による支援 2.県民に対する啓発活動 ①県情報誌等による事業紹介 ②関係機関や団体の訪問等による事業周知						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成したため。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし （※総合計画では、「県民参加の地域づくり事業」において事業参加者数として引継ぎ）						
反映していない場合の理由		「長崎県環境基本計画」の直接の数値目標としては反映していないが、本基本計画に掲げる美しいふるさとづくりの推進については県民ボランティアと協働した「県民参加の地域づくり事業」において今後も取り組んでいく。 参考）大項目「快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造」の中項目「快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり」掲載事業						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	34	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
藻場の回復と拡大に取り組んだ件数			46	35	68	94	123	185
数値目標値				120	平成22年度実績値			254
平成17年度から22年度までの取組内容	「新生海の森づくり総合対策事業」により、以下①～④のとおり実施 ①自主的な活動体制づくり 27地区 ②藻場回復の取り組みに対する支援 27地区 ③藻場の拡大 13地区 ④漁業者参加による植林活動の促進 2地区 平成21年度までに185地区で取り組んだものを加え、累計254地区で実施							
数値目標達成状況 未達成のものはその原因	■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 数値目標を大きく上回った。							
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況	藻場回復に取り組む組織数として一部取り込まれている「環境保全活動取組集落数」として指標を見直した。 藻場の維持・回復に係る推進体制は概ね確立され、取り組みも安定的に進められていることから、現計画では、藻場の拡大に向け、漁場環境保全事業として継続実施する。							
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	35	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
海砂の採取量			4 5 0 万m ³	3 3 5 万m ³	3 6 9 万m ³	3 5 9 万m ³	2 8 1 万m ³	2 5 3 万m ³
数値目標値		3 0 0 万m ³ (H 2 2 年度)			平成 2 2 年度実績値		2 6 0 万m ³	
平成 1 7 年度から 2 2 年度までの取組内容		平成 1 5 年度の年間採取総量枠であった 4 5 0 万m ³ から、採取方法や採取区域等の規制を行なうとともに、採取量の制限を行うことにより段階的な削減を行い、平成 2 2 年度の年間採取総量枠を 3 0 0 万m ³ とした。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 年間採取総量枠の 3 0 0 万m ³ に対して、採取実績は 2 6 0 万m ³ で目標を達成した。						
現計画（H 2 3 . 3 策定）への施策の反映状況		「海砂採取の年間限量」として反映						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	36	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
一人当たりの 都市公園面積			11.36 ㎡/人	11.93 ㎡/人	11.84 ㎡/人	11.92 ㎡/人	12.07 ㎡/人	12.16 ㎡/人
数値目標値		14.0㎡/人 (H22年度)		平成22年度実績値			12.16㎡/人 (H21年度)	
平成17年度から 22年度までの 取組内容		都市公園等整備事業（国庫補助）により、H17～22までに、12箇所の都市公園が開設された。						
数値目標達成状況 未達成のものは その原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 本県の都市公園施設の老朽化が進む中、従来国庫補助の対象でなかった公園施設の改修が、バリアフリーを導入すること等を前提に可能となったことから、既存公園の再整備が事業の主流となり、公園面積の増加につながる公園の新規・拡張整備が減少したことから、目標を達成できなかった。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし。 （※総合計画では、県立都市公園利用者数として引継ぎ）						
反映していない場合の理由		本県の都市公園施設の老朽化が進む中、従来国庫補助の対象でなかった公園施設の改修が、バリアフリーを導入すること等を前提に可能となったことから、既存公園の再整備が事業の主流となり、公園面積の増加につながる公園の新規・拡張整備が減少したことから、目標を達成できなかった。本県の現状を見ると全国平均値（9.7㎡/人）を上回る公園面積が確保されており、今後は既存の公園施設機能充実のための改築・更新を図り、スポーツ・レクリエーション活動増進につなげていく。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	37	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
グリーン・ツー リズムインスト ラクター数			34	49	153	274	280	550
数値目標値		580人 (H22年度)			平成22年度実績値		719人	
平成17年度から22年度までの取組内容		・（財）都市農山漁村交流活性化機構主催の「インストラクター育成スクール」受講料を助成 ・長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会と連携し、インストラクター養成のための研修会を実施 ・グリーン・ツーリズム推進事業により実践者組織が行うインストラクターの養成を支援						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達したため。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「農林漁業体験民宿の開業許可軒数」として指標を見直した。 都市住民が農林漁業に触れる大きな機会（場所）として農林漁業体験民宿があげられるため、その開業許可軒数へ指標を更した。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	38	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
県民の森利用者数			148,607	150,754	142,853	144,256	143,013	144,686
数値目標値		180,000人 (平成22年度)			平成22年度実績値		136,911人	
平成17年度から22年度までの取組内容		18年度から指定管理者制度を利用した管理手法に転換し、経費の縮減に努めた。 県民の森指定管理者の独自企画及びインタープリター（森の案内人）の企画によるイベントを、毎年30回程度開催している。また、テレビ、ラジオ、各種広報誌等のマスコミを利用した広報活動、学校、病院、福祉施設、企業を訪問してのプレゼン営業活動を実施し、集客対策を行った。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 入場者数は平成13年度以降14万数千人で横ばい状況であるが、平成22年度は夏場の集客時期に天候不良が続く若干減少している。全国のオートキャンプ場の利用者数の状況を見ても平成9年度以降漸減が続く、近年は約半数まで落ち込んでいる。経済情勢の影響、余暇の過ごし方の多様化、自然公園の増加などが減少要因と思われる。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「県民の森利用者の満足度割合」として指標を見直した。 政策評価の外部評価委員会にて「利用者満足度」等の指標を検討すべきと提言を受け、指定管理者制度を活かした運営の効率化や広報活動の強化により集客アップ対策を講じるとともに、県民に愛される県民の森とするため、来園者に対してのアンケートにより満足度を把握することとし、それを新たな目標値として設定。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	39	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
自然公園利用者数			14,086千人	13,332千人	13,515千人	13,691千人	13,487千人	13,202千人
数値目標値			17,500千人		平成22年度実績値		13,205千人	
平成17年度から22年度までの取組内容			西海国立公園の佐世保市弓張岳園地及び高島園地、吉岐対馬国定公園の吉岐市岳ノ辻園地、北松県立公園の佐世保市白岳国民休養地、野母半島県立公園の長崎市権現山園地などにおいて、展望施設や駐車場、広場、歩道、トイレなどの整備のほか、既存の自然公園施設の改修等の整備を行い、快適で安全な公園利用の増進を図った。					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 自然公園の利用については、国内外の長引く不況など経済・社会状況のほか、猛暑や寒波の異常気象などの自然現象により、余暇活動の停滞、野外活動人口の伸び悩みなど大きな影響を受け、目標を達成できなかった。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			「自然公園利用者数」として反映。					
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	40 41	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
こどもエコクラブ数・クラブ員数			59クラブ ・ 1,556人	91クラブ ・ 1,975人	103クラブ ・ 2,333人	101クラブ ・ 2,220人	73クラブ ・ 2,846人	64クラブ ・ 2,524人
数値目標値			100クラブ ・ 2,000人		平成22年度実績値		73クラブ ・ 3,588人	
平成17年度から22年度までの取組内容			・エコツールの貸与等によるエコクラブ活動の支援 ・県内の環境保全団体や学校、環境アドバイザー活用団体等に対する幅広い周知 ・ホームページ、新聞等による県民への広報					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☐ 達成 ☒ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 クラブ数達成率＝(73-91) / (100-91)＝△200% クラブ員数達成率＝(3,588-1,975) / (2,000-1,975)＝6,452% 少子化による学級数の減少や学校の統廃合のため、クラブ数が減少したものであり、実質のクラブ員数は大幅に増大したことから、「概ね達成」と評価した。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			反映しない					
反映していない場合の理由			国の事業が廃止となり、民間団体が事業を継承することになったことから、今後は、民間団体の取組をサポートする形で子供エコクラブの普及を図る。このため、本指標は取りやめるが、従来から実施している「環境保全活動推進事業」により継続して環境教育の推進を図る。					

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	42	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
市町における温暖化防止対策実行計画の策定率			81.60%	43.00%	57.00%	78.00%	87.00%	90.00%
数値目標値	100.00%			平成22年度実績値			95.00%	
平成17年度から22年度までの取組内容	市町担当課長会議等の機会を捉え、計画を策定していない市町に対して、策定を要請した。							
数値目標達成状況 未達成のものはその原因	☐達成 ☒概ね達成 ☐未達成 【上記評価とする根拠】 平成22年度末では、21市町中20市町が計画を策定し、残り1市においてもH23年度中に策定予定であることから、「概ね達成」と評価した。							
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況	反映なし							
反映していない場合の理由	現時点で全ての市町が計画を策定済みのため。							

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	45	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
エコショップ認定店舗数			584店舗	914店舗	2,431店舗	2,445店舗	2,723店舗	2,738店舗
数値目標値			3,000店舗		平成22年度実績値		2,728店舗	
平成17年度から22年度までの取組内容			・エコショップの募集及び認定 ・エコショップのホームページでの紹介					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☐ 達成 ☒ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 本計画においては、平成21年度1,000店舗を目標としていたが、計画期間中に目標に達したことから、更なる目標値を設定したものの、更なる目標値についても、達成率が約90%に至ったことから「概ね達成」と評価した。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			反映なし					
反映していない場合の理由			H18より登録数が急激に増え、目標の対象店舗を3,000店舗としたが、目標店舗数の約90%がエコショップとして認定されたことから、一定の成果を得たと判断した。今後は、数値目標として管理することはないが、新規店舗への展開も考え、継続して制度を運用する。					

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	46	数値	計画策定時 (H14年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
県産材自給率			19.00%	16.00%	20.00%	18.00%	16.00%	15.00%
数値目標値		30.0% (H22年度)			平成22年度実績値		12.40%	
平成17年度から22年度までの取組内容		平成16年度～平成20年度には県産材プレゼント事業や、ひとと木推進事業により公共等施設の木造化、木質化を推進した。 H21年度～H22年度においては、森林整備加速化・林業再生事業により公共等施設の木造化、木質化推進した。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		☐ 達成 ☐ 概ね達成 ☒ 未達成 【上記評価とする根拠】 県内で生産された木材のほとんどが県外に出荷されており、国の統計では、素材を入荷する市場等が所在する都道府県を生産県としているため、実態が正確に把握されていない状態となっている。 本県では木材生産基盤による作業路網の整備により利用間伐は確実に増加し、木材の生産量も増加しているので、今後、生産量の実績の調査の方法を見直す予定である。（林政課独自の出荷調査に基づく自給率は23%となっている）						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「間伐面積」、「森林バイオマスエネルギー利用施設」として指標を見直した。 県産材の生産実態把握に国の統計データが活用できなくなったことから、京都議定書で森林吸収源と認められる森林のうち、主要な指標として「間伐面積」を設定し、あわせて、未利用間伐材の利用促進を図るため「森林バイオマスエネルギー利用施設」を指標として、引き続き、取り組むもの。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	47	数値	計画策定時 (H13年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
二酸化炭素排出量			935万トン	890万トン	879万トン	897万トン	822万トン	集計中
数値目標値		785万トン			平成22年度実績値		平成24年度に集計	
平成17年度から22年度までの取組内容		①長崎県地球温暖化対策協議会の設立及び運営支援 ②長崎県ストップ温暖化レインボープランの策定及び実践 ③長崎県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員による啓発等 ④未来環境条例に基づく特定事業者からの温室効果ガス排出削減計画書の提出 ⑤太陽光発電設備や省エネ設備を設置する県民や事業者への助成等						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 減少傾向にあるが、平成21年度の実績は集計中であり、現時点での評価は困難。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「温室効果ガス排出量」として反映。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	48	数値	計画策定時 (H14年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
太陽光発電			10,547kw	24,159kw	32,978kw	36,662kw	41,567kw	50,627kw
数値目標値		61,500kw			平成22年度実績値		61,588kw (推計値：複数の公表資料等からの抽出データのため)	
平成17年度から22年度までの取組内容		太陽光発電設備を導入する一般住宅（個人）及び事務所（事業者）に対して、事業費の一部を補助。（一般住宅省エネ設備導入支援事業、民間省エネ・グリーン化推進事業補助金）						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 ■概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 一時期国の補助制度がなくなったことにより、想定より伸びなかったが、発電システムの価格低減と補助金の実施による導入しやすい環境が整ったことから、推計値61,588kwは妥当なものと判断し、「概ね達成」と評価した。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない場合の理由		平成24年度より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される予定で、事業者にはインセンティブが与えられる見込み。重点プロジェクトであるナガサキ・グリーンニューディールの推進方針の中で、再生可能エネルギーの利用拡大、活用推進を掲げ、引き続き実現を目指していく。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	49	数 値	計画策定時 (H15年 度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
風力発電			18,260kw	33,640kw	65,640kw	67,540kw	67,290kw	97,160kw
数値目標値		160,000kw			平成22年度実績値		97,160kw	
平成17年度から22年度までの取組内容		県内小規模風力発電所の安定的な運用、メンテナンスの低コスト化を目的とし、風力発電用風車のメンテナンス事業を実施。（小規模風力発電所を対象としたメンテナンスサービス業務委託）						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		□達成 □概ね達成 ■未達成 【上記評価とする根拠】 県内での国内最大級の大型ウインドファーム（10万kw）の計画が中断しているため、目標達成はできなかった。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		反映なし						
反映していない場合の理由		平成24年度より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される予定で、事業者にはインセンティブが与えられる見込み。重点プロジェクトであるナガサキ・グリーンニューディールの推進方針の中で、再生可能エネルギーの利活用を引き続き推進する。						

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	50		計画策定時 (H14年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
		数値						
ごみ発電量			年間 3,494万 kwh	年間 7,433万 kwh	年間 6,784万 kwh	年間 7,264万 kwh	年間 6,657万 kwh	年間 6,689万 kwh
数値目標値			年間 15,155万kwh (H30年度) ※9,116万kwh (H30年度) H21.7月見直し		平成22年度実績値		年間 6,689万kwh (H21年度)	
平成17年度から22年度までの取組内容			○長崎県ごみ処理広域化計画（計画期間：H11～30年度）に基づき、以下の取組を実施。 ・施設整備等にかかる市町等への助言 ※現在余熱利用発電を行っている施設 長崎市2施設、佐世保市1施設、北松北部環境組合1施設、県央県南広域環境組合1施設 ○長崎県ごみ処理広域化計画の見直し（H21.7月改訂）					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			□達成 ■概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 数値目標設定の根拠とした「長崎県ごみ処理広域化計画」のH30年度目標値については、H21年7月に見直しを行い、15,155万kwhから9,116万kwhに変更したところである。 本計画における数値目標達成状況検討においても、数値目標を9,116万kwhとし、比較を行うものとする。 6,689万kwh（H21年度実績）/9,116万kwh×100＝73.4%となることであるが、目標値は、H28年度より稼働予定の施設の計画発電量（3,065万kwh）を考慮したものであり、施設整備が順調に進んだ場合、目標値に達する見込みであることから、「概ね達成」と評価した。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			「ごみ発電量」として引き続き反映。 なお、数値については、長崎県ごみ処理広域化計画の推計と現計画の数値目標との整合を図ったものとした。 基準年（H20年度）：6,657万kwh 目標年（H27年度）：6,987万kwh					
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	51	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
フロン立入事業者数			107件/年	96件	103件	104件	104件	99件
数値目標値		100件/年			平成22年度実績値		102件	
平成17年度から22年度までの取組内容		業務用冷凍空調機器からのフロン類回収を行う事業者への立入検査を実施						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達したことから。						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「第一種フロン類回収業者の立入検査件数」として引き続き反映（県内の登録事業所を許可の有効期間内（5年）に1回立入するという前提で年50件とした。）						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	52	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
1 降雨のpHの 平均値			4.70	4.56～4.65	4.52～4.64	4.47～4.68	4.58～4.72	4.58～4.79
数値目標値		1降雨のpHの平均値の範囲 4.0以上			平成22年度実績値		4.60～4.78	
平成17年度から22年度までの 取組内容		①酸性雨モニタリングの実施により、県下の酸性雨の状況を把握 ② 国や関係機関との情報交換・協力及び酸性雨発生機構解明のための共同 研究への参加等を各年で実施。						
数値目標達成状況 未達成のものは その原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 平成17年度から22年度にかけてのpH年平均値が、目標値である 強酸性雨（PH4.0未満）以上であり、各年ともに環境省（国設局調査） 年平均値の範囲内を達成。						
現計画（H23.3策定）への施 策の反映状況		「強酸性雨の出現防止 国設局を除く3地点での1降雨のpHの平均 値の範囲」として引き続き反映。						
反映していない 場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	53		計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
日韓海峡沿岸環境技術交流会議の開催		数値	2回	3回	2回	3回	2回	2回
数値目標値		2回			平成22年度実績値		2回	
平成17年度から22年度までの取組内容		九州北部3県及び山口県と韓国南岸1市3道の両地域における環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施することにより、環境技術の向上を図るとともに、日韓両地域の友好と相互理解を深めた。 【共同研究テーマ】 ○集水域の地質・植生が異なる河川水調査（2004～2005年度） ○光化学オキシダント(オゾン)広域濃度分布特性調査(2006～2007年度) ○黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査（2008～2009年度） 【日韓8県市道環境シンポジウム】 2010～2011年度は地球温暖化問題や生活廃棄物の燃料化などをテーマとした「日韓8県市道環境シンポジウム」を開催。						
数値目標達成状況 未達成のものはその原因		■達成 □概ね達成 □未達成 【上記評価とする根拠】 平成22年度は、8月に済州特別自治道で環境技術交流会議(実務者会議)を開催した。 また、10月には長崎県で環境技術交流会議(実務者会議)と併せ環境シンポジウムを開催した。 (長崎ブリックホール：約200名参加)						
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況		「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会会議の年間開催回数」として引き続き反映。						
反映していない場合の理由								

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	54	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
規制基準の達成率			90.11%	90.50%	95.30%	95.80%	95.30%	98.20%
数値目標値			100%達成		平成22年度実績値			97.20%
平成17年度から22年度までの取組内容			水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づく特定事業場、指定施設からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査を行い排水検査を実施した。 排水基準を超過した事業場に対しては、施設の改善について指導を行った。 平成22年度：調査数358件、基準達成数348件					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☐ 達成 ☒ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 超過した事業場に関しては、施設の改善指導を行い、指導後の年度内排水基準遵守率は100%であることから、「概ね達成」と評価した。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			反映なし					
反映していない場合の理由			「特定施設からの排水基準遵守率」、「指定施設からの排水基準遵守率」の2つの指標をもとに、当該指標を説明していたことから、今後はそれぞれの指標での目標達成を目指して取り組みを行っていく。					

様式1 数値目標総合評価調査表

指標	55	数値	計画策定時 (H15年度)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
規制基準の達成率（大気）			100%	90%	100%	100%	100%	100%
数値目標値			100%達成		平成22年度実績値			100.00%
平成17年度から22年度までの取組内容			大気汚染防止法、水質汚濁防止法、県公害防止条例に基づき、事業場から排出されるばい煙や排水濃度を監視し、基準を超過した場合は、施設改善について指導している。 なお、平成22年度は大気汚染防止法について13件の立入を行い、全ての施設で基準を達成した。					
数値目標達成状況 未達成のものはその原因			☒ 達成 ☐ 概ね達成 ☐ 未達成 【上記評価とする根拠】 目標値を達成している。 今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。					
現計画（H23.3策定）への施策の反映状況			反映なし					
反映していない場合の理由			事業場の規制と言う視点から設けたもので、「ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率」と同一であることから削除した。「ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率」は、引き続き反映される。					

重点プロジェクト進捗状況一覧・個表

重点 施策	重点プロジェクト		目標	評価	残された課題の有無と今後の対応
循環型 社会づくり	資源 循環型 長崎県 づくり プロジ ェクト	長崎県廃棄物 処理計画	【最終年度（H22年度）の目標】 ○一般廃棄物 ①排出量 1人1日あたり平成11年度に比べ「6%（67g）」削減 ②再資源化率 排出量の「24%」に増加 ③最終処分量 平成11年度に比べ「約50%」削減 ○産業廃棄物 ①排出量 平成10年度に比べ「24%」削減 ②再資源化率 排出量の「62%」に増加 ③最終処分量 平成10年度に比べ「76%」削減	○一般廃棄物 県民のゴミ減量化に対する意識の高まりと実践活動の取組推進により排出量と最終処分量については目標を達成することができた。再資源化率については増加の傾向にはあるが、直接資源化量（特に新聞紙等の紙類）の伸びが悪かったため目標を達成することができなかった。 ○産業廃棄物 排出量については概ね目標を達成したが、再資源化率が高い、がれき類の排出量が大幅に削減したことや、電気業から排出されるばいじんの再資源化が進まなかったことから再資源化率と最終処分量の目標を達成することができなかった。	○一般廃棄物 ①検討・協議の場の設置 再資源化率の向上を図るため、市町と検討・協議の場（長崎県廃棄物対策連絡協議会）を設けて、市町の施策や実績等の進捗管理並びに優良な取組事例の紹介などを行っていく。 ②集団回収の取組推進 こども会や自治会等で取り組まれている新聞紙などの資源ごみの集団回収は再資源化量の約3割を占める効果的な手法であることから、助成制度を設けていない市町に対し助成制度の創設を働きかけていく。 ③直接資源化（特に新聞紙等の紙類）の取組推進 全資源化量の約4割が新聞紙等の紙類であり、分別の徹底により紙類の回収量を向上させていく。 ④ゴミゼロながさき実践計画に基づく取組推進 新たな廃棄物処理計画の策定に伴い、今年度、本計画のアクションプランとなるゴミゼロながさき実践計画の見直しを行い、「県民」、「事業者」、「NPO・大学等」及び「行政」の各主体が連携・協働し取組の推進を図っていく。 ○産業廃棄物 ①多量排出事業者に対する取組推進の要請 産業廃棄物の排出量の約4割を占める多量排出事業者における取組の推進を強く要請していく。 ②個別処理対策 産業廃棄物の排出量が多く、全国の状況と比較して再資源化率が低い、「ばいじん」、「汚泥」、「動物のふん尿」の再資源化量増加に向けた取組を関係団体と協議していく。
		ゴミゼロなが さき実践計画	【最終年度（H22年度）の目標】 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 1,000g 一般廃棄物再生利用率 24% 最終処分量 59千トン	県民のゴミの減量化に対する意識の高まりと実践成果により一般廃棄物の排出量については、一定の成果を得たが、一般廃棄物再生利用率については、直接資源化量（特に新聞紙等の紙類）の伸びが悪かったため、目標を達成することができなかった。	全国平均と比べて再生利用率が低い。 廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要がある。 紙製容器やプラスチック製容器といった分別収集率が低い品目については、牛乳パックリサイクルの推進、市町リサイクルセンターの設置支援などに力をいれ、県全体での分別収集率の向上を図る。

重点 施策	重点プロジェクト		目標	評価	残された課題の有無と今後の対応
良好な流域環境と豊かな海づくり	人と自然とが共生する豊かな海づくりプロジェクト	大村湾環境保全・活性化行動計画	[H20年度の目標] (第1期大村湾環境保全・活性化行動計画) ①水質 (COD): 2.6mg/L ②汚水処理人口普及率: 86.6% [H25年度の目標] (第2期大村湾環境保全・活性化行動計画) ①水質 (COD): 2.2mg/L ②汚水処理人口普及率: 91.8%	○第1期計画 施策が計画通り進捗したことで目標を達成することができた。 ○第2期計画 現段階では施策を展開中のため、評価、判断は行わない。	第1期行動計画に掲げる目標は達成したものの、大村湾の水質は依然として環境基準 (COD: 2.0mg/L) を超過した状態が続いている。そのため、平成20年度に見直しを行った環境基本計画の下部計画となる第2期大村湾環境保全・活性化行動計画ではより高い数値目標を設定し、目標を達成すべく各種施策を展開している。
		諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画	[H19年度の目標] (諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画) ①水質 (COD): 5.0mg/L ②生活排水処理率: 68.6% [H24年度の目標] (第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画) ①水質 (COD): 5.0mg/L ②生活排水処理率: 82.5%	○第1期計画 調整池の水質については流域の生活排水処理施設の整備が計画どおり進捗したことで目標を達成することができた。しかし、調整池の水質については、巻上げ防止等計画どおり進んでいない対策もあり目標を達成できなかった。 ○第2期計画 現段階では施策を展開中のため、評価、判断は行わない。	第1期計画において、流域の生活排水処理率については目標を達成したものの、諫早湾干拓調整池の水質は依然として環境基準 (COD: 5.0mg/L) を超過した状態が続いている。これは調整池の巻き上げ対策が十分でなかったり、汚濁負荷が流域からの生活排水だけでなく農地からの負荷、また調整池の内部生産などにも起因することによる。そのため、平成19年度に見直しを行った環境基本計画の下部計画となる「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境保全と創造のための行動計画」では、生活排水処理率に新たな数値目標を設定するとともに、水質改善に向けて各種施策を展開している。
		有明海の再生に関する長崎県計画	水産資源の回復等による漁業の振興を図る	○ホシガレイについては大型サイズ放流による高い回収率の確保、トラフグについては放流場所別の回収率の算定、ガザミ、クルマエビについては新しい標識技術の開発などの成果が得られた。 ○有明海の底生性魚類の水揚量は近年減少傾向にあったが、海底耕うんを始めた平成20年度以降安定化していることから、海底耕うんの効果と考えている。 ○生活排水処理施設の整備状況がH22年度末で61.8%となり、「有明海の再生に関する長崎県計画」策定時(14年度)の36.4%と比較すると、25.4%も伸びている。	今後とも、水産資源の回復等による漁業振興を図るため、有明海の海域特性に応じた種苗放流や放流技術の改善など効果的な増養殖技術の開発に取り組む必要がある。 海底耕うんの効果については今後も継続的に調査予定。当該事業は平成24年度まで計画。 今年5月、「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」が改正され、新たに橘湾も法対象海域に含まれたことから、水質の動向については引き続き注視していく。

重点 施策	重点プロジェクト		目標	評価	残された課題の有無と今後の対応
環境にやさしい地域から地球へづくり	地球環境にやさしい人づくりプロジェクト	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画	【目標年度の定めなし】 ①環境保全の意欲の増進 ②環境教育の推進	学校、地域社会、事業者、行政における環境保全や環境教育に関する取組数について調査したところ、平成20年度の取組数(1,569)に比べ、平成21年度の取組数は1,854で約14%の増加となっており、目標に定める「環境保全の意欲の増進」及び「環境教育の推進」が着実に図られている。	低炭素社会や循環型社会形成を目指していく中で、より多くの県民が環境教育に参加する機会が増え、実践行動を継続していけるように、長崎県総合計画や長崎県環境基本計画等とも十分に整合を図りながら、地球温暖化やリサイクル分野の環境教育をさらに推進していく。
	対地球温暖化防止プロジェクト	長崎県ストップ温暖化レインボープラン	[「自発的もったいない運動」による二酸化炭素排出削減目標量／年] 48.2万t-CO2	平成20年度は、前年度に比べ、二酸化炭素排出量が大幅に減少したが、その主な要因は、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門を始めとする各部門のエネルギー需要の減少が考えられる。	平成20年度については、前年度から大幅に削減できたものの、主に景気の後退によるものと考えられ、本県においては、削減ポテンシャルの高い運輸部門や民生部門に対し、エコドライブの普及啓発及び太陽光発電設備や省エネ設備設置の普及促進を図る必要がある。

プロジェクト名：資源循環型長崎県づくりプロジェクト（長崎県廃棄物処理計画）

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【最終年度（H22年度）の目標】 ○一般廃棄物 ①排出量 1人1日あたり平成11年度に 比べ「6%（67g）」削減 ②再資源化率 排出量の「24%」に増加 ③最終処分量 平成11年度に比べ 「約50%」削減 ○産業廃棄物 ①排出量 平成10年度に比べ 「24%」削減 ②再資源化率 排出量の「62%」に増加 ③最終処分量 平成10年度に比べ 「76%」削減	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
○一般廃棄物の目標達成に向けた取組 ・ゴミゼロながさき推進会議の開催とゴミゼロながさき実践計画の推進 ・マイ・バッグキャンペーン等、レジ袋削減に向けた取組 ・生ごみリサイクルの活動支援 ・ゴミゼロ標語の募集、優良団体の表彰 ・分別収集促進計画の策定 等 ○産業廃棄物の目標達成に向けた取組 ・産業廃棄物税の活用・支援 ・ゴミゼロながさき環境産業支援事業 ・リサイクル製品等認定制度の創設・運用 ・多量排出事業者に対する指導		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
【目標の達成状況】 ○一般廃棄物 ①1人1日あたり排出量：目標達成 1,120g/人・日（H11年度）→949g/人・日（H21年度） ②再資源化率：目標未達成 11.2%（H13年度）→17.3%（H21年度） ③最終処分量：目標達成 118千t/年（H11年度）→49千t/年（H21年度） ○産業廃棄物 ①排出量：概ね達成 5,885千t/年（H10年度）→4,501千t/年（H20年度） ②再資源化率：目標未達成 54%（H10年度）→55%（H20年度） ③最終処分量：目標未達成 1,106千t/年（H10年度）→465千t/年（H20年度）		

④ ③の評価、総合判断にいたった理由。

○一般廃棄物

県民のゴミ減量化に対する意識の高まりと実践活動の取組推進により排出量と最終処分量については目標を達成することができた。再資源化率については増加の傾向にはあるが、直接資源化量（特に新聞紙等の紙類）の伸びが悪かったため目標を達成することができなかった。

○産業廃棄物

排出量については概ね目標を達成したが、再資源化率が高い、がれき類の排出量が大幅に削減したことや、電気業から排出されるばいじんの再資源化が進まなかったことから再資源化率と最終処分量の目標を達成することができなかった。

⑤残された課題の有無と今後の対応

○一般廃棄物

①検討・協議の場の設置

再資源化率の向上を図るため、市町と検討・協議の場（長崎県廃棄物対策連絡協議会）を設けて、市町の施策や実績等の進捗管理並びに優良な取組事例の紹介などを行っていく。

②集団回収の取組推進

こども会や自治会等で取り組まれている新聞紙などの資源ごみの集団回収は再資源化量の約3割を占める効果的な手法であることから、助成制度を設けていない市町に対し助成制度の創設を働きかけていく。

③直接資源化（特に新聞紙等の紙類）の取組推進

全資源化量の約4割が新聞紙等の紙類であり、分別の徹底により紙類の回収量を向上させていく。

④ゴミゼロながさき実践計画に基づく取組推進

新たな廃棄物処理計画の策定に伴い、今年度、本計画のアクションプランとなるゴミゼロながさき実践計画の見直しを行い、「県民」、「事業者」、「NPO・大学等」及び「行政」の各主体が連携・協働し取組の推進を図っていく。

○産業廃棄物

①多量排出事業者に対する取組推進の要請

産業廃棄物の排出量の約4割を占める多量排出事業者における取組の推進を強く要請していく。

②個別処理対策

産業廃棄物の排出量が多く、全国の状況と比較して再資源化率が低い、「ばいじん」、「汚泥」、「動物のふん尿」の再資源化量増加に向けた取組を関係団体と協議していく。

プロジェクト名：資源循環型長崎県づくりプロジェクト（ゴミゼロながさき実践計画）

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【最終年度（H22年度）の目標】 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 1,000 g 一般廃棄物再生利用率 24% 最終処分量 59千トン	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
・代表的な施策の実績と効果 事業系古紙のリサイクル推進・・・ながさきオフィスエコクラブ（平成19年3月設立、平成22年7月現在139事業所）により平成22年度実績で古紙229t、シュレッター古紙42.7tを回収しリサイクルした。 生ごみ発生抑制に関する活動・・・生ごみ減量化リーダーを57名育成し、県民を対象とした講習会等を延べ679回実施した。 ゴミゼロ意識の確立と県民運動の展開・・・ゴミゼロながさき推進会議を開催し、活動が盛んな団体を表彰するなどにより啓発を図った。		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
【目標の達成状況】 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 945 g 一般廃棄物再生利用率 17.5% 最終処分量 50千トン となり、再生利用率のみ目標を達成できなかった。		
④ ③の評価、総合判断にいたった理由。		
県民のゴミの減量化に対する意識の高まりと実践成果により一般廃棄物の排出量については、一定の成果を得たが、一般廃棄物再生利用率については、直接資源化量（特に新聞紙等の紙類）の伸びが悪かったため、目標を達成することができなかった。		
⑤残された課題の有無と今後の対応		
全国平均と比べて再生利用率が低い。 廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要がある。 紙製容器やプラスチック製容器といった分別収集率が低い品目については、牛乳パックリサイクルの推進、市町リサイクルセンターの設置支援などに力をいれ、県全体での分別収集率の向上を図る。		

プロジェクト名：人と自然とが共生する豊かな海づくりプロジェクト
(大村湾再生プロジェクト)

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【H20年度の目標】（第1期大村湾環境保全・活性化行動計画） ①水質（COD）：2.6mg/L ②污水处理人口普及率：86.6% 【H25年度の目標】（第2期大村湾環境保全・活性化行動計画） ①水質（COD）：2.2mg/L ②污水处理人口普及率：91.8%	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
・代表的な施策の実績と効果 ○第1期計画（H16～20）における主な取組み ・陸域からの水質汚濁物質の処理対策の推進（台所や洗濯など、暮らしに密着した排水の処理対策の推進等） ・湾岸・流域における自然浄化能力の向上・維持・活用（環境配慮型公共事業の推進等） ・大村湾内の水環境の改善（海底耕耘による底質改善等） ○第2期計画（H21～25）における主な取組み ・陸域からの水質汚濁物質の処理対策の推進（家庭からの生活排水処理対策の推進等） ・湾岸・流域における自然浄化能力の向上・維持・活用（環境配慮型公共事業の推進等） ・湾内の水環境の改善（貧酸素水塊観測情報システムの構築等）		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
【目標の達成状況】 ○第1期計画 ①水質（COD）：達成 計画策定当時（H15）3.2mg/Lであった大村湾の水質（COD）は計画最終年度（H20）には2.5mg/Lに改善し、目標としていた2.6mg/L以下を達成 ②污水处理人口普及率：達成 計画策定当時（H15）76.6%であった大村湾流域の污水处理人口普及率は計画最終年度（H20）には86.6%まで向上し、目標としていた86.6以上を達成 ○第2期計画 次の目標（H25）を設定し、計画に掲げる施策を展開している。 ①水質（COD）：2.2mg/L ②污水处理人口普及率：91.8%		

④ ③の評価、総合判断にいたった理由。

○第1期計画

施策が計画通り進捗したことで目標を達成することができた。

○第2期計画

現段階では施策を展開中のため、評価、判断は行わない。

⑤残された課題の有無と今後の対応

第1期行動計画に掲げる目標は達成したものの、大村湾の水質は依然として環境基準（COD:2.0mg/L）を超過した状態が続いている。そのため、平成20年度に見直しを行った環境基本計画の下部計画となる第2期大村湾環境保全・活性化行動計画ではより高い数値目標を設定し、目標を達成すべく各種施策を展開している。

プロジェクト名：人と自然とが共生する豊かな海づくりプロジェクト
(諫早湾環境対策プロジェクト)

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【H19年度の目標】（諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画） ①水質（COD）：5.0mg/L ②生活排水処理率：68.6% 【H24年度の目標】（第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画） ①水質（COD）：5.0mg/L ②生活排水処理率：82.5%	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
○第1期計画（H16～19）における主な取組み ・陸域から流入する水質汚濁負荷削減対策の推進（下水道等の整備） ・自然の浄化能力等を活用した水質浄化対策の推進（柵工と植生による調整池の巻上げ抑制対策、浄化能力のある動植物の活用等） ○第2期計画（H20～24）における主な取組み ・生活排水対策（生活排水対策の推進等） ・工場・事業場排水対策（排水規制等） ・面源負荷削減対策（環境保全型農業の推進等） ・調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策（水質浄化能力のある動植物の活用等）		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
【目標の達成状況】 ○第1期計画 ①水質（COD）：目標未達成 9.0mg/L（H15年度） → 8/6mg/L（H19年度） ②污水处理人口普及率：目標達成 59.1%（H15年度末） → 73.6%（H19年度末） ○第2期計画 次の目標（H24）を設定し、計画に掲げる施策を展開している。 ①水質（COD）：5.0mg/L ②生活排水処理率：82.5%		

④ ③の評価、総合判断にいたった理由。

○第1期計画

調整池の水質については流域の生活排水処理施設の整備が計画どおり進捗したことで目標を達成することができた。しかし、調整池の水質については、巻上げ防止等計画どおり進んでいない対策もあり目標を達成できなかった。

○第2期計画

現段階では施策を展開中のため、評価、判断は行わない。

⑤残された課題の有無と今後の対応

第1期計画において、流域の生活排水処理率については目標を達成したものの、諫早湾干拓調整池の水質は依然として環境基準（COD:5.0mg/L）を超過した状態が続いている。これは調整池の巻き上げ対策が十分でなかったり、汚濁負荷が流域からの生活排水だけでなく農地からの負荷、また調整池の内部生産などにも起因することによる。そのため、平成19年度に見直しを行った環境基本計画の下部計画となる「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境保全と創造のための行動計画」では、生活排水処理率に新たな数値目標を設定するとともに、水質改善に向けて各種施策を展開している。

プロジェクト名：有明海環境対策プロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
＜目標＞ 水産資源の回復等による漁業の振興を図る	＜指標＞ なし	＜目標・指標なし＞
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
・代表的な施策の実績と効果 ○ 甲殻類、魚類及び貝類の種苗放流・・・有明海沿岸4県（福岡、佐賀、熊本、長崎）によるクルマエビの共同放流、県単独事業によるトラフグの大量放流、国庫補助事業を活用しワタリガニ（ガザミ）、ホシガレイ、ヒラメ、オニオコゼなどの放流と効果調査を実施した。 ○ 有明海において、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、海底耕うんを実施している。 ○水澄むふるさとづくり構想を推進した。 ○漁業集落排水設備事業、農業集落排水事業、浄化槽の整備に取り組んだ。		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
○ 有明海の海域特性に応じた魚種の種苗放流や放流技術の改善などにより、放流効果の把握や技術の向上が図られた。 ○ 平成20年度から22年度までに約100平方キロメートルの海域で海底耕うんを実施しており、エビ類やイカ、タコ類等の底生性魚介類の水揚量が安定する傾向にある。		
④ ③の評価、総合判断にいたった理由。		
○ ホシガレイについては大型サイズ放流による高い回収率の確保、トラフグについては放流場所別の回収率の算定、ガザミ、クルマエビについては新しい標識技術の開発などの成果が得られた。 ○ 有明海の底生性魚介類の水揚量は近年減少傾向にあったが、海底耕うんを始めた平成20年度以降安定化していることから、海底耕うんの効果と考えている。 ○生活排水処理施設の整備状況がH22年度末で61.8%となり、「有明海の再生に関する長崎県計画」策定時（14年度）の36.4%と比較すると、25.4%も伸びている。		

⑤残された課題の有無と今後の対応

今後とも、水産資源の回復等による漁業振興を図るため、有明海の海域特性に応じた種苗放流や放流技術の改善など効果的な増養殖技術の開発に取り組む必要がある。

海底耕うんの効果については今後も継続的に調査予定。当該事業は平成24年度まで計画。

今年5月、「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」が改正され、新たに橘湾も法対象海域に含まれたことから、水質の動向については引き続き注視していく。

プロジェクト名：地球環境にやさしい人づくりプロジェクト
(環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画)

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【目標年度の定めなし】 ①環境保全の意欲の増進 ②環境教育の推進	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
【学校】 ・島原半島ジオパークについての学習、大村湾についての学習、漂流漂着ごみの清掃、地元河川での水生生物調査等 【地域社会】 ・小学校における学習会への講師派遣、生ごみリサイクル元気野菜づくり、学校と連携したの農業体験等 【事業者】 ・ノーマイカーデー運動、ライトダウンキャンペーン等 【行政】 ・環境月間街頭キャンペーン、ホームページや冊子での啓発・周知等 ・子ども達を対象にした学習会や観察会、地域団体等と連携したイベントや講習会等		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
環境アドバイザーの派遣、こどもエコクラブの推進、キャンペーンの実施等により下記取組が、各主体において行われた。 ●主な取組 【学校】 ・主な活動としては環境美化活動や体験活動が多く、具体的には清掃活動や花植えなどの緑化活動が多いが、他にも生ごみリサイクル、農業体験、ネイチャーゲーム、エコクッキングなどの様々な体験活動が行われている。 ・それぞれの地域の自然や特徴を活かした学習も幅広く行われている。 【地域社会】 ・清掃などの美化活動や体験活動が多く、環境全般への取組分野が多い。 ・地域社会では、自治会、婦人会、NPO、環境団体等が対象であるため、地元の保育園や学校などと連携した取組が多い。 【事業者】 ・主にISO14001及びEA21など環境マネジメントシステムの運営が行われているが、清掃活動などの美化活動や事業所（工場）見学の受入、学習会の実施など、地域の環境保全にも貢献している。 ・県全体での取組や全国的に行われている取組に対し協力している企業も多く見られる。 【行政】 ・県においても体験活動の実施が最も多いが、他の主体に比べて、広報やイベントなどの取組が多い。 ・市町においては、分野としてはごみ減量やリサイクルなど廃棄物に関する取組が多く、それぞれの市町が自治会や学校などと連携を図りながら行っている取組も多い。		

④ ③の評価、総合判断にいたった理由。
学校、地域社会、事業者、行政における環境保全や環境教育に関する取組数について調査したところ、平成20年度の取組数（1,569）に比べ、平成21年度の取組数は1,854で約14%の増加となっており、目標に定める「環境保全の意欲の増進」及び「環境教育の推進」が着実に図られている。
⑤残された課題の有無と今後の対応
低炭素社会や循環型社会形成を目指していく中で、より多くの県民が環境教育に参加する機会が増え、実践行動を継続していけるように、長崎県総合計画や長崎県環境基本計画等とも十分に整合を図りながら、地球温暖化やリサイクル分野の環境教育をさらに推進していく。

プロジェクト名：地球温暖化防止対策プロジェクト
(長崎県ストップ温暖化レインボープラン)

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標がある場合は、その目標、指標を記入願います。		
<目標> 【「自発的もったいない運動」による二酸化炭素排出削減目標量／年】 48.2万t-CO₂	<指標>	<目標・指標なし>
②目標、指標の達成に向けて取り組まれた施策の状況		
・代表的な施策の実績と効果 【啓発】 ○もったいない運動推進大会・・・「自発的もったいない運動」の県民への普及・啓発と、取組の推進を目的として県大会を開催した。 ○ノーマイカーデー運動・・・県内の運輸部門における二酸化炭素排出量を削減するため、毎月第2水曜日を県下一斉ノーマイカーデーに設定し、また、12月の地球温暖化防止月間における第2水曜日から1週間をノーマイカーウィークに設定し、マイカーに替えて公共交通機関を利用することを呼び掛けた。 ○エコドライブ講習会・・・県内の運輸部門における二酸化炭素排出量を削減するため、指定自動車学校等と連携しながら、県民・事業者・行政向けのエコドライブ講習会を開催した。 ○長崎県環境アドバイザー制度・・・地域において環境学習会等を開催する者に対し、講師の謝金や旅費について支援した。 【制度の運用】 ○長崎県未来につながる環境を守り育てる条例・・・エネルギーの使用量が一定以上の事業者に対する温室効果ガス排出削減計画と実績報告書の提出や規模の大きい駐車場の管理者に対する駐車場使用者へのアイドリング・ストップの周知を義務付けた県条例を制定・施行した。 【直接的な排出削減対策】 ○一般住宅太陽光発電設備導入支援・・・一般住宅に太陽光発電設備を設置する県民に対し、その経費の一部を補助した。		
③目標、指標の達成状況の評価。目標指標が無い場合は、プロジェクトの達成状況に対する総合判断。		
【平成20年度の県内二酸化炭素排出量（把握できる最新のデータ）】 産業部門 113.1万t-CO₂ （基準年度比-19.5% 前年度比-15.1%） 業務その他部門 180.6万t-CO₂ （基準年度比+1.5% 前年度比-10.1%） 家庭部門 126.7万t-CO₂ （基準年度比+0.0% 前年度比-7.6%） 運輸部門 249.6万t-CO₂ （基準年度比+6.6% 前年度比-4.2%） エネルギー転換部門 119.3万t-CO₂ （基準年度比-9.5% 前年度比-9.1%） 廃棄物部門 28.2万t-CO₂ （基準年度比+49.8% 前年度比-2.2%） 水道部門 4.6万t-CO₂ （基準年度比-12.4% 前年度比-7.2%） 合計 822.1万t-CO₂ （基準年度比-1.6% 前年度比-8.3%） 平成19年度の排出量896.9万t-CO₂と比較すると74.8万t-CO₂の削減となっており、目標とする削減量を達成できた。		

④ ③の評価、総合判断にいたった理由。

平成20年度は、前年度に比べ、二酸化炭素排出量が大幅に減少したが、その主な要因は、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門を始めとする各部門のエネルギー需要の減少が考えられる。

⑤残された課題の有無と今後の対応

平成20年度については、前年度から大幅に削減できたものの、主に景気の後退によるものと考えられ、本県においては、削減ポテンシャルの高い運輸部門や民生部門に対し、エコドライブの普及啓発及び太陽光発電設備や省エネ設備設置の普及促進を図る必要がある。

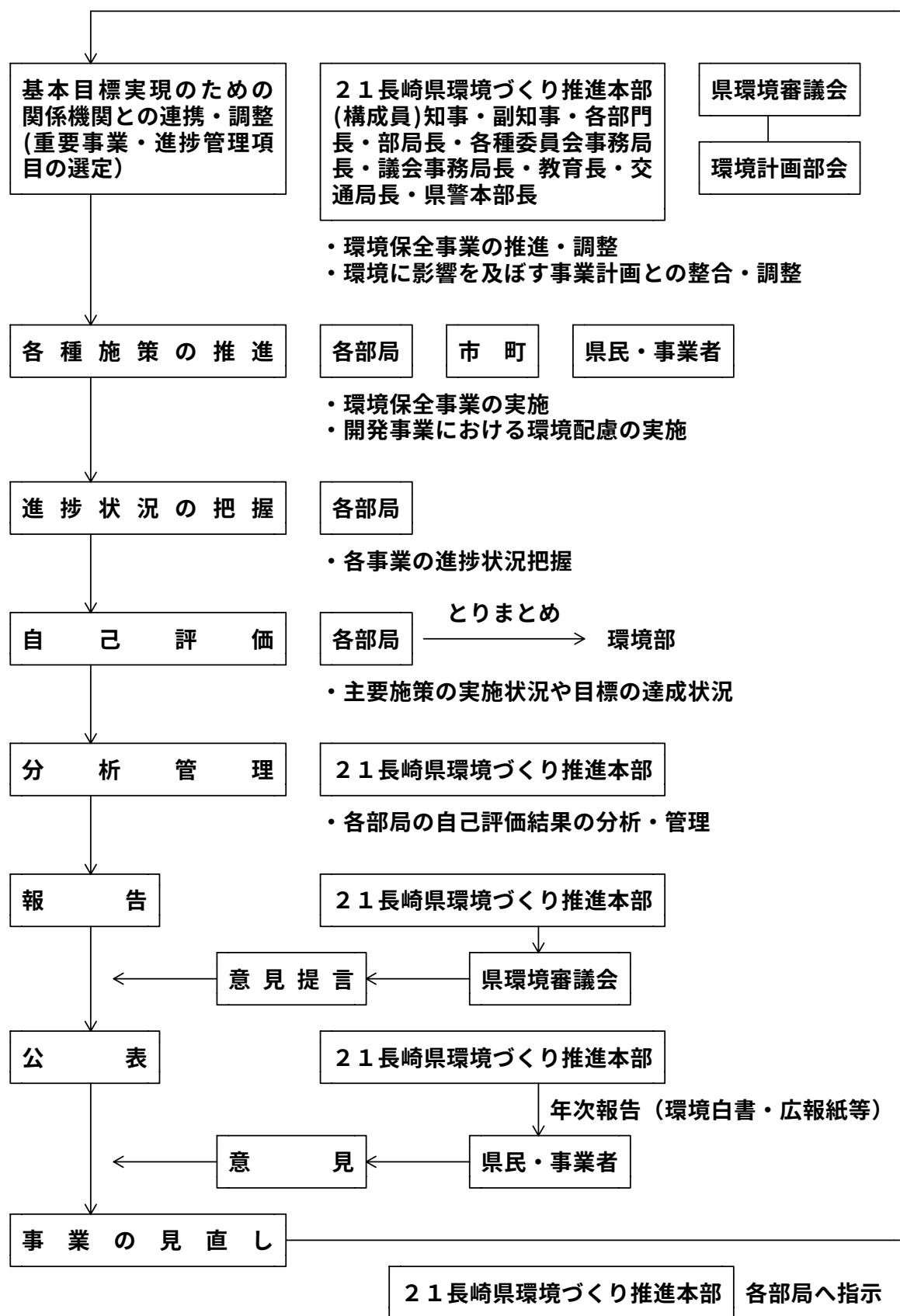
資 料 編

資 料 目 次

1. 長崎県環境基本計画推進管理体制	＜環境政策課＞	1
2. 長崎県環境保全関係審議会設置状況等		
(1) 長崎県環境審議会委員名簿	＜環境政策課＞	2
(2) 長崎県環境影響評価審査会委員名簿	＜環境政策課＞	3
(3) 市町環境審議会等の設置状況	＜環境政策課＞	4
3. 環境基準等		
(1) 大気汚染に係る環境基準等	＜環境政策課＞	5
(2) 水質汚濁に係る環境基準等	＜環境政策課＞	8
(3) ダイオキシン類に係る環境基準	＜環境政策課＞	1 5
(4) 騒音に係る環境基準等	＜環境政策課＞	1 6
4. 規制基準等		
(1) 水質汚濁関係	＜環境政策課＞	1 8
(2) ダイオキシン類関係	＜環境政策課＞	2 5
(3) 騒音・振動・悪臭関係	＜環境政策課＞	2 7
5. 長崎県大気汚染監視テレメータシステム		
(1) 大気測定局の地点別測定状況	＜環境政策課＞	3 4
(2) 大気測定局の設置状況	＜環境政策課＞	3 5
6. 水質汚濁防止法に基づく届出状況	＜環境政策課＞	3 7
7. 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況		
(1) B O D の達成状況表	＜環境政策課＞	3 8
(2) C O D の達成状況表	＜環境政策課＞	4 0
(3) 全窒素及び全燐の達成状況表	＜環境政策課＞	4 1
(4) 地下水質調査結果	＜環境政策課＞	4 2
8. 海水浴場調査結果	＜環境政策課＞	4 3
9. 大村湾の水質	＜環境政策課＞	4 4
10. 狩猟鳥獣の種類	＜農 政 課＞	4 5
11. 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）	＜農 政 課＞	4 5
12. 鳥獣保護区指定状況	＜自然環境課＞	4 6
13. 休猟区一覧表	＜農 政 課＞	4 8
14. 特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表	＜農 政 課＞	4 9
15. 公園施設の一覧表（実績）	＜自然環境課＞	5 1
16. 市町の花及び木	＜自然環境課＞	5 3
17. ダイオキシン類調査結果	＜環境政策課＞	5 4
18. 環境放射能	＜環境政策課＞	5 8
19. 産業廃棄物処理施設に係る立地基準	＜廃棄物対策課＞	5 9
20. 長崎県環境基本計画に係る平成23年度当初予算	＜環境政策課＞	6 1

（用語解説）

1. 長崎県環境基本計画推進管理体制



長崎県環境審議会委員名簿 (平成23年4月1日現在)

任期:平成22年11月1日～平成24年10月31日

◎:部会長 ○:部会委員

	氏 名	所 属 ・ 職 業	常設部会					臨時部会			
			環境 計画	環境 監視	自然 環境	鳥獣	温泉	基本 計画	温暖 化	廃棄 物	風力 発電
会長	中島 憲一郎	長崎大学大学院教授 (医歯薬学総合研究科)						◎			
副会長	松岡 数充	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター教授		◎	○		◎		◎		
委員	青柳 潔	長崎大学大学院教授 (医歯薬学総合研究科)					○				○
委員	石橋 康弘	熊本県立大学教授 (環境共生学部環境資源学科)		○				○	○	◎	
委員	井手 耕作	(社)長崎県猟友会会長				○					
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会 (弁護士)					○				
委員	岩岡 千香子	させぼパール・シー (株) 主任			○						
委員	益富 雅彦	長崎県町村会 (長与町環境対策課長)		○					○		
委員	門崎 克典	公募委員	○		○			○			
委員	河本 和明	長崎大学大学院准教授 (水産・環境科学総合研究科環境科学領域)		○							
委員	北村 美江	長崎大学大学院教授 (水産・環境科学総合研究科環境科学領域)	○								
委員	小石 隆	日本労働組合総連合会長崎県連合会会長	○	○							
委員	小嶋 多鶴子	公募委員	○		○					○	
委員	児島 康子	公募委員	○			○					
委員	近藤 寛	長崎大学教授 (教育学部)			○		○				
委員	佐木 杏子	長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会 (長崎県グリーン・ツーリズム研究会副会長)				○					○
委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会会長			○	○					○
委員	高橋 和雄	長崎大学名誉教授		○				○			○
委員	高橋 純子	長崎県生活協同組合連合会 (グリーンコープ生活協同組合理事長)	○				○	○	○	○	
委員	高山 能博	公募委員	○	○					○		
委員	橘 勝康	長崎大学水産学部長・大学院教授 (水産・環境科学総合研究科水産科学領域)	◎	○				○			
委員	戸高 文尊	元 (財) 消防試験研究センター長崎県支部副支部長					○				
委員	豊田 悠躬子	雲仙観光協会 (雲仙婦人会長)			○						
委員	中川 元治	長崎県医師会 (常任理事)					○			○	
委員	中西 こずえ	長崎大学大学院教授 (水産・環境科学総合研究科環境科学領域)				○					
委員	中西 弘樹	長崎大学教授 (教育学部)			◎			○			◎
委員	中野 正治	(社) 長崎県薬剤師会 (常務理事)	○	○				○			
委員	西村 千尋	長崎県立大学教授 (経済学部)			○						

(2) 長崎県環境影響評価審査会 委員名簿

任期：H24. 1. 17～H27. 1. 16

氏名	所属・職名	専門分野	備考
池崎 善博	長崎昆虫研究会 会長	動物(昆虫類等)	
馬越 孝道	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 准教授	地学、地震学、 火山学	
菅野 聖二	長崎県野鳥の会 会長	動物(鳥類)	新任
高橋 和雄	長崎大学 名誉教授	構造振動学、 都市防災工学	
中西 弘樹	長崎大学教育学部 教授	植生、植物全般	
夏苅 豊	長崎大学 名誉教授	水生生物	
林 一馬	長崎総合科学大学環境・建築学部 教授	建築、都市景観、 都市環境	
平岡 教子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	高分子材料、 有機化学	
松尾 公則	長崎県生物学会 副会長	動物(両生類、 爬虫類、哺乳類)	新任
光安 肇	(財)日本気象協会九州支社事業部 主任	大気、気象学	
山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	水産資源学、魚類学	
山本 緑	長崎国際大学薬学部 助教	分子生物学、 衛生化学	
弓削こずえ	九州大学大学院農学研究院 助教	灌漑工学、水質	

(3) 市町環境審議会等の設置状況

市町名	審 議 会 等				
	名 称	人数	設置年月日	名 称	人数
長崎市	長崎市環境審議会	20	H6.8.1	長崎市清掃審議会	18
佐世保市	佐世保市環境政策審議会	24	H17.6.1		
島原市				島原市公害対策協議会 島原市窒素負荷低減対策推進会議	28 20
諫早市	諫早市環境保全審議会	17	H18.2.10		
大村市	大村市環境審議会	18	S48.4.1		
平戸市	平戸市環境審議会	17	H4.4.1		
松浦市	松浦市環境審議会	15	H20.10.1		
壱岐市	壱岐市自然環境保全対策審議会	10	H19.11.1	壱岐市水道水源保護審議会	10
五島市				五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	20
西海市	西海市公害対策審議会	15	H17.4.1		
雲仙市	雲仙市環境保全審議会	10		雲仙市窒素負荷低減対策推進会議	10
南島原市	南島原市環境問題対策審議会	18	H18.8.1		
長与町	長与町環境審議会	10	H48.10	長与町開発指導委員会	20
時津町				時津町廃棄物減量等推進審議会	9
東彼杵町	東彼杵町環境審議会	18	H7.1.1		
小値賀町				小値賀町環境美化推進協議会	11
佐々町	佐々町環境審議会	11	S48.10.26		
新上五島町	新上五島町環境保全審議会	15			

3. 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準等

① 大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値(1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値)が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準超過である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。

二酸化窒素	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそ れ以下であること。		日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であ れば環境基準達成であるが、0.06ppm を超えれ ば環境基準非達成である。
光化学オキシ ダント	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であ ること。		昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時 間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成で あるが、0.06ppm を超えれば非達成である。
環 境 基 準 の 適 用 除 外	環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常 住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。 ①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分 ④埋立地・原野・火山地帯		
備 考	① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又 は時間について評価する。 ② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間に わたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1 日平均値である測 定値の高い方から 2 %の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の 2 %除外 値）で評価する。ただし、1 日平均値につき、環境基準を超える日が 2 日以上 連続した場合は、このような取り扱いはしない。 ③ 日平均値の 2 %除外値とは、1 年間に得られた日平均値を整理し、数値の高 い方から 2 %の範囲にあるもの（365 日分の日平均値が得られた場合は、365 ×0.02 7 日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から 8 番目の値）。 ④ 日平均値の年間 98%値とは、1 年間の日平均値を数値の低い方から並べて 98%に相当（365 日分の日平均値が得られた場合は、365×0.98 358 番 目の値）するものをいう。 ⑤ 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が、1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20 時間以上測定され た日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が 6,000 時間以上 の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5 時～20 時）の 1 時 間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間 帯であることによる。		

② 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	非 メ タ ン 炭 化 水 素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmC から0.31ppmC の範囲に相当する。(ppmC：メタン換算した濃度)

③ 自動車排出ガスによる大気汚染に対する県公安委員会への要請基準

物 質	一 酸 化 炭 素
限 度	1時間値の月間平均値が10ppm
測定方法	非分散型赤外分析計法による連続測定

④ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質 名	環境基準（年平均値）	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	0.003mg/m ³ 以下	キャニスター、もしくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。または、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	0.15mg/m ³ 以下	

⑤ アクリロニトリル等による大気の汚染に係る指針値

物 質 名	指針値（年平均値）
アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下
水 銀	0.04 μg Hg/m ³ 以下
ニッケル化合物	0.025 μg Ni/m ³ 以下
クロロホルム	18 μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下

(2) 水質汚濁に係る環境基準等

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	適用	
		公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/L 以下	○	○
全シアン	検出されないこと。	○	○
鉛	0.01mg/L 以下	○	○
六価クロム	0.05mg/L 以下	○	○
砒素	0.01mg/L 以下	○	○
総水銀	0.0005mg/L 以下	○	○
アルキル水銀	検出されないこと。	○	○
P C B	検出されないこと。	○	○
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	○	○
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	○	○
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	—	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	○	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	○	○
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	○	○
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	○	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	○	○
チウラム	0.006mg/L 以下	○	○
シマジン	0.003mg/L 以下	○	○
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	○	○
ベンゼン	0.01mg/L 以下	○	○
セレン	0.01mg/L 以下	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	○	○
ふっ素	0.8mg/L 以下	○	○
ほう素	1mg/L 以下	○	○
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	○	○

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	適 用	
		公共用水域	地 下 水
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	○	○
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	○	○
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	○	○
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	○	○
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	○	○
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	○	○
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	○	○
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	○	○
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	○	○
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	○	○
EPN	0.006 mg/L 以下	○	○
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	○	○
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	○	○
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	○	○
クロルニトロフェン (CNP)	—	○	○
トルエン	0.6 mg/L 以下	○	○
キシレン	0.4 mg/L 以下	○	○
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	○	○
ニッケル	—	○	○
モリブデン	0.07 mg/L 以下	○	○
アンチモン	0.02 mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	○	—
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	○	○
全マンガン	0.2 mg/L 以下	○	○
ウラン	0.002 mg/L 以下	○	○

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による
 (平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号にて要監視項目に追加された物質

項目	水域	類型	基準値(mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

② 生活環境の保全に関する環境基準

(A) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数
A A	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水道 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/ L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	

※ 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号による

(B)湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオ 濃 度 (p H)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級・水産 1 級、 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級、農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及び II 以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及 び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水 産 3 種 農 業 用 水 工 業 用 水 環 境 保 全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

※ 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号による

(C) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検 出 さ れ ないこと。
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上		検 出 さ れ ないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上		

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの（水産2種及び 3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の 欄に掲げるもの（水産2種及 び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げる もの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水 産 3 種 工 業 用 水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

平成15年11月5日環境省告示第123号にて生活環境項目に追加された物質

全垂鉛	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(mg/L)
	河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
		生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
		生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
		生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
	海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
		生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

③ 水浴場の水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

区分 \ 項目		ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出（検出限界 2個／100mL）	油膜が認めら れない	2mg/L 以下 （湖沼は 3mg/L 以下）	全透 （1m 以上）
	水質A	100 個／100mL 以下	油膜が認めら れない	2mg/L 以下 （湖沼は 3mg/L 以下）	全透 （1m 以上）
可	水質B	400 個／100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質C	1,000 個／100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個／100mL 以下	常時油膜が認 められる	8mg/L 超	50cm 未満＊

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（＊の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を越える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6 pg-TEQ/m^3 以下	・年間平均値とする。 ・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下	・年間平均値とする。 ・公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	・公共用水域の底質について適用する。 ・平成14年9月1日から適用する。
土 壌	1000 pg-TEQ/g 以下	・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上には、必要な調査を実施することとする。

※ 平成11年12月27日環境庁告示第68号による。

(4) 騒音に係る環境基準等

ア 環境基準

一般地域（等価騒音レベル）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

道路に面する地域（等価騒音レベル）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

（備考）

（ア）A A を当てはめる地域は療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

（イ）A を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域。

（ウ）B を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域。

（エ）C を当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

（オ）車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（カ）時間の区分は次のとおりである。

昼間 午前 6 時～午後 10 時 夜間 午後 10 時～午前 6 時

（キ）基準値は等価騒音レベル（L e q）である。

※ 平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号による

イ 航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位：WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(備考)

(ア) I 類型：専ら住居の用に供される地域。

(イ) II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域。

(ウ) WECPNL：Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level
の略で加重等価平均感覚騒音レベルと訳されている。

一般に「航空機騒音のうるささ指数」と呼ばれ、航空機騒音の特徴を採り入れた単位として国際民間航空機関（ICAO）で提案された国際単位である。夜間の飛行回数に重みづけをしたもので、1 日毎の WECPNL 値を次式で算出する。

$$\text{WECPNL} = \text{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

dB(A)：1 機ごとのピークレベルの 1 日パワー平均値

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

N_1 午前 0 時から午前 7 時 N_2 午前 7 時から午後 7 時

N_3 午後 7 時から午後 10 時 N_4 午後 10 時から午前 0 時

までの間の航空機数

(エ) 測定は原則として連続 7 日間測定とし、評価値は(ウ)で算出した 7 日間の WECPNL 値をパワー平均して求める。

※ 昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号による

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(備考)

(ア) I 類型：主として住居の用に供される地域

(イ) II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号による

4. 規制基準等

(1) 水質汚濁関係

① 一律排水基準（昭和46年総理府令第35号）

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P N）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ほう素 10 mg/L 海域に排出する場合 ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ふっ素 8 mg/L 海域に排出する場合 ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） 100 mg/L

生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素イオン指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
浮遊物質（単位 mg/L）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（単位 mg/L）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）（単位 mg/L）	30
フェノール類含有量（単位 mg/L）	5
銅含有量（単位 mg/L）	3
亜鉛含有量（単位 mg/L）	2
溶解性鉄含有量（単位 mg/L）	10
溶解性マンガン含有量（単位 mg/L）	10
クロム含有量（単位 mg/L）	2
大腸菌群数（単位 個/ℓ）	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 mg/L）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 mg/L）	16（日間平均 8）

備 考

- (1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50%以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- (4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- (5) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

② 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準

(昭和47年12月23日長崎県条例第64号)

別表第1 (長崎湾に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			長崎湾（長崎市四郎ヶ島西端と長崎市香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域					
区 分			し尿処理施設のみを設置する特定事業場	そ の 他 の 特 定 事 業 場				
			新設のもの	既 設 の も の				新設のもの
				下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			
1日の平均的排水量（単位：％）			10 以上	10 以上	500 以上	50 以上 500 未満	10 以上 50 未満	10 以上
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生酸物素化学求量的量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	化学求酸素量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	浮遊物質質量	日間平均	50	40	40	150	350	40
		最大	60	50	50	200	450	50
適 用 の 日			昭和 48 年 4 月 1 日 から	昭和 49 年 1 月 1 日 から	昭和 49 年 1 月 1 日 から	昭和 49 年 1 月 1 日 から	昭和 49 年 1 月 1 日 から	昭和 48 年 4 月 1 日 から

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和48年4月1日以降、特定施設を設置する工場又は事業場（同日前から設置の工事をしているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する「処理区域」をいう。
- (3) その他の特定事業場で既設のもののうち水産食料品製造業、製あん業及び動物系飼料又は有機質肥料製造業については、適用の日は、昭和49年10月1日からとする。
- (4) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水に限って適用する。

別表第2 (大村湾に係る水域：昭和62年7月24日 公布)

区 域			大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市崎岡町潮位観測所跡地の270度線及び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域								
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場								
			既 設 の も の					新 設 の も の			
			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの		
1日の平均的排水量（単位：％）			10以上	2以上 10未満	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	2以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満
許 容 限 度 単 位 mg／L	生酸物素化学求 的 量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	化学求酸 素 量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	浮遊物質量	日間平均	40	40	40	80	80	40	40	80	80
		最大	50	50	50	100	100	50	50	100	100
適 用 の 日			昭和63年 1月1日から	昭和64年 1月1日から	昭和63年 1月1日から		平成3年 1月1日から	昭和63年1月1日から			昭和64年 1月1日から

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- (4) 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20％以上、50％未満の事業場については、昭和63年1月1日から平成元年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1日につき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1日につき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。

別表第3 (本明川に係る水域：昭和58年8月2日 公布)

区 域			本明川及び潮受堤防と本明川の下流端の間の公共用水域並びにこれに流入する公共用水域						
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場						
			既 設 の も の				新 設 の も の		
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量（単位：‰）			10以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	10以上	50以上	10以上 50未満
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生 化 学 的 酸 素 求 量	日 間 平 均	20	20	120	120	20	20	60
		最 大	30	30	160	160	30	30	80
	化 学 的 酸 素 求 量	日 間 平 均	20	20	120	120	20	20	60
		最 大	30	30	160	160	30	30	80
	浮 遊 物 質	日 間 平 均	40	40	150	150	40	40	80
		最 大	50	50	200	200	50	50	100
適 用 の 日			昭和59年10月1日から			昭和60年 10月1日 から	昭和58年10月1日から		

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和58年10月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和58年10月1日において既に着工されているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

別表第4 (佐須川等に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			佐須川、椎根川及び仁田の内川並びにこれらに流入する公共用水域
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	有 害 物 質 の 種 類	カドミウム及びその化合物	0．01
		鉛及びその化合物	0．1
		砒素及びその化合物	0．1
	項 目	銅 含 有 量	1．0
		亜鉛含有量	2．0
適 用 の 日			施行の日から

③ 排水基準を定める総府令別表第2の窒素含有量または磷含有量についての
排水基準適用湖沼（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

第1 窒素含有量に係る排水基準適用対象湖沼

長崎県 なし

第2 磷含有量に係る排水基準適用対象湖沼（71湖沼）

湖 沼 名	所 在 地
落矢ダム貯水池	長 崎 市
小ヶ倉ダム貯水池	長 崎 市
式見ダム貯水池	長 崎 市
中尾ダム貯水池	長 崎 市
西山高部ダム貯水池	長 崎 市
本河内高部ダム貯水池	長 崎 市
本河内低部ダム貯水池	長 崎 市
黒浜ダム貯水池	長 崎 市
大池	長 崎 市
鹿尾ダム貯水池	長 崎 市
鳴見ダム貯水池	長 崎 市
浦上ダム貯水池	長崎市、長与町
上原ダム貯水池	佐 世 保 市
江永ダム貯水池	佐 世 保 市
岡本ダム貯水池	佐 世 保 市
川谷ダム貯水池	佐 世 保 市
菰田ダム貯水池	佐 世 保 市
転石ダム貯水池	佐 世 保 市
下ノ原ダム貯水池	佐 世 保 市
相当ダム貯水池	佐 世 保 市
つづらダム貯水池	佐 世 保 市
山ノ田ダム貯水池	佐 世 保 市
小ヶ倉ダム貯水池	諫 早 市
杉谷ため池	諫 早 市
土師野尾貯水池	諫 早 市
船津ダム貯水池	諫 早 市
本明川（調整池）	諫早市、雲仙市
池田ダム貯水池	大 村 市
萱瀬ダム貯水池	大 村 市
野岳ため池	大 村 市
神曾根ダム貯水池	平 戸 市
箕坪ダム貯水池	平 戸 市
神ノ川ダム貯水池	平 戸 市
轟川ダム貯水池	平 戸 市
桜川ダム貯水池	平 戸 市
久吹ダム貯水池	平 戸 市

湖 沼 名	所 在 地
大岩谷ダム貯水池	松 浦 市
雞知ダム貯水池	対 馬 市
仁田ダム貯水池	対 馬 市
永田ダム貯水池	壱 岐 市
男女岳ダム貯水池	壱 岐 市
勝本ダム貯水池	壱 岐 市
丸山ダム貯水池	壱 岐 市
梅ノ木ダム貯水池	壱 岐 市
西崎貯水池	壱 岐 市
内閣ダム貯水池	五 島 市
繁敷ダム貯水池	五 島 市
青木浦ダム貯水池	五 島 市
熊高ダム貯水池	五 島 市
白這ダム貯水池	五 島 市
福江ダム貯水池	五 島 市
檜ノ木山砂防ダム貯水池	五 島 市
伊佐ノ浦ダム貯水池	西 海 市
雪浦ダム貯水池	西 海 市
神浦ダム貯水池	西 海 市
長谷川ダム貯水池	西 海 市
別所ダム貯水池	雲 仙 市
諏訪池	雲 仙 市
中原溜池	南 島 原 市
長与ダム貯水池	長 与 町
久留里ダム貯水池	時 津 町
中山ダム貯水池	時 津 町
野々川ダム貯水池	波 佐 見 町
歌ヶ浦ダム貯水池	鹿 町 町
樋口ダム貯水池	鹿 町 町
三年ヶ浦ダム貯水池	新 上 五 島 町
針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
青方ダム貯水池	新 上 五 島 町
高崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
須崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
構ノ木ダム貯水池	新 上 五 島 町

④ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または燐含有量についての
排水基準適用海域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

海 域 名	流 域 市 町
有明海及び島原湾	島原市、諫早市、島原市（旧有明町）、雲仙市（旧国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、小浜町）、南島原市（口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町）
伊 万 里 湾	松浦市
長 崎 湾	長崎市、長与町
大 村 湾	佐世保市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長崎市
佐 世 保 湾	佐世保市、西海市
橘 湾	諫早市、雲仙市（旧愛野町、千々石町、小浜町、南串山町）、南島原市（旧加津佐町）
志 々 伎 湾	平戸市
郷 ノ 浦	壱岐市
半 城 湾	壱岐市
内 海	壱岐市
三 浦 湾	対馬市
浅 茅 湾	対馬市

(2) ダイオキシン類関係

① 排出ガスに係る排出基準

大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物 の焼却炉	焼却能力 4,000 kg/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 以上 4,000 kg/h 未満	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 未満	5 ng-TEQ/m ³ N

既存施設に係る平成14年12月1日から当分の間の大気排出基準（附則別表第2）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		5 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		10ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉		5 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物 の焼却炉	焼却能力 4,000 kg/h 以上	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 以上 4,000 kg/h 未満	5 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 未満	10ng-TEQ/m ³ N

② 排水に係る排出基準

水質排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2）

令別表第2第1号から第16号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L
------------------------	------------

③ ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に係る基準

廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準

（平成12年1月14日厚生省令第1号）

令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	3 ng-TEQ/g
附則 1 この省令は平成12年1月15日から施行する。 2 既存施設に係る基準は平成14年12月1日から適用する。 3 既存施設に係るばいじん等については、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出のいずれかの処分を行った場合は、基準が適用されない。	

⑤長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準

◎大村湾流域に係る規制基準

区 域			大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方 90 メートルの地点(北緯 33 度 6 分 35 秒、東経 129 度 47 分 40 秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の 270 度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域		
区 分			汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場		
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの	
1 日の平均的排水量 (単位：m ³)			2 以上	50 以上	10 以上 50 未満
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日 間 平 均	20	20	60
		最 大	30	30	80
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日 間 平 均	20	20	60
		最 大	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	日 間 平 均	40	40	80
		最 大	50	50	100

備 考

- (1) 「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 項に規定する処理区域をいう。
- (2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
- (3) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (4) 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
- (5) 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）による。

◎大村湾流域に係る規制基準が適用される指定施設(大村湾流域に設置されるものに限る。)

- 1 パン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
- 2 飲食店営業(食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業をいう。)又はそうざい製造業(同条第 32 号に規定するそうざい製造業をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。)別表第 1 第 66 号の 4 から第 66 号の 7 までに規定する事業場に係るものを除く。)
- 3 給食施設(特定多数人に対して通例として、継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(令別表第 1 第 66 号の 3 に規定する事業場に係るものを除く。)
- 4 産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号口及びハに掲げるものに限る。)

(3) 騒音・振動・悪臭関係

① 騒音に係る規制基準

ア. 特定施設に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後8時まで）	朝・夕（午前6時から午前8時まで及び午後8時から午後10時まで）	夜間（午後10時から午前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

注) 1. 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベル（デシベル）の大きさ。

2. 第2種、第3種及び第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

※ 昭和54年3月23日長崎県告示第222号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

特定建設 作業の種類	種 類 に 対 応 す る 規 制 基 準					
	騒音 の 大 き さ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	備 考
1. くい打機、くい抜機、又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシ ベル	第1号区域午後7時から翌日の午前7時まで 第2号区域午後10時から翌日の午前6時まで	第1号区域1日10時間以内 第2号区域1日14時間以内	同一場所において連続6日間以内	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業						
3. さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45㎡以上、アスファルトプラントは200k

						g以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウを使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

(備考) 区域の区分は次の区分による。

- ・ 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、
(ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院、患者を収容する施設を有する診療所
(エ)図書館 (オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
- ・ 第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

注 (1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。

(2) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。

(3) 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終るものを除く。

(4) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で作業日の指定のある許可に係る特定建設作業には適用されない。

(5) 規制基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

※ 昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号による

ウ．長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

1) 指定施設

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から 午後8時まで）	朝・夕（午前6時から午 前8時まで及び午後8時 から午後10時まで	夜間（午後10時から午 前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

第2種、第3種及び第4種の騒音規制地域内にある学校、図書館、病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

2) 指定施設以外のもの

指定施設に係る規制基準値に同じであるが、測定評価地点が指定施設については工場・事業場の敷地境界線であるのに対し、指定施設以外のものについては影響を受ける地点（受音点）となる。

3) 深夜営業騒音（カラオケ騒音等）

- ・音量基準・・・指定施設以外のものに係る規制基準値に同じ。
- ・カラオケ等音響機器の使用制限・・・第1種及び第2種騒音規制地域においては、午後11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。但し、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。

4) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときはイに定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

- 午後7時から翌朝午前9時（日曜及び祝日については、午前10時）までは、放送を行ってはならない。
- 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし航空機を用いる放送を除く。
- 定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む。）は、1時間について15分以上の休止時間をおかななければならない。
- 移動放送（航空機を用いる放送を除く。）を行うものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。
- 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
- 移動放送の音量の基準は、第2種区域の昼間基準に5デシベルを加えた音量とする。ただし、アに掲げる当該地域の昼間基準がこれより大きい場合はアに掲げる基準とする。

② 振動に係る規制基準

ア 特定工場等に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜 間 午後 8 時から翌日 の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 0	5 5
第 2 種区域	6 5	6 0

(備考) 区域の区分は概ね次のとおりである。

- ・第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び相当地域
- ・第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び相当地域

※ 昭和 5 3 年 3 月 1 0 日長崎県告示第 2 0 2 号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1 日における作業時間		同一場所 における 作業期間	日曜日・ 休日にお ける作業
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
特定建設作業の 場所の敷地の境 界線において 7 5 d B を超える大 きさのものでな いこと	午後 7 時～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午 前 6 時	10 時間を超えない こと	14 時間を超えない こと	連続して 6 日を超えないこ と	禁止

(備考) 区域の区分は、概ね次のとおりである。

- ・第 1 号区域：振動規制地域で第 2 号区域を除く地域
- ・第 2 号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲焼く 80m を除く。）

※ 振動規制法施行規則による

③ 悪臭に係る規制基準

ア．特定悪臭物質（22 物質）による濃度規制基準（大村市及び時津町を除く）

1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(ppm)

悪臭物質 区域の区分	アンモ ニア	メチルメル カプタン	硫化 水素	硫化 メチル	トリメチル アミン	二硫化 メチル	アセトアル デヒド	スチ レン
A 区 域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4
B 区 域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8

悪臭物質 区域の区分	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
A 区 域	0.03	0.002	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02
B 区 域	0.07	0.006	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07

悪臭物質 区域の区分	ノルマルバレアルデヒド	イソバレアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A 区 域	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B 区 域	0.02	0.006	4	7	3	30	2

(備考) 区域の区分の A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、知事が定めた区域をいう。

- ・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域
- ・ A 地区：悪臭規制区域で B 区域以外の地域

※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

アの表の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

3) 悪臭防止法に基づく排水水中における規制基準

(単位 mg/L)

悪臭物質 規制地域の 区分、排水量	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域
0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09

※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

イ. 臭気指数による規制基準 (大村市及び時津町)

1) 敷地境界線の地表における規制基準

区域別	規制基準
A 区域	臭気指数 13
B 区域	臭気指数 15

大村市: (A 区域) ①都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域全域、
工業地域全域、及び準工業地域の一部を除く地域区域

②大村市の都市計画法に基づく用途地域以外の一部の地域

(B 区域) 大村市の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

時津町: (A 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地
域、工業地域及び市街化調整区域以外の区域

(B 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

2) 気体の排出施設から排出されるものの排出口における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により、排出口の高さに応じて算出された臭気排出強度又は臭気指数の許容限度とする。

3) 排出水の敷地外における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により算出された排出水の臭気指数の許容限度とする。

※平成16年3月16日長崎県告示第431号(時津町における臭気指数規制)

平成16年4月20日長崎県告示第654号(大村市における臭気指数規制)

ウ. 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

(備考) (1) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気中で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(2) 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする

(3) 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

④ 自動車騒音の要請限度

(平成12年総理府令第15号) (等価騒音レベル) (単位: デジベル)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の

場合は道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) a区域：専ら住居の用に供される区域

(2) b区域：主として住居の用に供される区域

(3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注2) 時間の区分は次のとおり。

昼 間：午前6時から午後10時まで

夜 間：午後10時から午前6時まで

⑤ 道路交通振動の要請限度

(昭和51年総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

⑥ 騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域の指定一覧

(平成22年4月1日)

町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況			町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況		
		騒音	振動	悪臭			騒音	振動	悪臭
長崎市	○	○	○	○	長与町	○	○	○	○
佐世保市	○	○	○	○	時津町	○	○	○	○
諫早市	○	○	○	○	東彼杵町	○	○	○	○
大村市	○	○	○	○	川棚町	○	○	○	○
島原市	○	○	○	○	波佐見町	○	○	×	○
松浦市	○	○	○	○	佐々町	○	○	×	×
平戸市	○	○	×	○	小値賀町	×	×	×	×
西海市	○	○	×	○	新上五島町	○	○	×	×
五島市	○	○	○	○					
壱岐市	○	○	×	○					
対馬市	○	○	×	○	市	13	13	7	12
雲仙市	○	○	×	○	町	7	7	4	6
南島原市	○	○	×	×	合 計	20	20	11	18

5. 大気汚染監視テレメータシステム（地点別測定状況）（平成23年3月31日現在）

測定局区分	測定地点図番号	測定局名	所在地	大気汚染物質								気象			測定機関
				環境基準対象項目				その他の項目				風向・風速	日射量	放射収支量	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン	非メタン炭化水素				
一般環境大気測定局 (42局)	1	島原市役所	島原市	○	○	○	○		○			○			長崎県 (11局)
	2	諫早市役所	諫早市	○	○	○	○		○			○			
	3	大村	大村市	○	○	○	○		○			○			
	4	松浦志佐	松浦市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	5	時津小学校	時津町	○	○	○	○		○			○			
	6	雪浦	西海市	○	○	○	○		○			○	○	○	
	7	川棚	川棚町	○	○	○	○		○			○			
	8	五島	五島市	○	○	○	○		○			○			
	9	壱岐	壱岐市	○	○	○	○		○			○			
	10	対馬	対馬市	○	○	○	○		○			○			
	11	小浜	雲仙市	○	○	○	○		○			○			
	12	小ヶ倉支所	長崎市		○	○	○		○			○			長崎市 (4局)
	13	稲佐小学校	長崎市	○	○	○	○		○			○			
	14	東長崎支所	長崎市		○	○	○		○			○			
	15	村松	長崎市	○	○	○	○		○	○	○	○			佐世保市 (5局)
	16	相浦	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	17	大野	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	18	早岐	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	19	大塔	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	20	吉井	佐世保市	○	○	○	○		○			○			電源開発 松島 (7局)
	21	三重檜山	長崎市	○	○	○			○			○			
	22	黒崎中学校	長崎市	○	○	○	○		○			○			
	23	神浦	長崎市	○	○	○			○			○			
	24	伊佐浦	西海市	○	○	○	○		○			○			
	25	面高	西海市	○	○	○	○		○			○			
	26	大小島	西海市	○	○	○			○			○			
	27	遠見岳	西海市	○	○	○			○			○			九電相浦 (5局)
	28	俵ヶ浦	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	29	石岳	佐世保市	○	○		○					○			
	30	柚木	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	31	小佐々	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	32	世知原	佐世保市	○	○	○			○			○			九電松浦 (9局)
	33	平戸	平戸市	○	○	○			○			○			
	34	紐差	平戸市	○	○	○	○		○			○			
	35	御厨	松浦市	○	○	○			○			○			
	36	上志佐	松浦市	○	○	○	○		○			○			
	37	今福	松浦市	○	○	○			○			○			
	38	鷹島	松浦市	○	○	○			○			○			
	39	江迎	佐世保市	○	○	○			○			○			
	40	鹿町	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	41	木場	佐々町	○	○							○			九電苓北
	42	口之津	南島原市	○	○	○			○			○			
		小計		40	42	40	30		40	2	2	42	2	2	
自動車排出ガス測定局 (4局)	43	長崎駅前	長崎市		○	○			○	○	○	○			長崎市 (2局)
	44	中央橋	長崎市		○	○				○	○	○			
	45	福石	佐世保市	○	○	○			○	○	○	○			佐世保市 (2局)
	46	日宇	佐世保市			○			○	○	○	○			
			小計		1	3	4			3	4	4	4	1	
その他 (1局)	47	城山	松浦市									○			九電松浦
		小計										1			
		合計		41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2	

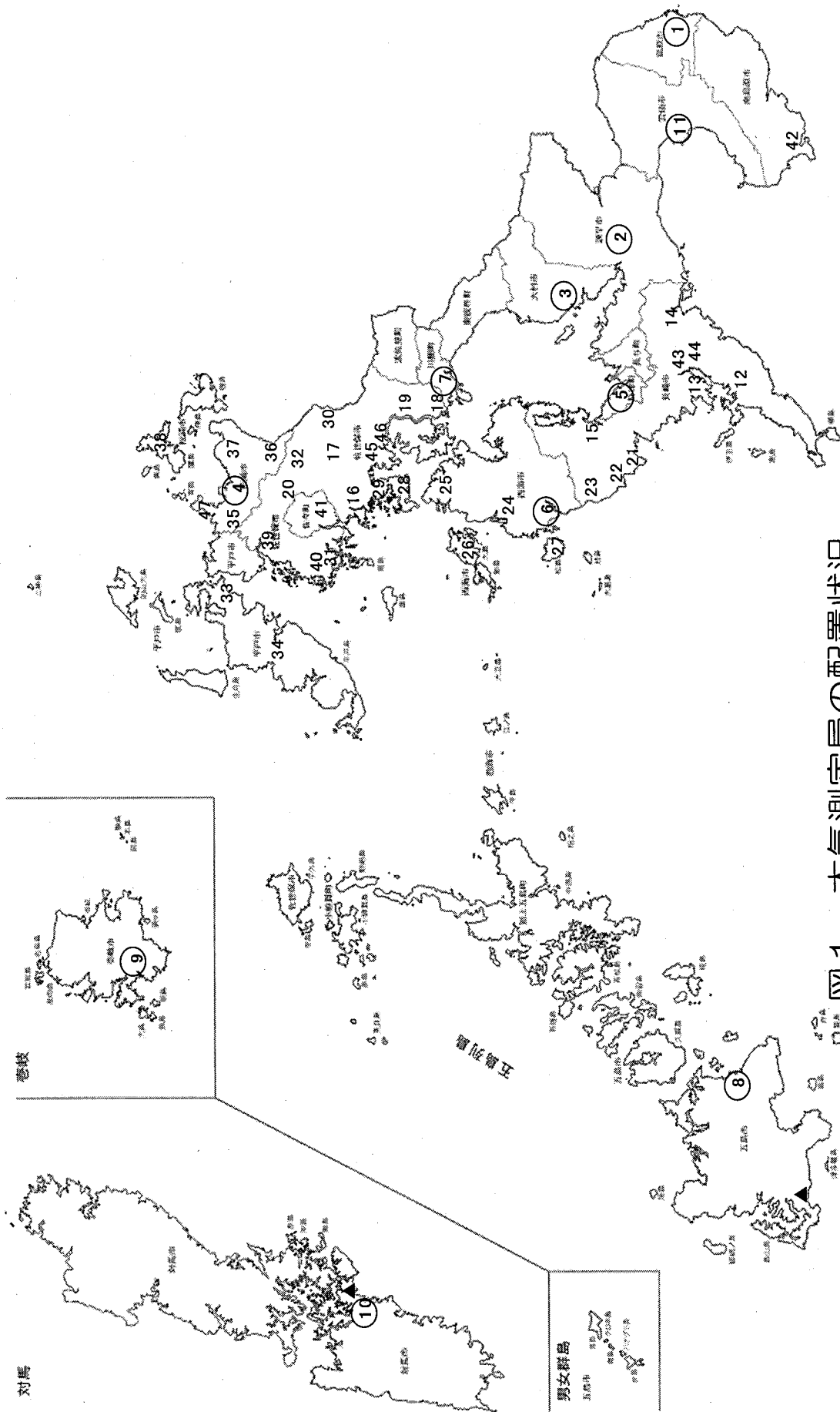


図1 大気測定局の配置状況
 (注) 地図上の番号は③表中の「測定地点図番号」と一致する。
 なお、○で囲んだ番号は県設置測定局を、
 ▲印は国設の測定局（刈尾市、五島市）を表す。

(参考事項)

長崎県設置大気測定局の配置の見直し等について

長崎県が設置している大気測定局の配置について、平成17年11月5日付けの長崎県環境審議会の答申「長崎県における今後の大気環境監視について」を受け、地域のバランス等を考慮して次のとおり統廃合や新規開設を行うこととした。

1. 県北地域及び西部地域の大気測定局の統廃合

- ・平成18年度末で廃止した大気測定局（本土地区6箇所）

（県北地域）

佐々町羽須和大気測定局（佐々町） 田平大気測定局（平戸市田平町）
福島大気測定局（松浦市福島町）

（西部地域）

多良大気測定局（西海市大瀬戸町） 大串大気測定局（西海市西彼町）
多良見大気測定局（諫早市多良見町）

2. 未測定地域への大気測定局の新規開設

- ・平成19年度に新たに開設した大気測定局（離島地区3箇所）

五島大気測定局（五島市福江町） 壱岐大気測定局（壱岐市郷ノ浦町）
対馬大気測定局（対馬市厳原町）

- ・平成20年度に新たに開設した大気測定局

小浜大気測定局（雲仙市小浜町）

3. 光化学オキシダントに対する監視体制の強化

- ・平成20年度から光化学オキシダントについて未測定であった既存の対馬大気測定局で測定を開始し、さらに平成21年度からは同様に未測定であった既存の島原市役所大気測定局及び時津小学校大気測定局で測定を開始して光化学オキシダントに対する監視体制を強化した。

この結果、「地点別測定状況」及び「大気測定局の配置状況」のとおり平成20年4月からは長崎県が設置している大気測定局11局、長崎市が設置している大気測定局6局、佐世保市が設置している大気測定局7局及び企業が設置している大気測定局23局の計47局で測定を実施している。

なお、光化学オキシダントの越境汚染の影響を調査するために、平成21年度から対馬市上対馬地区において、光化学オキシダントの測定を開始した。

6. 水質汚濁防止法に基づく届出状況

①特定事業場数

特定施設	西彼HC	県央HC	県南HC	県北HC	五島HC	上五島HC	香岐HC	対馬HC	計	長崎市	佐世保市	合計
1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
10の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	64	453	228	76	68	3	43	2	937	56	76	1,069
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	4	25	17	0	10	2	1	11	70	4	8	82
3 水産食料品製造業の用に供する施設	42	37	53	77	33	31	81	29	383	102	74	559
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	126	99	92	96	5	12	23	6	459	20	17	496
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	5	15	15	13	2	1	5	5	61	4	9	74
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 砂糖製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗あんのでんそう	3	5	1	1	0	0	2	31	43	0	4	47
9 米菓製造業又はこうし製造業の用に供する洗米機	0	2	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4
10 飲料製造業の用に供する施設	2	4	10	2	3	1	10	1	33	2	4	39
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	6	1	2	0	0	0	0	12	2	1	15
12 動物油脂製造業の用に供する施設	0	4	0	0	4	1	0	1	10	0	0	10
13 イースト製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	5	20	11	8	4	3	2	12	65	28	7	100
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	15	65	32	18	30	12	7	28	207	43	23	273
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2	6	6	0	0	0	0	0	14	0	1	15
18の3 たばこ製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	0	2	2	0	0	0	0	4	3	2	9
20 洗毛業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 化学繊維製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	3	0	0	0	0	0	0	3	8	1	12
24 化学肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 無機顔料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
28 カーバド法アセレン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 コールタール製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 発酵工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 合成樹脂製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 合成ゴム製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 合成洗剤製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 その他の石油化学工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
39 硬化油製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 香料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 セラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 木材化学工業の用に供するフルフルール蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
47 医薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 農業製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 石油精製業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51の2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
51の3 医療・衛生用等ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52 皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
54 セメント製品製造業の用に供する施設	1	26	1	4	3	4	4	7	50	3	12	65
55 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	10	17	18	13	12	9	5	17	101	17	11	129
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58 窯業原料の精製業の用に供する施設	0	11	0	0	0	0	0	0	11	0	3	14
59 砕石業の用に供する施設	1	2	0	0	1	0	0	0	4	1	0	5
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 鉄鋼業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	1	1	5
63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63の3 石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	3
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64の2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	4	14
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2	16	1	0	0	0	0	0	19	2	2	23
66 電気めっき施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
66の2 旅館業の用に供する施設	68	166	138	575	102	102	85	141	1,377	97	98	1,572
66の3 共同調理場に設置されるちゆう房施設	3	6	5	4	2	4	1	2	27	1	0	28
66の4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設	0	2	1	0	0	0	0	0	3	3	3	9
66の5 飲食店に設置されるちゆう房施設	3	21	11	1	2	1	1	2	42	7	1	50
66の6 そば店・うどん店・すし店・喫茶店等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
66の7 料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	22	72	50	25	22	16	7	10	224	131	68	423
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	28	11	11	6	6	5	9	79	20	13	112
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	7	0	0	1	0	0	0	9	8	4	21
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	1	1	0	1	0	0	1	4	0	1	5
69の2 中央卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
69の3 地方卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 廃油処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1	2	3	0	0	0	0	0	6	6	4	16
71 自動車両洗浄施設	33	114	75	30	11	8	18	14	303	140	64	507
71の2 科学技術の研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	2	15	11	2	2	1	2	3	38	15	11	64
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	6	1	6	4	0	4	1	23	5	2	30
71の4 産業廃棄物処理施設	0	1	1	0	1	0	0	0	3	3	1	7
71の5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2
71の6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72 し尿処理施設	23	38	31	16	6	5	10	12	141	19	33	193
73 下水道終末処理施設	4	9	6	2	0	1	2	0	24	11	4	39
74 特定事業場から排出される水の処理施設	2	3	4	1	1	0	0	0	11	4	3	18
計	459	1,318	837	987	337	223	318	349	4,828	778	576	6,182

7. 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況（平成22年度）

（1）BODの達成状況表

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
長崎市	浦上川（1）	A	2	0.6	1	
	浦上川（2）	A	2	1.7	1	
	浦上川（3）	C	5	2.2	1	
	中島川（1）	A	2			
	中島川（2）	A	2	1.3	1	
	中島川（3）	A	2	0.8	1	
	鹿尾川	A	2	0.6	1	
	西海川	A	2	0.9	1	
	手崎川	A	2	0.7	1	
	八郎川	A	2	1.0	1	
	神浦川	A	2	0.6	1	
佐世保市	佐世保川	C	5	2.6	1	
	日宇川	C	5	2.0	1	
	相浦川	B	3	2.1	1	
	小森川（1）	A	2	1.5	1	
	小森川（2）	C	5	2.5	1	
	江迎川	A	2	1.3	1	
諫早市	本明川（1）	A	2	0.9	1	
	本明川（2）	B	3	1.0	2	
	鈴田川	A	2	1.1	1	
	喜々津川	B	3	1.7	1	
	境川	A	2	0.7	1	
	東大川	A	2	1.7	1	
大村市	郡川（1）	AA	1	0.6	1	
	郡川（2）	A	2	0.9	1	
	大上戸川	A	2	0.9	1	
松浦市	志佐川	A	2	0.8	1	
	龍尾川	A	2	0.7	1	
対馬市	舟志川	A	2	0.5	1	
	佐護川	A	2	0.5	1	
	三根川	A	2	0.8	1	
	仁田川	A	2	0.7	1	
	佐須川	A	2	<0.5	1	
	瀬川	A	2	0.5	1	

（注）中島川（1）は調査水域（本河内低部貯水池）が長期工事のため、測定休止

市町名	環境基準類型あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
壱岐市	谷江川	A	2	1.3	1	
	幡鉾川	B	3	1.9	1	
五島市	一の川	A	2	0.6	1	
	鰐川	A	2	1.5	1	
	中須川	A	2	0.7	1	
	大川原川	A	2	0.7	1	
	福江川	A	2	1.4	1	
西海市	伊佐ノ浦川	A	2	0.8	1	
	多以良川	A	2	0.6	1	
	雪浦川	A	2	0.7	1	
雲仙市	千々石川	A	2	0.6	1	
	神代川	A	2	0.8	1	
	土黒川	B	3	0.9	1	
南島原市	有家川	A	2	0.7	1	
	有馬川	B	3	1.1	1	
長与町	長与川	B	3	1.8	1	
時津町	時津川	C	5	1.2	1	
川棚町	川棚川	A	2	1.1	1	
東彼杵町	彼杵川	A	2	0.8	1	
	千綿川	A	2	0.6	1	
	江ノ串川	A	2	0.7	1	
佐々町	佐々川	A	2	0.9	2	
計	55水域				57	0

(2) CODの達成状況表

湖沼

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質 (各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
501	本明川	B	5.0	8.0	2	2	1
計	1 水域				2	2	1

海域

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質 (各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
601	有明海 (14)	C	8.0	3.2	1		
603	有明海 (13)	C	8.0	2.5	1		
604	有明海 (12)	C	8.0	1.9	1		
605	有明海 (11)	C	8.0	2.0	1		
606	有明海 (15)	A	2.0	2.0	2	1	1
609	長崎湾 (1)	B	3.0	1.6	2		
610	長崎湾 (2)	A	2.0	1.4	2		
611	早岐瀬戸	B	3.0	2.7	2		
612	佐世保湾 (1)	B	3.0	2.6	1		
613	佐世保湾 (2)	A	2.0	2.2	1	1	1
614	大村湾	A	2.0	2.6	17	15	1
615	網場湾	A	2.0	1.5	2		
長 崎 県 沿 岸 海 域	616 対馬海域	A	2.0	1.4	5		1
	617 壱岐海域	A	2.0	1.5	3		
	618 五島海域	A	2.0	1.6	8		
	619 松浦海域	A	2.0	1.8	6	2	
	620 北松海域	A	2.0	1.7	6		
	621 西彼海域	A	2.0	1.2	8		
	622 橘湾	A	2.0	1.6	6	2	
623	東大川河口水域	B	3.0	5.3	1	1	1
計	14 水域				76	22	5

(3) 全窒素及び全燐の達成状況表

湖沼

環境基準類型あてはめ水域名	環境基準点数	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域
本明川（調整池）	2	V	1	1.1	1	0.1	0.22	1

海域

環境基準類型あてはめ水域名	環境基準点数	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域
有明海（ハ）	3	II	0.3	0.24		0.03	0.038	1
有明海（二）	2	II	0.3	0.26		0.03	0.034	1
有明海（ホ）	2	II	0.3	0.24		0.03	0.022	
長崎湾（1）	2	III	0.6	0.46		0.05	0.033	
長崎湾（2）	2	II	0.3	0.20		0.03	0.018	
佐世保湾（1）	1	III	0.6	0.57		0.05	0.045	
佐世保湾（2）	1	II	0.3	0.33	1	0.03	0.022	
佐世保湾（3）	1	II	0.3	0.54	1	0.03	0.026	
大村湾（1）	17	I	0.2	0.21	1	0.02	0.021	1
大村湾（2）	1	III	0.6	0.63	1	0.05	0.062	1
伊万里湾（1）	6	II	0.3	0.22		0.03	0.018	
11水域	38				4			4

※下記水域においては暫定目標値が設定されていた。

環境基準類型あてはめ水域名	暫定目標値 (mg/L)		施行期間
	全窒素	全燐	
有明海（ハ）	—	0.042	平成12年4月1日～平成16年6月13日
有明海（二）	0.36	0.041	〃
大村湾（1）	0.22	—	平成12年4月22日～平成16年6月17日
大村湾（2）	—	0.057	〃

(4) 地下水質調査結果(検出及び環境基準超過状況)

1. 概況調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
長崎市	長崎市	20	砒素	8	0	0.001~0.004	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	0	0.06~3.5	10
			ふっ素	1	0	0.09	0.8
			ほう素	1	0	0.1	1
			1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.009	0.04
佐世保市	佐世保市	12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	1	0.09~21	10
			ふっ素	2	0	0.11~0.12	0.8

2. 汚染井戸周辺地区調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
長崎市	長崎市	22	鉛	1	0	0.005	0.01
			砒素	4	0	0.001	0.01
			総水銀	2	2	0.0006~0.0012	0.0005
			トリクロロエチレン	2	1	0.007~0.041	0.03
			テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	0	0.08~4.5	10
			ふっ素	4	0	0.08~0.16	0.8
			ほう素	6	2	0.1~1.5	1
			1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.014	0.04
佐世保市	佐世保市	6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	0.58~7.3	10

3. 継続監視調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
県	島原市	12	鉛	1	0	0.006	0.01
			テトラクロロエチレン	2	0	0.002~0.007	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	7	0.8~27	10
			ふっ素	2	0	0.14~0.26	0.8
	諫早市	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	0	0.09~1	10
			1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.008	0.04
			1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0.0049	0.006
	大村市	3	テトラクロロエチレン	2	1	0.008~0.017	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	1	9~16	10
	雲仙市	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	9.5~14	10
	南島原市	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	19	10
	小値賀町	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	3.3	10
長崎市	長崎市	6	砒素	1	1	0.023	0.01
			総水銀	1	1	0.0007	0.0005
			トリクロロエチレン	5	3	0.012~0.44	0.03
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	0.6~4.7	10
			ふっ素	1	0	0.08	0.8
			ほう素	1	0	0.4	1
			1,2-ジクロロエチレン	4	1	0.009~0.041	0.04
佐世保市	佐世保市	8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	3	1.7~18	10
			1,2-ジクロロエチレン	1	1	0.076	0.04

8. 海水浴場調査結果

	海域	市町名	海水浴場名	快水 浴場 百選	平成22年度 開設中（7～8月）					平成22年度 開設前（5～6月）				
					ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油 膜	判 定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油 膜	判 定
1	西彼 橋湾	長崎市	かきどまり ^{シラハマ} 白浜		<2	2.1	>1	無	B	5	1.5	>1	無	A
2			コスタ・デル・ソル		<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
3			カシマ ^{カシマ} 高島		<2	2.0	>1	無	AA	2	1.4	>1	無	A
4			カサキ ^{カサキ} 脇崎		<2	1.8	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
5			カサマ ^{カサマ} 高浜	◎	<2	1.7	>1	無	AA	3	1.3	>1	無	A
6			カサ ^{カサ} 川原		<2	2.0	>1	無	AA	<2	1.6	>1	無	AA
7	佐世保湾	佐世保市	カサ ^{カサ} 白浜	◎	<2	1.6	>1	無	AA	<2	1.9	>1	無	AA
8	五島		カサ ^{カサ} 大浜	◎	<2	1.8	>1	無	AA	<2	0.9	>1	無	AA
9	大村湾	川棚町	カサ ^{カサ} 大崎		<2	3.1	>1	無	B	<2	2.0	>1	無	AA
10	西彼	西海市	カサ ^{カサ} 雪の浦		3	1.9	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
11			カサ ^{カサ} 久里浜公園		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.8	>1	無	AA
12	北松	平戸市	カサ ^{カサ} 根獅子の浜	◎	<2	2.0	>1	無	AA	2	1.6	>1	無	A
13			カサ ^{カサ} 千里ヶ浜		<2	2.3	>1	無	B	<2	1.4	>1	無	AA
14	橋湾	諫早市	カサ ^{カサ} 結の浜マリナー		<2	2.2	>1	無	B	<2	1.4	>1	無	AA
15		南島原市	カサ ^{カサ} 前浜		8	1.7	>1	無	A	2	1.1	>1	無	A
16			カサ ^{カサ} 白浜	◎	<2	1.7	>1	無	AA	2	1.2	>1	無	A
17	五島	新上五島町	カサ ^{カサ} 蛤浜	◎	<2	1.6	>1	無	AA	3	1.4	>1	無	A
18		五島市	カサ ^{カサ} 高浜	◎	<2	2.0	>1	無	AA	<2	1.5	>1	無	AA
19			カサ ^{カサ} 珠子		2	1.9	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
20	壱岐	壱岐市	カサ ^{カサ} 筒城浜	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
21			カサ ^{カサ} 大浜		<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.6	>1	無	AA
22			カサ ^{カサ} 錦浜		<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
23			カサ ^{カサ} 辰ノ島	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.5	>1	無	AA
24	対馬	対馬市	カサ ^{カサ} 美津島町		<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA

※ふん便性大腸菌群数の<2は不検出。

9. 大村湾の水質 (COD 75%値の経年変化) (単位: mg/L)

年度																																								
S48	地点名	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
		1.中央(北)	1.4	1.8	1.4	1.7	1.8	1.9	1.7	2.0	1.8	2.0	2.9	2.1	2.1	2.5	2.0	2.0	1.9	2.2	2.3	2.2	2.7	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.0	2.2	2.0	2.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	1.8	1.8
2.中央(中)	1.2	2.2	1.8	1.9	2.2	1.8	2.1	2.6	2.5	2.0	3.0	2.2	2.6	2.7	2.5	2.3	2.6	2.1	2.5	2.4	2.7	2.3	2.2	2.3	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.6	3.6	2.0	2.3	2.2	2.2	2.3	2.1	2.2	2.2	
3.中央(南)	1.1	2.0	1.3	1.8	2.3	2.0	2.3	2.8	2.3	2.2	3.3	2.4	2.7	2.8	2.6	2.2	2.7	2.5	2.5	2.7	3.2	2.4	2.3	2.6	2.8	2.6	2.6	3.1	2.6	2.6	3.4	2.1	2.2	2.3	2.2	2.3	2.2	2.3	2.2	2.5
4.早岐港	1.7	2.7	1.5	1.4	2.0	1.8	2.0	2.8	1.9	2.3	2.9	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.5	2.4	2.5	2.3	3.0	2.4	2.2	2.3	2.5	2.7	2.7	2.6	2.7	2.5	3.1	1.9	2.2	2.1	2.0	2.3	2.0	2.3	2.3	
5.川棚港	2.3	2.4	2.3	1.7	2.2	2.0	2.4	2.7	2.6	2.0	3.4	2.4	2.9	2.8	2.5	2.3	2.4	2.4	2.7	2.5	2.9	2.3	2.3	2.4	2.4	2.8	2.8	3.1	2.7	2.7	2.9	2.3	2.4	2.2	2.1	2.5	2.2	2.3	2.3	
6.彼杵港	1.6	2.3	2.1	1.5	2.2	2.1	2.4	3.0	2.3	2.3	2.8	2.7	2.6	2.7	2.4	2.4	2.7	2.3	2.7	2.6	3.8	2.5	2.3	2.3	2.4	2.7	2.7	2.5	2.7	2.7	3.6	2.1	2.4	2.1	2.2	2.4	2.2	2.4	2.2	2.4
7.郡川沖	1.4	2.0	1.4	2.2	2.7	1.9	2.6	2.9	2.4	2.1	3.4	2.6	2.5	3.1	2.6	2.3	2.6	2.7	3.3	2.5	3.4	2.5	2.4	2.4	2.7	3.0	3.0	3.5	2.9	2.9	3.4	2.0	2.4	2.2	2.3	2.4	2.1	2.4	2.4	
8.自衛隊沖	2.3	1.7	1.7	2.3	2.7	2.2	2.7	2.9	2.6	2.1	3.2	2.6	2.7	3.1	2.8	2.7	3.0	2.7	2.9	2.8	3.4	2.7	2.5	2.7	2.6	3.0	3.2	3.0	2.9	2.9	3.1	2.0	2.5	2.3	2.3	2.6	2.3	2.7	2.7	
9.競艇場沖	1.7	1.9	1.6	2.3	3.0	2.3	2.7	3.0	2.4	2.3	3.2	2.6	2.7	3.3	2.8	2.6	2.9	3.2	3.1	3.2	3.6	2.6	2.7	2.8	2.8	3.3	3.1	3.3	3.2	3.2	3.5	2.3	2.8	2.4	2.3	2.9	2.5	3.1	3.1	
10.津水湾奥	1.5	2.1	2.0	2.7	3.6	2.9	2.8	3.2	3.1	2.5	3.8	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11.喜々津川沖	2.1	1.7	1.7	2.4	3.0	2.3	2.9	2.7	2.9	2.5	3.7	2.5	2.8	3.4	2.7	3.2	3.2	3.1	3.2	2.7	4.2	2.9	3.2	3.0	2.9	3.1	3.7	3.6	3.4	3.3	3.5	2.3	2.7	2.3	2.3	3.0	2.5	3.3	3.3	
12.祝崎沖	1.4	1.8	1.5	2.3	3.0	2.1	2.7	2.5	2.9	2.3	3.5	2.4	2.6	3.4	2.6	2.5	3.0	3.1	3.1	3.2	3.7	2.7	2.5	2.7	2.9	3.2	2.9	3.4	3.2	3.3	3.5	2.3	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	3.0	3.0	
13.長与浦	—	1.8	1.5	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	2.6	2.5	3.1	2.2	2.8	3.1	2.5	2.6	2.9	2.6	3.2	2.9	4.1	2.8	2.6	3.0	2.8	3.0	3.1	3.4	2.9	3.1	3.2	2.1	2.5	2.2	2.4	2.3	2.4	2.6	2.6	
14.時津港	1.7	2.1	2.2	2.7	3.0	2.4	2.7	3.2	2.9	2.9	3.5	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15.久留里沖	1.6	1.8	1.6	2.6	2.3	2.0	2.4	2.2	2.6	2.2	2.8	2.4	3.2	3.0	2.5	2.4	3.0	3.0	2.9	3.3	3.7	2.6	2.1	2.7	2.7	3.1	3.6	2.9	2.9	3.2	2.1	2.6	2.4	2.4	2.5	2.2	2.7	2.7		
16.形上湾	1.2	2.9	2.2	2.2	2.0	2.3	2.6	2.8	2.5	2.7	3.2	2.5	2.7	3.2	2.7	2.6	3.0	2.9	2.8	3.3	3.7	2.6	2.7	2.7	2.6	3.2	3.0	3.6	3.0	3.1	3.1	2.2	2.7	2.3	2.1	2.7	2.3	2.5	2.5	
17.大串湾	1.6	2.6	1.7	1.3	1.8	1.9	2.1	2.5	1.8	2.1	2.6	2.1	2.2	2.3	2.0	2.2	2.4	2.2	2.4	2.1	2.6	2.0	2.2	2.2	2.1	2.4	2.8	2.2	2.2	2.2	2.7	2.0	2.3	2.0	1.9	2.0	1.9	2.0		
18.久山港沖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2	3.5	2.9	3.3	3.4	3.8	3.3	3.1	3.9	3.4	2.9	3.0	2.9	3.1	3.4	3.4	3.2	3.1	3.6	2.6	2.6	2.5	2.4	3.0	2.7	3.3	3.3	
19.堂崎沖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	3.0	2.5	2.4	2.5	2.4	2.7	2.5	3.4	2.6	2.4	2.3	2.3	2.6	3.0	2.9	2.7	3.0	3.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.4	2.4	
平均値	1.6	2.1	1.7	2.1	2.5	2.1	2.4	2.7	2.5	2.3	3.2	2.5	2.7	3.0	2.5	2.5	2.7	2.7	2.8	2.7	3.4	2.5	2.4	2.6	2.6	2.8	3.0	3.1	2.8	2.8	3.2	2.1	2.4	2.2	2.2	2.5	2.2	2.6	2.6	
13/16	9/17	13/17	7/17	4/17	9/17	2/17	1/17	3/17	3/17	3/17	0/17	0/17	0/17	0/17	2/17	1/17	1/17	1/17	0/17	0/17	0/17	2/17	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17	1/17	0/17	1/17	0/17	6/17	1/17	2/17	3/17	2/17	3/17	2/17		
環境基準に適合する地点数																																								

10. 狩猟鳥獣の種類

狩 猟 鳥 獣 の 種 類		狩猟のできる期間	
		北海道以外	北海道
鳥類 29種・ 獣類 20種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、バン、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ	11月15日から翌年2月15日まで （※本県のイノシシは3月15日まで） （放鳥獣猟区においては、11月15日から翌年3月15日まで、また青森県、秋田県及び山形県においてはマガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモを捕獲する場合にあっては、11月1日から翌年1月31日まで）	10月1日から翌年1月31日まで （放鳥獣猟区においては、10月1日から翌年2月末日まで）
	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ ※ウズラ、ヤマドリ（メス）、キジ（メス。亜種のコウライキジを除く）はH24.9.14まで捕獲禁止		

11. 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）

狩猟鳥獣の種類		1日当たりの捕獲数の上限
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ及びクロガモ		合計して…………… 5羽 網を使用する場合にあっては、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽
エゾライチョウ		2羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）		合計して…………… 2羽
コジュケイ		5羽
バン		3羽
ヤマシギ及びタシギ		合計して…………… 5羽
キジバト		10羽
ニホンジカ	対馬一円	2頭 〔オスジカ1頭とメスジカ1頭の計2頭 又はメスジカ2頭〕
	上記以外の地域	1頭 （オスジカ又はメスジカのいずれか1頭）

12. 鳥獸保護区指定状況

[illegible]

区分	地図 番号	名 称	所 在 地 () 内は旧市町名	面 積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	49	舟 志 川 鳥獣保護区	対馬市 (上対馬町)	600	H15.11.1~H35.10.31	20
	50	国見中学校愛護林鳥獣保護区	雲仙市 (国見町)	16	H15.11.1~H35.10.31	
	51	布津中学校 //	南島原市 (布津町)	6	H15.11.1~H35.10.31	
	52	南有馬中学校 //	// (南有馬町)	35	H19.11.1~H39.10.31	
	53	南串中学校 //	雲仙市 (南串山町)	28	H15.11.1~H35.10.31	
	54	千々石中学校 //	// (千々石町)	10	H19.11.1~H39.10.31	
	55	東長崎中学校 //	長崎市	44	H18.11.1~H38.10.31	
	56	大島中学校 //	西海市 (大島町)	49	H20.11.1~H40.10.31	
	57	江迎小学校 //	佐世保市 (江迎町)	12	H19.11.1~H39.10.31	
	58	野子小中学校 //	平戸市	98	H16.11.1~H26.10.31	
	59	那賀中学校 //	杵岐市 (芦辺町)	10	H18.11.1~H38.10.31	
	60	箱崎小学校 //	// (//)	14	H15.11.1~H35.10.31	
	61	初山小学校 //	// (郷ノ浦町)	8	H15.11.1~H35.10.31	
	62	大調小中学校 //	対馬市 (厳原町)	19	H21.11.1~H41.10.31	
	63	佐護鳥獣保護区	// (上県町)	205	H19.11.1~H39.10.31	
	64	豊中学校愛護林鳥獣保護区	// (上対馬町)	107	H19.11.1~H39.10.31	
	65	厳原中学校 //	// (厳原町)	25	H13.11.1~H23.10.31	
	66	鶏知中学校 //	// (美津島町)	38	H18.11.1~H38.10.31	
	67	豊玉中学校 //	// (豊玉町)	34	H18.11.1~H38.10.31	
	68	西部中学校 //	// (峰町)	34	H18.11.1~H38.10.31	
	69	七岳中学校 //	五島市 (玉之浦町)	51	H19.11.1~H39.10.31	
	70	大墓島、小墓島、母子島 //	長崎市 (外海町)	25	H19.11.1~H39.10.31	
	71	虚空蔵山 //	西海市 (西海町)	135	H19.11.1~H39.10.31	
	72	七釜鍾乳洞 //	// (//)	136	H19.11.1~H39.10.31	
	73	櫻 井 岳 //	// (西彼町)	316	H18.11.1~H38.10.31	
	74	阿値賀島 //	平戸市	28	H16.11.1~H36.10.31	
	75	黒 子 島 //	//	3	H16.11.1~H36.10.31	
	76	稗 木 場 //	東彼杵郡波佐見町	105	H16.11.1~H36.10.31	
	77	万 助 山 //	西海市 (大瀬戸町)	400	H17.11.1~H37.10.31	
	78	若松小学校愛護林 //	新上五島町 (若松町)	43	H21.11.1~H41.10.31	
	79	有川中学校 //	// (有川町)	13	H21.11.1~H41.10.31	
	80	佐 須 奈 //	対馬市 (上県町)	87	H21.11.1~H31.10.31	
	81	平 床 //	長崎市 (琴海町)	280	H12.11.1~H22.10.31	
	82	百花台公園 //	雲仙市 (国見町)	25	H14.11.1~H34.10.31	
	83	黄 島 //	五島市	147	H14.11.1~H34.10.31	
	84	内 院 島 //	対馬市 (厳原町)	12	H14.11.1~H34.10.31	
	85	崎戸西部諸島 //	西海市 (崎戸町)	878	H15.11.1~H35.10.31	
	86	竹ノ子島諸島 //	五島市	143	H15.11.1~H35.10.31	
	87	美良島、倉島、平島 //	北松浦郡小値賀町	49	H15.11.1~H35.10.31	
	88	野 崎 島 //	// //	732	H16.11.1~H36.10.31	
	89	松 浦 島 //	佐世保市	25	H16.11.1~H36.10.31	
	90	鳥 山 島 //	対馬市 (美津島町)	471	H17.11.1~H37.10.31	
	91	黒 島 //	// (//)	102	H17.11.1~H37.10.31	
	92	赤 島 //	北松浦郡小値賀町	60	H20.11.1~H40.10.31	
	93	上枯木島・下枯木島鳥獣保護区	平戸市	21	H20.11.1~H40.10.31	
	94	牧 島 //	佐世保市	23	H20.11.1~H40.10.31	
	95	棹 崎 //	対馬市 (上県町)	72	H14.11.1~H34.10.31	
	96	舟志ノ内 //	// (上県町)	329	H14.11.1~H34.10.31	
	97	礫 岩 //	平戸市	74	H15.11.1~H35.10.31	
	98	藪路木島 //	北松浦郡小値賀町	47	H15.11.1~H35.10.31	
	99	蠟螺島 //	五島市	106	H15.11.1~H35.10.31	
	100	祝言島 //	新上五島町 (上五島町)	141	H15.11.1~H35.10.31	
	101	南串島 //	西海市 (西海町)	242	H17.11.1~H37.10.31	
	102	赤島・大板部島・小板部島 //	五島市	64	H17.11.1~H37.10.31	
	103	五島黒島 //	五島市 (富江町)	132	H18.11.1~H38.10.31	
	104	斑島 //	北松浦郡小値賀町	2	H18.11.1~H38.10.31	
	105	前島・鷹島 //	西彼杵郡時津町	37	H19.11.1~H39.10.31	
	106	本明川 //	諫早市・雲仙市	2,445	H20.11.1~H40.10.31	
	107	鈴田川 //	大村市	42	H21.11.1~H41.10.31	
	小計	105ヶ所		42,195		1,416
合 計		107ヶ所		43,784		1,832

13. 休猟区一覧表

番号	名 称	所在地	面積 (ha)	指定年度
①	小鹿特例休猟区	対馬市(上対馬町)	2,089	H20
②	島原特例休猟区	島原市	1,741	H20
③	椎根特例休猟区	対馬市(厳原町)	1,824	H21
④	国見・瑞穂特例休猟区	雲仙市(国見町、瑞穂町)	3,308	H21
⑤	佐須奈特例休猟区	対馬市(上県町)	2,089	H22
⑥	有馬特例休猟区	南島原市(加津佐町、南有馬町、北有馬町)、雲仙市(南串山町)	1,702	H22
⑦	波佐見特例休猟区	波佐見町	1,500	H22
計	7力所	※()内は旧市町村名	14,253	
			うち特例休猟区14,253	

14. 特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表（旧「銃猟禁止区域」）

番号	名 称	所在地	面積(ha)	存続期間
1	萩原 特定猟具使用禁止区域(銃)	島原市	171	H22. 11. 1~H42. 10. 31
2	有明の森 "	島原市(有明町)	48	H14. 11. 1~H34. 10. 31
3	早崎 "	南島原市(口之津町)	77	H21. 11. 1~H41. 10. 31
4	荒牧 "	雲仙市(南串山町)	40	H14. 11. 1~H34. 10. 31
5	京泊 "	雲仙市(南串山町)	79	H14. 11. 1~H34. 10. 31
6	小浜 "	雲仙市(小浜町)	32	H22. 11. 1~H42. 10. 31
7	猿葉山 "	雲仙市(小浜町、千々石町)	368	H20. 11. 1~H40. 10. 31
8	栄田、西諫早 "	諫早市	464	H22. 11. 1~H42. 10. 31
9	金比羅山 "	長崎市	556	H22. 11. 1~H42. 10. 31
10	稲佐山 "	長崎市	258	H22. 11. 1~H42. 10. 31
11	神ノ島 "	長崎市	52	H22. 11. 1~H42. 10. 31
12	彦山、風頭 "	長崎市	390	H22. 11. 1~H42. 10. 31
13	牧島 "	長崎市	113	H16. 11. 1~H36. 10. 31
14	平床 "	長崎市	223	H22. 11. 1~H42. 10. 31
15	三重、松崎 "	長崎市	72	H15. 11. 1~H35. 10. 31
16	西田原 "	西彼杵郡長与町	33	H13. 11. 1~H23. 10. 31
17	香焼 "	長崎市(香焼町)	246	H13. 11. 1~H23. 10. 31
18	川原大池 "	長崎市(三和町)	25	H19. 11. 1~H39. 10. 31
19	土井ノ首 "	長崎市(琴海町)	806	H20. 11. 1~H40. 10. 31
20	池田、諏訪 "	大村市	98	H22. 11. 1~H42. 10. 31
21	鴻ノ巣山 "	東彼杵郡波佐見町	55	H22. 11. 1~H42. 10. 31
22	西海橋 "	佐世保市	32	H19. 11. 1~H39. 10. 31
23	天神山 "	佐世保市	55	H19. 11. 1~H39. 10. 31
24	名切、八幡 "	佐世保市	92	H19. 11. 1~H39. 10. 31
25	鵜渡越、弓張 "	佐世保市	175	H19. 11. 1~H39. 10. 31
26	石岳 "	佐世保市	450	H18. 11. 1~H38. 10. 31
27	九十九島海湾 "	佐世保市	1,230	H16. 11. 1~H36. 10. 31
28	大渦 "	佐世保市	110	H22. 11. 1~H42. 10. 31
29	山ノ田水源地 "	佐世保市	39	H21. 11. 1~H41. 10. 31
30	転石水源地 "	佐世保市	35	H21. 11. 1~H41. 10. 31
31	岡本水源地 "	佐世保市	18	H21. 11. 1~H41. 10. 31
32	下ノ原水源地 "	佐世保市	79	H21. 11. 1~H41. 10. 31
33	相当水源地 "	佐世保市	83	H21. 11. 1~H41. 10. 31
34	菰田水源地 "	佐世保市	58	H21. 11. 1~H41. 10. 31
35	福江ダム "	五島市(福江市)	224	H14. 11. 1~H34. 10. 31
36	繁敷ダム "	五島市(富江町)	53	H20. 11. 1~H40. 10. 31
37	大瀬崎 "	五島市(玉之浦町)	350	H21. 11. 1~H41. 10. 31
38	鎧瀬 "	五島市(福江市)	64	H21. 11. 1~H41. 10. 31
39	龍観山 "	南松浦郡新上五島町(若松町)	404	H21. 11. 1~H41. 10. 31
40	平戸白岳 "	平戸市	500	H21. 11. 1~H41. 10. 31
41	石田、芦辺 "	壱岐市(石田町、芦辺町)	1,405	H22. 11. 1~H42. 10. 31
42	郷ノ浦、湯ノ本 "	壱岐市(郷ノ浦町、勝本町、芦辺町)	452	H22. 11. 1~H42. 10. 31

番号	名 称	所在地	面積(ha)	存続期間
43	後山 特定猟具使用禁止区域(銃)	対馬市(厳原町)	150	H13. 11. 1~H23. 10. 31
44	権現山 "	対馬市(厳原町)	225	H22. 11. 1~H42. 10. 31
45	上見坂 "	対馬市(厳原町、美津島町)	290	H22. 11. 1~H42. 10. 31
46	千俵蒔山 "	対馬市(上県町)	180	H22. 11. 1~H42. 10. 31
47	大增 "	対馬市(上対馬町)	341	H15. 11. 1~H35. 10. 31
48	吹上山 "	平戸市(田平町)	96	H17. 11. 1~H37. 10. 31
49	仁田木場 "	長崎市	120	H21. 11. 1~H41. 10. 31
50	名切 "	諫早市	2	H16. 11. 1~H36. 10. 31
51	久山 "	諫早市	1	H16. 11. 1~H36. 10. 31
52	立神 "	長崎市	513	H21. 11. 1~H41. 10. 31
53	村松 "	長崎市(琴海町)	45	H19. 11. 1~H39. 10. 31
54	平戸川内 "	平戸市	56	H13. 11. 1~H23. 10. 31
55	大村 "	大村市	605	H15. 11. 1~H35. 10. 31
56	久留里ダム "	西彼杵郡時津町	12	H17. 11. 1~H37. 10. 31
57	中山ダム "	西彼杵郡時津町	12	H17. 11. 1~H37. 10. 31
58	大野原 "	東彼杵郡東彼杵町	936	H18. 11. 1~H38. 10. 31
59	山田の堤 "	西彼杵郡長与町	18	H19. 11. 1~H39. 10. 31
60	楠泊 "	佐世保市(小佐々町)	78	H19. 11. 1~H39. 10. 31
61	新田 "	佐世保市(小佐々町)	33	H19. 11. 1~H39. 10. 31
62	鎌投 "	佐世保市(小佐々町)	10	H19. 11. 1~H39. 10. 31
63	白岳 "	佐世保市(江迎町)	440	H19. 11. 1~H39. 10. 31
64	久吹ダム "	平戸市(田平町)	105	H13. 11. 1~H23. 10. 31
65	鬼岳 "	五島市(福江市)	150	H13. 11. 1~H23. 10. 31
66	伊佐ノ浦ダム "	西海市(西海町)	26	H14. 11. 1~H34. 10. 31
67	畑崎志太崎 "	佐世保市(小佐々町)	465	H15. 11. 1~H35. 10. 31
68	唐比 "	諫早市(森山町)	70	H16. 11. 1~H36. 10. 31
69	亀岳・大串 "	西海市(西彼町)	404	H18. 11. 1~H38. 10. 31
70	四本堂 "	西海市(西彼町)	22	H18. 11. 1~H38. 10. 31
71	宗方 "	諫早市	21	H18. 11. 1~H38. 10. 31
72	玉調 "	対馬市(美津島町)	56	H19. 11. 1~H39. 10. 31
73	深江 "	佐世保市(鹿町町)	35	H19. 11. 1~H39. 10. 31
74	船ノ村 "	佐世保市(鹿町町)	43	H19. 11. 1~H39. 10. 31
75	ニツ石 "	佐世保市(鹿町町)	13	H19. 11. 1~H39. 10. 31
76	烏帽子岳 "	佐世保市	20	H19. 11. 1~H39. 10. 31
77	伊王島 "	長崎市(伊王島町)	225	H19. 11. 1~H39. 10. 31
78	雄ヶ原 "	大村市	197	H20. 11. 1~H40. 10. 31
79	波佐見桜づつみ "	東彼杵郡波佐見町	40	H21. 11. 1~H41. 10. 31
80	長串山・樋口ダム周辺 "	佐世保市(鹿町町)	311	H21. 11. 1~H41. 10. 31
81	日ノ島 "	南松浦郡新上五島町(若松町)	166	H21. 11. 1~H41. 10. 31
82	生月町北部 "	平戸市(生月町)	15	H18. 11. 1~H38. 10. 31
83	本明川 "	諫早市	30	H19. 11. 1~H39. 10. 31
84	川棚川 "	川棚町	19	H22. 11. 1~H42. 10. 31
計	84力所	※()内は旧市町名	16,710	

15. 公園施設の一覧表（実績）

公園名	市町名	園地名	施設名
雲仙天 草国立 公園	島原市	①焼山園地	駐車場、園地、便所、園路
		①仁田峠循環道路	
	雲仙市	②仁田峠園地	車道、歩道、駐車場、展望所、便所、 休憩所、広場、ゴルフ場、インフォ メーションセンター、（ビジターセン ター）、キャンプサイト、管理棟、炊 事棟、トレイルセンター
		③池ノ原園地	
		④宝原園地	
		⑤矢岳園地	
		⑥稚児落滝園地	
		⑦古湯駐車場	
		⑧宝原道路	
		⑨絹笠山周回線歩道	
		⑩普賢岳周廻歩道	
		⑪雲仙池ノ原歩道	
		⑫原生沼歩道	
		⑬雲仙温泉園地	
		⑭山領別所線歩道	
		⑮矢岳白雲線歩道	
		⑯雲仙温泉駐車場	
		⑰野岳線歩道	
		⑱九州自然歩道	
		⑲田代原野営場 ・九千部岳鳥甲山線歩道 ・田代原トレイルセンター	
	南島原市	①論所原野営場 ・上大野木場仁田峠線歩道	
西海国 立公園	佐世保市	①鹿子前集団施設地区	駐車場、園地、便所、休憩所、探勝 歩道、野鳥観察舎、広場、海浜セン ター、浄化施設、キャンプサイト、 炊事棟、案内板、標識
		②烏帽子岳園地	
		③江楯池野鳥の森	
		④白浜海浜公園	
		⑤高島園地	
		⑥九十九島おすすめドライ ブコース利用誘導施設	
		⑦冷水岳園地	
		⑧城ヶ岳園地	
		⑨大浜園地	
		⑩乙女の鼻線歩道	
		⑪海洋スポーツ基地カヤックセンター	カヤックセンター、駐車場、ホッソーン、広場
	平戸市	①川内峠園地	駐車場、園地、休憩所、便所、歩道、 インフォメーションセンター
		②鯛の鼻園地	
		③平戸浜岳線歩道	
		④山頭園地	
		⑤大バエ園地	
		⑥生月島線歩道	
	五島市	①鬼岳園地	駐車場、車道、園地、休憩所、便所、 歩道、インフォメーションセンター、 ビジターセンター、浄化施設、炊事 場
		②笹岳園地	
		③鎧瀬園地	
		④大瀬崎園地	
		⑤荒川駐車場	
		⑥頓泊駐車場	
		⑦向小浦園地	
		⑧七岳父ヶ岳線歩道	
		⑨頓泊園地	
		⑩高浜海水浴場	
		⑪嵯峨ノ島線歩道	
	新上五島町	①三王山園地	園地、休憩所、便所、展望所、歩道、 駐車場、テントサイト、炊事棟
		②龍観山園地	
		③三王山雌岳線歩道	
		④番岳園地	
		⑤蛤浜駐車場	
		⑥蛤浜野営場	
		⑦蛤浜園地	
		⑧虎星山園地	

公園名	市町名	園地名	施設名
西海国立公園	小値賀町	①番岳園地	園地、休憩所、歩道、駐車場、便所、展望所、幹線園路、炊事棟、シャワー棟
		②愛宕山園地	
		③斑島園地	
		④野崎島ワイルドパーク	
		⑤赤ダキ線歩道	
壱岐対馬国立公園	鹿町町	①北九十九島集団施設地区	休憩所、園地、便所、歩道、管理棟、炊事棟、案内板、標識
		②九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設	
	壱岐市	①岳ノ辻園地	広場、駐車場、便所、歩道、休憩所、栈橋、炊事棟、シャワー棟
		②黒崎園地	
		③左京鼻園地	
		④竜神崎園地	
		⑤辰ノ島園地	
		⑥勝本園地	
		⑦筒城浜園地	
	対馬市	①上見坂園地	駐車場、休憩所、園地、便所、キャンプサイト、展望デッキ、自然公園センター、広場、シャワー棟
		②豆酸崎園地	
		③龍良山麓公園	
		④万閑園地	
		⑤浅茅岳園地	
		⑥玉調海の公園	
		⑦木坂御前浜園地	
		⑧棹崎園地	
		⑨鰐浦園地	
		⑩西泊園地	
		⑪三宇田浜園地	
		⑫三宇田浜野営場	
玄海国立公園	松浦市	①白岳園地	便所、管理棟、駐車場、歩道
		②初崎園地	
		③大山自然公園	
多良岳県立公園	諫早市	①五家原岳	駐車場、園地、便所、園路、山小屋、炊事棟、休憩所、人道橋、レストハウス、トリム広場
		②金泉寺山小屋	
		③轟峡野営場	
		④山茶花園地	
	大村市	野岳湖園地	トリム広場、駐車場、公園センター
大村湾県立公園	川棚町	大崎半島国民休養地	くじゃく園、かぜの広場、トリム森、サイクルモノレール、駐車場、サイクリング道路、オートキャンプ場
	諫早市、長与町	琴ノ尾岳園地	展望台、広場、園路、便所
北松県立公園	江迎町	白岳国民休養地	ピクニック広場、多目的広場、冒険の森、園路、便所、炊事棟、フロート橋、歩道、駐車場、管理棟、オートキャンプ場
西彼杵半島県立公園	長崎市	大野浜海浜公園	海浜センター、駐車場
野母半島県立公園	長崎市	①甕岩園地	園路、トリム、展望デッキ、展望所、園路広場
		②権現山園地	
島原半島県立公園	雲仙市	猿葉山園地	駐車場、車道、歩道、便所、園地
自然公園に含まれない地域	平戸市	田平ファールパーク	草地・裸地ゾーン、林地ゾーン、駐車場、園地、昆虫館
	壱岐市	里浜園地	駐車場、シャワー・トイレ棟、園地、親水護岸
	江迎町	②九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設	案内板、標識

16. 市町の花及び木

区 分				
市 町 名	市町の木	指定年月日	市町の花	指定年月日
長 崎	ナンキンハゼ	S50.8.1	アジサイ	S43.3.21
佐 世 保	ハナミズキ	H1.5.15	カノコユリ	H14.4
島 原	ウメ	H1.6.19	ウメ	S57.3.24
諫 早	ヒゼンマユミ	H17.10.1	ツクシシャクナゲ	H17.10.1
大 村	イチイガシ	H1.6.1	オオムラザクラ	S47.4.8
平 戸	マキ（木） やぶ椿（花木）	－	平戸つつじ	－
松 浦	まき	S50.10.25	つつじ	S50.10.25
対 馬	ひとつばたご		玄海つつじ	
壱 岐	やぶ椿（花木） まき（木）		水仙	
五 島	ツバキ（花木） アコウ（木）	H17.9.12	ハマユウ	H17.9.12
西 海	ハマボウ（花木） ヤマモモ（木）	H21.10.1	カノコユリ	H21.10.1
雲 仙	ヤマボウシ（山 法師）	H18.3.15	ミヤマキリシマ（雲仙 つつじ）	H18.3.15
南 島 原	あこう	H18.10.3	ひまわり	H18.10.3
長 与	梅	S48.7.20	梅	S48.7.20
時 津	くすの木	H1.7.1	コスモス	H1.7.1
東 彼 杵	楠	H1.10.23	コスモス	H1.10.23
川 棚	モッコク	H1.8.1	オニユリ	H1.8.1
波 佐 見	モチノキ	H1.7.1	久留米つつじ	S47.12
小 値 賀	まつ	H2.2.11	すいせん	H2.2.11
江 迎	榎	H1.3.16	水仙	H1.3.16
鹿 町	かし	H1.3.16	つつじ	H1.3.16
佐 々	ソメイヨシノ	H1.8.1	山茶花	S51.4.1
新上五島	つばき（花木）	H17.7.11	－	

17. ダイオキシン類調査結果（H22年度）

（1） 大気環境調査結果

①一般環境調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	小ヶ倉支所測定局	0.053	長崎市
佐世保地区	佐世保市	県北振興局	0.011	長崎県
西彼地区	時津町	時津小学校大気測定局	0.013	
県央地区	諫早市	諫早大気測定局	0.013	
	大村市	大村大気測定局	0.011	
県南地区	島原市	島原振興局八幡庁舎	0.014	
県北地区	松浦市	松浦市役所	0.029	
離島地区	壱岐市	壱岐保健所	0.012	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			8	

②発生源周辺調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
県央地区	諫早市	諫早市菅牟田公民館	0.016	長崎県
県南地区	南島原市	寺院	0.027	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			2	

③沿道調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	長崎市中央橋測定局	0.016	長崎市
環境基準			0.6以下	
調査地点数			1	

(2) 公共用水域調査結果

(1) 河川

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地区	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎地区	八郎川	八郎橋	0.12	4.4	長崎市
	戸石川	戸石川(浄水場跡)	0.16	0.77	
	三重川	橋本橋	0.14	0.37	
	多以良川	多以良川取水堰	0.031	1.9	
佐世保地区	相浦川	相浦橋	0.15		長崎県
	小森川	小森橋	0.098	4.9	
西彼地区	長与川	岩淵堰	0.088	2.1	長崎県
県央地区	本明川	旭町	0.072	0.39	
	川棚川	山道橋	0.16	0.49	
	西大川	高速道下流	0.033	0.77	
	東大川	佐代姫橋上堰	0.27		
県南地区	土黒川	浜田橋	0.15	7.4	
	千々石川	千々石橋	0.46		
県北地区	佐々川	古川橋	0.23		
	志佐川	工業用水取水堰	0.12		
五島地区	福江川	大正橋上堰	0.26		
壱岐地区	谷江川	川口橋上堰	0.061		
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			17	10	

(2) 海域

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地 域	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
橘湾	橘湾	茂木港	0.025	8.2	長崎市
網場湾	網場湾	湾中央	0.026	0.51	
		八郎川地先	0.029	4.3	
		戸石沖	0.029	4.4	
大村湾	大村湾	祝崎沖	0.029	13	長崎県
有明海	有明海	口之津港	0.051	7.4	
佐世保湾	佐世保湾	干尽沖	0.045	13	
五島海域	五島海域	福江港	0.10	12	
壱岐海域	壱岐海域	郷ノ浦港	0.035	5.2	
対馬海域	対馬海域	厳原港	0.039	3.3	
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			10	10	

(3) 地下水調査結果

(1) 一般環境調査

(単位：pg-TEQ/L)

地区	市町村	測定地域	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	上町	0.019	長崎市
		飽の浦町	0.019	
		三川町	0.020	
環境基準			1以下	
調査地点数			3	

(2) 発生源周辺調査

(単位：pg-TEQ/L)

地区	市町村	測定地域	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	大塔町	0.069	長崎県
		下本山町	0.037	
西彼地区	西海市	崎戸町	0.094	
県央地区	諫早市	小長井町	0.11	
県南地区	島原市	前浜町	0.025	
	雲仙市	小浜町	0.025	
県北地区	平戸市	田平町	0.038	
環境基準			1以下	
調査地点数			7	

(4) 土壤調査結果

(1) 一般環境調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	野母崎樺島町	2.1	長崎市
		西山台	0.22	
		小江原	0.0040	
		城栄町	0.025	
		西山台	0.033	
		賑町	0.0018	
		中町	0.011	
		福田本町	0.0045	
		東立神町	0.11	
環境基準			1,000以下	
調査地点数			9	

(2) 発生源周辺状況調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	下本山町	1.2	長崎県
		棚方町	0.078	
		田の浦町	0.071	
		卸本町	2.7	
県央地区	諫早市	日の出町	0.015	
		福田町	0.073	
	大村市	森園町	0.048	
		松並	4.9	
	東彼杵郡	川棚町	3.0	
		南有馬町	0.34	
県南地区	南島原市	北有馬町	2.7	
		田平町	0.013	
五島地区	五島市	松山町	5.4	
	新上五島町	網上郷	0.059	
壱岐地区	壱岐市	芦辺町	0.075	
対馬地区	対馬市	厳原町	0.041	
環境基準			1,000以下	
調査地点数			16	

18. 環境放射能

①ゲルマニウム半導体検出器による核種分析調査結果（平成22年度）

試料名		検体数	¹³⁷ Cs		前年度まで 過去3年間の値		単 位
			最低値	最高値	最低値	最高値	
大気浮遊じん		4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	mBq/m ³
降下物		12	N.D.	0.35	N.D.	0.085	MBq/km ²
陸水（蛇口水）		1	N.D.		N.D.	N.D.	mBq/L
土 壌	0～5 cm	1	16.3		14	20	Bq/kg乾土
			771		428	1300	MBq/km ²
	5～20 cm	1	4.42		3.46	7.35	Bq/kg乾土
			945		484	761	MBq/km ²
精米		1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/kg生
野 菜	大根	1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/kg生
	ホウレン草	1	0.08		N.D.	N.D.	
牛乳		1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/L
水 産 生 物	アサリ	1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/kg生
	アマダイ	1	0.11		0.089	0.13	
	ワカメ	1	0.11		ND	0.13	

（注1）食品試料のうち精米、野菜、牛乳（原乳）及び水産生物は生産地としての取扱いである。

（注2）N.D.：測定値が測定誤差の3倍未満

②空間放射線量測定結果（平成22年度）

測定年月日	モニタリングポスト (nGy/h)		
	最低値	最高値	平均値
平成22年4月	29	43	30
5月	28	66	30
6月	28	44	31
7月	28	68	30
8月	28	42	30
9月	29	52	30
10月	29	45	30
11月	29	50	30
12月	28	66	31
平成23年1月	28	34	29
2月	28	46	30
3月	28	46	29
年間値	28	50	30

19. 産業廃棄物処理施設に係る立地基準

〈長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱より関係部分を抜粋〉

最終改正 平成20年10月17日告示

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等を行うとする事業者等(以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置(変更)事前協議書(様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。)を知事に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。
(以下省略)

(処理施設の立地基準)

第8条 前条第1項の協議に係る処理施設の設置等予定者であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設を設置しようとする者は、別表第2に掲げる区域等を含まない区域に当該処理施設を設置するものとする。

別表第1 (第7条関係)

- 1 排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置(政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)
- 2 移動式(排出事業場に移動させて処理する方式をいう。)のみの処理施設の設置
- 3 建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置(概ね2年以内の期間をいう。)
- 4 法第15条第1項に定める処理施設(既存の処理施設に限る。)であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
- 5 50パーセント未満の処理能力の増加に伴う処理施設の変更又は更新(政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)

別表第2 (第8条関係)

- 1 次に掲げる水源の保護を図る必要がある区域。ただし、最終処分場又は廃棄物の処理に伴った水を排出し、若しくは浸透させるおそれのある施設に限る。
 - ア 市町村が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域
 - イ その他知事が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響のおそれのあると認める区域
- 2 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある区域等
 - ア 自然公園法又は長崎県立自然公園条例に規定する自然公園区域
 - イ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
 - ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

- エ 都市計画法に規定する風致地区
 - オ その他知事が希少な野生動植物の生息・生育地など自然環境の保全のため必要と認める区域
- 3 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等
- ア 森林法に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区
 - イ 河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地
 - ウ 砂防法に規定する砂防指定地
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
 - カ 海岸法に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域
 - キ 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域
- 4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等
- ア 文化財保護法又は長崎県文化財保護条例に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市町村が定める文化的景観
 - イ 市町村が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域
- 5 次に掲げる良好な景観の形成を図る必要がある地区
- ア 景観法に規定する景観地区及び準景観地区
 - イ 長崎県美しいまちづくり推進条例に規定する美しいまちづくり重点支援地区
- 6 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地
- 7 次に掲げる区域
- ア 医療法に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域
 - イ 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域
- 8 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域
- 9 その他知事が処理施設に係る土地として不適当と認める場所

20 長崎県環境基本計画に係る平成23年度当初予算

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
地球温暖化対策の推進	温室効果ガスの排出抑制	第1節-1-①(エネルギー)			
		温暖化対策「見える化」推進事業	環境部	未来環境推進課	11,851
		市町施設省エネ設備等整備促進事業	環境部	未来環境推進課	271,641
		省エネ設備導入支援事業	環境部	未来環境推進課	146,000
		再生可能エネルギー普及促進事業	環境部	未来環境推進課	3,101
		新エネルギー産業等プロジェクト推進事業(エネルギー地産地消)	産業労働部	産業技術課	30,000
		長崎県バイオディーゼル燃料(BDF)普及促進事業	産業労働部	産業技術課	3,002
		長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	—
		大規模太陽光発電設備の設置推進	産業労働部	産業振興課	0
		木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	479
		再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ養殖技術開発	産業労働部	産業技術課	3,121
		陶磁器製造における省エネ技術の確立とブランド化	産業労働部	産業技術課	2,960
		第1章-1-①(事業者の活動促進)			
		(新)輝くながさき園芸産地振興計画推進事業	農林部	農産園芸課	109,464
		未来環境条例アイドリング・ストップ普及啓発事業	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		総合交通対策事業	地域振興部	新幹線・総合交通対策課	200
		内航海運改善資金貸付金	地域振興部	新幹線・総合交通対策課	6,000
		長崎県運輸事業振興助成補助金	地域振興部	新幹線・総合交通対策課	175,824
		漁船漁業構造改革推進事業	水産部	漁政課	0
		沿岸漁業改善資金貸付金(特会)	水産部	漁政課	356,973
		(新)漁船リニューアル支援事業(融資ぶらす)	水産部	漁政課	36,000
		(新)新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	184,055
		(補助)水産基盤整備事業	水産部	漁港漁場課	60,000
		長崎EV&ITSプロジェクト推進事業	産業労働部	EVプロジェクト推進室	242,812
		長崎県EV・PHVタウン推進事業	産業労働部	EVプロジェクト推進室	8,654
		未来環境条例温室効果ガス排出削減計画書制度	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		環境物品等調達方針推進事業	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		県庁エコオフィスプラン進行管理事業	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,457
		フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	2,297
		省エネ診断の活用によるエネルギー関連の見える化と設備更新、改修の促進	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000
		第1節-1-①(県民の活動促進)			
		「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	20,477
		県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	(20,477)
		第1節-1-①(環境に配慮したまちづくり)			
		JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	3,361,300
		道路建設事業全般	土木部	道路建設課	23,938,334
		環境実践モデル都市推進事業	環境部	サカサチ・クリーン コミュニティ推進 室	2,159
		第1節-1-①(県民・団体等との連携・協働)			
		市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	(10,567)
	温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	第1節-1-②			
		森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	874,327
		漁場環境保全創造事業	水産部	資源管理課	74,816
		漁場環境保全創造事業	水産部	漁港漁場課	286,777
		漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業	水産部	資源管理課	61,740
		(再)木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	479

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
地球温暖化対策	地球温暖化への適応策	第1節-1-③			
		砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 地球温暖化対策農業技術支援事業	土木部	砂防課	5,965,739
		病害虫発生予察費	農林部	農業経営課	4,702
			農林部	農業経営課	6,073
広域的な環境汚染対策の推進	光化学オキシダント等に関する対策の推進	第1節-2-①			
		長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	71,082
	オゾン層の保護と推進策	第1節-2-②			
		(再) フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	2,297
	酸性雨対策の推進	第1節-2-③			
		酸性雨モニタリング	環境部	環境政策課	12,947
		関係県(九州地方知事会)における観測体制整備の連携	環境部		
		工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,295
	漂着ごみ、漂流油対策の推進	第1節-2-④			
		(財) 漁場油濁被害救済基金負担金	水産部	資源管理課	129
		離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	699,855
		海岸漂着物地域対策推進事業	環境部	廃棄物対策課	489,232
		「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」の運用	防災危機管理監	危機管理防災課	6
	環境保全のための国際的協力の推進	第1節-2-⑤			
		日韓海峡沿岸環境技術交流事業	環境部	未来環境推進課・ナガサキ・リノベーション推進室	3,767

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
廃棄物対策の推進	抑制・排出・廃棄物の発生	第2節-1-①			
		園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	626
		ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	10,567
	廃棄物の再資源化の推進	第2節-1-②			
		リサイクル製品活用促進事業	環境部	未来環境推進課	1,040
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	10,567
		公共工事全般	土木部	建設企画課	0
		(新) 島原半島良質堆肥広域流通促進事業	農林部	畜産課	15,000
		エコフィード利活用促進事業	農林部	畜産課	9,000
		建設リサイクル促進事業	土木部	建設企画課	0
		(再)長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	-
	廃棄物の適正処理の推進	第2節-1-③			
		(再) 園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	626
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	-
		廃焼却炉解体支援事業費	環境部	廃棄物対策課	79,821
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	環境部	廃棄物対策課	19,550
		産業廃棄物処理施設監視指導費 廃棄物不適正処理対策事業 離島地区監視体制強化事業 (新) 政令市適正処理支援事業	環境部	廃棄物対策課	102,277
		平成22年度クリーンアップ事業	環境部	廃棄物対策課	62,100
大気環境の保全	大気汚染防止対策の推進	第2節-2-①			
		(再) 工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,295
		「長崎県アスベスト対策連絡会議」の運営管理	環境部	環境政策課	0
		(再) 長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	71,082
		有害大気汚染物質調査分析業務	環境部	環境政策課	4,940
		アスベスト改修事業	土木部	建築課	102,217
	自動車排出ガスの抑制対策の推進	第2節-2-②			
		(再) 総合交通対策事業	地域振興部	新幹線・総合交通対策課	200
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	23,938,334
		(再) JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	3,361,300
		(再) 県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		(再) エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	(20,477)
		(再) 長崎県運輸事業振興助成補助金	地域振興部	新幹線・総合交通対策課	175,824
		(再) 自動車排ガス測定	環境部	環境政策課	0
水環境の保全	海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	第2節-3-①			
		工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	4,750
		環境監視測定事業(水質)	環境部	環境政策課	28,912
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	4,083
		環境監視測定事業(地下水)	環境部	環境政策課	3,278
		諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	15,669
		ながさき水源の森緊急整備事業	農林部	森林整備室	279,615
		(再) 漁場環境保全創造事業	水産部	資源管理課	74,816
		(再) 漁場環境保全創造事業	水産部	漁港漁場課	286,777
		大村湾の水といのちを育む事業	環境部	環境政策課	9,280
		諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業	農林部	諫早湾干拓室	13,250
		(再) 漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業	水産部	資源管理課	61,740
		島原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,722
		(新) 有害赤潮等総合対策事業費	水産部	資源管理課	120,875

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
水環境の保全	生活排水対策の推進	第2節-3-②			
		浄化槽設置整備費	環境部	水環境対策課	299,792
		農村漁村生活環境整備事業交付金費	環境部	水環境対策課	24,400
		公共下水道整備促進事業	環境部	水環境対策課	17,735
		長崎県汚水処理施設整備促進交付金費	環境部	水環境対策課	300
		(補助) 漁業集落環境整備事業	水産部	漁港漁場課	82,100
		(補助) 汚水処理施設整備交付金	水産部	漁港漁場課	0
		(単独) 長崎県漁村生活環境整備事業交付金	水産部	漁港漁場課	3,000
		(単独) 漁業集落下水道緊急整備基本計画策定費	水産部	漁港漁場課	0
		大村湾南部流域下水道事業	環境部	水環境対策課	280,234
		(再) 大村湾の水といのちを育む事業	環境部	環境政策課	9,280
		(再) 諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	15,669
	対等事業場、工場排水の推進	第2節-3-③			
		(再) 工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	4,756
	水の循環利用	第2節-3-④			
		雨水・再生水利用促進に向けた情報提供	環境部	水環境対策課	0
		水資源政策費	環境部	水環境対策課	1,362
		(再) ながさき水源の森緊急整備事業	農林部	森林整備室	279,615
土壌・地盤環境の保全	土壌環境の保全	第2節-4-①			
		土壌汚染対策法適正執行	環境部	環境政策課	—
		(再) 工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	4,756
		人と環境にやさしい農業対策事業	農林部	農業経営課	16,851
		(再) 島原半島窒素負荷低減対策費	農林部	農業経営課	3,600
		(再) 島原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,722
	地盤環境の保全	第2節-4-②			
		水道施設整備事業指導監督費	環境部	水環境対策課	7,509
		地盤沈下の測定と監視体制整備	環境部	環境政策課	0
		代替水源の確保推進	環境部	水環境対策課	0
騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音・振動・悪臭対策の推進	第2節-5-①			
		環境調査・測定事業(騒音・振動・悪臭)	環境部	環境政策課	1,159
		自動車騒音常時監視事業	環境部	環境政策課	668
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	23,938,334
		沿道環境改善事業	土木部	道路維持課	177,643
	化学物質の環境リスク対策の推進	第2節-6-①			
		化学物質管理促進事業	環境部	環境政策課	921
		緊急時の環境汚染実態調査等の実施	環境部	環境政策課	0
		第2節-6-②			
		全国的な調査研究への参画と汚染実態把握	環境部	環境政策課	0
		汚染状況把握の推進	環境部	環境政策課	0
		第2節-6-③			
		ダイオキシン類対策事業	環境部	環境政策課	22,311
		(再) 廃焼却炉解体支援事業費	環境部		
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部		

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
生物多様性の保全	自然環境の監視・調査研究の推進	第3節-1-①			
		希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	5,128
		鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,468
		鳥獣保護費	農林部	農政課	2,233
		ツシヤママネコ保護増殖事業費	環境部	自然環境課	16,000
		自然公園指導員等による監視	環境部	自然環境課	0
		狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161
		狩猟取締費	農林部	農政課	8,713
		(追加) 野生鳥獣保護管理事業費	農林部	農政課	25,468
		外来生物に関する情報収集と普及啓発	環境部	自然環境課	0
	野生動植物種の保護、生態系の保全と再生	第3節-1-②			
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	5,128
		自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	384
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,468
		(再)鳥獣保護費	農林部	農政課	2,233
		(再) 狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161
		(再) 狩猟取締費	農林部	農政課	8,713
		(再) (追加) 野生鳥獣保護管理事業費	農林部	農政課	25,468
		生物多様性保全戦略推進事業費	環境部	自然環境課	1,564
		負傷鳥獣救護活動強化事業費	環境部	自然環境課	6,000
		(再) 漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業	水産部	資源管理課	61,740
		(再) 離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	699,855
		緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	16,172
		用地基金による土地買収	環境部	自然環境課	0
		自然環境情報ネットワーク	環境部	自然環境課	0
		(新) 鳥獣害に強い地域づくり総合対策事業 長崎県鳥獣被害防止総合対策事業	農林部	農政課	1,348,685
		ふるさと緑の生活環境基盤整備事業	農林部	林政課	6,825
自然とのつながりの回復	自然とのふれあいの場の保全・整備	第3節-2-①			
		自然公園等総合整備事業	環境部	自然環境課	21,249
		西海国立公園九十九島のダイヤモンド事業	環境部	自然環境課	0
		九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業	環境部	自然環境課	239,000
		自然公園標識設置費	環境部	自然環境課	88
		自然公園維持管理費	環境部	自然環境課	6,433
		自然公園施設補修費	環境部	自然環境課	1,000
		雲仙公園維持管理費	環境部	自然環境課	25,706
		宝原道路維持管理費	環境部	自然環境課	297
		県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,972
		(新) 島原半島ジオパーク連携施設整備事業	環境部	自然環境課	11,852
		自然環境を活かした先進的な地域づくりを行う地域の支援	環境部	自然環境課	0
		グリーン・ツーリズム推進事業	農林部	農政課	3,181
	自然とのふれあいの場の提供	第3節-2-②			
		自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	648
		(再) 県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,972
	社会経済活動に活用	第3節-2-③			
		河川整備計画調査事業	土木部	河川課	14,000
		海砂採取対策事業	土木部	監理課	26,831

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
自然とのつながりの回復	社会経済活動における適切な活用	代替骨材の確保に関する取り組み推進	土木部	建設企画課	0
		中山間地域直接支払	農林部	農村整備課	1,099,998
		中山間ふるさと・水と土保全対策	農林部	農村整備課	9,100
		農地・水保全管理支払	農林部	農村整備課	186,600
		(再) 漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業	水産部	資源管理課	61,740
		(補助) 水産基盤整備事業	水産部	漁港漁場課	1,271,605
		治山事業	農林部	森林整備室	4,279,217
		長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	360,000
		石木ダム事業	土木部	河川課	585,000
		河川改修事業	土木部	河川課	4,593,400
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	500,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	河川課	270,900
		高潮対策事業	土木部	港湾課、河川課	669,381
		(再) 森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	874,327
		(再) 自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	648
		エコツアー・コーディネーター育成事業	環境部	自然環境課	15,900
		(再) 漁場環境保全創造事業	水産部	資源管理課	74,815
		(再) 漁場環境保全創造事業	水産部	漁港漁場課	286,777
快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	第3節-3-①			
		無電柱化推進事業	土木部	道路維持課	943,281
		都市公園整備	土木部	都市計画課	3,935,626
		(再) 長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	360,000
		(再) 石木ダム事業	土木部	河川課	585,000
		(再) 河川改修事業	土木部	河川課	4,593,400
		(再) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	河川課	270,900
		(再) 高潮対策事業(河川)	土木部	河川課	210,000
		海岸環境整備事業	土木部	河川課	154,744
		(再) 治山事業	農林部	森林整備室	4,279,217
		花のある街かどづくり事業	環境部	自然環境課	4,376
		(再) 緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	16,172
		高潮対策事業(港湾)	土木部	港湾課	459,381
		県民参加の地域づくり事業	土木部	河川課	16,731
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	500,000
		長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	65,583
		(再)(新)新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	184,055
		屋外広告物法に基づく適正な規制・誘導	土木部	都市計画課	9,311
		環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,263
		県民参加の森林づくり事業	農林部	林政課	60,809
	歴史的環境の保全と創造	第3節-3-②			
		(再掲) 長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	65,583
		文化財調査管理	教育庁	学芸文化課	101,073
		「伝え守ろう! わがまちの文化遺産」活用事業	教育庁	学芸文化課	1,882

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

大項目	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
環境教育・環境学習等の推進	学校等における環境学習等の推進教育・環境学習等の推進	第4節-1-①			
		環境教育に関する教職員研修の充実	教育庁	義務教育課	51,000
		総合的な学習を中心とした、体験的・実践的な環境教育の推進	教育庁	義務教育課・ 高校教育課・ 特別支援教育 室	—
		環境教育に関する教職員研修の充実	教育庁	高校教育課・ 特別支援教育 室	—
		(再) 大村湾の水といのちを守り育む事業	環境部	環境政策課	9,280
		環境学習推進事業	環境部		
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,263
		(再) 鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,468
		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	(4,263)
	社会における環境学習の推進教育・環境学習等の推進	第4節-1-②			
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,263
		緑化推進費	農林部	林政課	4,575
		消費者活動支援事業(新生活運動推進事業)	県民生活部	食品安全・消費生活課	4,220
		(再) 自然に親しむ運動	環境部	自然環境課	648
		(再) 鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,468
		(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	(10,567)
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	(4,263)
自主的な環境保全行動の推進	県・市町の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-①			
		(再) 長崎県庁EMS運営	環境部		
		(再) 県庁エコオフィスプランの推進	環境部	未来環境推進課	(11,851)
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	(4,263)
	県民の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-②			
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	10,567
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	(4,263)
		(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	20,477
	事業者の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-③			
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	10,567
		(再) 長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,457
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	(4,263)
		(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	20,477
環境情報の収集、発信の強化	情報提供の機会拡大	第4節-3-①			
		環境情報発信事業	環境部	環境政策課	861
		(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	(10,567)
	情報の共有推進	第4節-3-②			
		(再) 環境情報発信事業	環境部	環境政策課	861
		科学技術に親しむ環境創出支援事業	科学技術振興局	科学技術振興課	1,984
		(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	(10,567)

環境保全のための共通基盤的施策

	中項目	③事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位:千円)
環境保全のための共通基盤的施策	地適 推利 進用 の土	第5節－①			
		土地利用基本計画管理事業	地域振興部	土地対策室	1,911
		国土利用計画管理運営事業	地域振興部	土地対策室	360
	調査研究・技術開発の推進・監視観測の充実	第5節－②			
		環境放射能水準調査(文部科学省)	環境部	環境政策課	12,088
		環境放射線等モニタリング調査(環境省)	環境部	環境政策課	971
		緊急時環境放射線モニタリング(原子力災害対策関係)	環境部	環境政策課	28,612
		(新)閉鎖性水域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究	科学技術振興局	科学技術振興課	2,173
		施肥合理化技術の確立	科学技術振興局	科学技術振興課	1,032
		人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	1,631
		気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	1,486
		温州ミカンにおける天敵利用技術の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	1,404
		温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネルギー型施設栽培の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	855
		温暖化に適した藻類増殖技術開発	科学技術振興局	科学技術振興課	3,364
		菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	731
		乳牛のバレイショ給与技術の確立	科学技術振興局	科学技術振興課	1,458
		新エネルギー産業等プロジェクト推進事業	産業労働部	産業振興課	37,476
		(再)(新)有害赤潮等総合対策事業費	水産部	資源管理課	120,875
		農業、水産業を軸とした、閉鎖性水域や流域圏における良好な物質循環の形成、環境修復技術の開発	科学技術振興局	科学技術振興課	30,748
	環境産業の育成	第5節－③			
		ナガサキ型新産業創造ファンド事業	産業労働部		
		新事業チャレンジ応援事業	産業労働部	産業振興課	15,000
		長崎県地場企業支援ファンド事業	産業労働部		
		(再)環境実践モデル都市推進事業	環境部	ナガサキ・グリーン ニューティール推 進室	2,159
	環境配慮の推進	(再)エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000
		第5節－④			
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	4,083
		環境保全協定事業	環境部	環境政策課	0
		環境配慮し真に基づいた公共工事の実施	環境部	環境政策課	0
	適正紛争等の処理	第5節－⑤			
		公害苦情受付	環境部	環境政策課	616
		公害紛争処理	環境部	環境政策課	(616)
	普切ス環境 及なテム管 の運用理 促進と適シ	第5節－⑥			
		(再)長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,457
		ISO認証取得支援事業	産業労働部	産業振興課	834
	せ果環 手るを促保 立た進全 ため進の のさ効	第5節－⑦			
		デポジット制度の推進	環境部	未来環境推進課	(10,567)
		産廃税を活用した取り組み	環境部	未来環境推進課	84,226
		(再)人と環境にやさしい農業対策費(長崎県版GAP)	農林部	農業経営課	12,236
	規 の制 活 措 置	第5節－⑧			
		(再)工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	4,756
		(再)自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	384
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	5,128

用語解説

〈あ〉

ISO14001

環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格のことです。本県は15年3月に取得し、平成21年3月までの6年間運用しました。

アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンを切ること。

アイドリングストップ&スタートシステム

バスの停止・発進に合わせ、エンジンの自動停止、自動再始動を行う装置。

赤潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともあります。

赤潮は閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされていますが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されています。

悪臭物質

悪臭は一般に悪臭を有する多種類の物質により構成されていることが多いですが、悪臭防止法では、通常悪臭の発生源として問題になっているパルプ工場、石油化学工場、魚腸骨処理場等から排出される悪臭の代表的な構成成分であり、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、工場・事業場からの排出規制等を行っています。

アスベスト（石綿）

アスベスト(石綿)は、極めて細い天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきましたが、空中に飛散するアスベストを大量に吸引した場合に、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

大気汚染防止法では、アスベスト含有量が0.1%を超える吹き付け材、保温・断熱材及び耐火被覆材の除去等を行う場合は事前に届出が必要であり、作業基準も定められています。また、工場・事業場からの排出についても規制されています。

アセトアルデヒド（ CH_3CHO ）

刺激臭をもつ無色の液体で、水、アルコール、エーテルによく溶けます。合成樹脂などの原料に使用されています。腐ったキャベツのような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

R D F（アール ディー エフ）

ごみ由来の燃料（Refuse Derived Fuel）のことで、代表的なものとして可燃ごみを固形化したものがあります。

アンモニア（NH₃）

刺激臭のある無色の気体で圧縮することによって常温でも簡単に液化します。畜産、鶏糞乾燥、し尿処理場などが発生源で、粘膜刺激、呼吸器刺激などの作用があります。し尿のような臭いがし、特定悪臭物質 22 種の中の一つでもあります。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）とが結合してできています。代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガス SO₂）、三酸化硫黄（無水硫酸 SO₃）などがあります。二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10 ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼします。我が国の硫黄酸化物による大気汚染の主な原因は火山等の自然現象のものを除くと、石油系燃料の燃焼によって排出されるものがほとんどです。

石綿（アスベスト） アスベストの項参照

磯焼け

大型海藻が消滅し、海底の岩や石が露出した状態。

イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症などを合併する病気。身体中の骨がゆがんだりひびが入ったりして、患者が「痛い、痛い」と訴えることから、イタイイタイ病と命名されています。

移動発生源と固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となる部分は、自動車の排出ガスによるものです。このガスを体内に吸入すると、血液（赤血球）中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。

一酸化窒素（NO）

無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素（NO₂）に変わります。一酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系の症状が現れます。

一般環境大気測定局

住宅地や商業地域など一般的な環境を測定する施設をいいます。沿道の自動車排出ガスを測定する施設は、自動車排出ガス測定局といいます。

一般廃棄物

日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くずなど産業廃棄物に該当しないものも含まれます。

一般粉じん発生施設

採石場のベルトコンベア、ふるい、堆積状など粉じんを発生する施設をいいます。一方、特定粉じん発生施設は、石綿粉じんを発生する施設をいいます。

インタープリター

言葉の意味は「通訳」ですが、自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいいます（interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称し、一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多いです。なお、インタープリターの行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）といえます。

上乗せ排水規制

ばい煙または排出水の排出の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準です。

エコショップ

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、飲料用パックやトレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

エコドライブ 省燃費運転の項参照

SS（浮遊物質）

SSとは、Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程、水質汚濁の著しいことを示します。

OD（オキシデーション・ディッチ）型

活性汚泥法污水处理方法の一種でオキシデーションディッチと呼ばれる酸化溝型のばっ気槽を使用します。維持管理が簡単で運転経費が安いのが特色です。

污水处理人口普及率（％）

行政人口に対する、下水道及びその類似施設が使用できる人口の割合。

オゾン

オゾン（ O_3 ）は、空気中での放電などにより発生します。酸化性の強い臭気のある気体で、強い殺菌力があります。

オゾン層

地表から20～40 kmの上空に、オゾンが高濃度に存在する層があります。これをオゾン層といいます。太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長（UV-B）を吸収しています。近年、オゾン層がフロンガスによって破壊され、オゾンホールが発生しています。

汚濁負荷量

排出される汚濁物質（BODやCODなどで表される汚れなど水質を悪化させる原因物質の量）をいい、主としてBOD、CODなどの1日当たりの重さ（トンやkg）で表されます。これは、家庭や工場などの汚濁源から排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって計算されます。海域などの水域の状況などによっては濃度規制だけで不十分で、いかに汚濁負荷量を削減するかが重要となります。

汚泥

産業廃棄物の代表的なものの1つです。工場排水、下水処理等の水処理施設の沈殿槽などに溜まる泥状物のものをいいます。

温室効果ガス

地球の温度は、太陽から注がれる日射エネルギーと地球が宇宙に向けて放出する熱放射エネルギーとのつりあいによって保たれています。大気中には、熱放射エネルギー（赤外線）を吸収する「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。

〈か〉

海底耕うん

浅海の海底を漁具によって耕したり、干潟をブルドーザー等で耕すことで、水産生物の生息環境を改善します。

化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称であり、海水や湖沼の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示します。

ガス工作物

都市ガスなどのガスを製造するために用いる装置や設備。ガスの貯蔵タンクやガス反応施設などをいう。

カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられました。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒になり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟性をおこします。水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質

はカドミウムといわれています。

環境アドバイザー

県では、県民の方が企画する環境に関する講演会や研修会、自然観察会などに環境についての有識者や実践活動家を講師（環境アドバイザー）として派遣しています。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策や代替案の比較検討等を含む総合的な事前評価を行うことをいいます。

我が国では、環境影響評価法又は地方自治体の条例によるもの（法アセス・条例アセス）と、個別法令等によるもの（いわゆるミニアセス等）が実施されています。

環境家計簿

家庭における電気やガスなどの使用量を毎月記帳し、使用量の削減に取り組みます。

環境基準

環境基本法第16条は、政府は「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定めることとしています。

環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なります。

環境基準点

環境基準の水域類型指定が行われた水域において、環境基準の達成状況を把握するための地点です。

環境保全協定（公害防止協定）

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、環境保全（公害防止）のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害に関する各種の規制法令を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施することができるため、法律や条例の規制と並ぶ有力な環境保全（公害防止）上の手段として広く利用されています。

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

本来、ホルモンは私たちの身体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働きをしています。「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とであるとされており、科学的には「外因性内分泌かく乱化学物質」といいます。

環境モニタリング

生物環境や生態系、大気質や水質などの状態を監視することです。

官能試験（三点比較臭袋法） 臭気指数の項参照

京都議定書

地球温暖化対策に関する国際会議である「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガス削減目標や国際的な仕組みなど、合意したことが「京都議定書」としてまとめられ、平成17年

2月16日に発効しました。

京都議定書目標達成計画

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき平成17年4月28日に策定された、京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定めた計画です。

「目標達成のための対策と施策」として、自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底等、さらに「速やかに検討すべき課題」として、国内排出量取引制度や環境税、ライフスタイルの見直し、サマータイムの導入が挙げられています。

距離減衰

音が空気の抵抗や吸収によって距離が遠くなるほど伝わらなくなる現象をいいます。

グリーン購入

再生製品や廃棄したときのリサイクルのしやすさ、省エネルギー製品など環境への影響ができるだけ少ない製品や資材を購入することです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

クロム

クロム酸、重クロム酸カリ、重クロム酸ソーダ等の六価クロムは、強力な酸化剤として金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（国土交通省所管、環境省等共管）で、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定されました。（施行は12月）。

景観行政団体

地域における景観行政を担う主体で、景観計画を策定し、良好な景観形成のための規制・誘導等を行うことができます。都道府県、政令市、中核市は景観法により自動的に、その他の自治体は知事への協議を経て景観行政団体になることができます。

K値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制の方法。これは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれの係数（K値）を決め、計算式により求められた許容量をこえる硫黄酸化物の排出を制限するものです。施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3}$$

q：規制値（SO₂×Nm³/h）

He：有効煙突高（m）

下水道処理人口普及率

行政人口に対する、下水道処理区域内人口の割合。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持するが望ましい基準として設定された項目です。これには、カドミウム等の蓄積性のある重金属類と科学技術の進歩で人工的に作り出されたPCB及びトリクロロエチレン等の26項目があります。基準値は項目ごとに定められています。

公害

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気汚染、②水質汚濁、（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応をおこして生成されるオゾン（O₃）、アルデヒド（RCHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化力の強い物質の総称です。光化学オキシダントの大部分がオゾンといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。

光化学スモッグ

自動車や工場等から排出される窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーによる光化学反応で生成するオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としてスモッグ（煙霧）となって目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉を白く枯らしたりします。この現象は日差しの強い夏に多く発生するといわれています。

黄砂

黄砂は、中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

風によって大気中に巻き上げられた黄砂は、発源地域周辺の農業生産や生活環境にしばしば重大な被害を与えるばかりでなく、大気中に浮遊し、黄砂粒子を核とした雲の発生・降水過程を通して地球全体の気候に影響を及ぼしています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を有しているものを除く。）等の総称です。

固定発生源と移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定移動発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等が

あり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

こどもエコクラブ

小中学生が地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。市町村を通じた登録制度になっています。

コプラナーPCB（コプラナー塩化ビフェニル）

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似した生理作用を示す一群のPCB類です。ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に含まれます。

コミュニティ・プラント

地域し尿処理施設のこと。下水道事業の計画区域外に設置される市町村が事業主体となる汚水処理施設。（計画区域人口が101人以上3万人未満）

コンポスト化

生ごみや有機性汚泥などを微生物により発酵し堆肥化すること。堆肥は肥料や土壌改良材として利用します。

〈さ〉

最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。

サーマル・リサイクル

熱を回収することにより、リサイクル利用を図るものです。代表的なものとして、ごみ発電等の余熱利用があります。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類のものをいいます。産業廃棄物は事業者が自らの責任で適正に処理する義務があります。

産業廃棄物処理計画

改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定に基づき、知事が区域(県)内の廃棄物の適正処理を図るため基本事項を定めたもので、本県では平成8年4月に第4次産業廃棄物処理計画を策定しています。

平成12年6月の法改正により、平成13年4月からは一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画を策定することになりました。

酸性雨

酸性度の強い雨のことです。化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、これらが取り込まれて酸性雨となります。生態系の破壊や建造物の腐食などの被害を及ぼします。

シアン化合物

めっき工場や金属精錬加工場などで使用されています。極めて毒性が強く、摂取すると通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下を起こし、数分で死亡することがあります。

四塩化炭素（ CCl_4 ）

機械器具の脱脂、しみ抜き、殺虫剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。オゾン層破壊物質であり、平成7年度末で生産全廃となっています。

COD 化学的酸素要求量の項参照

自治事務

地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいい、地方の判断と責任で遂行する事務をいいます。

自動車排出ガス

自動車排出ガスとは、自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び鉛化合物の5物質が定められています。

シミュレーション

多くのデータを基に、現実や将来的な場面を想定してモデル（見本や実験装置）を作り、水質や大気の状態などについて変化や将来の結果を分析・予測する方法です。コンピュータを使って分析・予測する方法が多く用いられています。

臭気指数

臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度を示す指標で、気体の臭気指数は「三点比較式臭袋法」という方法により算出します。

具体的には、無臭空気を満たした3個1組の袋に1個に試料臭気を注入し、他の2個の袋と臭いの区別ができなくなるまで希釈した倍数を求め、この希釈倍数を基礎として臭気指数を求めます。

省エネルギー診断

建物の空調設備や照明機器、熱源供給設備などのエネルギー使用量を調査・分析し、省エネルギー化を進める改善策を提案するものです。

浄化槽

し尿と生活雑排水を沈殿分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

硝酸性窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ ）及び亜硝酸性窒素（ $\text{NO}_2\text{-N}$ ）

硝酸塩及び亜硝酸塩のことです。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はありませんが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元されます。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがあります。（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）地下水中に

これらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為的な原因が考えられます。

省燃費運転（エコドライブ）

おだやかな運転（急停車・急発進、急加速などをしない）を行うことにより、燃料を節約して二酸化炭素の削減に寄与すること。

振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度を d B で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル（d B）が用いられます。通常、振動感覚補正回路をもつ振動計により測定した値で示されます。

水産資源

海や河川、湖沼等から生産される生物資源をいいます。資源とは人間にとって利用価値のあるものですから、水生動植物すべてが水産資源であるわけではありません。鉱物資源と異なり、適正に管理すると、持続的利用が可能です。

水素イオン濃度（p H）

溶液中の水素イオンの濃度を p H という記号で表します。p H 7. 0 を中性とし、それ以上をアルカリ性、それ以下を酸性といいます。

スチレン（ $C_6H_5CH=CH_2$ ）

無色透明の可燃性液体で都市ガスのような臭いがします。特定悪臭物質の一つでもあります。アルコール、エーテル、アセトン等の有機溶剤によく溶けます。ポリスチレン、合成ゴムなどの原料に使用されています。

生活排水

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水といいます。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭では、し尿とともに処理をされますが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっています。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をさします。

生物化学的酸素要求量（B O D）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の水の中や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的に m g / L で表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物

資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要です。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっています。

ゼロエミッション（Zero Emission）

循環再利用を徹底し、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方で、国連大学が提唱したものです。

騒音レベル

騒音計の周波数補正回路をA特性（人間の耳の感覚に近い周波数補正を行ったもの）として測定したときの指示値で、A特性音圧レベルともいいます。なお、騒音レベルはデシベル（dB）で表します。

[日常生活等における騒音レベルの例]

- 120 dB 飛行機のジェットエンジンの近く
- 110 dB 自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち作業音
- 100 dB 電車が通るときのガード下

〈た〉

第二次長崎県温暖化対策実行計画（県庁エコオフィスプラン）

地球温暖化対策の推進に関する法律により、自ら排出する温室効果ガスを抑制するため、国、都道府県、市町村に、その策定・実行・公表が義務付けられているもの。（平成17年8月策定）

ダイオキシン類

平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においてはポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義されています。塩素がついている数や位置でPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは12種類の仲間がありますが、これらのうち毒性があるとみなされるのは29種類です。

WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベルの）略航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯を考慮し求めます。

炭化水素（HC）

炭素と水素だけからなる有機化合物の総称です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用されています。さらに自動車排出ガスにも含まれています。環境大気中のメタンを除いた炭化水素（非メタン炭化水素）は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、光化学オキシダント生成の防止のための濃度指針が定められています。

地下水

地表面より下に存在している水を地下水といいます。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じています。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下

水)に分けられます。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」といいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻に影響することから、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球の温暖化を防止するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、1998年（平成10年）10月に公布されました。

窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素（ NO ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、三酸化二窒素（ N_2O_3 ）及び五酸化二窒素（ N_2O_5 ）などが知られています。このうち大気汚染の原因となるのは NO 、 NO_2 です。二酸化窒素は刺激性のガスで、その毒性はかなり強く、これを吸入すると肺の奥及び肺毛細管まで進入し、肺水腫を起こして死亡することがあります。

窒素流動（flux）調査

農作地などへの施肥によって、過剰に投与された窒素の流出状況を調査します。

地盤沈下

地盤沈下は、過剰な地下水の採取等によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われると、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層に含まれている水（間隔水）が帯水層に排出されて粘土層が収縮します。そのため、地表部では地盤沈下として認められるものです。

地盤沈下は、比較的緩慢な現象で徐々に進行します。また、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはほとんどありません。

注意報発令

大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、大気汚染防止法施行令第11条の濃度になった場合、知事は広く一般的に周知するとともに、ばい煙を排出する者や自動車の使用者、運転者などにばい煙の排出量の減少又は、自動車の運行の自主的制限について協力を求めることです。

沖積層

ほぼ二万年前から現代までに生成した地層で、砂礫・粘土・泥炭などからなります。現代の河辺・海浜などの表層をなす堆積物はこれに属します。

長期暴露

二酸化窒素など大気の汚染は、短期間、高濃度で人の健康や植物被害などをもたらす場合とそれほど高い濃度ではないが長時間の吸引などで被害を生じる場合があります。大気的环境基準では、短期暴露と長期暴露が考慮されています。

DDT

農業用殺虫剤。中枢神経、肝臓に有害でかつては大量に使用されましたが、残留性が問題となり使用が禁止されています。

低公害車

走行時の排出ガス、騒音等環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいいます。現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車及び電気自動車の４種類がこれにあたります。

底質

陸上では岩石や土壌、水界では底泥、岩石底が代表的な底質です。底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つです。有機物で強度に汚濁されると、底質中に酸素が欠乏し、多くの生物が死滅します。

テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性。ドライクリーニング用洗浄剤、金属の脱脂・洗浄剤、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、ふっ素樹脂の原料として使用されます。

デシベル

音響工学、振動規制等で用いられる単位で、ある一定値を基準にしたレベル量です。すなわち一定値を A_0 、測定値を A としたとき次の式で示されます。

$$dB = 10 \log (A/A_0)$$

デポジット制度

預り金払い戻し制度のことです。代表的な例としてわが国のビール瓶等で行われているように、一定金額を上乗せして販売し、返却する時預り金が払い戻される方式です。

テレメータシステム

各地に設置した測定局のデータを中央監視センター等に設置した親局が収集し、データの処理、管理等を行う一連のシステムをいいます。本県の大気汚染常時監視テレメータシステムは、平成１２年度末現在、大気環境を５０局で、発電所の排出ガスを７局の計５７局で汚染状況を監視しています。

電気工作物

電気を作るために用いる装置、設備（ボイラーやベルトコンベア、石炭ストッカーなど）。一義的には電気事業法による規制を受けます。

電気集じん機

静電気によって微小な粒子状物質を吸着させる装置でばい煙中のばいじんを除去します。ほかにバグフィルターや湿式集じん機、サイクロン集じん機などがあります。

TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalents の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い２，３，７，８－TCDDの毒性を１として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により、換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。TEQとも表記します。

透明度

水の澄明さを表します。通常、透明度板（白色で直径３０ｃｍ）を船上などから船の上に下ろ

し透明度板に記したマークが見えなくなるまでの水深です。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法政令で定めるものをいい、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業等5種類の建設作業が定められています。

特定施設

騒音規制法及び振動規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を、さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では、“工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、これを大気中に排出したり、これを含む汚水や廃液を排出する施設”を特定施設と定め、各法で規制対象施設としています。

特定フロン

1985年3月オゾン層の保護に関するウィーン条約が採択され、同条約に関する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。この議定書では、CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、CFC-115の5種類を特定フロンと定義しており、特定フロンについては1995年（平成7年）末で生産が全廃になっています。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法令で定められたものをいいます。

土壌汚染

土壌が、重金属・酸性降下物、肥料、除草剤などの農薬、ごみの不衛生処分などによって汚染されることをいいます。なお、「農用地の土壌の汚染防止法等に関する法律」では、特定有害物質としてカドミウム、銅、ヒ素及びその化合物が指定されています。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈液及び剥離液、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されています。

1, 1, 1-トリクロロエタン (CH_3CCl_3)

金属洗浄、溶剤、接着剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。化学的には安定していますが、空気、熱、光などによって分解します。急性毒性は低いですが、クロロホルムと同様な麻醉性があり、肝臓、腎臓障害などを起こします。オゾン層破壊物質であり、平成7年末で生産が全廃になっています。

1, 1, 2-トリクロロエタン ($\text{CHCl}_2-\text{CH}_2\text{Cl}$)

水に溶けにくい無色の液体で、揮発性の有機塩素化合物です。不燃性で水より重く、用途は溶剤、粘着剤、塗料等です。人への影響としては、中枢神経の抑制、肝臓障害、腎臓傷害等を起こします。

トリブチルスズ 有機スズの項参照

〈な〉

75%値

BOD（河川）、COD（海域、湖沼）の環境基準を評価する値で、年間の全測定データ（日間平均値）を小さい方から順に数えて全体の75%に該当する値です。

ナノグラム（ng）

10^{-9} グラム（10億分の1グラム）

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄を含む燃料（石油、石炭等）の燃焼時に硫黄が酸化されて二酸化硫黄（SO₂）と三酸化硫黄（SO₃）が発生しますが、大部分はSO₂です。二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物といい、大気汚染の原因となります。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素（NO₂） 窒素酸化物（NO_x）の項を参照

ノニルフェノール

主として工業用洗剤の原料として使用されており、環境省が平成13年8月、魚類に対してホルモンかく乱作用があると認定しました。

ノルマル立方メートル毎時（Nm³/h）

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位です。

〈は〉

ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは、燃料、その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。有害物質は、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。

ハイブリッド車

低公害車的一种で、低速では電気を使い、高速ではガソリンを使って走る自動車、または、エンジンを使って発電し、その電力でモーターを回して走る自動車のことです。

ハロン

臭素原子を含むフルオロカーボン（メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部をフッ素原子で置換した化合物）の総称。ハロンは、フロン同様にオゾン層破壊物質として「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により平成6年1月より生産及び消費が全廃とされています。主なハロンガスは、ハロン1211（CF₂ClBr）、ハロン1301（CF₃Br）、ハロン2402（CF₂BrCF₂Br）で消火剤として利用されていました。

P R T R（環境汚染物質排出移動登録）

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、大気、河川、湖沼など環境中に大量に排出する事業者に対し、削減努力を促すとともに、管理、情報公開を求める化学物質管理の新しいシステムで、欧米で導入が進んでおり、日本では平成 11 年 7 月に法制化されました。

B O D 生物化学的酸素要求量の項参照

ピコグラム（p g）

10^{-12} グラム（1 兆分の 1 グラム）

P C B（ポリ塩化ビフェニル）

P C B は、化学的に安定であり、熱安定性にもすぐれた物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多くの分野で使用されていました。カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、現在製造が禁止され保管中のものについても一定期間内に適正処理することが義務付けられています。

ヒ素

金属と非金属との中間的性質。有毒。半導体、農薬、医薬品等の原料。

p p m

parts per million の略で、100 万分の 1 を 1 p p m といい、濃度を表す単位として使用されます。水の場合は、1 k g（約 1 リットル）中のミリグラム数を表し、大気の場合は 1 m^3 中 1 c m^3 のガス容量を表します。

p p b

parts per billion の略で、10 億分の 1 を 1 p p b といい、濃度を表す単位として使用されます。容量比、重量比ともに濃度や含有率を表示するために用いますが、一般に気体の場合は容積比で表示します。たとえば、亜硫酸（ SO_2 ）1 p p b とは空気 $1,000\text{ m}^3$ 中に SO_2 が 1 cm^3 含まれている状態をいいます。

p p t

parts per trillion の略で、1 兆分の 1 を 1 p p t といい、濃度を表す単位として使用されます。

P P P

Polluter Pays Principle の略。

環境汚染防止のコスト（費用）は汚染原因者が支払うべきであるとの考えをいい、一般には汚染者負担の原則といわれています。

環境汚染のうえに成立する商品のコストの中に環境汚染の代価が盛り込まれていることを要請するものであり、環境を汚染する商品の生産者に対する公害防止のための補助金等の支払いを禁止し、公平な経済競争の確保を目的とする考え方であり、昭和 47 年に O E C D の環境委員会が採用しました。

フィージビリティスタディ (Feasibility Study)

実現の可能性を探るための予備的な検討、調査。

富栄養化

水域での生物の繁殖が活発になる現象を一般に富栄養化といい、この現象は淡水、海水を問わず水中の栄養塩類（窒素、リン等）の増加により起こるとされています。富栄養化自体は、水産業等にとって生産力が増加するなど好影響を与える面もありますが、実際には水質が不安定となり海域での赤潮、湖沼でのアオコの発生や水道の臭い水の原因となることもあり、環境に悪影響を及ぼすことが多くなっています。

フタル酸エステル類

プラスチック類の可塑剤として使用されており、ホルモンかく乱作用が疑われているため、環境省で研究が進められています。

ふっ素

刺激臭の強い気体で、強い反応性に富みます。水中ではフッ化物の形で存在します。飲料水中に過量で斑状歯。

浮遊物質（SS）

Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程水質汚濁の著しいことを示します。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

浮遊粉じんのうちで、粒子径が10 μm以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察を中心とした様々なメニューが各地で実施されています。

フロン

「フロン」は日本で使われている呼称で、正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称です。このうち、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル及びハイドロブロモフルオロカーボン（HBC）の7物質がオゾン層を破壊する物質として、「モントリオール議定書」で生産量及び消費量の削減が義務づけられています。

閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。

保安林

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林です。

〈ま〉

マイクログラム (μg)

10⁻⁶ グラム (100万分の1グラム)

マテリアル・リサイクル

物質の性質を変えないで素材のまま活用するリサイクル方法のことをいいます。プラスチックからプラスチック、紙から紙に利用するなど、材料としてそのまま利用するためのリサイクルです。

マニフェスト

産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防ぐため、産業廃棄物の運搬や処理を処理業者に委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を使用しなければなりません。この管理票を、マニフェストといいます。

面評価

道路に面する地域に係る環境基準の評価方法で、従来の測定点における環境基準との比較から、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合により評価するものです。

藻場

海の中で海藻が多くある場所、陸上の森に例えられます。

〈や〉

有機スズ

内分泌かく乱作用を有すると疑われている有機スズは、トリブチルスズ(TBT)です。船底塗料や漁網の汚染防止剤として広く普及しました。有機スズのうち、トリブチルスズオキシド(TBTO)は1990年に製造・輸入が禁止され、その他の有機スズも使用自粛の行政指導等により、現在は、外航船を除き使用されていません。

有機リン

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、馬拉ソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用されています。

有機リン殺虫剤は殺虫力が強く人間にも有害であり、浸透力が強く、体についたり吸収したりすると、頭痛がおきたり手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招きます。

要請限度

自動車騒音が、その限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

予測無影響濃度

生物に対する毒性試験において作用を受けない最大濃度(最大無作用濃度)に安全係数を乗じた濃度です。環境ホルモンでは、安全係数を10分の1としています。

〈ら〉

リサイクル（Recycle、再生利用）

使用済みの製品、材料などを原材料として形を変えて再生し、新しい製品、材料として使用することをいいます。

リデュース（Reduce、ごみの減量化）

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことにより、ごみの発生を抑えることをいいます。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたり、消費者が製品を長く使うことがリデュースにつながります。

リユース（Reuse、再使用）

ビールびんなどのように、ひとつの製品をできる限り長く、繰り返して使用することをいいます。

流域下水道

2つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠から成ります。事業主体は原則として都道府県です。

六価クロム

クロム化合物の中でも6価のクロムのこと。クロム酸（ CrO_3 ）、重クロム酸カリ（ $\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）、重クロム酸ソーダ（ $\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。

6価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

〈わ〉

ワークショップ

課題に対する共通認識や解決策を導き出すために参加者が自主的に活動する講習会をいいます。